

平成 9 年版

働く女性の実情

労働省女性局

ま え が き

労働省女性局では、昭和28年以来働く女性に関する動きを取りまとめ「働く女性の実情」として毎年紹介してきました。

今年は「Ⅰ 平成8年の働く女性の状況」において、前年との比較を中心に平成8年における働く女性の実態とその特徴を明らかにするとともに、「Ⅱ 職業生活と家庭生活との両立のための課題」では、少子・高齢化、核家族化の進展について実態を把握し、育児や家族の介護を行う労働者及び当該労働者を雇用する企業の現状を踏まえ、今後の職業生活と家庭生活との両立のため施策の在り方を考察しました。そのほか、「Ⅲ 働く女性に関する対策の概況」、付属統計表、女性労働関係判例も収録しました。

本書が、働く女性に関する問題に関心を持たれる方々の参考になれば幸いに存じます。

平成9年12月

労働省女性局長

太 田 芳 枝

〈本冊子で使用した資料等〉

1 主な資料

総務庁—労働力調査、労働力調査特別調査、家計調査、就業構造基本調査、国勢調査、社会生活基本調査

労働省—賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査、雇用動向調査、職業安定業務統計、女子雇用管理基本調査、家内労働実態調査、家内労働概況調査

文部省—学校基本調査

厚生省—人口動態統計

I L O—Year Book of Labour Statistics

2 労働力調査について

- (1) 年平均の数値を用いた。
- (2) 昭和47年以前の数値には沖縄県が含まれていない。
- (3) 総数に分類不能及び不詳の数を含むため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
- (4) 「0」印は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (5) 「—」印は該当数字のない箇所である。

3 賃金構造基本統計調査について

- (1) 企業規模10人以上の民営企業の調査結果による。

4 毎月勤労統計調査について

- (1) 事業所規模5人以上（一部30人以上）の調査結果による。
- (2) 男女別の数値については約3年ごとに行われる調査サンプル替（最近
は平成3年1月）による影響は修正されていない。
- (3) 昭和45年以降はサービス業を含む。

5 雇用動向調査について

- (1) 事業所規模 5 人以上の調査結果による。
- (2) 企業規模計には官公営を含んでいる。
- (3) 平成 2 年以前は建設業を除く。

6 文中の（付表〇〇）は付属統計表参照

目 次

I	平成8年の働く女性の状況	1
1	概況	1
2	労働力人口、就業者、雇用者の状況	2
(1)	労働力人口	2
(2)	就業者及び完全失業者	4
(3)	雇用者	7
3	労働市場の状況	14
(1)	求人・求職状況	14
(2)	入職・離職状況	15
(3)	新規学卒者の就職状況	16
4	労働条件等の状況	19
(1)	賃金	19
(2)	労働時間	24
(3)	勤労者世帯の家計	25
5	パートタイム労働者の状況	26
(1)	パートタイム労働者の増加	26
(2)	パートタイム労働者の就業実態	28
6	家内労働の動向	31
(1)	家内労働者の就業状況	31
(2)	家内労働者の労働条件	33
II	職業生活と家庭生活との両立のための課題	34
1	職業生活と家庭生活とをとりまく現状	34
(1)	少子・高齢化の進行	34
イ	出生数及び出生率の低下	34
ロ	未婚率の上昇、晩婚化	36

ハ 高齢化の加速	37
(2) 家族の変化	39
イ 世帯人員の減少	39
ロ 共働き世帯の増加	40
ハ 離婚の増加	40
ニ 家庭の機能の変化	41
2 職業生活と家庭生活との両立に向けて	43
(1) 労働者の実情	43
イ 家族的責任を有する労働者の動向	43
ロ 育児に関する実情	58
ハ 介護に関する実情	65
(2) 企業の実情	73
イ 育児休業制度等	73
ロ 介護休業制度等	77
ハ 再雇用制度	81
ニ 家族看護休暇制度	82
ホ その他	83
3 まとめ	84
Ⅲ 働く女性に関する対策の概況	87
1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等対策の推進	87
(1) 男女雇用機会均等法等の改正	87
(2) 均等法の遵守のための行政指導等の実施	89
(3) 女子学生等の就職問題に関する施策	89
(4) 女性労働者の能力発揮促進のための企業の積極的取組 (ポジティブ・アクション)の促進について	90
(5) 職場におけるセクシャル・ハラスメント防止のための取組	91
2 母性健康管理対策の推進	91

(1) 男女雇用機会均等法等の改正による母性健康管理措置の義務化	91
(2) 労働基準法改正による母性保護措置の強化	92
3 パートタイム労働対策の推進	92
(1) パートタイム労働法の施行	93
(2) 短時間労働者援助センターによる雇用管理改善等援助事業の 実施	93
(3) パートタイム労働者の雇用の安定	94
(4) パートタイム労働者の能力開発の推進等	95
(5) パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進	95
4 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進	96
(1) 介護休業制度及び勤務時間短縮等の措置の早期導入の促進	96
(2) 育児休業制度及び勤務時間短縮等の措置の定着促進	97
(3) 育児休業、介護休業者が職場復帰しやすい環境づくりの推進	97
(4) 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくり の推進	97
(5) 育児、介護等のために退職した者に対する再就職支援	99
(6) 母子家庭の母等に対する就業援助対策の実施	100
(7) レディス・ハローワーク事業の実施	101
5 家内労働対策の推進	102
(1) 家内労働法の周知徹底	102
(2) ワープロ作業に係る対策	103
(3) いわゆる「インチキ内職」の被害防止	103
6 女性の地位向上のための施策の推進	103
(1) 婦人週間の実施	104
(2) 「女性の歴史と未来館（仮称）」の設置	104
(3) 女性起業家の支援施策の推進	104
(4) 政策、方針決定への参加の促進	105
7 女性の能力開発	105

8 国際協力の推進.....	105
----------------	-----

付属統計表.....	付 1
------------	-----

参考

女性労働関係判例	付135
----------------	------

本文中図表索引

〈第Ⅰ部〉

第1-1図	年齢階級別女性の労働力率……………	3
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」		
第1-2図	従業上の地位別女性の就業者の割合……………	5
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」		
第1-3図	完全失業率の推移……………	6
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」		
第1-1表	年齢階級別の完全失業率……………	7
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」		
第1-4図	雇用者数の推移……………	8
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」		
第1-5図	女性の年齢階級別雇用者割合……………	9
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」		
第1-6図	産業別女性雇用者の増加状況及び女性比率……………	10
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」		
第1-7図	男女別勤続年数の推移……………	13
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」		
第1-8図	勤続年数階級別女性労働者構成比の推移……………	13
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」		
第1-9図	新規学卒就職率の推移……………	18
資料出所：文部省「学校基本調査」		
第1-10図	産業別女子新規学卒就職者数の構成比……………	19
資料出所：文部省「学校基本調査」		
第1-2表	一般労働者の賃金形態……………	20
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」		

第1-11図	所定内給与額、対前年上昇率の推移	20
--------	------------------	----

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

第1-12図	学歴、年齢階級別男女標準労働者の所定内給与額	22
--------	------------------------	----

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成8年）

第1-13図	企業規模、年齢階級別所定内給与額	23
--------	------------------	----

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成8年）

第1-14図	短時間雇用者数及び構成比の推移（非農林業）	27
--------	-----------------------	----

資料出所：総務庁「労働力調査」

第1-15図	女性パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移	30
--------	---------------------------	----

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

第1-16図	業種別女性家内労働者の割合	32
--------	---------------	----

資料出所：労働省「家内労働概況調査」（平成8年）

〈第Ⅱ部〉

第2-1図	出生数及び合計特殊出生率の推移	35
-------	-----------------	----

資料出所：厚生省「人口動態統計」

第2-2図	先進諸国における合計特殊出生率の推移	35
-------	--------------------	----

資料出所：「UN. Demographic Yearbook」

第2-3図	男女別生涯未婚率の推移	36
-------	-------------	----

資料出所：総務庁「国勢調査」

第2-4図	平均初婚年齢の推移	37
-------	-----------	----

資料出所：厚生省「人口動態統計」

第2-5図	先進諸国における65歳以上人口割合の推移	38
-------	----------------------	----

資料出所：「UN. Demographic Yearbook」

第2-6図	世帯構造別にみた世帯割合の年次推移	39
-------	-------------------	----

資料出所：厚生省「国民生活基礎調査」

第2-7図	離婚率の推移	40
-------	--------	----

資料出所：厚生省「人口動態統計」

第2-8図 「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」 という考え方について……………	41
資料出所：総理府「男女平等に関する世論調査」（平成4年11月）	
第2-9図 「家庭は夫婦中心か子供中心か」について……………	42
資料出所：総理府「家族・家庭に関する世論調査」（昭和61年）	
第2-10図 家庭に情緒面の機能を求める人が多い……………	42
資料出所：経済企画庁「家庭と社会に関する意識と実態調査報告書」 （平成6年）	
第2-11図 女性の年齢階級別潜在的労働力率（平成7年2月現在）……………	44
資料出所：「平成8年版労働経済の分析」	
第2-1表 末子の年齢別妻の就業状態……………	45
資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」（平成9年2月）	
第2-12図 末子の年齢及び世帯類型別妻の就業状態……………	46
資料出所：総務庁「労働力調査特別調査」（平成9年2月）	
第2-13図 地域別に見た年齢階級別女性の労働力率の推移……………	47
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」	
第2-14図 男性労働者の月平均賃金と女性の労働力率……………	50
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成7年）	
第2-15図 三世帯同居率と女性の労働力率……………	51
資料出所：総務庁「国勢調査」（平成7年）	
第2-16図 「男は仕事、女は家庭」という考え方について……………	53
資料出所：総理府「男女共同参画に関する意識調査」	
第2-17図 男女別就業意識の違いの推移……………	54
資料出所：総理府「男女共同参画に関する世論調査」（平成7年7月）	
第2-18図 仕事と生活の両立を目指す女性が増加……………	55
資料出所：財社会経済生産性本部「『働くことの意識調査』調査報告書」 （平成8年度）	

第2-2表	共働きか否か別夫と妻の生活時間～夫婦と子供の世帯～ (週全体の1日平均)	56
資料出所：総務庁「社会生活基本調査」(平成8年)		
第2-3表	家族類型、末子の年齢別夫と妻の育児時間及び他の家事 関連時間(週全体の1日平均)	57
資料出所：総務庁「社会生活基本調査」(平成8年)		
第2-19図	夫婦の勤労等時間(週全体の1日平均)	58
資料出所：総務庁「社会生活基本調査」(平成8年)		
第2-20図	女性が働き続けるのを困難にしたり障害になること	59
資料出所：総理府「婦人の就業に関する世論調査」(昭和58年)		
経済企画庁「国民生活選好度調査」(平成8年)		
第2-21図	子供を預けるに当たって困っていること	60
資料出所：助婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に 関する調査」(平成6年)		
第2-22図	子供が病気の場合の対応	61
資料出所：助婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に 関する調査」(平成6年)		
第2-23図	通常の保育では対応できない場合(時間外労働等)の対応	62
資料出所：助婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に 関する調査」(平成6年)		
第2-24図	仕事と育児を両立するために必要と思う対策	63
資料出所：助婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に 関する調査」(平成6年)		
第2-25図	育児環境、保育所・育児休業に関する行政への要望	64
資料出所：厚生省「人口動態社会経済面調査の概況」(平成8年度)		
第2-26図	寝たきり・痴呆症・虚弱高齢者の将来推計	65
資料出所：厚生省「国民生活基礎調査」		
第2-27図	仮に世帯の誰かが介護が必要となった場合どうするか	66
資料出所：厚生省「家族機能基本調査」(平成7年)		

第2-28図	介護にあたって困ったこと	67
資料出所：財団法人少年協会「仕事と介護との両立に関する調査」 (平成8年)		
第2-4表	寝たきり者の年齢階級別にみた主な介護者の続柄・性別の構成割合	68
資料出所：厚生省「国民生活基礎調査」(平成7年)		
第2-29図	家族の介護が必要になったときの本人の仕事の面での対応	69
資料出所：財団法人少年協会「仕事と介護との両立に関する調査」 (平成8年)		
第2-30図	家族の介護が必要になったときの配偶者の仕事の面での対応	69
資料出所：財団法人少年協会「仕事と介護との両立に関する調査」 (平成8年)		
第2-31図	介護サービスの利用状況	70
資料出所：財団法人少年協会「仕事と介護との両立に関する調査」 (平成8年)		
第2-32図	月平均介護費用	71
資料出所：財団法人少年協会「仕事と介護との両立に関する調査」 (平成8年)		
第2-33図	男女別、職位別介護に関する企業内施策に関するニーズ	72
資料出所：財団法人少年協会「仕事と介護との両立に関する調査」 (平成8年)		
第2-34図	規模別育児休業制度の規定状況	73
資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)		
第2-35図	男女別育児休業取得者の休業期間	75
資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)		

第2-36図 勤務時間短縮等の措置の導入状況(M.A.)76

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)

第2-37図 規模別介護休業制度の導入状況78

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)

第2-38図 男女別介護休業者の取得期間80

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)

第2-39図 勤務時間短縮等の措置の導入状況(M.A.)81

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)

I 平成8年の働く女性の状況

1 概 況

平成8年の我が国経済は、テンポは緩やかであるものの景気は回復の動きを続けたが、年央には完全失業率が過去最高になる等雇用情勢は厳しい状況で推移した。しかし、年後半には、新規求人の増加幅の拡大、求人倍率の上昇、雇用者数の増加幅の拡大等の改善の動きもみられた。

平成8年の女性の労働力人口は2,719万人で前年に比べ18万人増（0.7%増）となり、男性（26万人、0.7%増）と比較して、増加数では少なかったものの、増加率は同率であった。また、労働力人口総数に占める女性の割合は40.5%で、3年連続して前年と同率であった。

女性の15歳以上人口は、前年に比べ0.6%増加し、女性の労働力率（労働力人口／15歳以上人口）は50.0%と、前年と同率であった。

女性の雇用者数は2,084万人で前年に比べ36万人の増加（前年比1.8%増）であった。増加数、増加率とも男性（23万人、0.7%増）を上回ったため、雇用者総数に占める女性の割合は39.2%で、前年より0.3%ポイント上昇し、昨年の上昇幅を上回った。女性雇用者のうち週間就業時間35時間未満の短時間雇用者数（非農林業）は、前年差60万人増加の692万人と9.5%ポイントの大幅増加となり、休業者を除く女性雇用者（非農林業）に占める割合は34.0%（前年比2.4%増）となった。

その他、サービス業及び卸売・小売業、飲食店の女性雇用者数の増加、中小企業での女性雇用者数の増加などの動きがみられた。

女性の完全失業者数は91万人で前年（87万人）に比べ増加幅は縮小したもののさらに増加し、完全失業率は3.3%と前年に比べ0.1%ポイント上昇し既往最高水準となった。

男性の失業率は、3.4%で男女ともに過去最高水準となったが、女性の失業率は13年ぶりに男性を下回った。

女性の非労働力人口は2,712万人で前年に比べ14万人増加（0.5%増）した。

労働市場の状況（男女計）をみると、一般労働市場においては新規求人数が大幅に増加し、新規求職者数は昨年より減少したため、一般新規求人倍率は1.07倍、有効求人倍率は0.62倍と6年ぶりに上昇した。一方、パートタイム労働市場は新規求職者数、新規求人数ともに増加しており、新規求人倍率は1.92倍、有効求人倍率は1.31倍と、前年を大幅に上回った。

女性の一般労働者のきまって支給する現金給与額は、22万1,300円（前年比1.7%増）となり、前年の伸び率を下回った。

規模5人以上事業所の女性常用労働者の1人平均月間総実労働時間は、143.5時間（前年差0.5時間増）、うち所定内労働時間は138.8時間（同0.2時間増）で、いずれも減少傾向から増加に転じた。

2 労働力人口、就業者、雇用の状況

(1) 労働力人口

イ 労働力人口の女性比率は4年連続横ばい

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成8年の女性の労働力人口（就業者＋完全失業者）は2,719万人で、前年に比べ18万人、0.7%増（7年7万人、0.3%増）で、前年より増加数、増加率ともに拡大した。また、男性の増加数及び増加率がそれぞれ26万人、0.7%増と増加率が同じであったため、労働力人口総数に占める女性の割合は、4年連続同率で40.5%であった（付表1）。

ロ 女性の労働力率は横ばい

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は50.0%と前年と同率であった。女性の労働力率は、昭和63年以降上昇を続けていたが、平成4年に横ばいとなり、5年以降低下傾向にあったが、再び横ばいとなった。

一方、男性の労働力率は前年より0.1%ポイント上昇して77.7%となった。

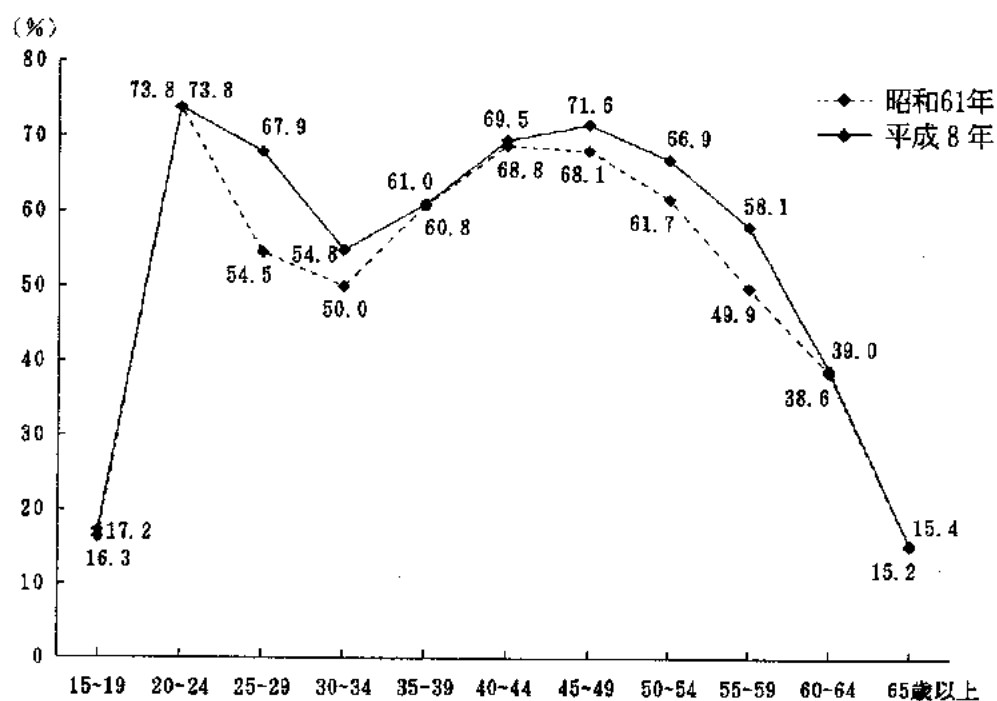
ハ ボトムの上昇が比較的大きかった女性のM字カーブ

女性の労働力率を年齢階級別にみると、20～24歳層（73.8%）と45～49歳層（71.6%）を左右のピークとし、30～34歳層（54.8%）をボトムとするM

字型の曲線を描いている。前年と比べると、25～29歳層で1.5%ポイント、30～34歳層で1.1%ポイント、55～59歳層で1.1%ポイント上昇している一方、60～64歳層で0.7%ポイント低下したほかは、若干の変動であった。

これを10年前（昭和61年）と比べると、15～19歳層、35～39歳層で低下しているほかは、いずれの年齢層においても労働力率は横ばい若しくは高まっており、M字型曲線が全体的に上方にシフトしている。特に、晩婚化が進む中で25～29歳層では13.4%ポイントと大幅に上昇するとともに、M字型の底を形成している30～34歳層で4.8%ポイント上昇しており、M字のボトムアップが進んでいる。また、50～54歳層（5.2%ポイント上昇）、55～59歳層（8.2%ポイント上昇）と中高年齢層での上昇が大きくなっている（第1－1図、付表2）。

第1－1図 年齢階級別女性の労働力率



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

ニ 未婚者では上昇、既婚者で低下した労働力率

配偶関係別に女性の労働力率をみると、未婚では60.4%（前年差1.2%ポイント上昇）、有配偶では51.0%（同0.2%ポイント低下）、死別・離別では31.7%（同0.3%ポイント低下）となっている。最近の推移をみると、未婚では昭和63年以降一貫して上昇しており、7.1%ポイントの上昇となっているのに対し、有配偶は平成3年まで、死別・離別では平成4年までに上昇した後、低下傾向を示している（付表3）。

ホ 増加が続く非労働力人口

女性の非労働力人口は2,712万人となり、前年に比べ14万人増加（前年比0.5%増）した。非労働力人口を主な活動状態別にみると、家事専業者は1,662万人（非労働力人口に占める割合61.3%）、通学410万人（同15.1%）、その他641万人となっている。前年に比べ、家事専業者は25万人増加（前年比1.5%増）、通学者は14万人減少（同3.3%減）、その他は5万人の増加（同0.8%増）であった（付表5）。非労働力人口は平成4年から増加傾向にあるが、特に65歳以上の家事専業者22万人増と増加幅が大きい。

(2) 就業者及び完全失業者

イ 女性の就業者数はわずかに増加

「労働力調査」によると、平成8年の女性の就業者は2,627万人で、前年より13万人（前年比0.5%増）増加した。また、男性の就業者は3,858万人で前年より15万人増（前年比0.4%増）と男女共わずかながら増加した（付表6）。

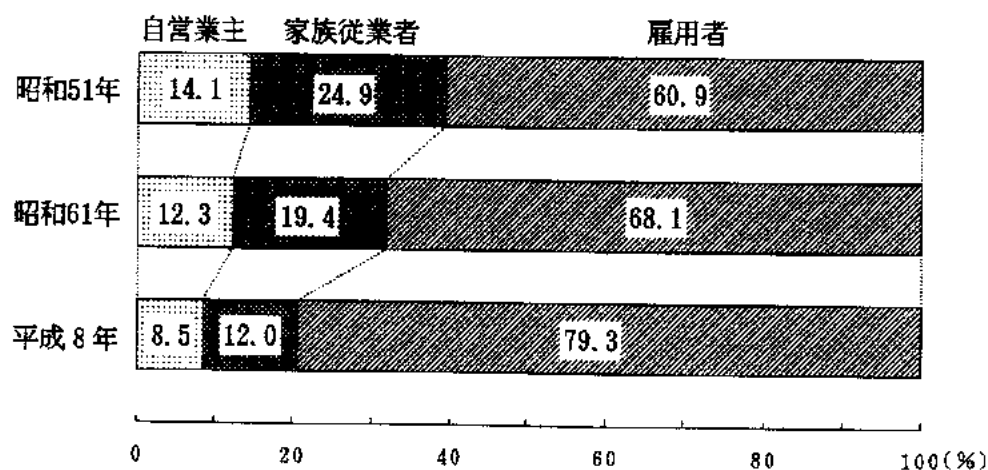
従業上の地位別にみると、雇用者が2,084万人（女性の就業者総数に占める割合79.3%）、家族従業者が315万人（同12.0%）、自営業主が222万人（同8.5%）であった。自営業主及び家族従業者は減少が続く一方で、雇用者は増加を続けており、平成2年以来縮小傾向にあった増加幅が拡大に転じ、就業者に占める雇用者の割合が年々高まってきている。

ロ 減少が続く自営業主及び家族従業者

女性の自営業主は222万人で前年に比べ12万人減少（前年比5.1%減）した。

また、家族従業者は315万人で前年に比べ12万人の減少（同3.7%減）となった。いずれも減少傾向が続いている（第1－2図）。

第1－2図 従業上の地位別女性の就業者の割合



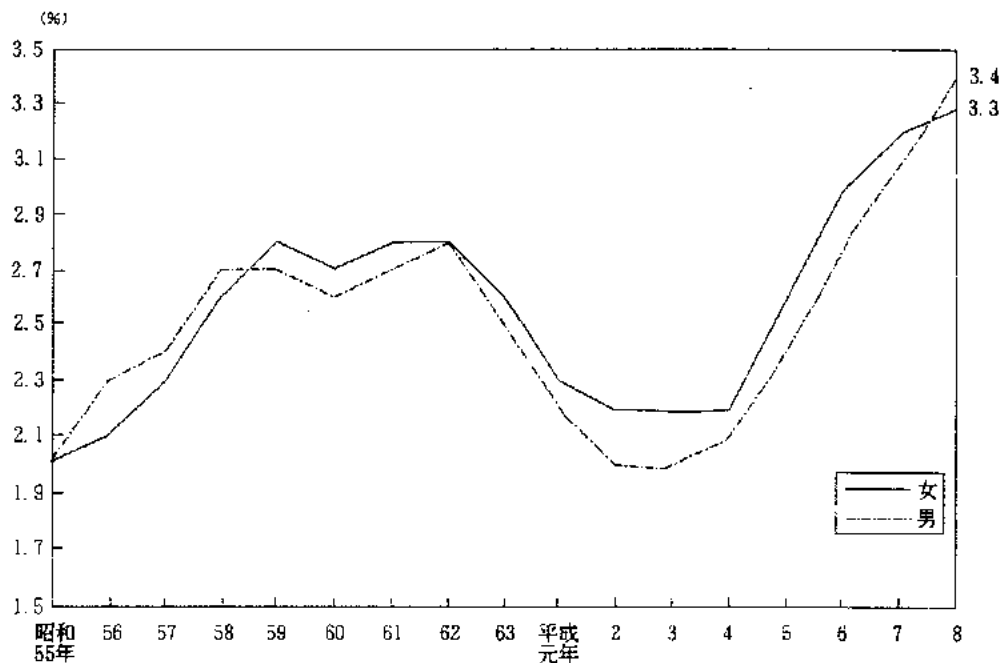
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

ハ 過去最高水準を示した完全失業率

依然として景気回復のテンポが緩やかなものとどまる中で、女性の完全失業者は91万人（前年比4万人増）となり、男性（134万人、前年比11万人増）とともに引き続き増加した。平成8年の女性の完全失業率は3.3%と前年より0.1%ポイント上昇（男性は3.4%で前年比0.3%ポイント上昇）しており、比較可能な昭和28年以降でもっとも高水準となった昨年を更に上回る水準となった。女性の完全失業率の推移をみると、昭和61年、62年の円高不況期に2.8%と高率を示した後は低下を続け、平成2年から4年は2.2%と横ばいであったが、平成5年以降、大幅に上昇している（第1－3図、付表9）。

平成8年の女性の完全失業率を年齢階級別にみると、15～19歳層が9.1%で最も高く、20～24歳層で6.2%、25～29歳層で5.5%と若年層で高く、55～59歳層で2.1%、50～54歳層で2.1%など中高年齢層では低くなっている。前年との比較では、15～19歳層が1.6%ポイント、20～24歳層で0.4%ポイント上昇と、若年層での上昇が目立つほかは僅差に止まっている。

第1-3図 完全失業率の推移



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

男性の完全失業率は、同様に若年層において高率を示しており（15～19歳層が10.3%、20～24歳層6.1%）、また、60～64歳層でも8.5%と高くなっている。男女で比較すると、15～19歳層及び55～59歳層以降では男性の方が高くなっており、特に60～64歳層において差が顕著である。一方、20～24歳層から50～54歳層までは女性の方が上回っており、特に30～34歳層で女性4.6%、男性2.5%と差が大きい（第1-1表）。

女性の完全失業者を離職理由別にみると、自発的な離職（自分又は家族の都合）による者が42万人（女性の完全失業者に占める割合46.2%）、非自発的な離職（定年や解雇等）による者が17万人（同18.7%）、学卒未就職者が6万人（同6.6%）、その他（学卒未就職者以外で新たに仕事に就くために、仕事を探し始めた者）が23万人（同25.3%）となっており、全体的には自発的な離職者が半数近くを占めているものの、その割合はわずかに減少した。

一方、非自発的な離職、学卒未就職者及びその他の者は、いずれも数、割合ともに増加している。特に、その他の者の伸び率が大きい（付表10）。

第1-1表 年齢階級別の完全失業率

(%)

		計	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65～ 以上
女	平成7年	3.2	7.5	5.8	5.2	4.7	3.0	2.2	2.1	2.0	1.7	2.6	0.6
	平成8年	3.3	9.1	6.2	5.5	4.6	3.0	2.3	2.0	2.1	2.1	2.6	0.6
	前年差	0.1	1.6	0.4	0.3	-0.1	0.0	0.1	-0.1	0.1	0.4	0.0	0.0
男	平成7年	3.1	8.9	5.5	3.7	2.3	1.8	2.0	1.8	1.9	2.7	7.5	2.2
	平成8年	3.4	10.3	6.1	4.0	2.5	2.1	2.1	2.0	2.0	2.7	8.5	2.1
	前年差	0.3	1.4	0.6	0.3	0.2	0.3	0.1	0.2	0.1	0.0	1.0	-0.1

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(3) 雇 用 者

イ 6年ぶりに女性雇用者の増加幅が拡大

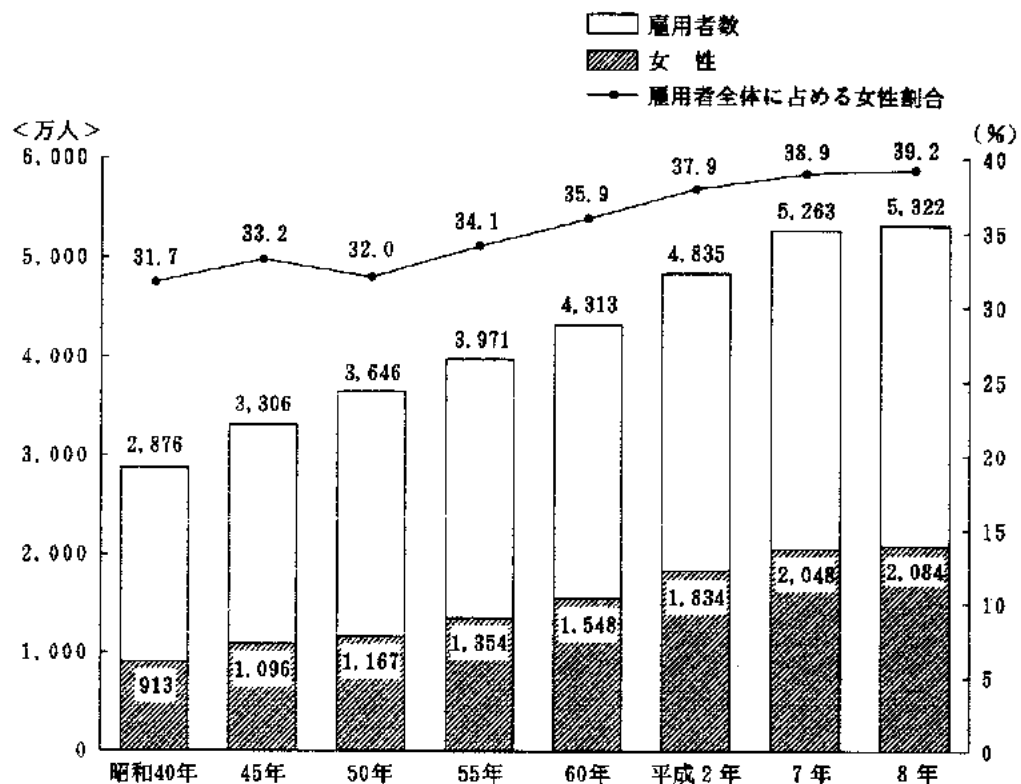
「労働力調査」によると、平成8年の女性の雇用者数は2,084万人となり、平成7年に比べ36万人増加（前年比1.8%増）し、増加幅は7年（14万人増加、0.7%増）より拡大して、6年ぶりに増加幅が拡大している。男性の雇用者数は3,238万人で前年より23万人増加（前年比0.7%増）となり、雇用者総数に占める女性の割合は39.2%となり、前年に比べ0.3%ポイント上昇した（第1-4図）。

ロ 年齢階級別で最も多いのは20～24歳層

平成8年の女性の雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは20～24歳層で323万人（女性の雇用者数に占める割合15.5%）であり、次いで45～49歳層の309万人（同14.8%）、25～29歳層の272万人（同13.1%）、55～64歳層の246万人（同11.8%）となっている（付表15）。

前年と比べると45～49歳層で23万人、25～29歳層で17万人、55～64歳層で10万人などで増加しているが、一方で20～24歳層で8万人、40～44歳層で7万人、50～54歳層で6万人と、減少している層もみられる。

第1-4図 雇用者数の推移（全産業）



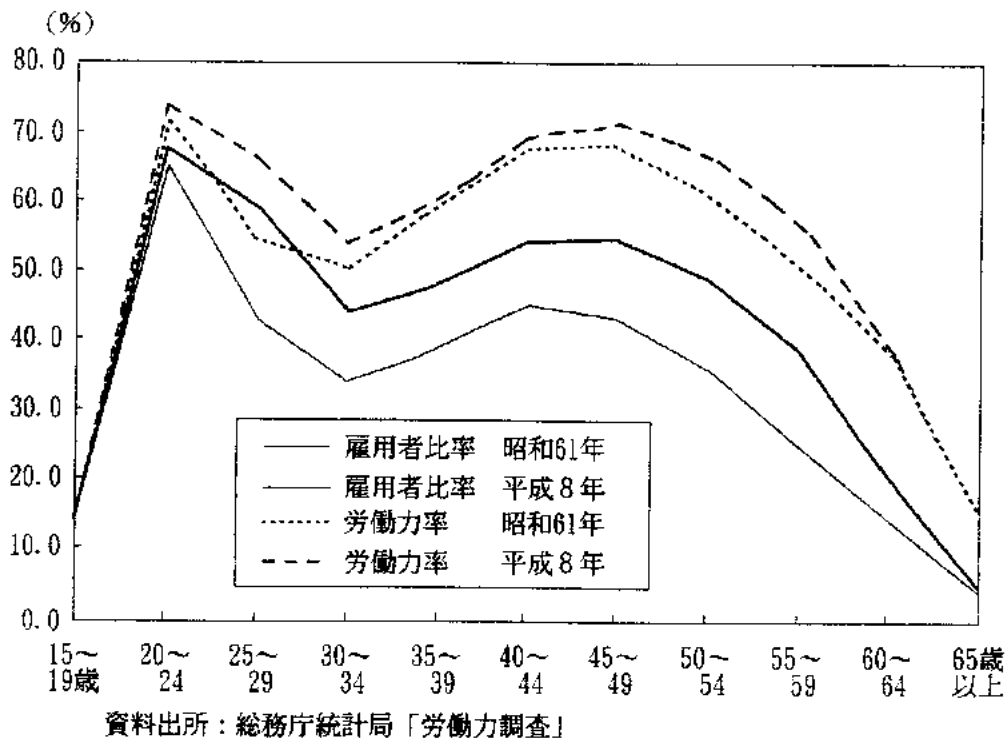
資料出所：総務庁「労働力調査」

これらの年齢層の人口を前年と比べてみると、25～29歳層で30万人、45～49歳層で20万人などの増加がみられる一方で、40～44歳層で23万人、50～54歳層で21万人、15～19歳層で15万人減少がみられ、前述した雇用者数の増減はこうした人口構成の変化も影響を与えている。

また、女性の当該年齢人口に占める雇用者の割合を年齢階級別にみると、労働力率のM字型曲線に似た曲線を描く。若年層ほど労働力率のカーブに近づく傾向にあり、若年層ほど雇用者の割合が高くなっていることがわかる。

10年前と比較すると、15～19歳層を除いていずれの年齢階級においても上昇がみられた（第1-5図）。

第1-5図 女性年齢階級別雇用者割合

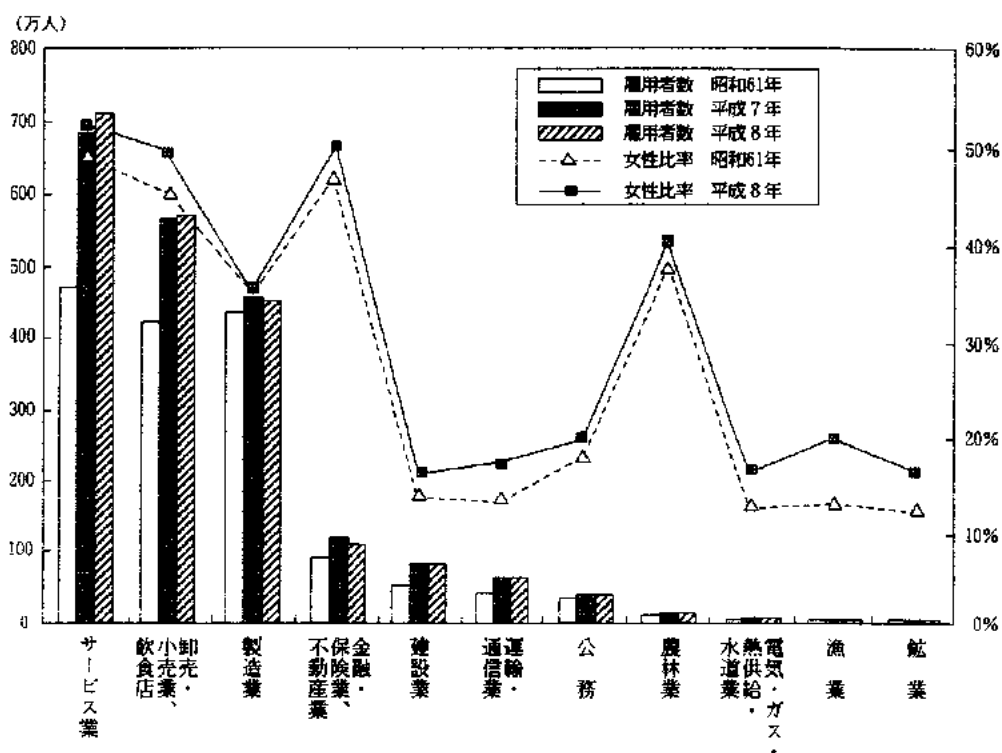


ハ 産業別ではサービス業が最も多い

平成8年の女性の雇用者数を産業別にみると、サービス業が711万人（女性の雇用者総数に占める割合34.1％）で最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店が573万人（同27.5％）、製造業が455万人（同21.8％）となっており、これら3業種だけで女性雇用者の83.4％を占めている。もともと女性比率の高いサービス業での増加傾向が顕著であり、前年と比較して、サービス業で25万人増加（前年比3.6％増）し、次いで卸売・小売業、飲食店で13万人増加（同2.3％増）しているが、金融・保険業、不動産業は平成4年以降横ばいであったが8年は4万人減少（同3.3％減）となり、また、製造業では2万人の減少（同0.4％減）と4年連続で減少しているが、減少幅は縮小した。

産業別に女性比率（雇用者総数に占める女性の割合）をみると、サービス業で52.2％、金融・保険業、不動産業で49.8％、卸売・小売業、飲食店で49.4％となっている。これらを10年前と比べると、製造業で0.6％ポイント低下しているほかはいずれの産業でも上昇しており、特に卸売・小売業、飲食店で4.3％ポイント上昇と上昇幅が大きい（第1-6図、付表11、12）。

第1-6図 産業別女性雇用者の増加状況及び女性比率



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

二 職業別では事務従事者の割合が多い

平成8年の女性の雇用者数を職業別にみると、事務従事者が716万人（女性の雇用者総数に占める割合34.4%）と最も多く、次いで技能工、製造・建設作業者が367万人（同17.6%）、専門的・技術的職業従事者が315万人（同15.1%）、販売従事者が256万人（同12.3%）、保安・サービス職業従事者が255万人（同12.2%）となっている。前年に比べ、事務従事者で11万人増加（前年比1.6%増）、専門的・技術的職業従事者で11万人増加（同3.6%増）、保安・サービス職業従事者で8万人増加（同3.2%増）している一方で、販売従事者は3万人減少（同1.2%減）した。

職業別の女性比率をみると、事務従事者が59.4%、保安・サービス職業従事者が53.3%と半数を超え、次いで専門的・技術的職業従事者が44.8%、労務作業者が42.7%となっている。

女性比率を10年前と比較すると、事務従事者の上昇幅が最も大きく5.2%ポイントの上昇となっている（付表13）。

ホ 企業規模別では中小企業で増加、大企業で減少

平成8年の非農林業女性雇用者数を企業規模別にみると、1～29人規模が748万人（非農林業女性雇用者に占める割合36.2%）、30～99人規模が354万人（同17.1%）、100～499人規模が350万人（同16.9%）、500人以上規模が412万人（同19.9%）となっている。前年に比べ、1～29人規模、30～99人規模でそれぞれ13万人増加（前年比1.8%増、3.8%増）、100～499人規模で11万人（同3.2%増）と増加したが、500人以上規模では5万人減少（同1.2%減）している。

この傾向は男性においても同様であり、1～29人規模で18万人増加（前年比1.9%増）している一方で、500人以上規模では14万人の減少（同1.6%減）となっている。景気回復のテンポが緩やかな中で、大企業で雇用の効率化を図るリストラなどの動きが顕著であることが窺われる結果となっている（付表14）。

雇用形態別にみると、常雇（常用雇用）が1,690万人（非農林業女性雇用者総数に占める割合81.7%）、臨時雇が314万人（同15.2%）、日雇が65万人（同3.1%）となっている。常雇は前年に比べ27万人の増加（前年比1.6%増）となり、前年縮小した伸び率（8万人増加、0.5%増）が、再び拡大した（付表16）。

ヘ 大幅に増加した有配偶の雇用者数

平成8年の非農林業女性雇用者数を配偶関係別にみると、有配偶者は1,182万人（非農林業女性雇用者に占める割合57.1%）、未婚者は692万人（同33.4%）、死別・離別者は194万人（同9.4%）であった。前年に比べると、有配偶者が21万人の増加（同1.8%増）と大幅に増加し、未婚者が10万人（前年比1.5%増）、死別・離別者3万人（同1.6%増）それぞれ増加した（付表17）。

また、配偶関係別に、女性の就業者に占める雇用者の割合をみると、未婚者では95.2%、有配偶者は73.4%となっている。

さらに、年齢階級別に有配偶者のうちの雇用者の割合を10年前に比べてみると、いずれの年齢層においても上昇しており、特に50～54歳層の上昇（61

年34.7%→8年47.7%)が著しく、続いて45～49歳層(42.0%→54.0%)で上昇幅が大きい(付表4)。

ト 高学歴化の進む女性労働者

労働省「賃金構造基本統計調査」(企業規模10人以上)により平成8年6月における女性労働者(パートタイム労働者を除く)の学歴別構成をみると、中卒の割合が12.4%、高卒が54.8%、高専・短大卒が24.4%、大卒が8.4%となっており、前年に比べ高専・短大卒、大卒の割合が高くなっている。最近の推移をみると、平成元年からは、中卒、高卒の割合が減少し、高専・短大卒、大卒の割合が高まり、高学歴化が年々進んでいる(付表21)。

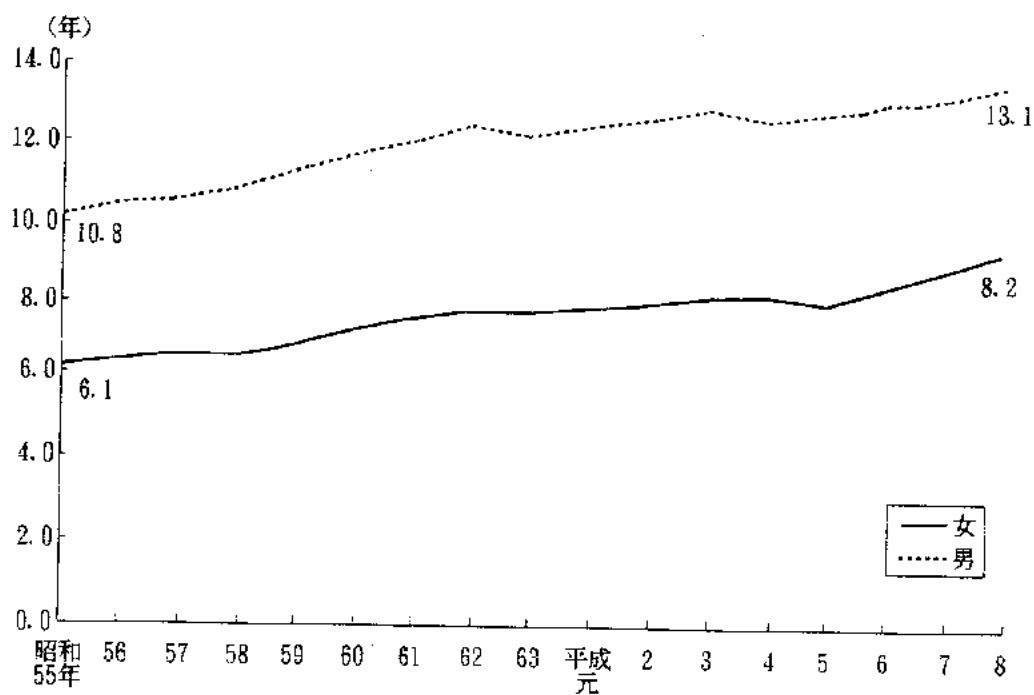
産業別にみると、中卒、高卒では製造業に雇用される者の割合が最も高くそれぞれ55.7%、34.0%を占めているが、高専・短大卒及び大卒ではサービス業に従事する者の割合がそれぞれ46.6%、41.6%と最も高くなっている。また、企業規模別にみると、学歴が高くなるほど規模の大きい企業に雇用される割合が高くなっており、1,000人以上の大企業に雇用されている割合は、大卒で36.3%となっている(付表22)。

チ 長期勤続者が増加

「賃金構造基本統計調査」によると、平成8年の女性労働者の平均勤続年数は8.2年(男性13.1年)で、前年に比べ0.3年長くなった。年齢階級別にみても45～49歳層で0.5年と最も伸長した他、全ての年齢階級で前年と同水準か長くなっている。また、昭和61年と比べると1.2年の伸びであるが、35～39歳層以上の層での伸びが大きい(第1-7図、付表23、付表24)。

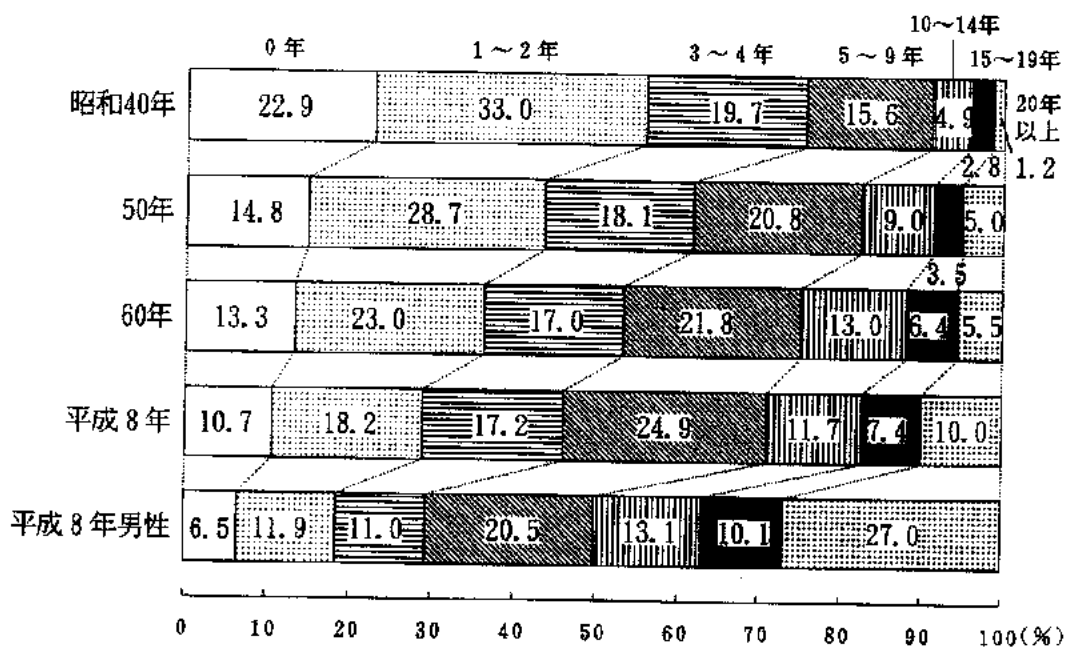
女性労働者を勤続年数階級別にみると、5～9年の者が24.9%(平成7年22.9%)で最も多い。次いで1～2年の者が18.2%(同20.7%)となっているものの、前年より2.5%ポイント減少している。一方、勤続10年以上の者の割合は29.1%(同28.1%)と前年より1.0%ポイント上昇、勤続20年以上の者の割合も10.0%(同9.2%)と前年より0.8%ポイント上昇し、長期勤続者の割合が増加している(第1-8図、付表25)。

第1-7図 男女別勤続年数の推移



資料出所: 労働省「賃金構造基本統計調査」

第1-8図 勤続年数階級別女性労働者構成比の推移



(注) 昭和40年・昭和50年は民公営、昭和60年以降は民営の数値である。
資料出所: 労働省「賃金構造基本統計調査」

なお、女性労働者の平均年齢は36.9歳（男性40.3歳）で、前年より0.4歳（同0.2歳）と大幅に上昇した。10年前と比較すると1.4歳（同1.5歳）高くなっている（付表23）。

3 労働市場の状況

(1) 求人・求職状況

イ 労働力需給はやや改善

学卒を除く一般労働市場の動きを、労働省「職業安定業務統計」によりみると、平成8年の新規求人倍率は1.19倍（7年1.06倍）、有効求人倍率は0.70倍（同0.63倍）とそれぞれ6年ぶり、5年ぶりに上昇に転じており、労働需給にやや改善の動きがみられた。

この動きについて、まずパートタイム労働者を除く一般労働市場の動きをみると、平成8年の新規求人数（男女計）は、月平均で40万6,770人で、前年に比べ35,144人の増加（前年比9.5%増）と、昨年の伸率を大幅に上回った。

新規求職者数（男女計）は月平均で38万329人で、前年に比べ4,441人減少（前年比1.2%減）し、5年ぶりに減少した。

この結果、平成8年の新規求人倍率は1.07倍（7年0.97倍）と、前年に比べ0.1ポイント上昇し、前年9年ぶりに1倍を割ったが、再び1倍台に回復した。また、有効求人倍率も前年を0.06ポイント上回り0.62倍（7年0.56倍）となった（付表27）。

ロ パートタイム労働市場では求人倍率は上昇

パートタイム労働者の労働市場の動きを、「職業安定業務統計」によりみると、平成8年のパートタイム労働者を対象とする新規求人数（男女計）は、月平均12万4,130人で、前年に比べ2万1,298人増（前年比20.7%増）と、3年連続で増加となり、増加幅も前年（14.2%増）に比べ大幅に拡大した。

新規求職者（男女計）は月平均6万4,490人であり、前年より2,279人増（同3.7%増）となった。新規求人数の増加幅が大きいため、新規求人倍率は1.92倍（7年1.65倍）で前年に比べ0.27ポイント上昇し、上昇幅も拡大した。

また、有効求人倍率も1.31倍と前年に比べ0.17ポイント上昇している（付表27）。

（2）入職・離職状況

イ 女性の一般労働者の離職者数が大幅に減少

労働省「雇用動向調査」によると、平成8年の女性の入職者数（一般及びパートタイム労働者計）は249万2,700人（前年差1万6,300人増）、離職者数は255万300人（前年差10万9,200人減）となった。これを就業形態別にみると、一般労働者は、入職者数155万3,500人（前年比2.4%減）、離職者数164万5,500人（同9.9%減）と、いずれも前年を下回ったが、離職者数は18万1,700人の大幅な減少となった。一方、パートタイム労働者は、入職者数93万9,200人（前年比6.1%増）、離職者数90万4,900人（同8.7%増）となっている。

女性の入職率（在籍者に対する入職者の割合）は17.1%（前年同）となり、離職率（在籍者に対する離職者の割合）は17.5%（前年差0.8%ポイント低下）となり、前年を下回った。これを就業形態別にみると、一般労働者の入職率は15.0%（同0.1%ポイント低下）、離職率は15.9%（同1.5%ポイント低下）と、前年に比べいずれも低下した。パートタイム労働者の入職率は22.2%（前年同）、離職率は21.4%（同0.5%ポイント上昇）となった（付表29）。

ロ 一般未就業者はパートタイム労働者として入職する者が増加

入職者を職歴別にみると、一般労働者では、学卒以外の一般未就業者（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者）からの入職者が20.7%（7年20.8%）、学卒未就業者からの入職者が29.2%（同27.5%）、転職入職者が50.1%（同51.7%）であった。

一方パートタイム労働者では、一般未就業者からの入職者が49.3%（同43.8%）、転職入職者が45.0%（同49.2%）であった。一般労働者については一般未就業者からの入職者の割合がわずかに低下し、パートタイム労働者については大きく上昇した。逆に転職入職者の割合が低下している（付表31）。

ハ 経営上の都合による離職者割合が低下

離職者の離職理由をみると、個人的な理由の者が78.4%と最も多く、前年に比べ1.0%ポイント増加している。個人的な理由のうち結婚による離職者の割合は9.3%と前年に比べ0.6%ポイント上昇し、出産・育児による離職者の割合は4.5%と前年に比べ1.0%ポイント低下している。また、経営上の都合により離職したものが4.7%と5年ぶりに前年に比べ1.3%ポイント低下した（付表34）。

(3) 新規学卒者の就職状況

イ 新規学卒就職者のうちでは大卒者の割合が高まり、短大卒が低下

文部省「学校基本調査速報」（平成9年度）により女性の平成9年3月の新規学卒就職者数を学歴別にみると、大学卒が11万7,881人（女性の新規学卒就職者総数に占める割合27.8%）、短大卒13万9,903人（同33.0%）、高校卒16万785人（同37.9%）、中学卒5,465人（同1.3%）となっている。大学卒の割合は年々上昇しており、前年に比べると2.5%ポイント上昇している。短大卒は7年度まで上昇を続けていたが、前年に引き続き、今回も0.7%ポイント低下した（付表36）。

ロ 中学・高校卒業者の就職率は引き続き低下

平成9年3月の中学校卒業業者数のうち女性は73万7,999人（前年差1万5,926人減）で就職者数は5,465人（同202人減）である。就職率（卒業者のうち就職者及び就職進学者の占める比率）は、0.7%（8年0.8%）となり、中学卒業者の就職率はさらに低下した（付表36-3）。

また高等学校卒業業者数のうち女性は75万5,435人（前年差2万5,165人減）で、就職者は16万785人（同1万140人減）、就職率は21.3%（8年21.9%）であり、進学率の上昇に伴って高卒者の就職率は年々低下している（付表36-3）。就職者を産業別にみると、サービス業に32.2%（同32.7%）、卸売・小売業、飲食店に26.3%（同26.1%）、製造業に28.3%（同27.5%）と、この3産業で全体の86.8%を占めている。9年にはサービス業の割合は低下してい

るものの、6年以降はサービス業に就職している者が最も多い（付表37-1）。

ハ 短期大学卒業者の就職状況は改善の動き

平成9年3月の女性の短期大学卒業者数は20万3,088人で、前年より1万5,339人減少し、このうち、就職者数は13万9,894人（前年差5,368人減）であった。就職率は68.9%（8年66.5%）となり、前年に比べ2.4%ポイントと上昇し、女性の短期大学卒業者の就職状況に改善の動きがみられる。

一方、一時的な仕事についた者は9,719人で前年に比べ1,122人の減少となり、無業者も3万6,580人で前年に比べ8,505人減少した（付表40）。

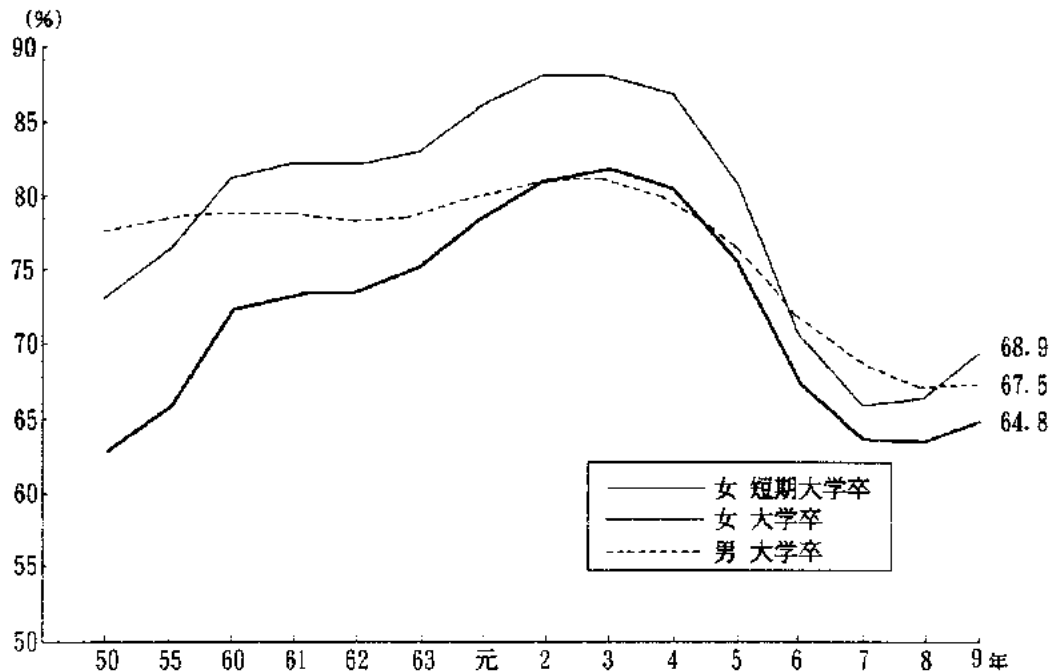
就職者数を産業別にみると、サービス業が40.9%（8年41.3%）と最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店20.5%（同19.8%）、製造業14.7%（同14.4%）、金融・保険業12.8%（同12.2%）となっており、前年に比べ若干ではあるが、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業等の割合が増加し、平成4年以降上昇を続けていたサービス業の割合が低下している（付表37-2）。

ニ 6年ぶりに上昇に転じた大学卒業者の就職率

平成9年3月の女性の大学卒業者数は18万1,766人（前年差1万68人増）で、このうち、就職者は11万7,881人（同8,838人増）であった。就職率は64.9%（8年63.5%）となり前年に比べ1.4%ポイント増と6年ぶりに増加に転じた。平成3年（81.8%）以降大幅な低下を続けていた動きにも歯止めがかかり、改善の兆しがみられる。なお、進学者を除いた就職率も68.9%（前年67.6%）と前年に比べ1.3%ポイント増となり、平成3年（86.1%）以来低下を続けていたが、6年ぶりに上昇した。

男性の大学卒業者の就職率は67.5%で、前年に比べ0.4%ポイント上昇した（第1-9図、付表36）。

第1-9図 新規学卒就職率の推移



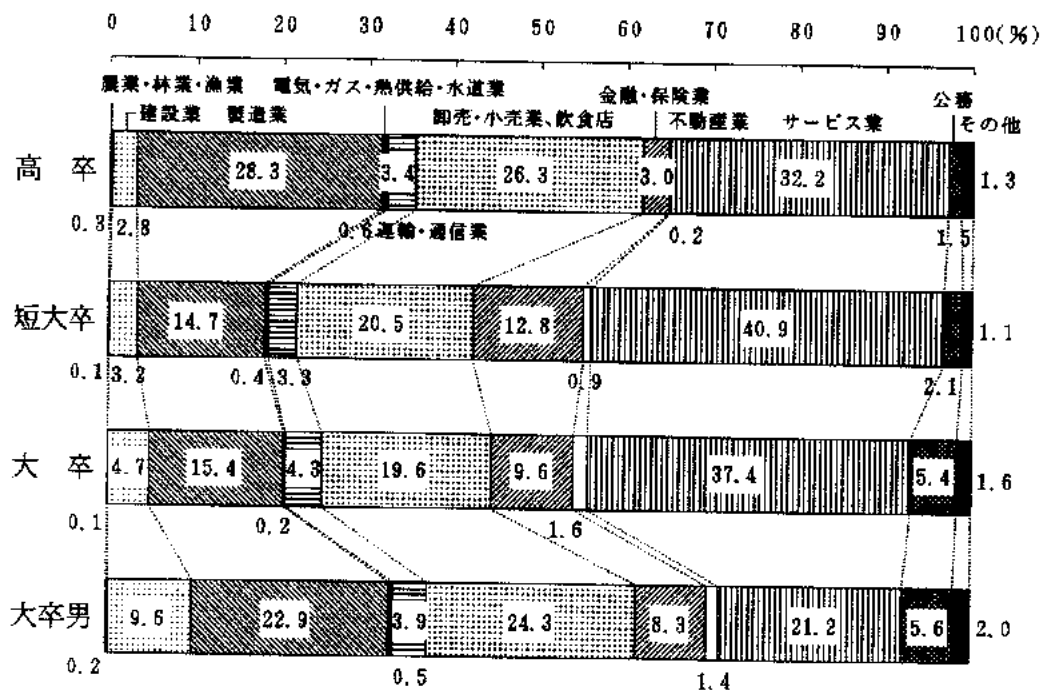
資料出所：文部省「学校基本調査」

また、女性の大学卒業者のうち一時的な仕事についた者は6,321人で前年に比べ262人の増加、無業者が3万4,660人で前年に比べ279人減少した。一時的な仕事についた者と無業者を加えたものの卒業者に占める割合は22.5%（男性14.5%）となっており、前年の23.9%（男性14.6%）に比べ1.4%ポイント減（男性0.1%ポイント減）と前年より減少した（付表40）。

就職者数を産業別にみると、サービス業が37.4%（8年37.4%）と最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店19.6%（同19.0%）、製造業15.4%（同15.6%）とこれら3産業で72.4%を占めている。前年からの大きな動きはないが、製造業の割合が引き続き低下し、卸売・小売業、飲食店の割合は上昇した（第1-10図、付表37-3）。

職業別にみると、事務従事者が48.3%（8年48.6%）と最も多く、専門的・技術的職業従事者が28.8%（同29.0%）でこれに続いている。事務従事者の割合は年々上昇し、6年には5割を超えたが、これ以降は3年連続で低下している（付表38）。

第1-10図 産業別女子新規学卒就職者数の構成比



資料出所：文部省「学校基本調査」

4 労働条件等の状況

(1) 賃 金

イ 一般労働者の賃金上昇率は女性の方が高い

「賃金構造基本統計調査」によると、平成8年6月のパートタイム労働者を除く女性一般労働者（平均年齢36.9歳、平均勤続年数8.2年）のきまって支給する現金給与額は、22万1,300円（前年比1.7%増）で、そのうち所定内給与額は20万9,600円（同1.6%増）と伸び率はともに前年（1.8%増、1.6%増）と同程度となった。

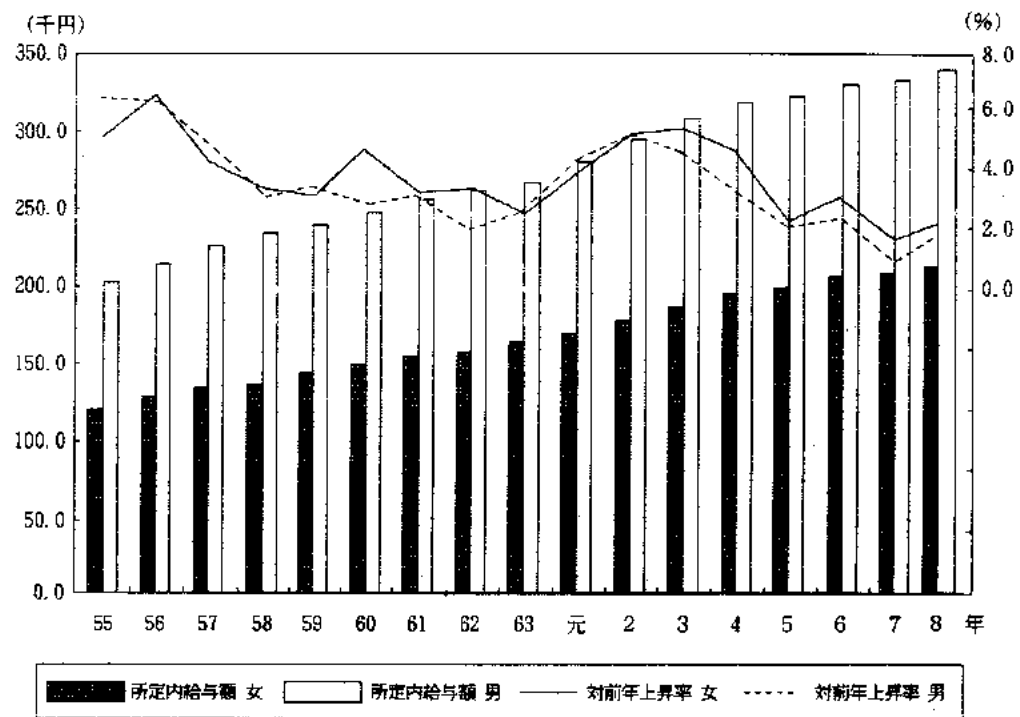
これに対し、男性一般労働者（平均年齢40.3歳、平均勤続年数13.1年）のきまって支給する現金給与額は、36万6,100円（前年比1.3%増）で、そのうち所定内給与額は33万4,000円（同1.2%増）となっており、いずれも女性の伸び率の方が上回っている（第1-2表、第1-11図、付表45）。

第1-2 一般労働者の賃金実態

	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	きまって支給 する現金給与 額 (千円)	所定内給与額 (千円)	年間賞与そ の他特別給 与額(千円)
総数	39.3	11.6	321.4	295.6	1,098.5
女	36.9	8.2	221.3	209.6	695.9
男	40.3	13.1	366.1	334.0	1,278.4

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成8年）

第1-11図 所定内給与額、対前年上昇率の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

ロ 女性の賃金は35～39歳層がピーク

女性の賃金（所定内給与）を年齢階級別にみると、17歳以下では13万600円で、年齢が上昇するに従って緩やかに高くなり25～29歳層以降20万円台となり、35～39歳層の23万4,000円が最も高くなっている。

また、女性の賃金の対前年上昇率を年齢階級別にみると、35～39歳層では

3.0%増、50～54歳層では2.3%増と上昇率が高く、30～34歳層では0.6%増と上昇率が最も小さくなっている。

一方、男性一般労働者の所定内給与を年齢階級別にみると、17歳以下では14万2,500円で、年齢に伴って高くなり50～54歳層で42万9,800円と最も高く、55歳以降で低くなる構造になっている。年齢階級別に対前年上昇率をみると、55～59歳層で1.8%増と最も高く、次いで35～39歳層の1.5%増となっている。

所定内給与額の年齢間格差について20～24歳層を100.0としてみていくと、女性の場合、最も大きいのは35～39歳層の129.4である。同様に男性についてみると50～54歳層の214.2が最も大きく、年齢間格差は女性の方が小さくなっている。

男女間の賃金の差についてみると、男性の所定内賃金を100.0とした場合、全労働者を平均した単純比較においては女性の所定内賃金は62.8であり、さらに年齢別にみると、18～19歳層で92.1と最も高く、年齢が高くなるにつれて比率は低下し、50～54歳層で52.5と最も低くなっている（付表46）。

ハ 標準労働者の男女間格差は大卒より高卒で顕著

このような男女間の賃金の差は、勤続年数、学歴、就業分野、職階、労働時間等の諸要因によってもたらされている。そこで、年齢、学歴、勤続年数について条件を同一にした標準労働者（学校卒業後直ちに企業に就職して同一企業に継続勤務している労働者）の所定内給与額をみると、まず高卒で、最も格差が小さいのは18～19歳層で、女性は15万6,300円に対し男性は16万7,700円（男女間格差93.2）となっている。最も格差が大きくなるのは50～54歳層で、女性が37万9,400円に対し男性は53万6,800円で格差は70.7にまで広がっている。大卒においては、最も格差が小さいのは20～24歳層で、女性は20万1,800円に対し男性は21万2,800円（男女間格差94.8）となっており、最も格差が大きくなるのが50～54歳層で、女性が50万9,900円に対し男性は64万8,200円で格差は78.7となるが、各年齢層において高卒より格差が小さい（付表48）。

二 学歴が高いほど大きい標準労働者の年齢間格差

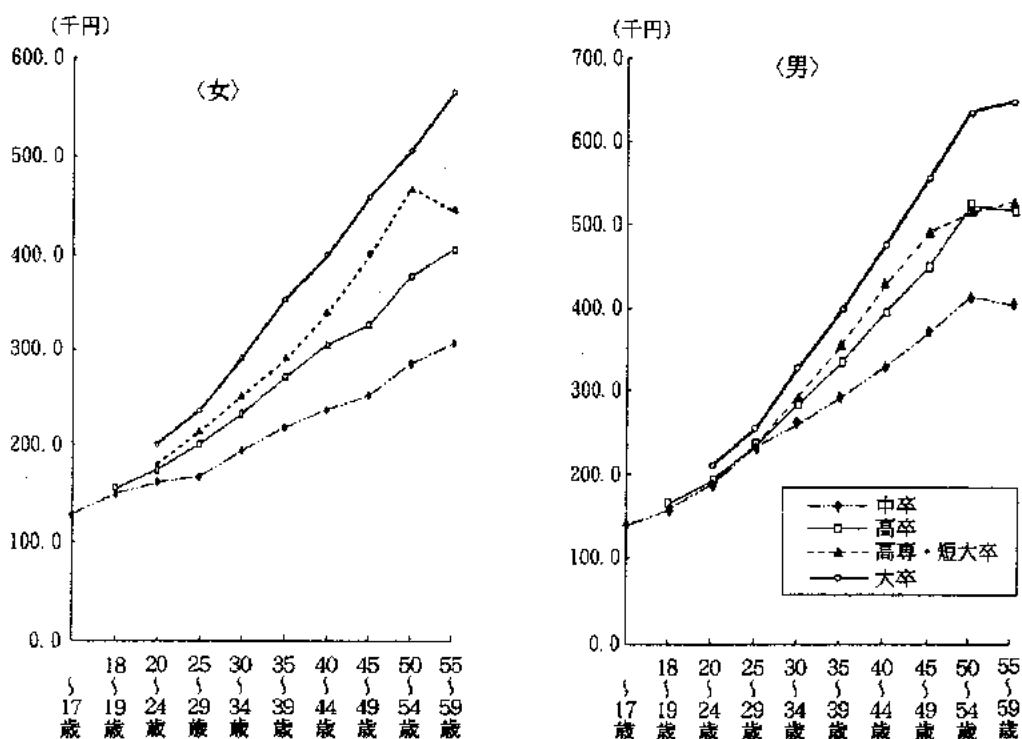
次に女性標準労働者の所定内給与を学歴別に比較すると、中卒22万800円、高卒20万2,300円、高専・短大卒20万4,400円、大卒24万3,700円となっている。

年齢階級別にみると、高専・短大卒が50～54歳層で47万600円と最も高くなる他は、55～59歳層で中卒31万1,500円、高卒40万8,900円、大卒57万900円と最も高くなっている。

また、20～24歳層を1として年齢間の格差をみると、中卒では最高1.9倍、高卒では2.3倍、短大卒では2.6倍、大卒で2.8倍と学歴が高くなるにつれて格差が大きくなっている。

一方男性については、中卒及び高卒は50～54歳層で、高専・短大卒及び大卒は55～59歳層でそれぞれピークとなっており、女性と同様に学歴が高いほど年齢間格差が大きくなっている（第1-12図、付表48）。

第1-12図 学歴、年齢階級別男女標準労働者の所定内給与額



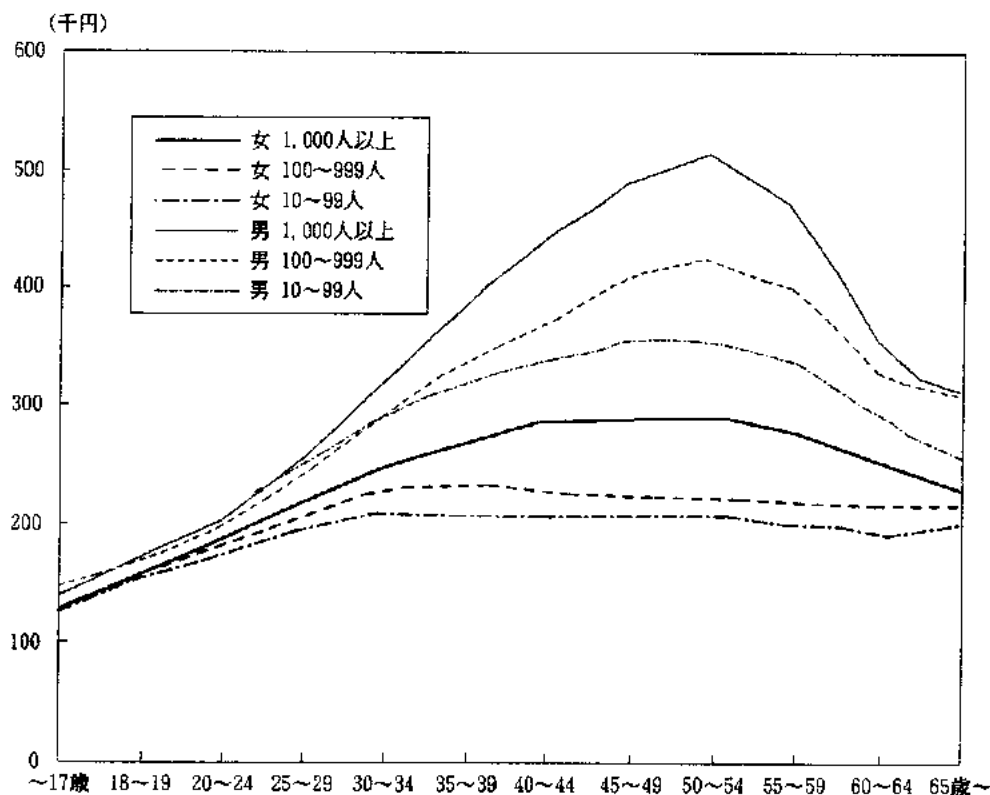
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成8年）

ホ 企業規模が大きいほど急な賃金上昇カーブ

また、女性の賃金（所定内給与額）を企業規模別にみると、10～99人規模で19万3,300円（男性30万300円）、100～999人規模で20万9,000円（同32万2,500円）、1,000人以上規模では23万4,900円（同38万3,700円）と企業規模が大きくなるほど賃金は高くなっている。

これを年齢階級別にみると、10～99人規模、100～999人規模では35～39歳層（20万9,100円、23万4,400円）で最も高くなっており、その後年齢が上がるにつれ緩やかに低下している。1,000人以上規模では賃金は年齢とともに上昇し、50～54歳層（28万9,900円）で最も高くなっている。1,000人以上規模の女性については、賃金上昇カーブの傾きは緩やかではあるものの、男性と同じような傾向を示している。なお、男性については、企業規模が大きくなるほど賃金上昇カーブが急になっている（第1－13図）。

第1－13図 企業規模、年齢階級別所定内給与額



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成8年）

へ 依然伸び率の低い新規学卒者の初任給

女性の新規学卒就職者（平成8年3月卒業）の初任給は、中卒で13万800円、高卒で14万6,100円、高専・短大卒で15万8,700円、大卒事務系で18万1,700円、同技術系で19万600円であった。対前年上昇率をみると、8年には大卒事務系で0.4%の減少に転じたほかは、高専・短大卒は前年と同水準、中卒、高卒、大卒技術系は、それぞれ4.2%、1.0%、0.6%の伸びとなっており、中卒を除く新卒就職者の初任給は、依然低い上昇率となっている。この傾向は男性も同様であり、大卒技術系で1.1%の減少となったほか、中卒、高卒、高専・短大卒、大卒事務系でそれぞれ3.2%、0.3%、1.0%、0.1%の伸びに止まっている。

また、初任給について男女間の差を、それぞれ男性の賃金を100としてみると、女性は中卒で89.2、高卒で94.6、高専・短大卒で95.1、大卒事務系で94.8、大卒技術系97.6と、概ね高学歴になるほど格差は小さくなっている（付表49）。

(2) 労働時間

イ 労働時間の短縮傾向が鈍化

労働省「毎月勤労統計調査」（事業所規模5人以上）によると、平成8年の女性常用労働者1人平均月間総実労働時間は、143.5時間（前年比0.3%増）で、うち所定内労働時間は138.8時間（同0.1%増）、所定外労働時間は4.7時間（同6.8%増）であった。

事業所規模30人以上についてみると、女性の総実労働時間は144.8時間（同0.7%増）と62年以来9年振りに増加しており、うち所定内労働時間は139.1時間（同0.5%増）、所定外労働時間は5.7時間（同5.6%増）であった。

一方、男性の総実労働時間（事業所規模30人以上）は168.1時間（同0.2%増）で、うち所定内労働時間は152.5時間（同0.3%減）、所定外労働時間は15.6時間（同5.4%増）であった。

また、平均月間出勤日数（事業所規模5人以上）は、女性では19.9日、男

性では20.7日で、それぞれ前年より0.1日の増であった（付表50）。

女性の労働時間（事業所規模5人以上）を産業別にみると、総実労働時間では鉱業（163.0時間）が最も長く、次いで建設業（157.0時間）、製造業（150.5時間）の順となっており、逆に短時間労働者の占める割合が高い卸売・小売業、飲食店では132.6時間と最も短く、この順は平成7年と変わらない。所定内労働時間でも3者の順位は変わらず、鉱業（158.1時間）、建設業（153.0時間）、製造業（144.9時間）であり、一方で、卸売・小売業、飲食店では129.2時間と130時間を下回っている。

事業所規模30人以上に限ると、総労働時間では鉱業（159.2時間）が最も長く、次いで建設業（158.2時間）、製造業（152.2時間）の順となっている。所定内労働時間でも、鉱業（153.4時間）、建設業（151.8時間）が長く、製造業（145.5時間）、電気・ガス・熱供給・水道業（143.0時間）と続き、卸売・小売業、飲食店（129.5時間）が最も短く、他は130時間台となっている（付表51）。

（3）勤労者世帯の家計

イ 世帯主収入が3年ぶりに増加

総務庁統計局「家計調査」によると、平成8年の勤労者世帯1世帯当たり年平均1カ月間の実収入は57万9,461円で、前年に比べ、名目1.5%の増加となった（付表52）。

この実収入の内訳をみると、世帯主収入は、47万4,550円で3年ぶりに増加に転じ（対前年比1.4%増）、世帯主の配偶者の収入（うち女性）は5万5,020円で前年に比べ1.0%増であった。

また、核家族世帯について、1カ月の平均実収入を共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯で比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯当たり1カ月63万8,851円（対前年比1.5%増）、世帯主のみ働いている世帯のそれは52万9,591円（同2.6%増）で、共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯を10万9,260円上回っている。なお、共働き世帯の世帯主の勤め先収入は46万9,917

円で世帯主のみ働いている世帯のそれを5.1%下回っている。

一方、共働き世帯の妻の勤め先収入は14万2,457円で、実収入に占める妻の勤め先収入の割合は22.3%であり、前年(21.7%)に比べ0.6%ポイント増加した(付表53)。

ロ 消費支出が3年ぶりに増加

「家計調査」によると、平成8年の勤労者世帯1世帯当たり年平均1カ月間の消費支出は35万1,755円(対前年比0.6%増)で、3年ぶりに増加に転じた(付表52)。

消費支出の内容を核家族共働き世帯(消費支出36万8,633円)と世帯主のみ働いている核家族世帯(同33万2,383円)で比較してみると、共働き世帯では「食料」のうちの「外食」、「交通・通信」のうちの「自動車等関係費」、「教育」、「その他の消費支出」のうちの「交際費」、「仕送り金」等の占める割合が世帯主のみ働いている世帯に比べて高く、逆に「住居」、「保健医療」等が低くなっている。

5 パートタイム労働者の状況

(1) 大幅に増加したパートタイム労働者

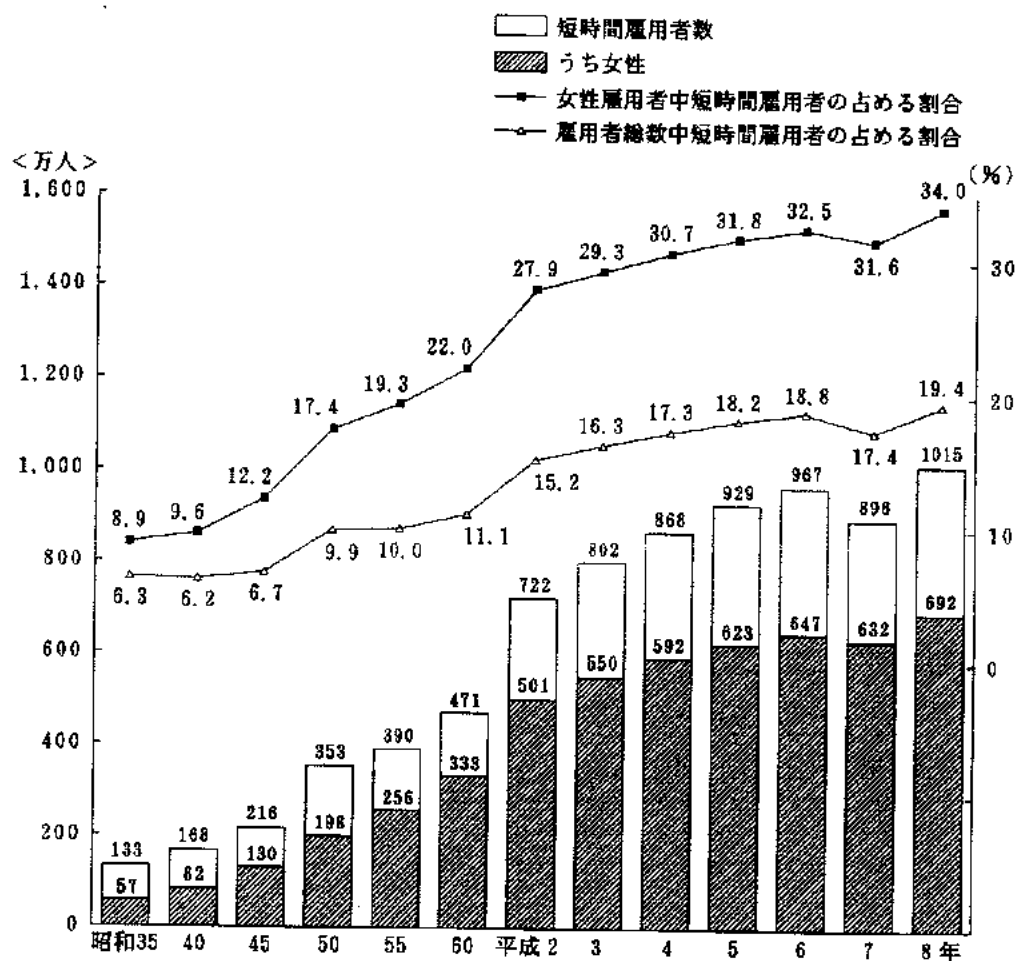
総務庁統計局「労働力調査」によると、週間就業時間が35時間未満の非農林業の短時間雇用者(以下「短時間雇用者」という。)は、平成8年には1,015万人(男女計)となり、119万人、13.3%増の大幅な増加となった。

8年の非農林業雇用者総数は5,219万人で、前年に比べ58万人増加(1.1%増)しているが、短時間雇用者の増加幅がより大きいものとなっている。これにより、非農林業雇用者中に占める短時間雇用者の割合は8年には19.4%となり、対前年比がマイナスになった前年に比べ再び上昇し、2.0%ポイントの上昇となった。

また、8年の女性の短時間雇用者は692万人(短時間雇用者総数の68.2%)で、前年に比べ60万人増加(前年比9.5%増)した。女性の非農林業雇用者に占める短時間雇用者の割合は8年は34.0%であり、前年に比べ、2.4%ポイ

ント上昇した（第1-14図、付表57）。

第1-14図 短時間雇用者数及び構成比の推移（非農林業）



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1 短時間雇用者とは調査対象週において就業時間が35時間未満であった者をいう。(季節的、不規則的雇用者を含む。)
 2 雇用者は休業者を除く。

(2) パートタイム労働者の就業実態

イ 非農林業の全ての産業で増加

総務庁統計局「労働力調査」により8年の女性の短時間雇用者数を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店が246万人で最も多く35.5%、次いでサービス業が221万人で31.9%、製造業が128万人で18.5%となっており、これら3産業で86.0%が雇用されている（付表58）。

前年との増減をみると、サービス業が前年に比べ22万人増（前年比11.1%増）、卸売・小売業、飲食店が16万人増（7.0%増）、製造業が11万人増（9.4%増）と大幅に増加している。週間就業時間35時間以上の女性雇用者の動き（前年比サービス業0.4%増、卸売・小売業、飲食店1.2%減、製造業が3.6%減）と比較すると、サービス業、卸売・小売業、飲食店、製造業とも短時間雇用者の増加幅が大きい。

企業規模別に女性の短時間雇用者数をみると、1～29人規模が291万人で、女性の短時間雇用者全体の42.1%を占め、500人以上規模では134万人で19.4%となっている（付表59）。

前年と比較すると、女性の短時間雇用者はどの規模においても前年に比べ増加しているものの、構成比では、1～29人規模で、わずかに減少している。なお、週間就業時間35時間以上の女性雇用者は、100～499人規模では増加しているが、1～29人規模及び500人以上規模では減少している。

ロ 若年層の女性パートタイム労働者の割合が増加

女性パートタイム労働者の年齢構成について、労働省「賃金構造基本統計調査」により8年の状況をみると、調査対象の女性パートタイム労働者のうち35～44歳層が24.5%（7年25.9%）、45～54歳層が34.7%（同34.6%）、55歳以上層が17.9%（同18.5%）となっている。また、10代、20代の女性パートタイム労働者の割合が増加しており、20歳未満層の割合が4.9%（前年差1.1%ポイント増）、20～29歳層の割合が12.1%（同1.2%ポイント増）となっている。

ハ 企業規模が大きいほど平均勤続年数は長い

女性パートタイム労働者の平均勤続年数を労働省「賃金構造基本統計調査」によりみると、8年は平均5.0年であり、前年と同じであった。企業規模別には、企業規模10人～99人については4.9年、100～999人5.0年、1,000人以上5.2年と企業規模が大きいほど長い。

また、産業別にみると製造業で6.4年と最も長くなっている（付表63）。

ニ 1日の所定内実労働時間は5.6時間

「賃金構造基本統計調査」によると、女性パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数は5.6時間で前年より0.1時間減となった。月間実労働日数は20.0日で前年より0.2日減となった。産業別にはあまり大きな違いはみられないが、製造業（6.2時間）では他の産業に比べ実労働時間がやや長い傾向がみられる（付表62）。

ホ 1時間当たりの所定内給与額は平均で870円

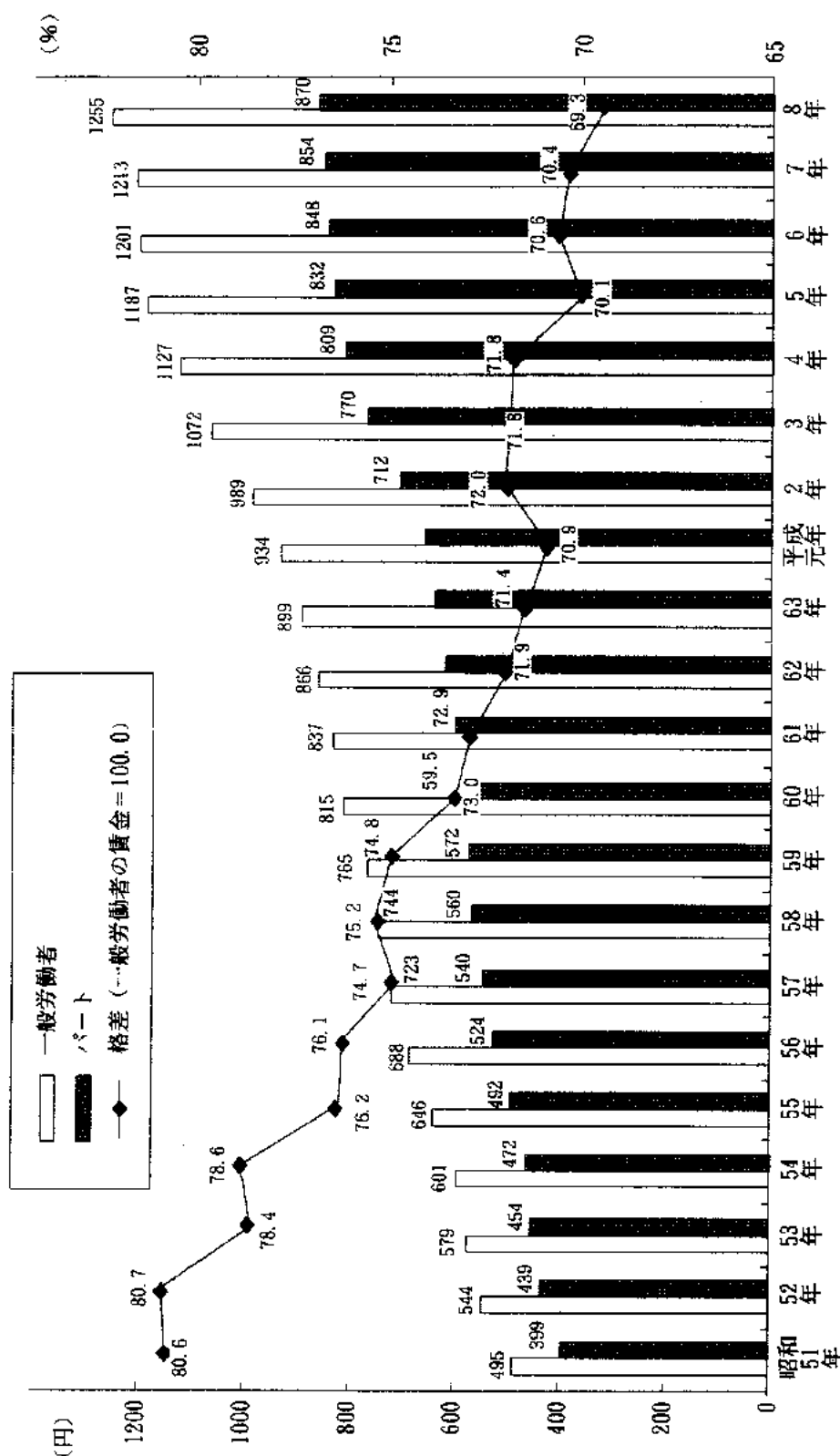
「賃金構造基本統計調査」により女性パートタイム労働者の賃金水準をみると、女性パートタイム労働者の1時間当たりの所定内給与額は870円で、前年に比べ1.9%上昇となり、前年の上昇率（0.7%）を上回った（第1-15図）。

年齢階級別にみると、25～29歳が932円と最も高く、次いで20～24歳が915円と、20代の賃金水準が高く、パートタイム労働者に占める割合が高い35～54歳の年代層は850～870円台になっている。

産業別にみると、金融・保険業（995円）、サービス業（975円）が高く、最も低い製造業（812円）に比べると約2割高くなっている。なお、平成6年及び7年においてはサービス業が最も高かったが、8年は金融・保険業がサービス業を抜いて、平成5年以前と同様、最も高い水準を示している。

企業規模別にみると、1,000人以上規模で893円と高く、100～999人規模で885円、10～99人規模で840円となっている。1,000人以上規模を100として規模間格差をみると、100～999人規模で99.1、10～99人規模で94.1となる（付表60）。

第1-15図 女性パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」
 注）一般労働者の賃金は「所定内給与額」を「所定内実労働時間数」で除して算出した。

また、女性パートタイム労働者に支給された年間賞与その他特別給与額は、8万400円となっており、平成5年以来4年連続で低下している。

産業別にみると、製造業が最も高く10万8,400円、次いで金融・保険業10万5,400円、サービス業7万8,600円、卸売・小売業、飲食店6万3,100円となっている。企業規模別でみると、1,000人以上規模8万9,500円、100～999人規模8万6,600円、10～99人規模6万8,100円である。規模間格差は、1,000人以上規模を100として、100～999人規模で96.8、10～99人規模で76.1となる（付表61）。

6 家内労働の動向

(1) 家内労働者の就業状況

イ 家内労働者数は減少

労働省「家内労働概況調査」によると、平成8年10月現在の家内労働者数（家内労働者とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者等から、主として労働の対償を得るために、原材料等の提供を受けて物品の製造又は加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者である。）は50万6,900人で、前年に比べ4万2,700人（7.8%）減少している。このうち女性は47万2,200人、男性は3万4,600人である。類型別にみると、主婦や高齢者等世帯主以外の者が、家計の補助等のために従事する「内職的家内労働者」が47万1,900人（家内労働者総数に占める割合93.1%）、世帯主が本業として従事する「専業的家内労働者」が3万400人（同6.0%）、農業や漁業の従事者など世帯主が本業の合間に従事する「副業的家内労働者」が4,600人（同0.9%）となっており、女性の内職的家内労働者が大多数を占めている（付表54）。

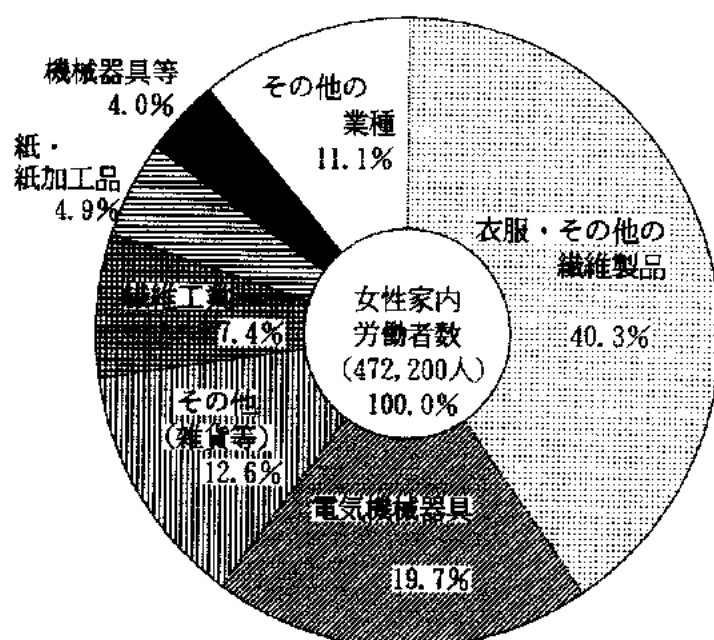
家内労働者数は概ね減少傾向にあり、平成8年10月現在の家内労働者数は、昭和45年に比べ約3割まで減っている。

ロ 業種別には繊維関係が多い

「家内労働概況調査」（平成8年10月）により女性の家内労働者の従事する

業種をみると、最も多いのは「衣服・その他の繊維製品」で19万300人（女性家内労働者数に占める割合40.3%）、「電気機械器具」が9万3,200人（同19.7%）、「その他（雑貨等）」が5万9,500人（同12.6%）、「繊維工業」が3万4,900人（同7.4%）となっており、これら4業種で女性全体の8割を占めている（第1-16図、付表55）。

第1-16図 業種別女性家内労働者の割合



資料出所：労働省「家内労働概況調査」（平成8年）

ハ 年齢は40～60歳の層が中心

労働省「家内労働実態調査」（平成8年9月）により、家内労働者の年齢をみると、女性は40～50歳未満層が30.4%と最も多く、次いで50～60歳未満層が23.3%となっている。男性は50歳以上が約9割を占めており、女性の方が比較的若い層の割合が高い。また、平均年齢は女性が51.2歳、男性が60.9歳であった。

家内労働者の家内労働に従事してきた経験年数は、女性は「10年以上」が

39.7%、「3～6年未満」が21.6%となっており、男性は「10年以上」が71.6%を占めている。平均経験年数は女性が9.5年、男性は22.2年である。

(2) 家内労働者の労働条件

イ 平均就業日数は19.2日

労働省「家内労働実態調査」によると、家内労働者の平成8年9月における平均就業日数は、女性が19.2日、男性が21.7日となっている。また、1人当たり1日平均就業時間は、女性が5.5時間、男性が8.7時間であった。

就業日数、就業時間ともに男性の方が長くなっているが、これは男性の方が専門的・家内労働者の割合が高いことによると考えられる。

ロ 女性の工賃は男性の5割

労働省「家内労働実態調査」により8年9月における家内労働者1人当たりの平均工賃月収額（必要経費及び補助者の工賃は除く。）をみると、女性は4万3,410円であり、男性は17万7,855円であった。この1カ月の平均工賃額を1時間当たりに換算してみると、女性は442円、男性909円であり、女性は男性の約5割となっている。

Ⅱ 職業生活と家庭生活との両立のための課題

はじめに

平成7年の合計特殊出生率が史上最低の1.42となり、平成8年についても1.43と低い水準で推移するなど、少子・高齢化はますます加速し、また、核家族化など、勤労者家族をとりまく環境も変化してきている。

このような中、育児や家族の介護は、労働者が就業を継続していく上で大きな問題となっている。

そこで、少子・高齢化、核家族化など環境の変化を明らかにするとともに、育児や家族の介護を行う労働者の実情、それらの労働者を雇用する企業の実情を踏まえ、今後の職業生活と家庭生活との両立のための課題を探る。

1 職業生活と家庭生活とをとりまく現状

(1) 少子・高齢化の進行

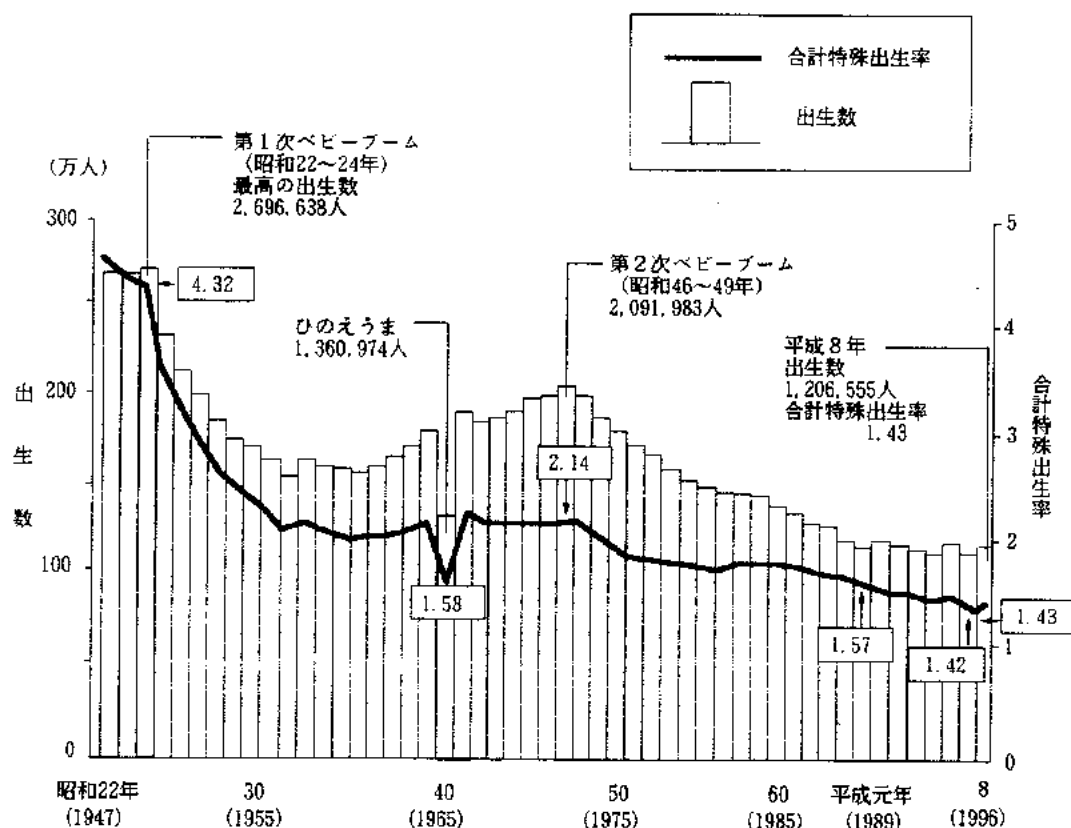
イ 出生数及び出生率の低下

我が国の出生数は、第2次ベビーブームのピークであった昭和48年の約209万人から年々減少を続け、平成8年には121万人となっている。

また、合計特殊出生率（15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとした時の平均子供数を表すもの）をみると、昭和30年代から40年代は、人口を維持するのに必要な2.08前後の水準で推移してきたが、昭和50年に1.91と、2を下回って以降、低下が続けている。平成元年の1.57ショックを経て、平成7年には史上最低の1.42となり、平成8年についても1.43と横這いの状態である（第2-1図、付表64）。

このような出生率の低下は、我が国だけではなく、先進諸国にも共通して見られる現象である。主な先進国はすべて、1970年代後半から80年代にかけて出生率が2を下回っている。スウェーデン、アメリカ等でその後、出生率の回復がみられたが、その他の国は全体として低下傾向といえる。特に出生

第2-1図 出生数及び合計特殊出生率の推移



注「合計特殊出生率」とは、1人の女性が一生の間に生む平均子ども数である。

資料出所：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

第2-2図 先進諸国における合計特殊出生率の推移

	日 本	アメリカ	イギリス	フランス	ド イ ツ	イタリア	スウェーデン
1950年	3.65	3.02	2.19	2.92	2.05 (1951)	2.52	2.32
1980年	1.75	1.84	1.90	1.99	1.46	1.61	1.68
現 在	1.43 (1996)	2.05 (1993)	1.76 (1993)	1.65 (1994)	1.34 (1994)	1.33 (1992)	1.88 (1994)

資料出所：日本は厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」。

諸外国は、UN, Demographic Yearbook による。

ただし直近の数値は、Council of Europe, Recent demographic developments in Europe and North America, U.S. Department of Health and Human Services, Monthly Vital Statistics Report による。

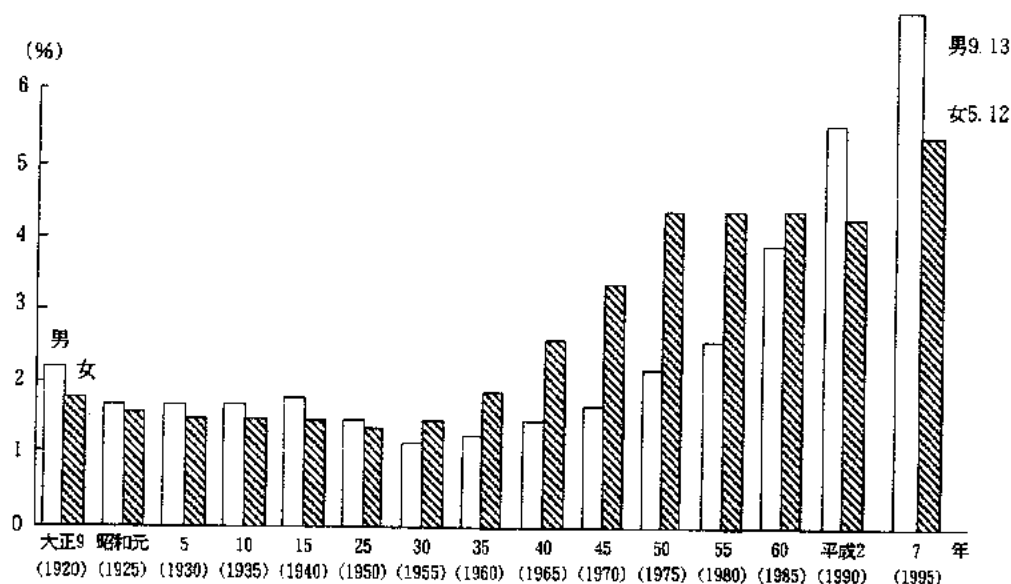
率が低いのは、イタリア（1.33）、ドイツ（1.34）である（第2-2図）。現在は、女性の労働力率が高く、女性の社会進出が進んでいる国ほど出生率は高く、女性の労働力率が低く、相対的に伝統的な家庭観や男女役割分担意識が強い国ほど出生率が低いとの指摘もある。

ロ 未婚率の上昇、晩婚化

合計特殊出生率は、未婚の女性も含めて計算されたものであるもので、結婚している夫婦が産む子供の数を、国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」（第9回までは「出産力調査」）でみると、結婚持続期間15～19年の夫婦の平均出生児数は、昭和57年の2.23人から平成4年の2.21人とほとんど変化がなく、2.08を上回っていることがわかる。したがって、婚外子が極めて少ない日本においては、出生率の低下の要因として、未婚率の上昇が考えられる。

生涯未婚率（50歳時の未婚率）は、男女とも昭和35年頃から急激に上昇し、平成7年には女性5.12%、男性9.13%となっている（第2-3図）。

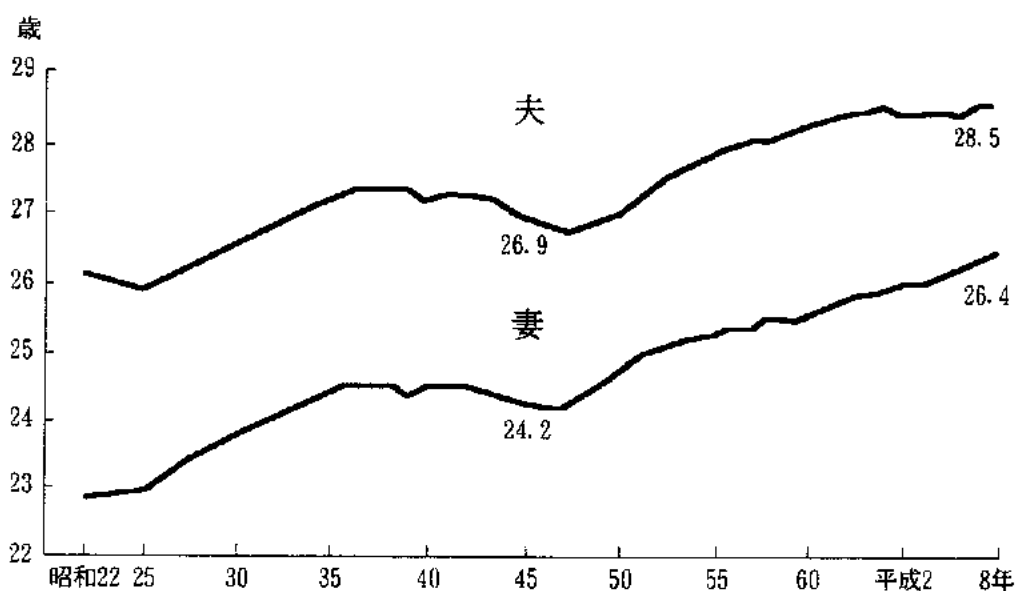
第2-3図 男女別生涯未婚率の推移



(注) 生涯未婚率は各年次の50歳時の未婚率(45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値)

資料出所：総務庁「国勢調査」

第2-4図 平均初婚年齢の推移



資料出所：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

また、平均初婚年齢の推移をみると、昭和45年の妻24.2歳、夫26.9歳から、平成8年には妻26.4歳、夫28.5歳へと上昇を続けており、晩婚化の傾向がすすんでいることがわかる（第2-4図、付表65）。

ハ 高齢化の加速

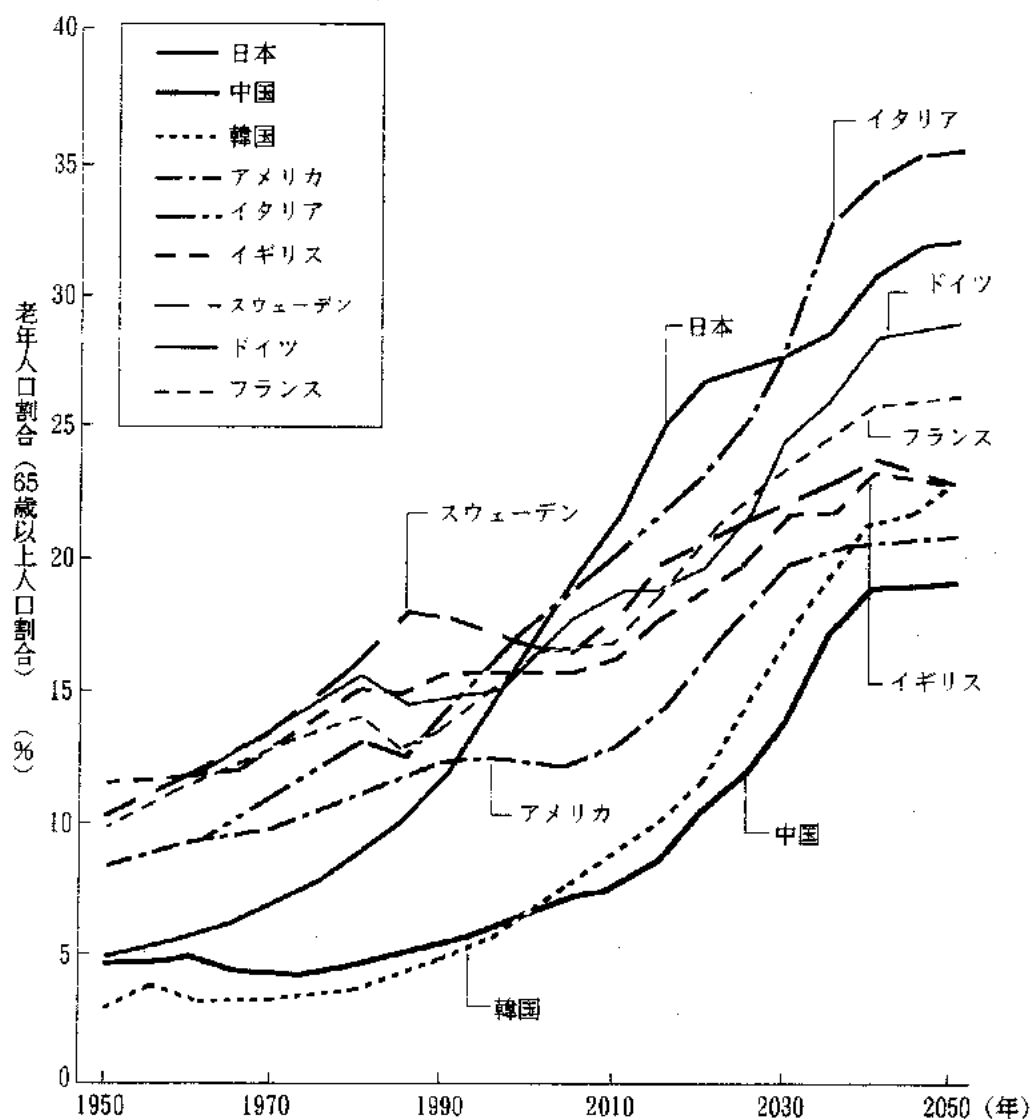
高齢化とは、人口構造が高齢化し、人口に占める高齢者の割合が増加していくということであり、出生率の低下と平均寿命の伸長により相対的に若い人口が減少することによるものである。前述の出生率の低下は高齢化のスピードを加速させる大きな要因といえる。

平成9年1月に発表された国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」によると、65歳以上の老年人口の割合は今後も上昇を続け、中位推計では平成37年（2025年）に総人口の約4人に1人にあたる27.4%、平成62年（2050年）には約3人に1人にあたる32.3%に達する見通しである。

前回推計（平成4年）では、2025年に25.8%、2050年に28.2%と見通しており、今回の推計では、高齢化の一層の加速が見込まれている。さらに、我が国の総人口は、平成19年（2007年）の1億2,778万人をピークとして減少に転じる見通しである（付表66）。

高齢化の進行は諸外国においても例外ではなく、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スウェーデンといった国々では、現在我が国と同様に総人口の15%程度が老年人口となっている。しかし、平成62年(2050年)までの今後の老年人口割合の推移をみると、これまで諸外国がたどった高齢化の軌跡に比べて、急速に高齢化が進行するのが我が国の特徴といえる(第2-5図)。

第2-5図 先進諸国における65歳以上人口割合の推移



(注) ドイツは統一ドイツベース

資料出所：日本は、総務庁「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成9年1月推計（中位推計）」、諸外国は、UN, World Population Prospects 1996による。

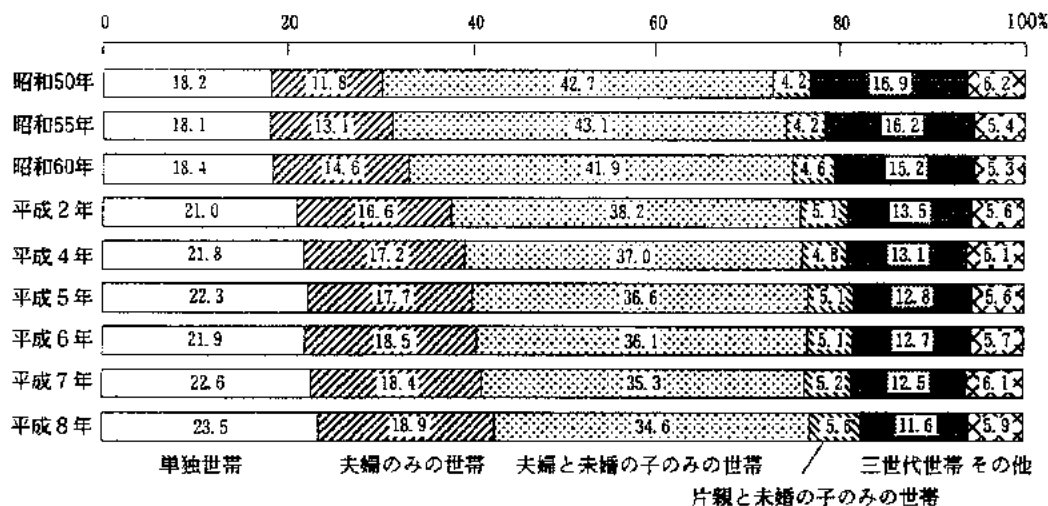
(2) 家庭の変化

イ 世帯人員の減少

総務庁統計局「国勢調査」(平成7年)によると、平成7年の一般世帯数(注)は4,390万であり、前回調査時(平成2年)に比べて323万世帯、7.9%増加した。一方、世帯人員は減少している。平成2～7年の一般世帯数の増加率を世帯人員別に見ると、2人世帯が20.4%増、1人世帯が19.7%増、3人世帯が10.6%増と、3人以下の世帯が増加しているのに対し、4人以上の世帯は減少している。1世帯当たりの平均人員は2.82人である。

次に、厚生省「国民生活基礎調査」により、世帯構造別の構成割合をみると、夫婦と未婚の子のみの世帯の割合が昭和50年の42.7%から平成8年の34.6%に減少する一方、夫婦のみの世帯は11.8%から18.9%に、片親と未婚の子のみの世帯は4.2%から5.6%に増加している。また、三世帯世帯は16.9%から11.6%に減少している(第2-6図)。

第2-6図 世帯構造別にみた世帯割合の年次推移



(注) 平成7年の数値は兵庫県を除く。

資料出所：厚生省「国民生活基礎調査」

(注)

一般世帯とは、次のものをいう。①住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含む。②前出の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者。③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者。(総務庁「平成7年国勢調査報告」用語の解説より抜粋)

ロ 共働き世帯の増加

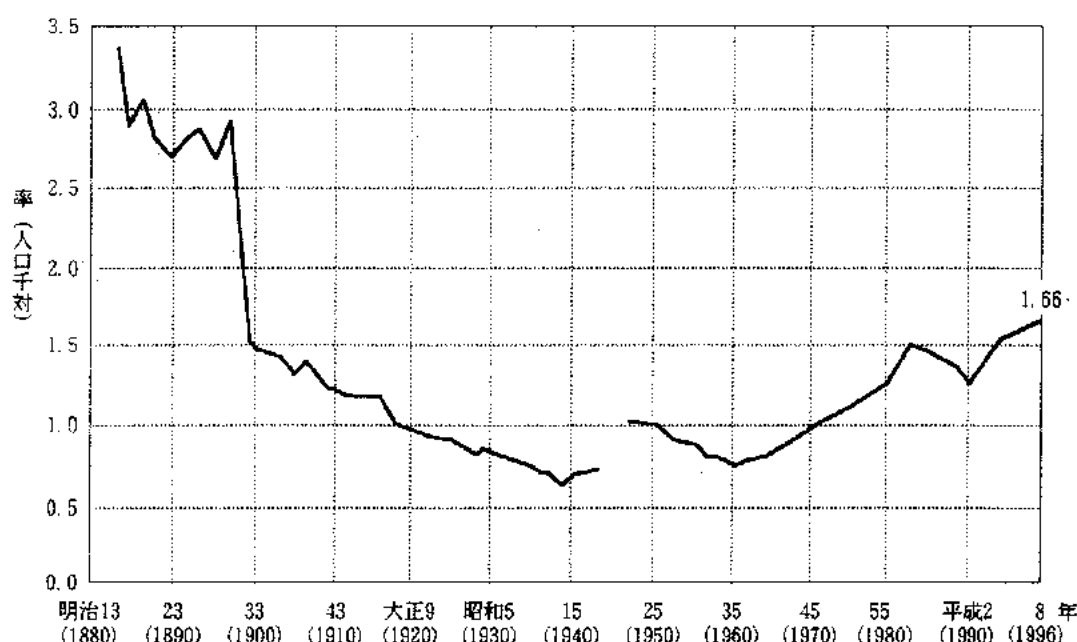
総務庁統計局「労働力調査特別調査」で夫（非農林業雇用労働者）と妻の就業状態別に世帯数の推移をみると、典型的一般世帯に占める「夫婦がともに非農林業雇用労働者」である世帯の割合は、昭和60年の27.9%から平成9年の33.7%へと5.8ポイント増加している。特に「夫婦、子供と親から成る世帯」においては、昭和60年の36.9%から、平成9年の46.7%へと、ほぼ10ポイント増加している。一方、「夫が非農林業雇用労働者」で「妻が専業主婦」である世帯の占める割合は、昭和60年の35.9%から平成9年の34.7%まで横這い状態である（付表67）。

ハ 離婚の増加

厚生省「人口動態統計」によると、近年における我が国の離婚率は上昇を続けており、平成8年には離婚組数は20万7千組、人口千人対比で1.66と組数、率ともに戦後最高を記録した（第2-7図、付表68）。

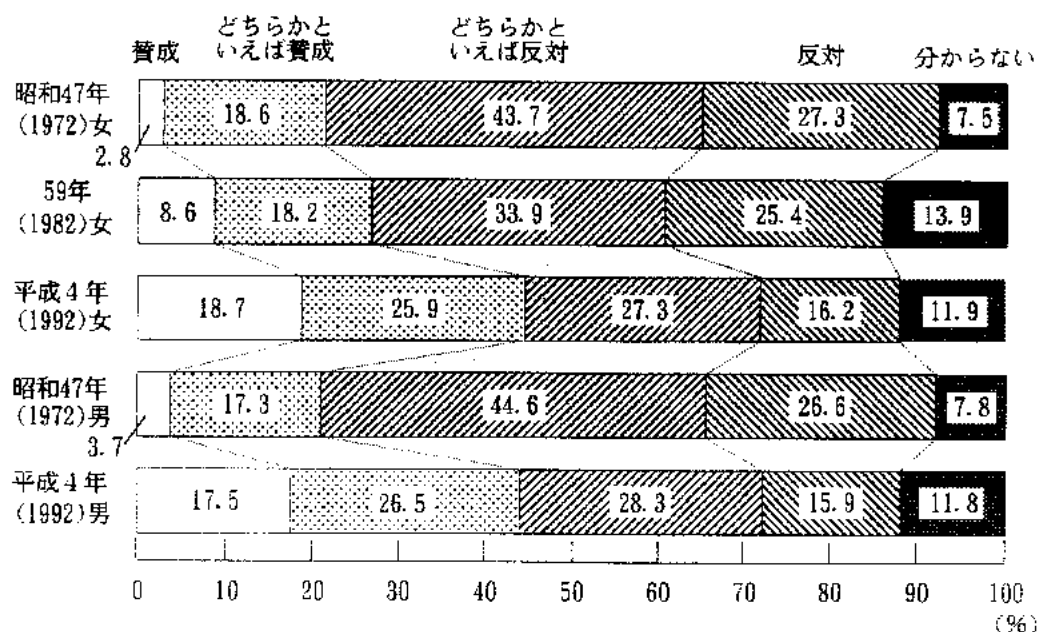
離婚についての意識をみると、「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方について、賛成する者の割合は、昭和47年には

第2-7図 離婚率の推移



資料出所：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」、ただし、1898年以前は内閣統計局「帝国統計年鑑」

第2-8図 「結婚しても相手に満足できないときは離婚すればよい」という考え方について



資料出所：総理府「婦人に関する意識調査」（昭和47年10月）、「婦人問題に関する国際比較調査」（昭和59年3月）、「男女平等に関する世論調査」（平成4年11月）

男女とも2割程度であったが、平成4年にはともに4割を超えている（第2-8図）。

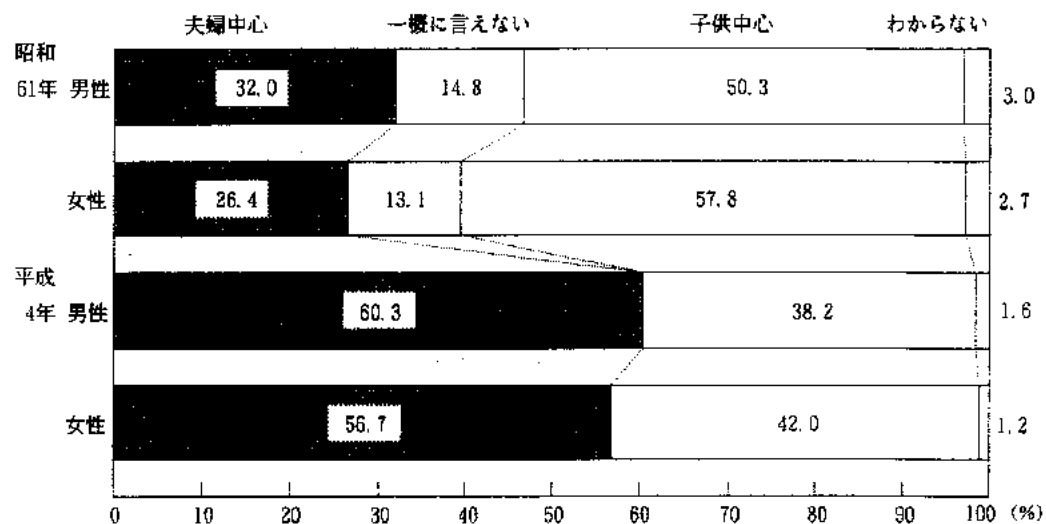
二 家庭の機能の変化

家庭が持つ機能にはどのような変化がみられるであろうか。

総理府及び経済企画庁の調査によると、「家庭は夫婦中心か、子供中心か」という質問に対し、昭和61年には、「夫婦中心」と回答した女性は26.4%、男性は32.0%であったのに対し、平成4年にはそれぞれ56.7%、60.3%と2倍ないしそれ以上増加している。一方、「子供中心」と回答した女性は、昭和61年の57.8%から平成4年の42.0%へ、同じく男性は50.3%から38.2%へと減少している（第2-9図）。

また、経済企画庁の平成6年の調査によると、「家庭に対して何を求めるか」という質問に対し、男女とも「心の安らぎを得るという情緒面」とする回答が過半数であり、「子供を産み育てるという出産・養育面」と回答した者は女性9.8%、男性6.0%程度となっている（第2-10図）。

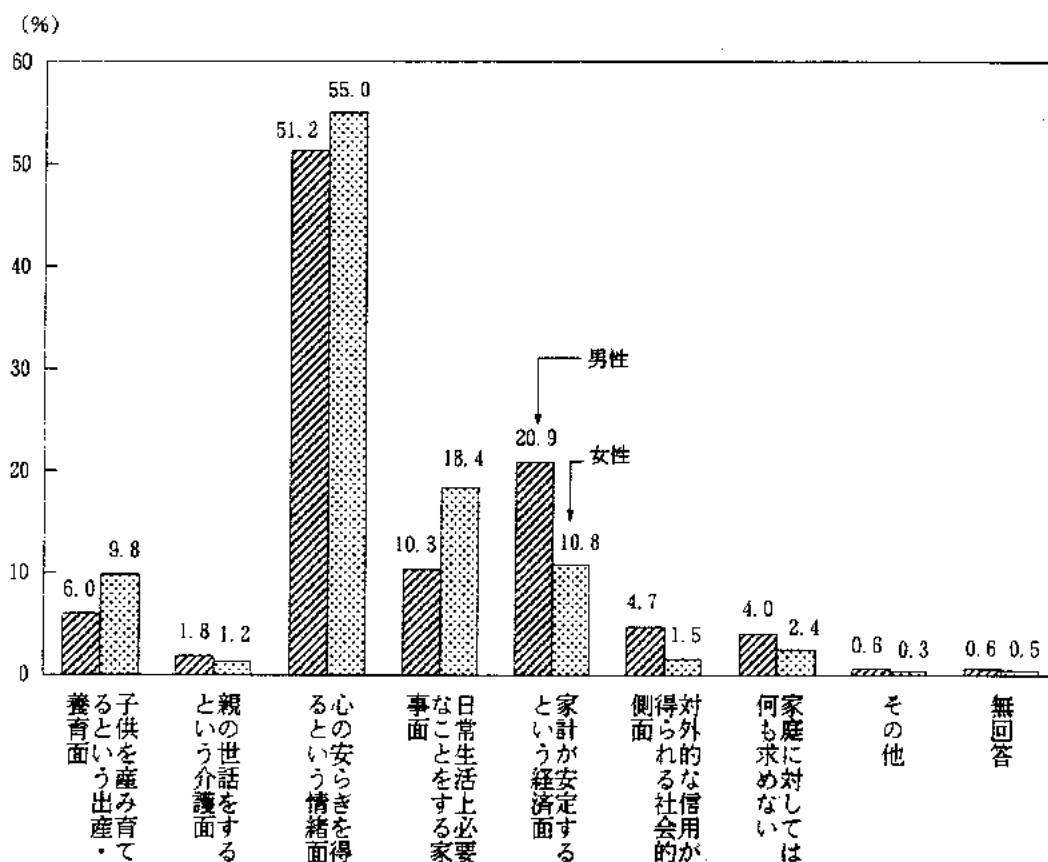
第2-9図 「家庭は夫婦中心か子供中心か」について



資料出所：総理府「家族・家庭に関する世論調査」（昭和61年）、経済企画庁「国民生活選好度調査」（平成4年）により作成。

- (注) 1 回答者は、20歳以上の男女で昭和61年は2,210人、平成4年は2,440人である。
 2 平成4年調査では「一概に言えない」という選択肢はない。

第2-10図 家庭に情緒面の機能を求める人が多い



資料出所：経済企画庁「家族と社会に関する意識と実態調査報告書」（平成6年）

このように、家庭に対しては「夫婦中心」で「心の安らぎ」を求める者が多くなっている。

2 職業生活と家庭生活との両立に向けて

(1) 労働者の実情

イ 家族的責任を有する労働者の動向

(イ) 育児期の女性の就業

我が国の女性の年齢別労働力率は、育児期に下降しその後再び上昇するいわゆるM字型カーブを描く（3ページ、第1-1図）。Mの底辺は年々上方ヘシフトしているものの、諸外国の女性の年齢別労働力率と比較すると、依然として我が国の育児期の労働力率の低さは特徴的である（付表2）。しかし、女性の潜在的労働力率（非労働力人口中の就業希望者数を加味して算出した労働力率（注））を見ると、M字は大きく上方ヘシフトし、育児期に若干の下降は残るものの、20代から50代まで高い水準で推移する（第2-11図）。このことから、育児等で一旦退職したものの、就業を希望している者が相当数存在することが推察される。

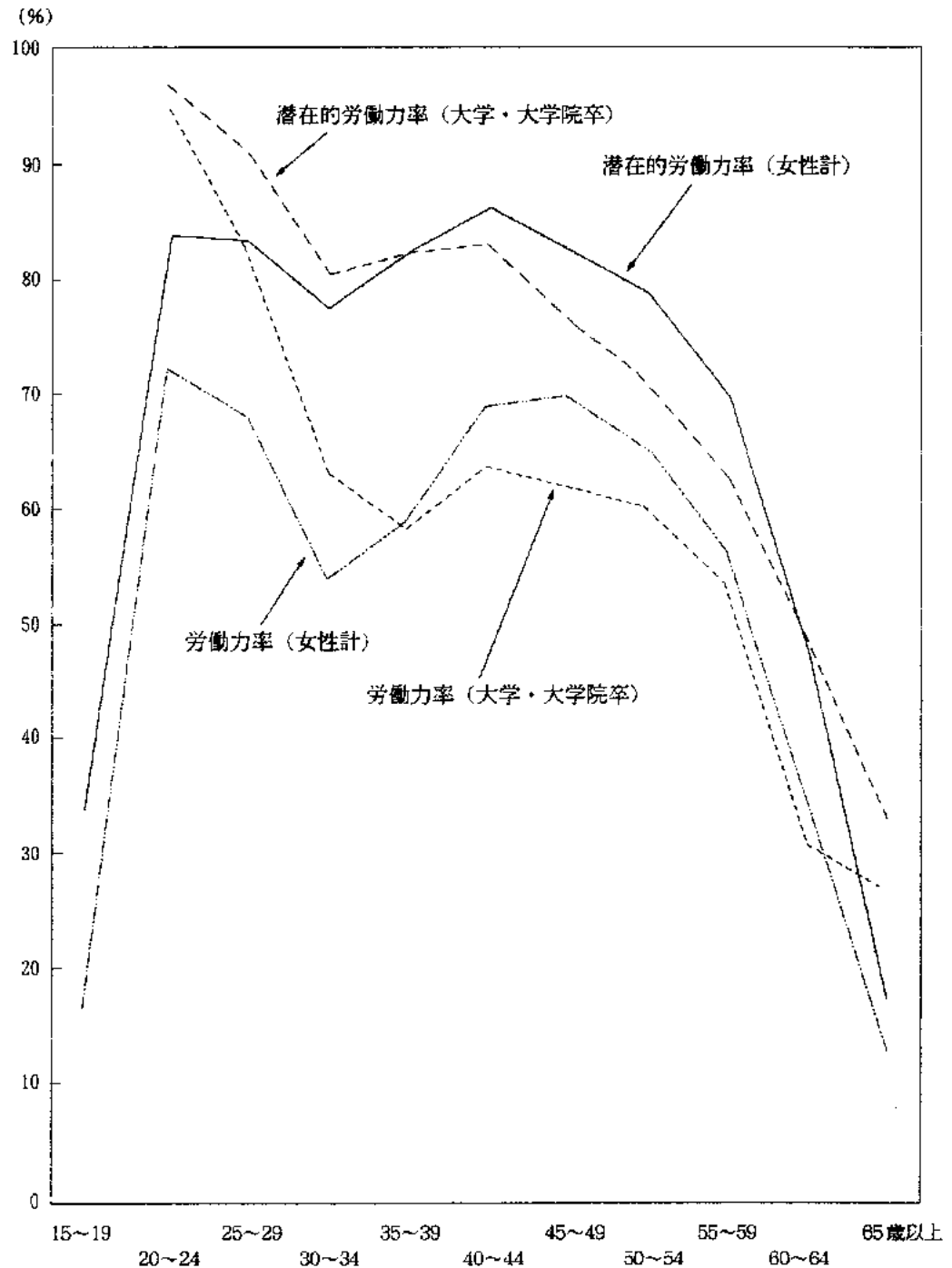
総務庁統計局「労働力調査特別調査」（平成9年）により末子の年齢別の妻の就業実態をみると、末子の年齢が低いほど就業率は低くなっている。さらに、世帯類型別にみると、末子が0～3歳で妻が就業している世帯の割合は、核家族の場合25.2%、三世帯同居の場合41.4%、末子が4～6歳では、核家族の場合45.5%、三世帯同居の場合62.8%と明らかに三世帯同居の場合に妻が就業してる世帯の割合は高くなっている（第2-1表、第2-12図）。これは、夫婦以外に育児の援助を行う者が同居していることが、妻の就業を促進していると考えられる。

（注）

総務庁「労働力調査特別調査」を労働省政策調査部にて特別集計したもの。年齢階級別潜在的労働力率＝

$$\frac{\text{労働力人口（年齢階級別）} + \text{非労働力人口のうちの就業希望者（年齢階級別）}}{\text{15歳以上人口（年齢階級別）}}$$

第2-11図 女性の年齢階級別潜在的労働力率（平成7年2月現在）



資料出所：「平成8年版労働経済の分析」第2-(1)-3図より引用

(注) 「労働力調査特別調査」を労働省政策調査部にて特別集計

年齢階級別潜在的労働力率＝

$$\frac{\text{労働力人口（年齢階級別）} + \text{非労働力人口のうちの就業希望者（年齢階級別）}}{\text{15歳以上人口（年齢階級別）}}$$

第2-1表 末子の年齢別妻の就業状態

イ 末子の年齢別妻の就業状態別世帯数

単位：上段・万世帯、下段・%

区 分	総 数	就 業 者 数						無 業 者
		総 数	自営業主	内 職 者	家 族 従 業 員	雇 用 者	うち短時 間雇用者	
計	478 (100.0)	171 (35.8)	9 (1.9)	7 (1.5)	17 (3.6)	137 (28.7)	75 (15.7)	303 (63.4)
0～3歳	312 (100.0)	88 (28.2)	4 (1.3)	4 (1.3)	8 (2.6)	71 (22.8)	38 (12.2)	222 (71.2)
4～6歳	166 (100.0)	83 (50.0)	5 (3.0)	3 (1.8)	9 (5.4)	66 (39.8)	37 (22.3)	81 (48.8)

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」（平成9年2月）

① 「短時間雇用者」は、1週の就労時間が35時間未満の雇用者である。

② 「無業者」は、完全失業者と非労働力人口の合計である。

ロ 特定家族型、末子の年齢別妻の就業状態別世帯数

単位：上段・万世帯、下段・%

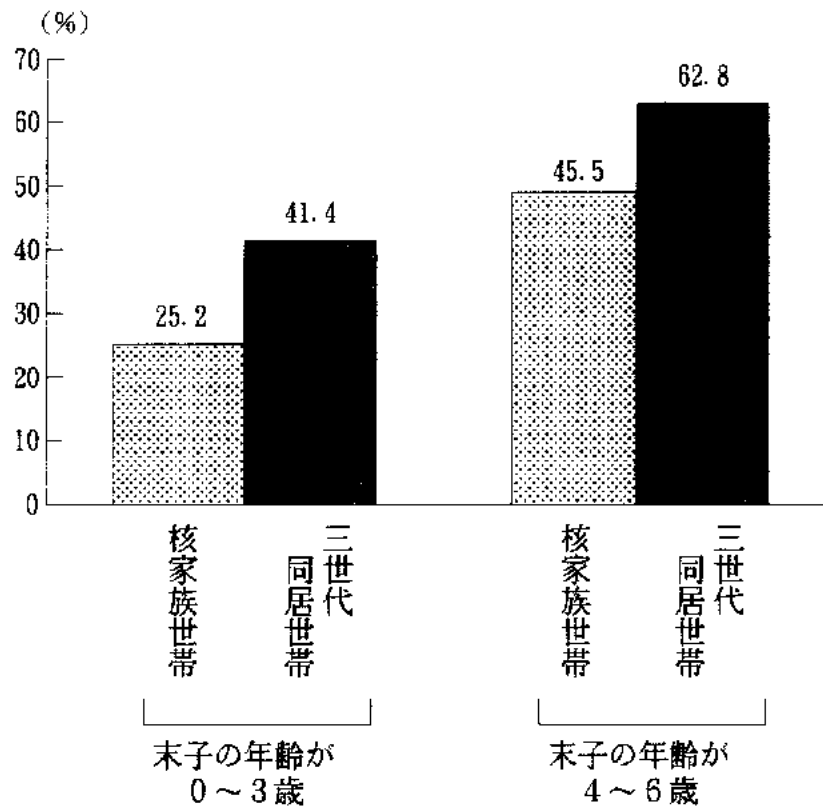
区 分		総 数	就 業 者 数						無 業 者
			総 数	自営業主	内 職 者	家 族 従 業 員	雇 用 者	うち短時 間雇用者	
核 家 族	0～3歳	254 (100.0)	64 (25.2)	4 (1.6)	3 (1.2)	4 (1.6)	53 (20.9)	30 (11.8)	189 (74.4)
	4～6歳	123 (100.0)	56 (45.5)	4 (3.3)	2 (1.6)	7 (5.7)	43 (35.0)	26 (21.1)	66 (53.7)
三 世 代 同 居	0～3歳	58 (100.0)	24 (41.4)	0 (0)	1 (1.7)	4 (6.9)	18 (31.0)	8 (13.8)	33 (56.9)
	4～6歳	43 (100.0)	27 (62.8)	1 (2.3)	1 (2.3)	2 (4.7)	23 (53.5)	11 (25.6)	15 (34.9)

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」（平成9年2月）

① 「短時間雇用者」は、1週の就労時間が35時間未満の雇用者である。

② 「無業者」は、完全失業者と非労働力人口の合計である。

第2-12図 末子の年齢及び世帯類型別妻の就業状態



資料出所：総務庁「労働力調査特別調査」（平成9年2月）

次に、育児期の女性の就業について地域別（49ページ、注参照）の状況を見てみる（第2-13図）。まず、女性の年齢別労働力率を昭和60年と平成7年の比較でみると、一般にM字型カーブを描いているが、その形は地域によってかなり異なっている。

全地域に共通していえることは、昭和60年に比べ、平成7年は20歳台後半層（25歳から29歳）の女性の労働力率が上昇していることである。これは、近年の20歳台後半層の未婚率の急増、晩婚化、晩産化の進展が背景にあることが窺われる。

地域別の特徴としては、北海道、南関東、北関東・甲信、近畿、東海といった大都市やその周辺を含む地域（大都市の影響の大きい地域）においては、M字型カーブが顕著であるという傾向があり、M字の底である30歳台

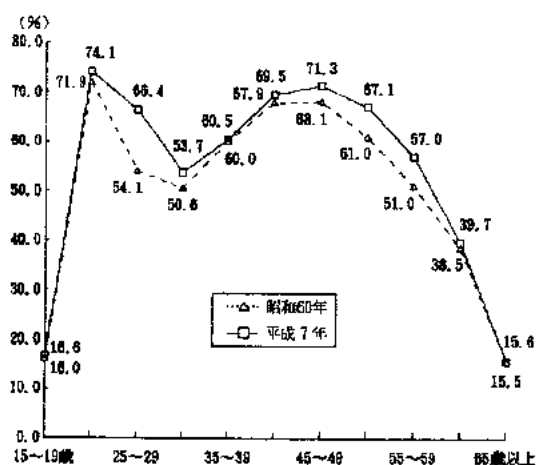
半層（30歳から34歳）の労働力率は50%前後まで落ち込んでいる。これは、育児期に退職する者が多いことが影響していると思われる。なかでも、北関東・甲信、東海地域では、30歳前半層の労働力率が昭和60年より低くなっている。一方、その他の地域（東北、北陸、中国、四国、九州）においては、大都市やその周辺を含む地域に比べて、M字型のへこみが小さい傾向がある。育児期に退職する者が少ないことが育児期の女性の労働力率が相対的に高い一因となっていると思われる。特に、北陸地域は、従来より育児期の女性の労働力率が他の地域に比べ高かったが、昭和60年よりさらにカーブが上方にシフトすることにより、平成7年には、年齢別労働力率のカーブは、ほぼ台形となっている。

また、M字型カーブの二つの山の特徴についてみると、大都市やその周辺を含む地域は、前の山（20歳台の労働力率）が後ろの山（40歳台の労働力率）より高く、一方、九州を除くその他の地域は、後ろの山が前の山より高くなっている。大都市やその周辺を含む地域においては、育児期に一旦退職する者が多いこともあり、後ろの山が前の山より高くないと思われる。

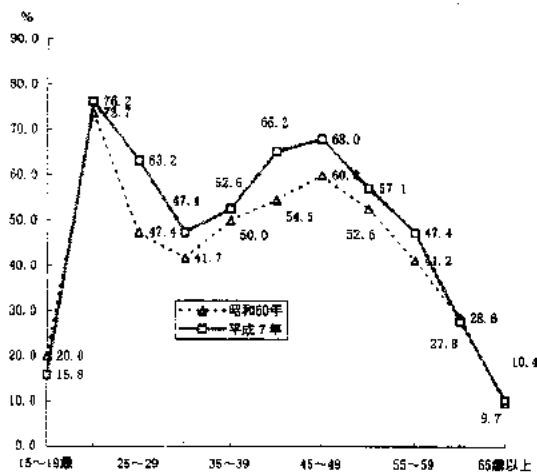
このような、地域別の差は、産業構造、社会的慣行、生活意識等様々な状況の差が背景にあると考えられるが、例えば、男性労働者の月平均賃金が高い都道府県では育児期（30～34歳）の女性労働者の労働力率が低い傾向がみられる（第2-14図）、三世代同居率の高い県で育児期の女性の労働力率が高い傾向がみられる（第2-15図）などがあげられる。

全 国

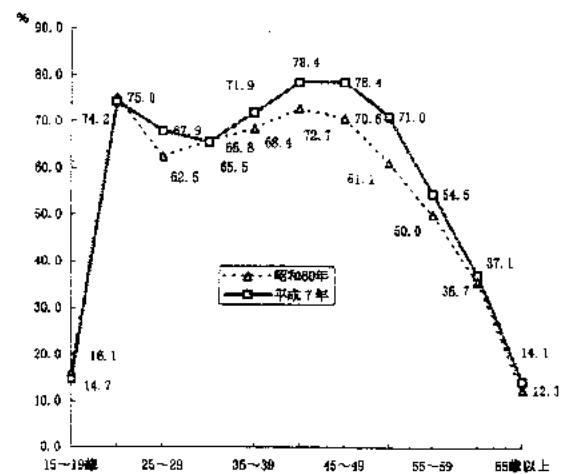
第2-13図
地域別に見た年齢階級別
女性の労働力率の推移



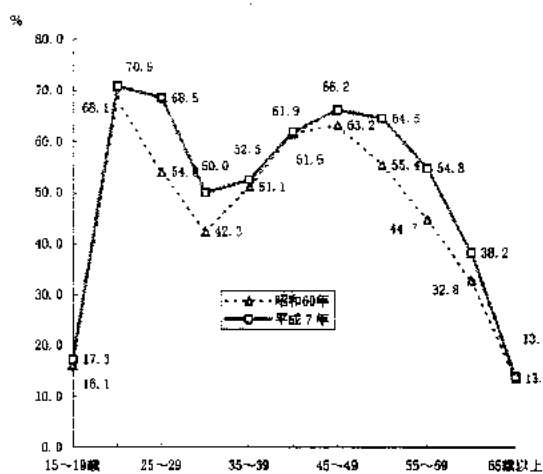
北海道



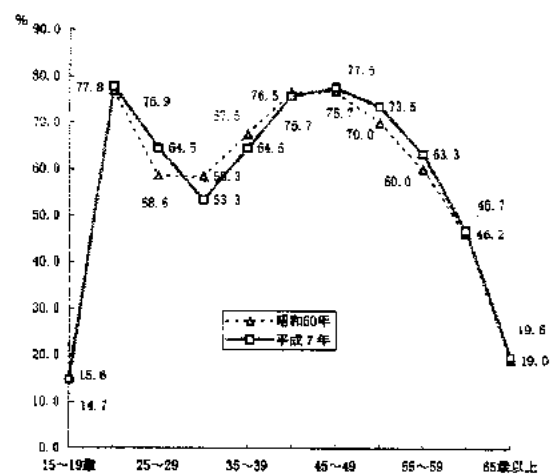
東北



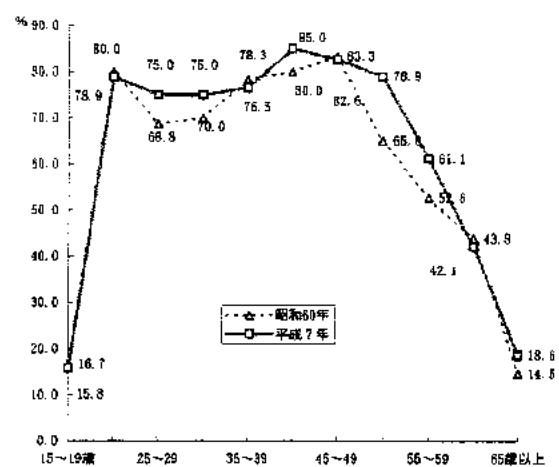
南関東



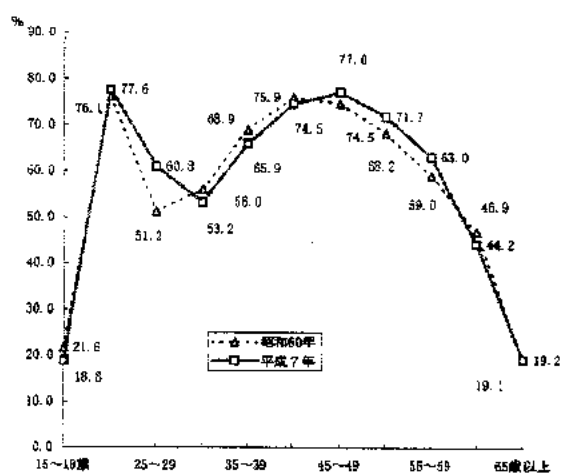
北関東・甲信



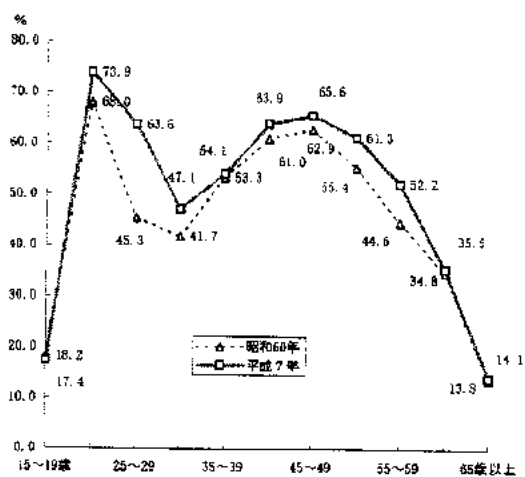
北陸



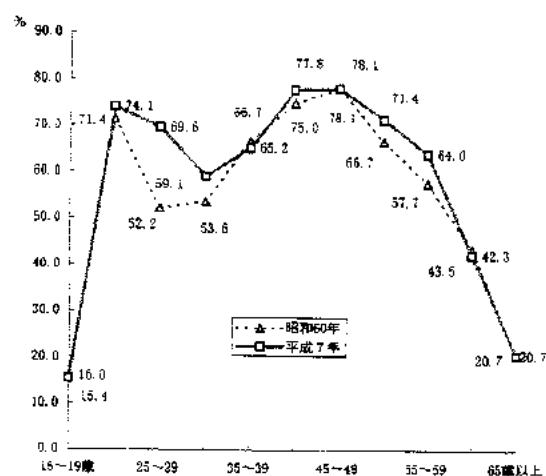
東海



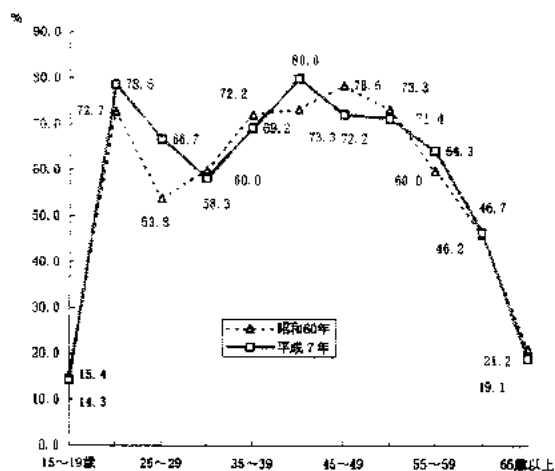
近畿



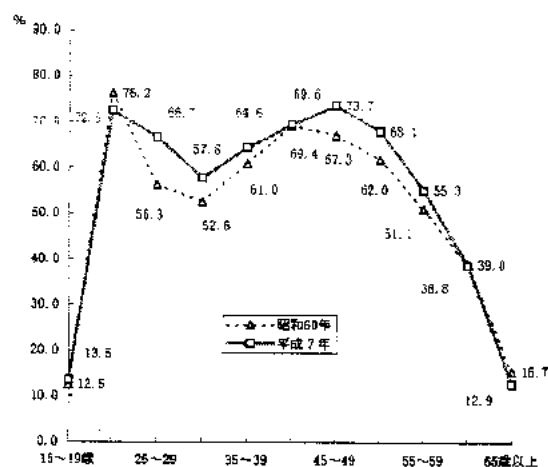
中国



四国



九州



資料出所：総務庁「労働力調査」

(注) 地域区分

北海道：北海道

東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島

南関東：埼玉、千葉、東京、神奈川

北関東・甲信：茨城、栃木、群馬、山梨、長野

北陸：新潟、富山、石川、福井

東海：岐阜、静岡、愛知、三重

近畿：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山

中国：鳥取、島根、岡山、広島、山口

四国：徳島、香川、愛媛、高知

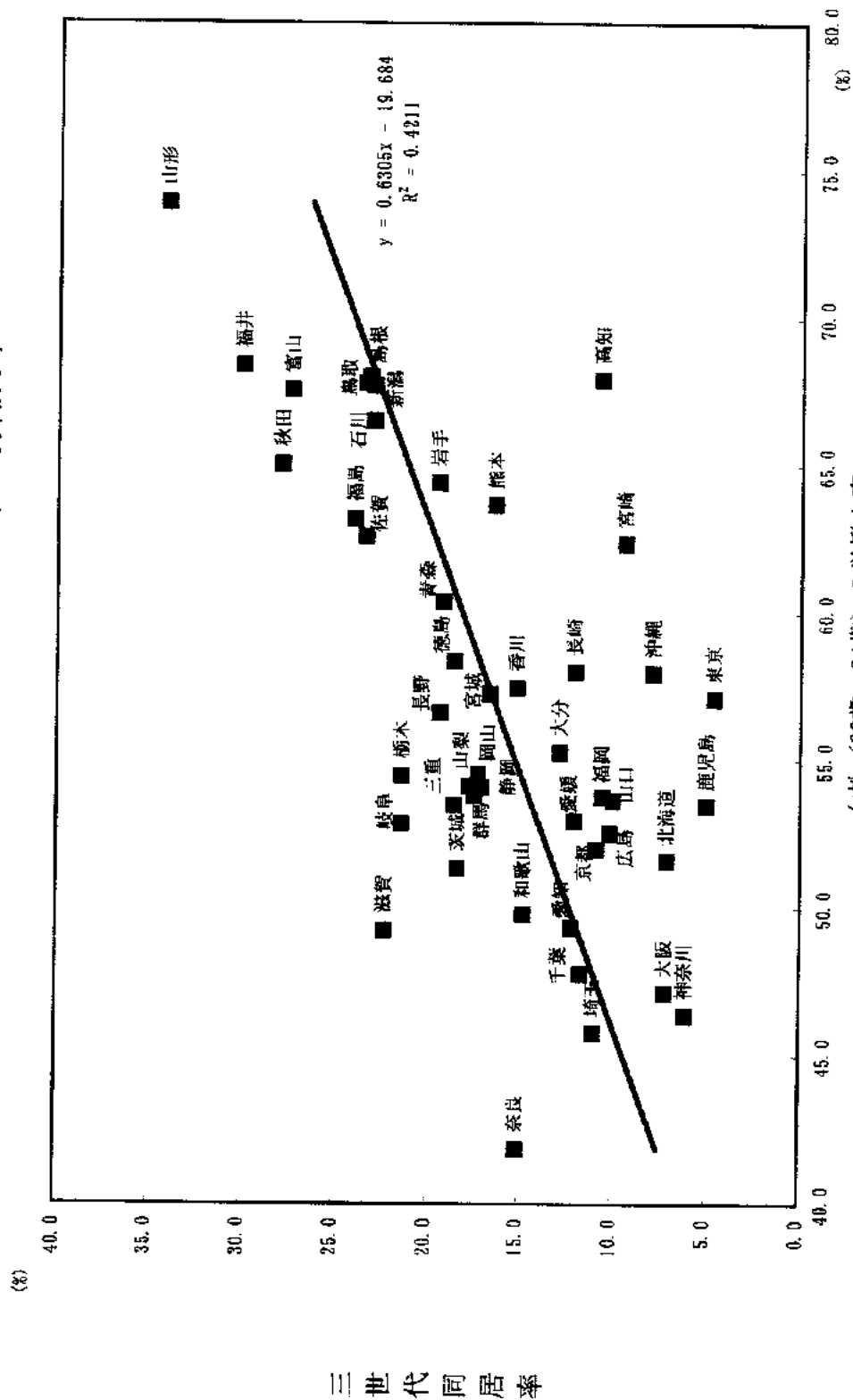
九州：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

[illegible]

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成7年）

(注) 男性労働者の月平均賃金は、「決まって支給する現金給与額」であり、「超過労働給与額」が含まれる。

第2—15図 三世代同居率と女性の労働力率



資料出所：総務庁「国勢調査」(平成7年)、厚生省「国民生活基礎調査」(平成7年)

(注) 兵庫県の数値を除く。

(ロ) 「男は仕事、女は家庭」の意識の変化

総理府の世論調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感しない」者は年々増加し、平成7年には女性53.9%、男性40.2%となっている（第2-16図）。また、女性が職業を持つことに対する意識も変化してきている。男女とも、結婚、出産を機に一旦退職し子どもが大きくなったら再び職業をもつという「再就職」型を志向する者が4割弱と多数派ではあるが、子どもができてずっと職業を続けるという「継続就業」型を志向する者は急増している。「継続就業」型については、男性では昭和47年の9.7%から平成7年には27.2%へ、女性では11.5%から32.5%へと男女ともほぼ3倍に増加している（第2-17図）。

また、財社会経済生産性本部「働くことの意識」調査によると、平成8年の新入社員に対し「仕事中心か家庭中心か」を質問したところ、女性の82.1%、男性の73.8%が「仕事と生活の両立」を挙げている（第2-18図）。

このように、男女とも「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識を脱却しつつあり「男も女も働き、家庭（生活）を担う」ライフスタイルへ意識は変化しつつあるといえるだろう。

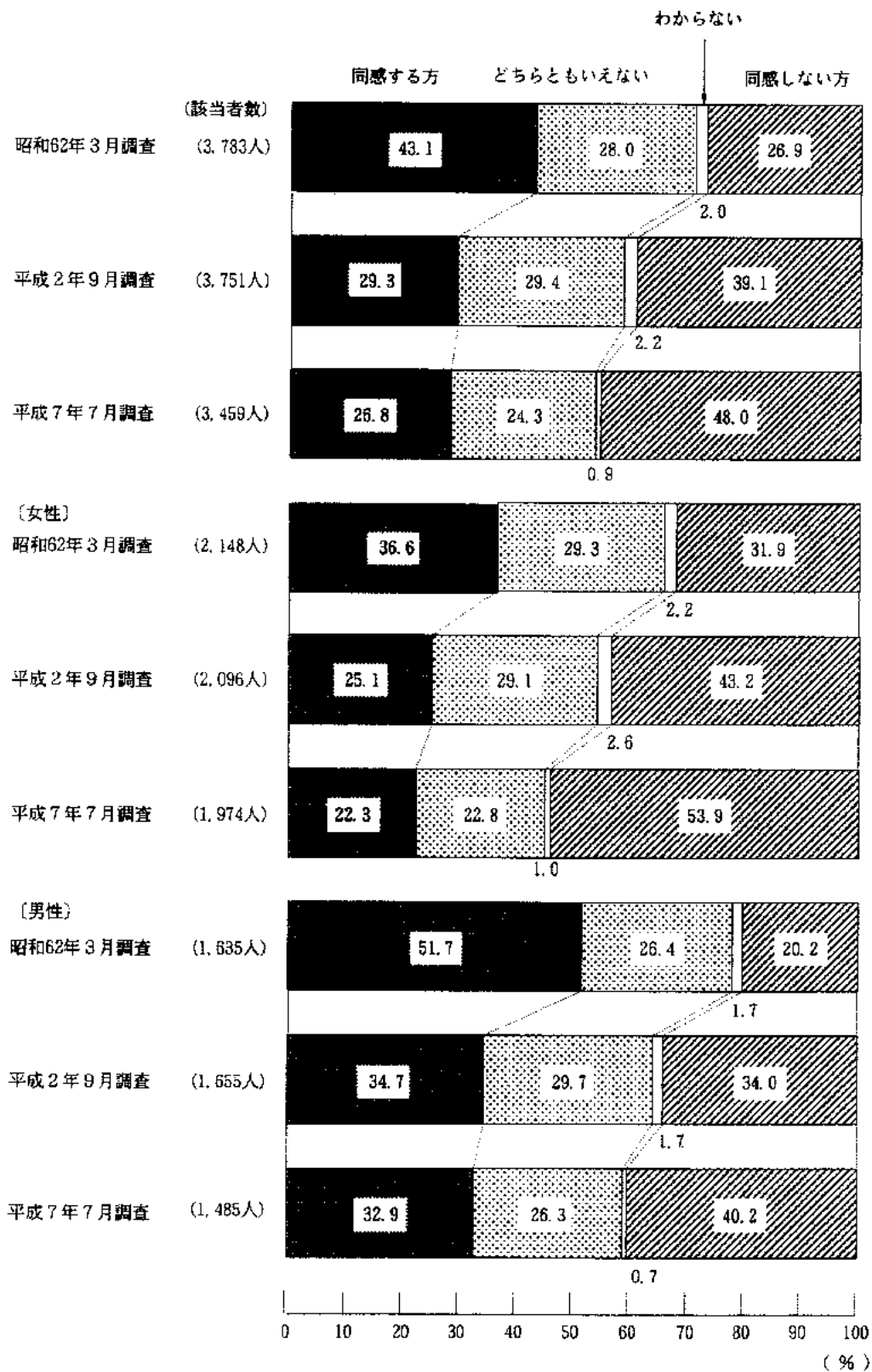
(ハ) 男性の家庭生活への関与の実情

上述のような意識の変化がみられる一方で、実際の男性の家庭生活への関与は極めて少ない。

総務庁「社会生活基本調査」（平成8年）で対象となった世帯のうち「夫婦と子供の世帯」について、「夫、妻とも有業の世帯（共働き世帯）」と「夫が有業で妻が無業の世帯（専業主婦世帯）」とに区分し、夫と妻の1日の生活時間を比べてみる。

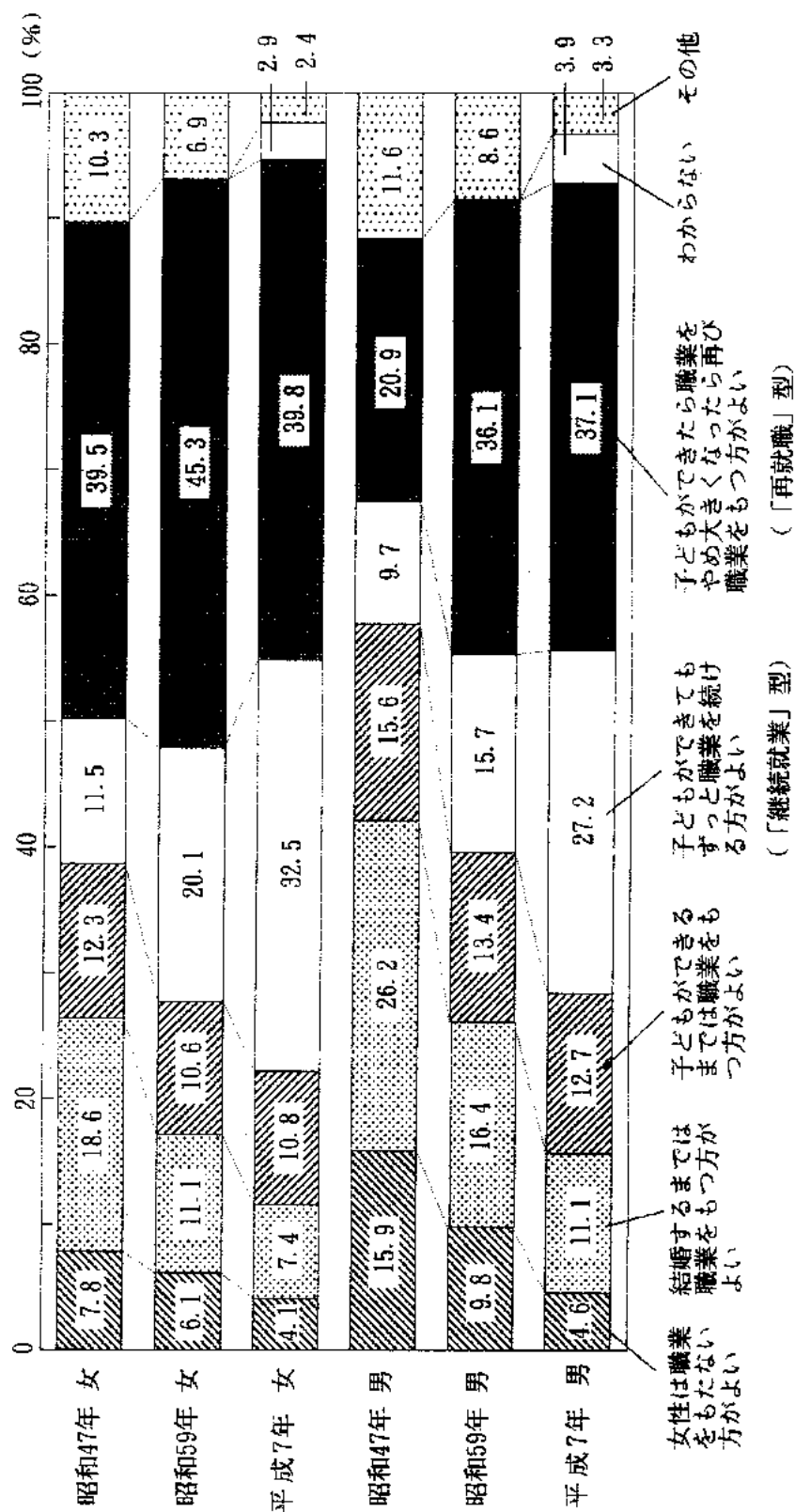
まず、家事関連時間（家事、介護・看護、育児及び買い物の行動時間）についてみると、共働き世帯の妻が1日につき4時間33分、専業主婦世帯の妻は7時間30分となっている。一方、共働き世帯の夫は1日につき20分、専業主婦世帯の夫は27分である。専業主婦世帯の夫の方が共働き世帯の夫より多少長く家事に携わっている結果になっているものの、いずれにせよ夫の家事

第2-16図 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



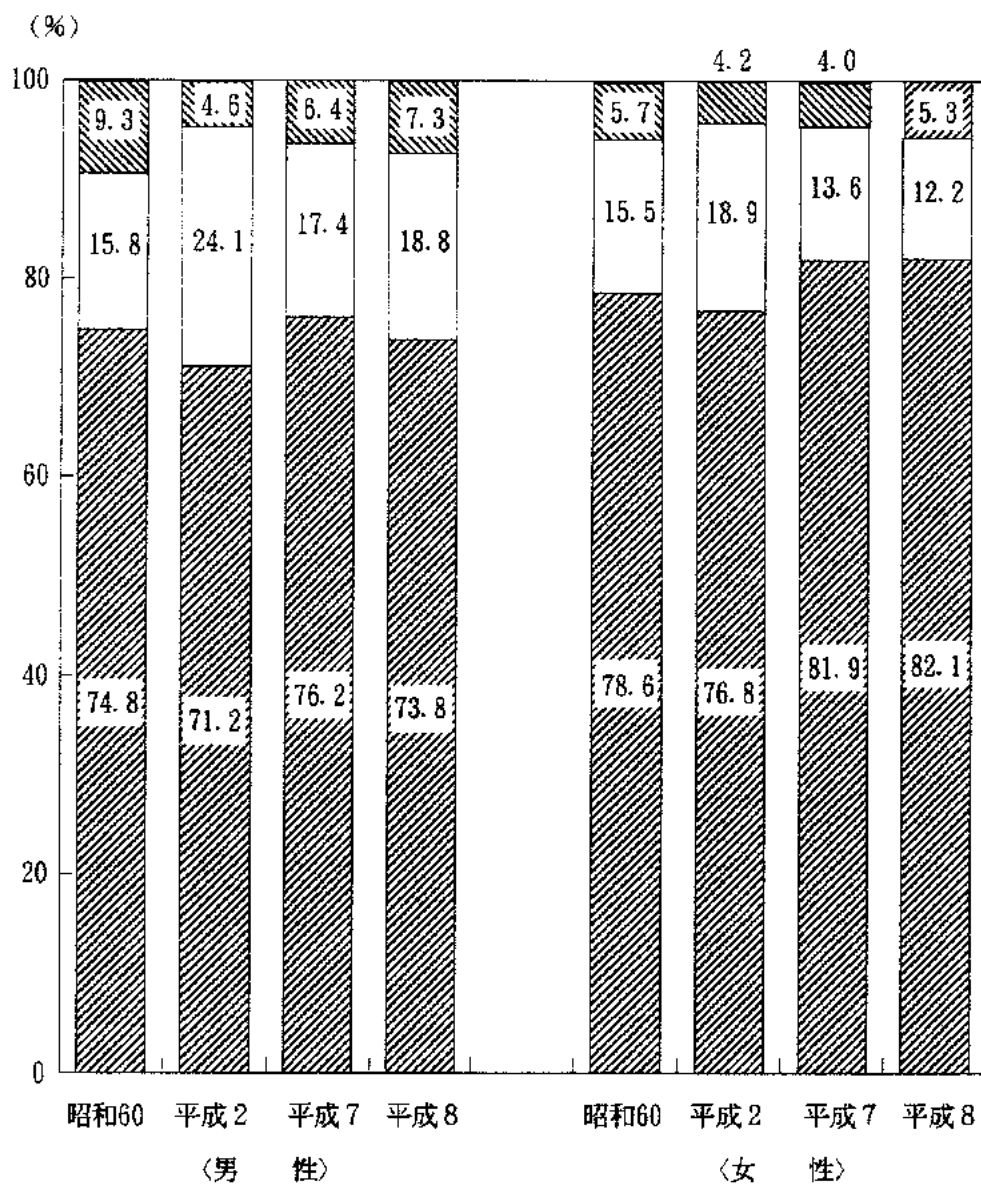
資料出所：総理府「男女共同参画に関する意識調査」

第2-17図 男女別就業意識の違いの推移



(注) 昭和47年は18歳以上、昭和59年及び平成7年は20歳以上の者を対象として調査している。
 資料出所：総理府「婦人に関する意識調査」(昭和47年10月)、「婦人に関する世論調査」(昭和59年5月)、
 「男女共同参画に関する世論調査」(平成7年7月)

第2-18図 仕事と生活の両立を目指す女性が増加
(仕事中心か生活中心か)



仕事中心
 生活中心
 仕事と生活の両立

調査対象
 「平成8年度新入社会人研修村」
 に参加した企業の新入社員
 計 3,266人
 男女比 63.3% : 36.5%

資料出所：(財)社会経済生産性本部、(社)日本経済青年協議会
 「『働くことの意義』調査報告書」(平成8年度)

関連時間はきわめて短く、妻にほとんどの負担がかかっている実情がうかがえる（第2-2表）。

次に、家事関連時間の中の育児時間について、末子の年齢別・三世帯同居か否かの別にみてる。妻の育児時間については、子の年齢及び両親との同別居により大きく異なる。専業主婦世帯・共働き世帯にかかわらず、子の年齢が小さい程妻の育児時間は長い。また、共働き世帯については、両親と同居している方が、夫婦と子供から成る世帯に比べて育児時間は短い。しかし、夫については、両親との同別居にかかわらず、最も育児時間が長い0歳児の場合においても1日につき30分にすぎず、育児においても依然として妻の負担（共働き世帯の妻で核家族の場合3時間56分、両親と同居の場合3時間8分、専業主婦世帯の妻で核家族の場合4時間47分、両親と同居の場合5時間17分）は大きいものになっている（第2-3表）。

第2-2表 共働きか否か別夫と妻の生活時間
～夫婦と子供の世帯～（週全体の1日平均）

	(時間、分)							
	共働き世帯				夫が有業で妻が無業の世帯			
	平成3年		平成8年		平成3年		平成3年	
	夫	妻	夫	妻	夫	妻	夫	妻
1 次活動	10.04	9.50	10.09	9.58	10.07	10.06	10.08	10.14
睡眠	7.39	7.04	7.39	7.05	7.38	7.14	7.36	7.15
身の回りの用事	0.51	1.08	0.54	1.13	0.54	1.06	0.56	1.12
食事	1.34	1.37	1.36	1.39	1.34	1.46	1.36	1.47
2 次活動	8.46	9.52	8.34	9.28	8.39	7.46	8.39	7.34
通勤・通学	0.51	0.26	0.48	0.25	1.00	0.00	1.00	0.00
仕事	7.36	4.48	7.26	4.30	7.14	0.03	7.12	0.03
家事関連時間	0.19	4.39	0.20	4.33	0.25	7.42	0.27	7.30
3 次活動	5.11	4.18	5.17	4.34	5.15	6.09	5.13	6.12
在宅型余暇活動	3.19	2.52	3.20	2.55	3.16	3.46	3.13	3.44
積極的余暇活動	0.53	0.36	0.52	0.33	0.55	1.00	0.51	0.53
交際・付き合い	0.27	0.19	0.23	0.19	0.29	0.30	0.23	0.29

資料出所：総務庁「社会生活基本調査」（平成8年）

第2-3表 家族類型、末子の年齢別夫と妻の育児時間
及び他の家事関連時間（週全体の1日平均）

（時間、分）

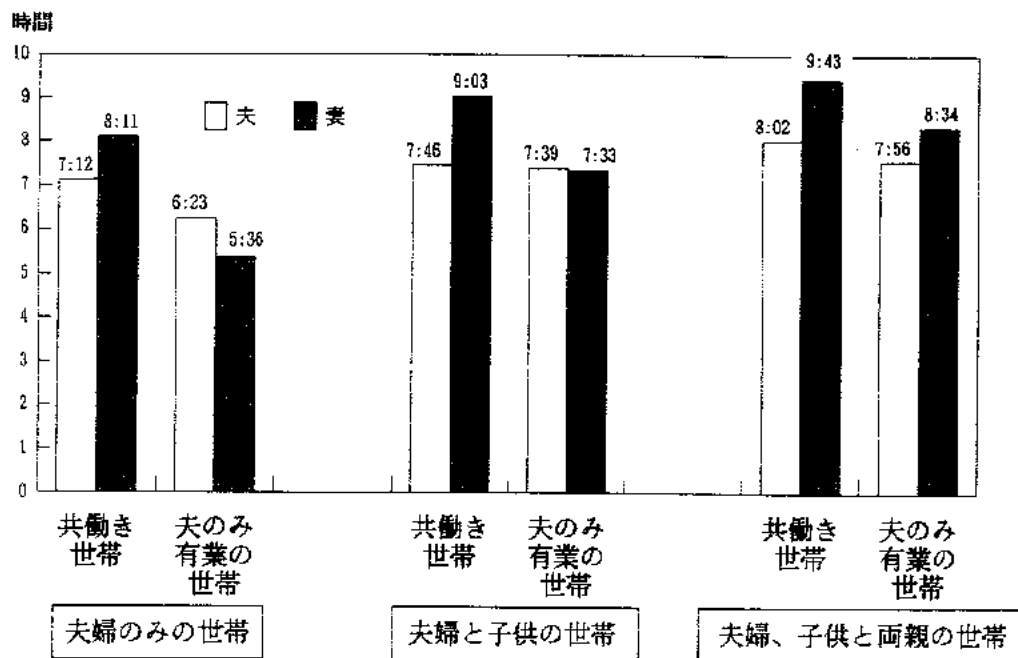
家族類型、末子の年齢	夫		妻			
	有業		有業		無業	
	育児時間	他の家事 関連時間	育児時間	他の家事 関連時間	育児時間	他の家事 関連時間
夫婦と子供の世帯						
0歳	0.30	0.22	3.56	3.42	4.47	4.52
1～2歳	0.17	0.21	1.52	3.43	3.17	5.06
3～5歳	0.10	0.18	0.58	4.10	1.37	6.03
6～9歳	0.03	0.18	0.17	4.43	0.32	6.23
10～14歳	0.01	0.16	0.04	4.31	0.07	7.01
夫婦、子供と両親の世帯						
0歳	0.27	0.23	3.08	3.48	5.17	4.45
1～2歳	0.15	0.16	1.40	3.14	3.37	5.32
3～5歳	0.11	0.14	0.47	3.45	1.39	6.13
6～9歳	0.04	0.18	0.16	4.18	0.37	6.58
10～14歳	0.01	0.14	0.03	4.10	0.18	8.01

資料出所：総務庁「社会生活基本調査」（平成8年）

さらに、共働きの妻の1日の生活時間のうち、勤労等時間（「仕事」時間と「家事関連」時間の合計時間）についてみると、世帯の種類に関わらず、夫よりも長くなっている。また、専業主婦と比べても、世帯の種類に関わらず、長くなっている。このように、共働きの妻は、夫や専業主婦より仕事と家事の負担が重くなっている（第2-19図）。

女性の就業意欲の高まりかつ男女とも意識変化が進みつつあるにも関わらず、実際の生活においては、夫の家庭生活への関与が極端に低い。男女がともに職業生活と家庭生活との両立を図っていくためには、特に男性については、職場中心の生活から家庭生活にも積極的に関わられるよう意識、働き方を含めた転換が求められる。また、三世帯同居をはじめ地域のネットワークなど夫婦以外の家事・育児等に対する身近な支援者の存在が大きいといえる。

第2-19図 夫婦の勤労等時間（週全体の1日平均）



資料出所：総務庁「社会生活基本調査」（平成8年）

ロ 育児に関する実情

(イ) 育児による離職者

総務庁「就業構造基本調査」（平成4年）によると、年間の離職者総数234万3千人のうち、育児を理由として離職した者は22万1千人であり、ほぼすべて女性である。25～34歳の女性についてみれば、育児を理由として離職した者は、その年代の女性離職者の約3割を占めている（付表69）。

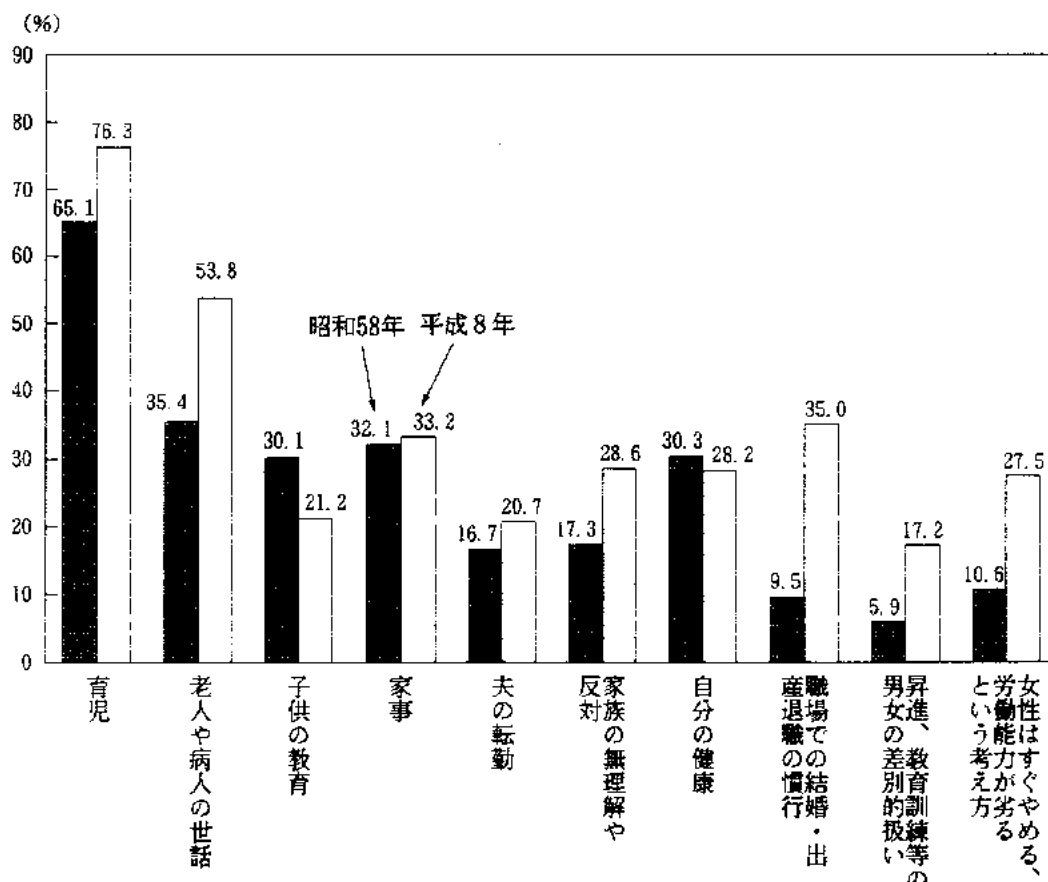
また、経済企画庁「国民生活選好度調査」（平成8年）によると、「女性が働き続けるのを困難にしたり障害になること」として、育児と回答した者が76.3%に達している（第2-20図）。

(ロ) 幼児期の子の保育

財団法人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」（平成6年）により、女性労働者が幼児期の子を一番長い間預けている預け先をみると、約6割が保育所などの施設に預けているが、「親、兄弟姉妹などの親族」に預けている者も39.3%と約4割である。

これを家族構成別にみると、「本人と子供と配偶者と自分の親（配偶者の

第2-20図 女性が働き続けるのを困難にしたり障害になること



資料出所：総理府「婦人の就業に関する世論調査」(昭和58年)、経済企画庁「国民生活選好度調査」(平成8年)により作成。

注1 昭和58年調査の回答者は20～59歳までの女性2,418人。

2 「選好度調査」は15～74歳まで調査しているが、昭和58年調査を比較するため、「選好度調査」(平成8年)についても20～59歳までの女性1,490人の回答比率を示した。

親)」などの三世帯同居の場合は、主たる預け先を「親、兄弟姉妹などの親族」と回答した者が6割を超えるが、「本人と子供と配偶者」などの核家族の場合は、保育所などの施設に預けている者が7割を超えている。

子供の年齢別にみると、年齢が低いほど「親、兄弟姉妹などの親族」に預ける割合が高く、年齢が高くなると保育所、幼稚園などの施設の利用が多くなっている(付表70)。

(ハ) 子供を預けるに当たって困っていること

同調査によると、子供を預けるに当たって困っていることとしては「病気の時に預かってもらえない」が37.0%でもっとも多く、次いで「費用が高

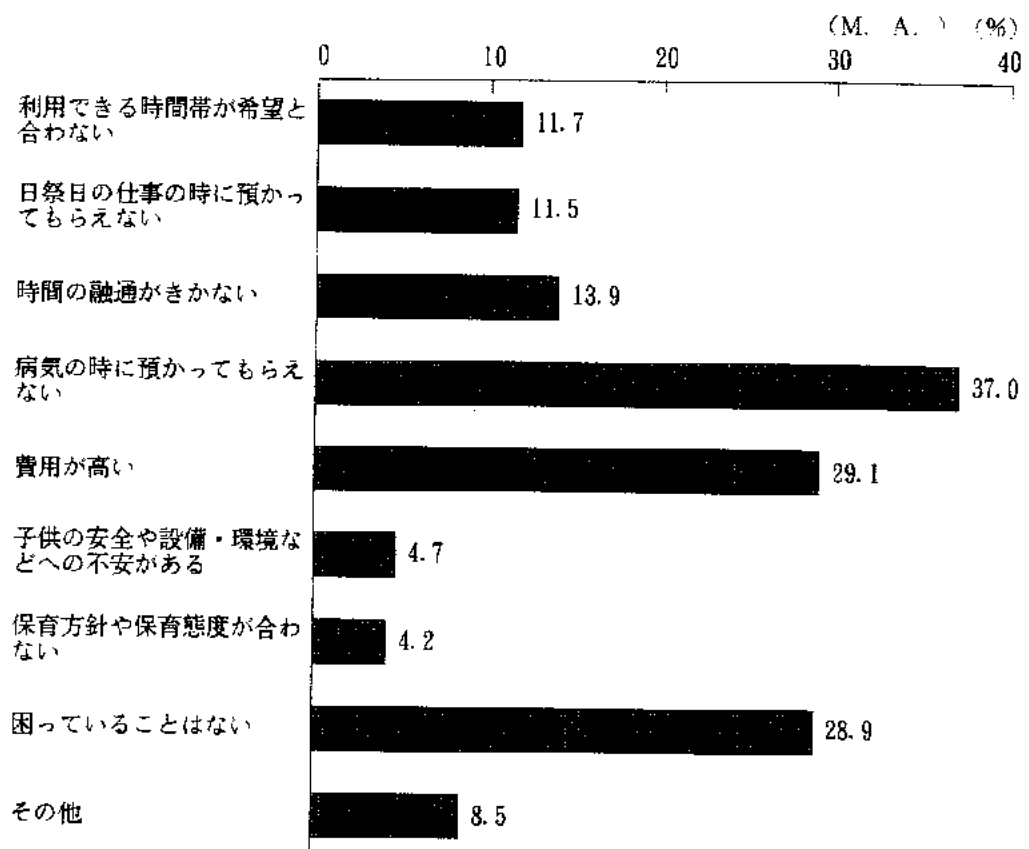
い」29.1%、「時間の融通がきかない」13.9%などとなっている。家族構成別にみると、核家族の場合に「病気の時に預かってもらえない」を挙げる者が多く、5割となっている（第2-21図、付表71）。

（二）育児と仕事

実際に子供の病気や急な残業等の場合には、子供がいる女性労働者はどのように対応しているのだろうか。

子供が病気の時の対応については、「自分が会社を休む」67.9%、「親、兄弟姉妹など親族にみてもらう」50.3%、「配偶者と役割を分担してやりくりする」17.7%、「配偶者が会社を休む」8.2%などとなっており、本人、家族や親族で子供の病気に対応していることがわかる（第2-22図）。

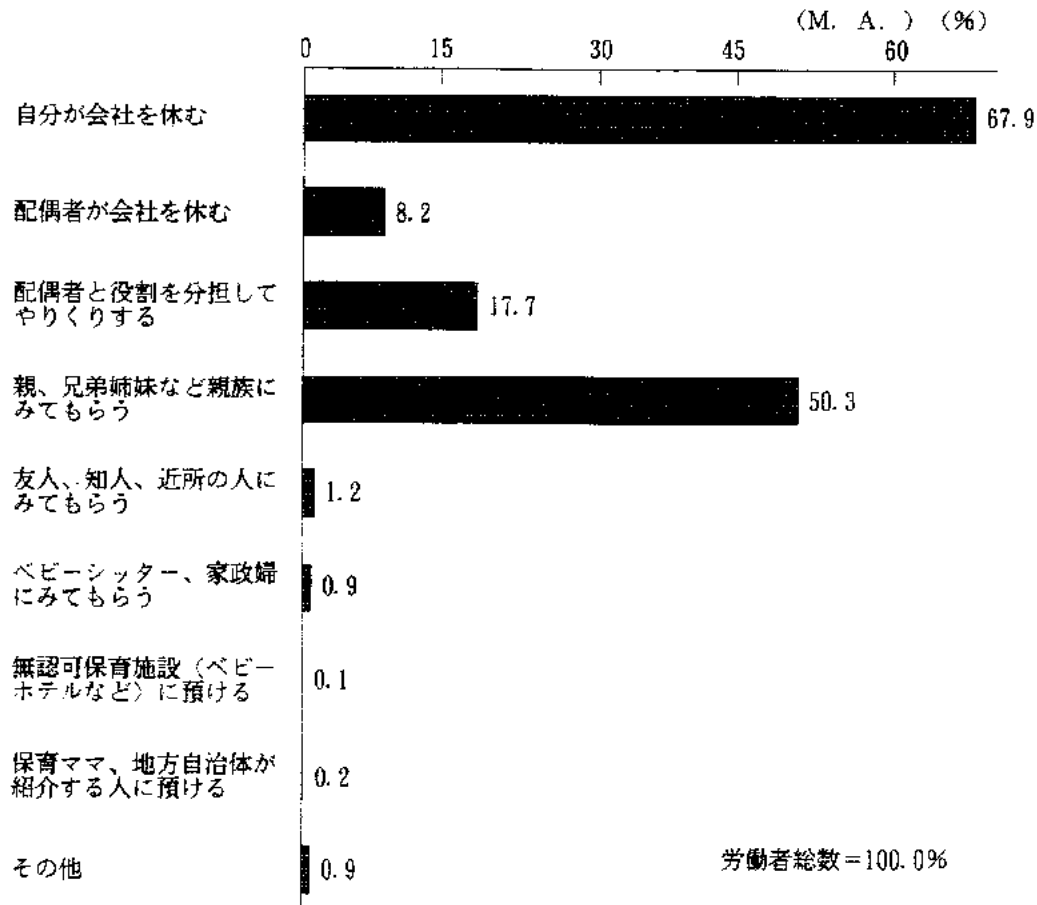
第2-21図 子供を預けるに当たって困っていること



労働者総数=100.0%

資料出所：助婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」
（平成6年）

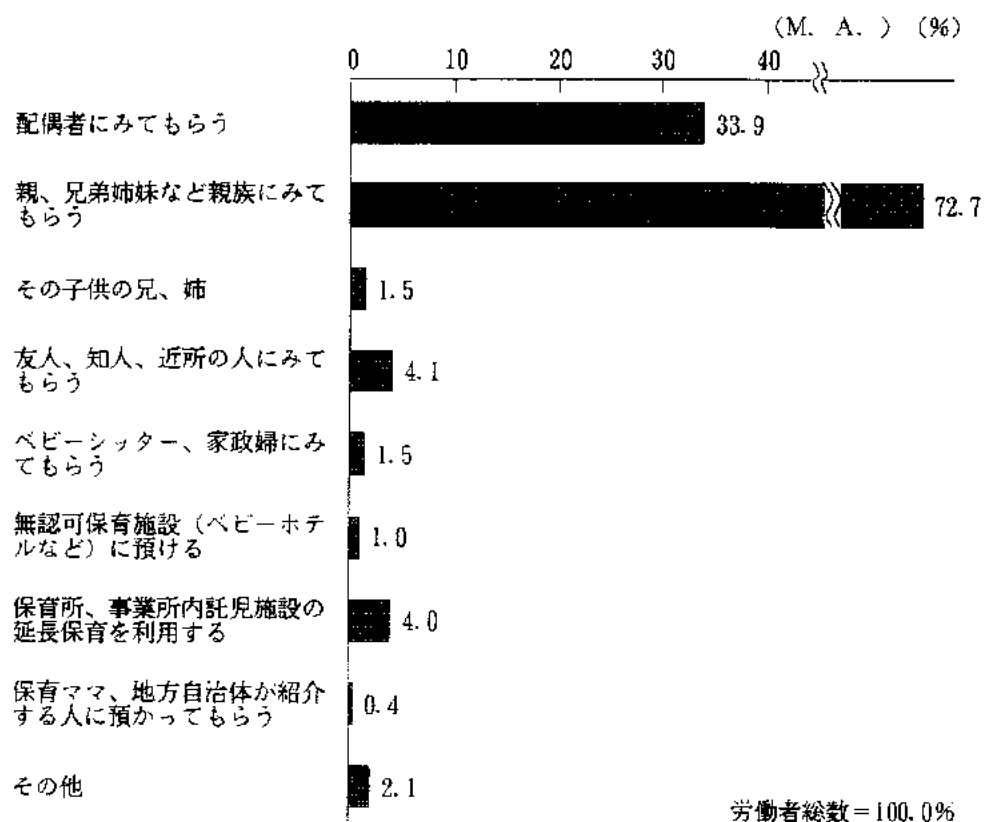
第2-22図 子供が病気の場合の対応



資料出所：婦婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」
(平成6年)

次に、急な残業等の場合の対応をみると、「親、兄弟姉妹など親族にみてもらう」72.7%、「配偶者にみてもらう」33.9%などとなっており、家族や親族にみてもらうことで対応している（第2-23図）。

第2-23図 通常の保育では対応できない場合（時間外労働等）の対応



資料出所：婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」
(平成6年)

(ホ) 保育費用

子供を預けている施設等に係る費用をみると、1か月当たり「3万円以上5万円未満」が29.3%、「1万円以上3万円未満」が21.5%となっており、「1万円未満」の7.4%とあわせて約6割が5万円未満となっている。

子供の年齢別にみると、1歳から3歳までの場合は「3万円以上5万円未満」が最も多い。これに対し、4歳から6歳の場合は、「1万円以上3万円未満」が過半数となっており、子の年齢が低いほど保育に要する費用は高額になっている（付表72）。

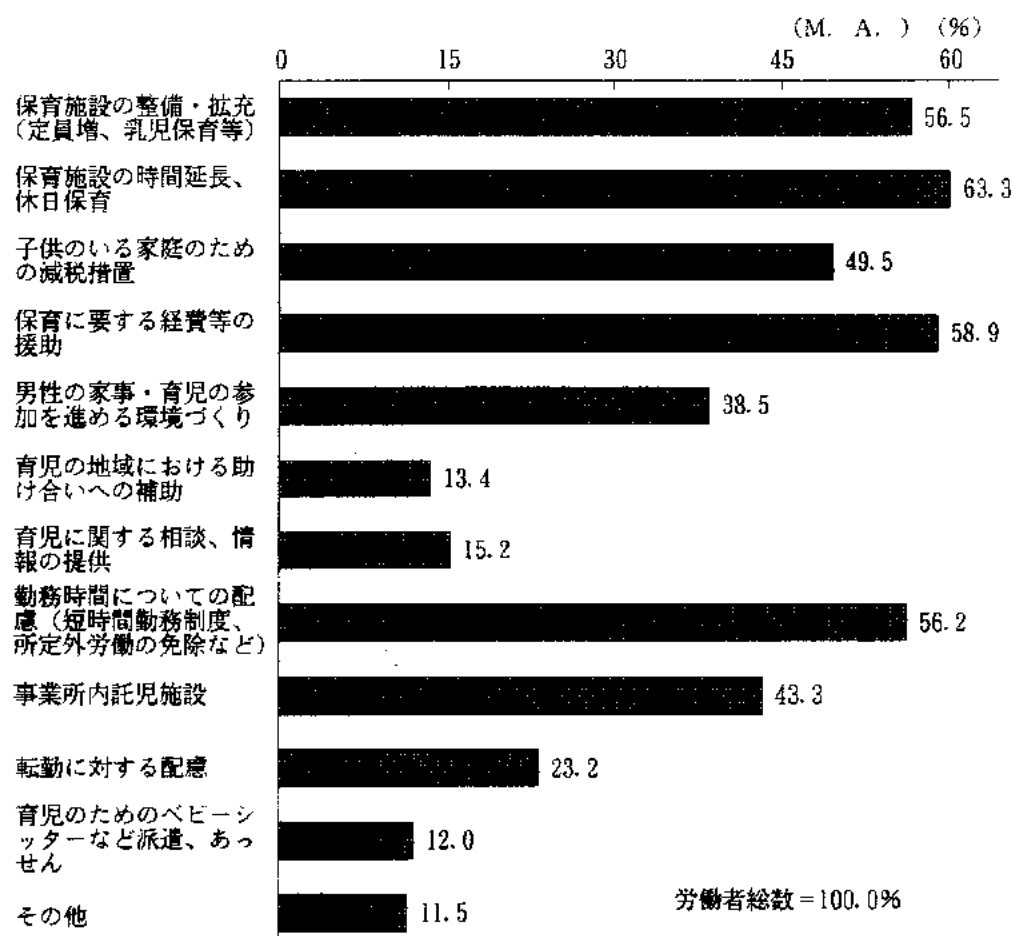
(ヘ) 仕事と育児との両立に必要な施策

仕事と育児との両立に必要な施策については、「保育施設の時間延長、休日保育」63.3%、「保育に要する経費等の援助」58.9%、「保育施設の整備・

拡充（定員増、乳児保育等）」56.5%などの保育サービスに関する要望とともに、「勤務時間についての配慮（短時間勤務制度、所定外労働の免除など）」56.2%、「事業所内託児施設」43.3%となっているなど職場の環境整備についての要望が挙げられている（第2-24図）。

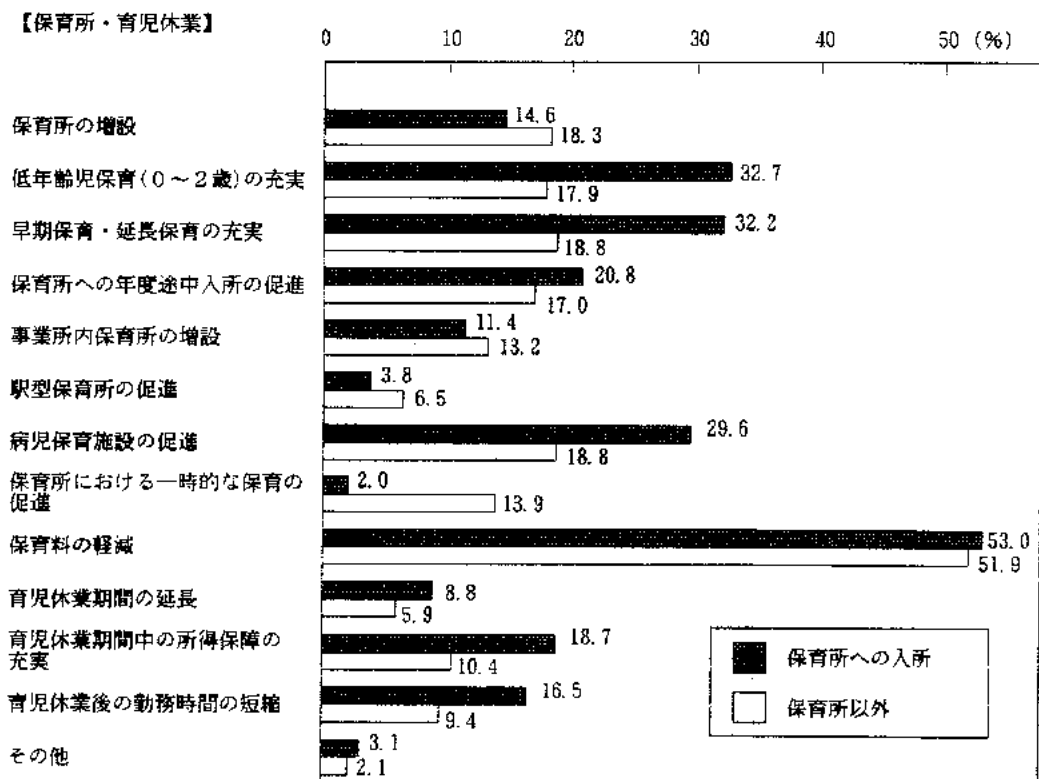
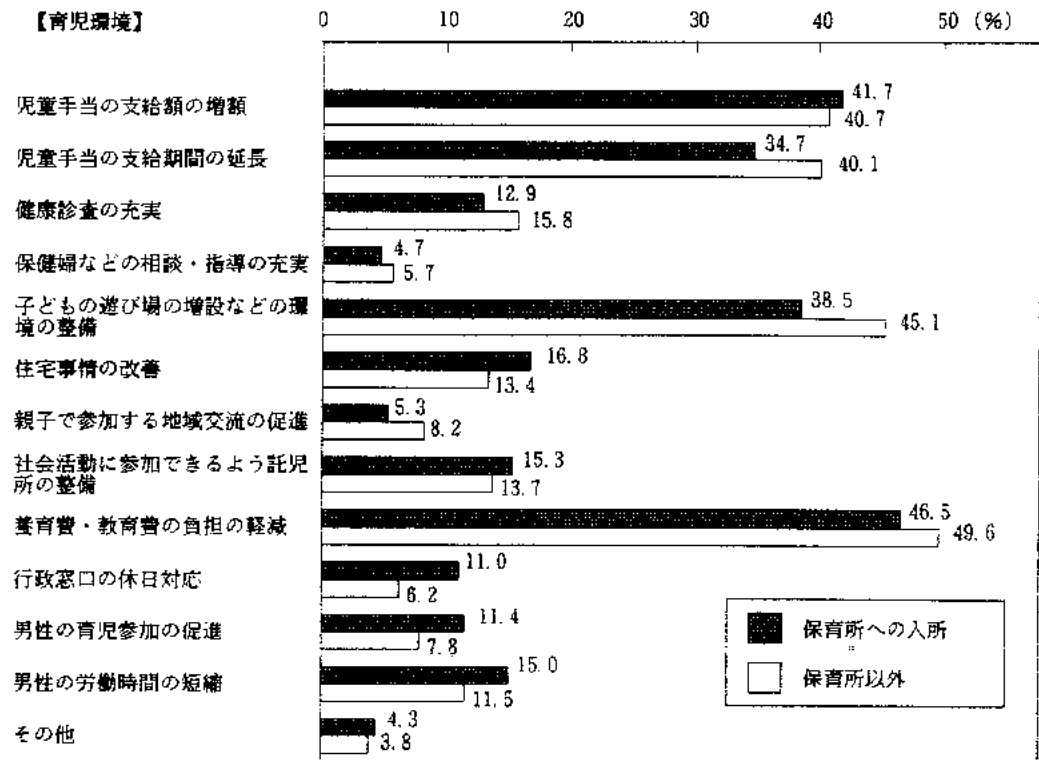
また、厚生省「人口動態社会経済面調査」（平成8年度）によると、保育所等の保育サービスを利用する女性労働者のうち「保育料の軽減」を要望する者が53.0%となっているほか、「低年齢児保育（0～2歳）」「早朝保育・延長保育」の充実や「病児保育施設の促進」を求める者が3割前後になっている（第2-25図）。

第2-24図 仕事と育児を両立するために必要と思う対策



資料出所：勤婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」
(平成6年)

第2-25図 育児環境、保育所・育児休業に関する行政への要望
(3つまで回答)



資料出所：厚生省「人口動態社会経済面調査の概況」(平成8年度)

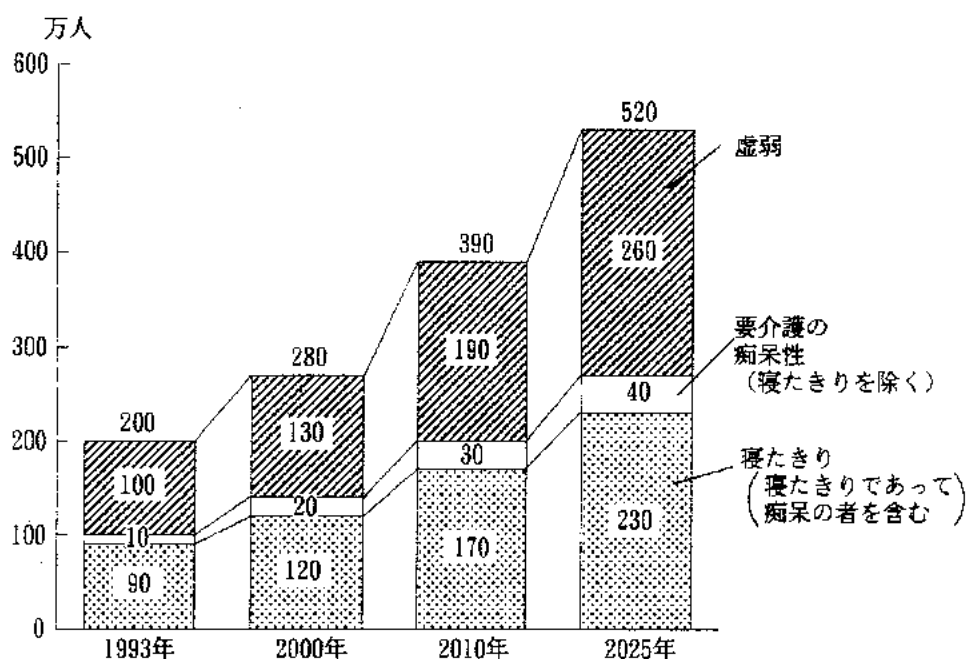
ハ 介護に関する実情

(イ) 介護・看護による離職

総務庁「就業構造基本調査」(平成4年)によると、離職者のうち8万1千人が介護・看護を理由として離職している(付表69)。育児とは異なり男性についても年間8千人の離職者が生じている。また、前出の「国民生活選好度調査」の「女性が働き続けることを困難にしたり障害になること」においても、「老人や病人の世話」と回答した者が53.8%にのぼっている(第2-20図)。

高齢化の進展に伴って、介護を必要とする高齢者も急速に増加することが予測されている。厚生省によると、平成5年の要介護高齢者等(寝たきり高齢者や要介護の痴呆性高齢者、虚弱高齢者)は約200万人となっている。要介護高齢者等は、平成12年(2000年)には280万人、平成37年(2025年)には520万人になることが予測されている(第2-26図)。

第2-26図 寝たきり・痴呆性・虚弱高齢者の将来推計

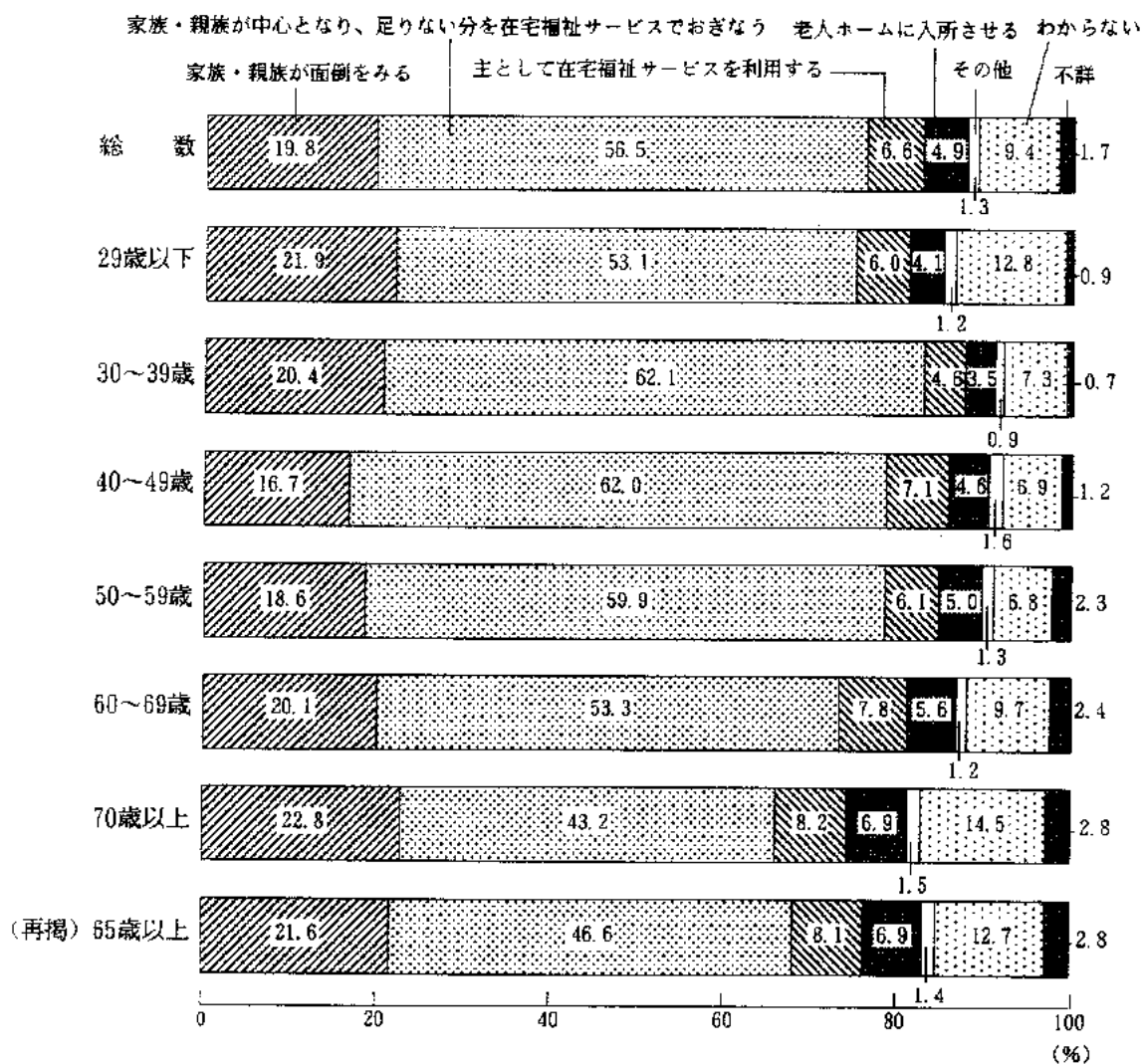


資料出所：厚生省大臣官房統計情報部「国民生活基礎調査」「社会福祉施設等調査」「患者調査」「老人保健施設実態調査」から推計

(ロ) 介護する者

厚生省「家族機能基本調査」(平成7年)によると、「世帯の誰かが介護が必要となった場合どうするか」という質問に対し、「家族・親族が中心となり、足りない部分を在宅福祉サービスで補う」56.5%、「家族・親族が面倒をみる」19.8%となっており、合わせて76.3%が家族・親族が中心となって介護をするとしている(第2-27図)。

第2-27図 仮に世帯の誰かが介護が必要となった場合どうするか



資料出所：厚生省「家族機能基本調査」(平成7年)

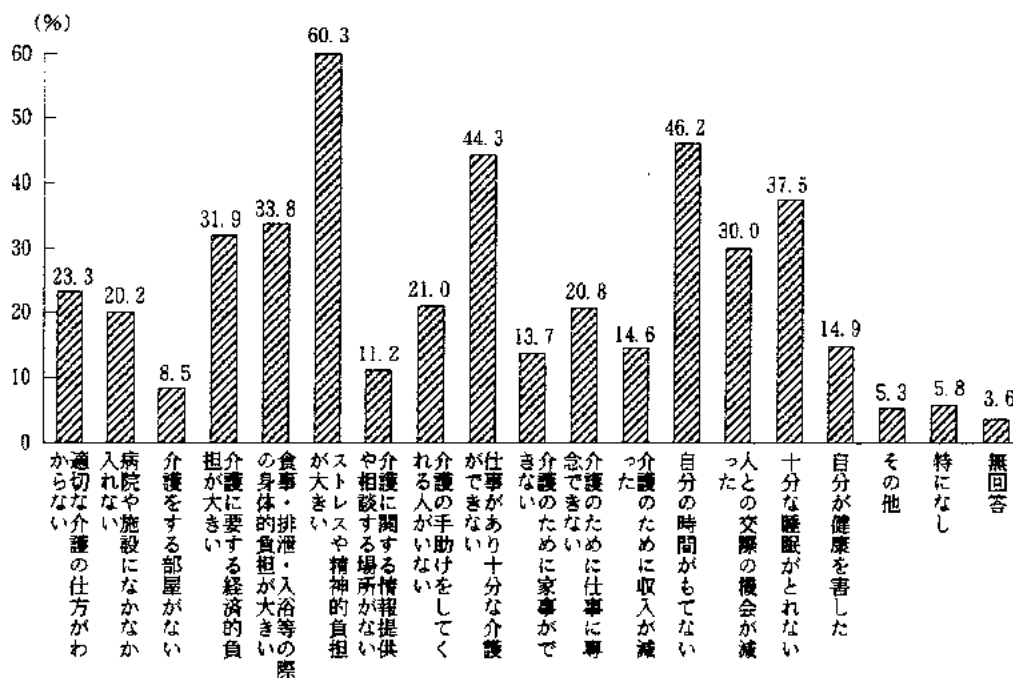
では、実際に介護に関わるのはどのような者であろうか。厚生省「国民生活基礎調査」(平成7年)によると、寝たきり高齢者の介護者は、女性84.0%、男性16.0%となっており、女性が大半である(第2-4表)。

(イ) 介護にあたって困ったこと

勤婦人少年協会「仕事と介護との両立に関する調査」(平成8年)によると、介護にあたって困ったこととしては、「ストレスや精神的負担が大きい」60.3%、「自分の時間がもてない」46.2%、「仕事があり十分な介護ができない」44.3%などとなっている(第2-28図)。

第2-28図 介護にあたって困ったこと

(介護を必要とした家族が以前いた者及び現在いる者、複数回答)



資料出所：勤婦人少年協会「仕事と介護との両立に関する調査」(平成8年)

第2-4表 寝たきり者の年齢階級別にみた主な介護者の続柄
—性別の構成割

(単位：％)

介護者の続柄—性	総 数	6～59歳	60～69	70～79	80歳以上	(最掲) 65歳以上
(寝たきり者数：千人)	(331)	(34)	(35)	(87)	(175)	(284)
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
同 居	86.5	89.2	86.3	81.6	88.4	86.0
配 偶 者	28.3	19.1	71.8	42.8	14.4	27.0
子	17.8	4.4	7.2	17.6	22.7	20.2
子 の 配 偶 者	29.5	0.7	4.2	16.3	46.7	34.2
父 母	6.5	60.5	—	0.9	—	0.3
その他の親族等	4.4	4.8	3.1	4.1	4.7	4.3
別 居	13.5	10.8	13.7	18.4	11.6	14.0
親 族	6.3	3.9	5.1	8.8	5.8	6.8
親 族 以 外	7.2	6.8	8.6	9.8	5.8	7.2
男	16.0	17.4	31.1	23.2	9.2	14.9
女	84.0	82.6	68.9	76.8	90.8	85.1

注：1人で複数の寝たきり者を介護している者については、それぞれの寝たきり者の年齢区分に重複計上されている。

資料出所：厚生省「国民生活基礎調査」（平成7年）

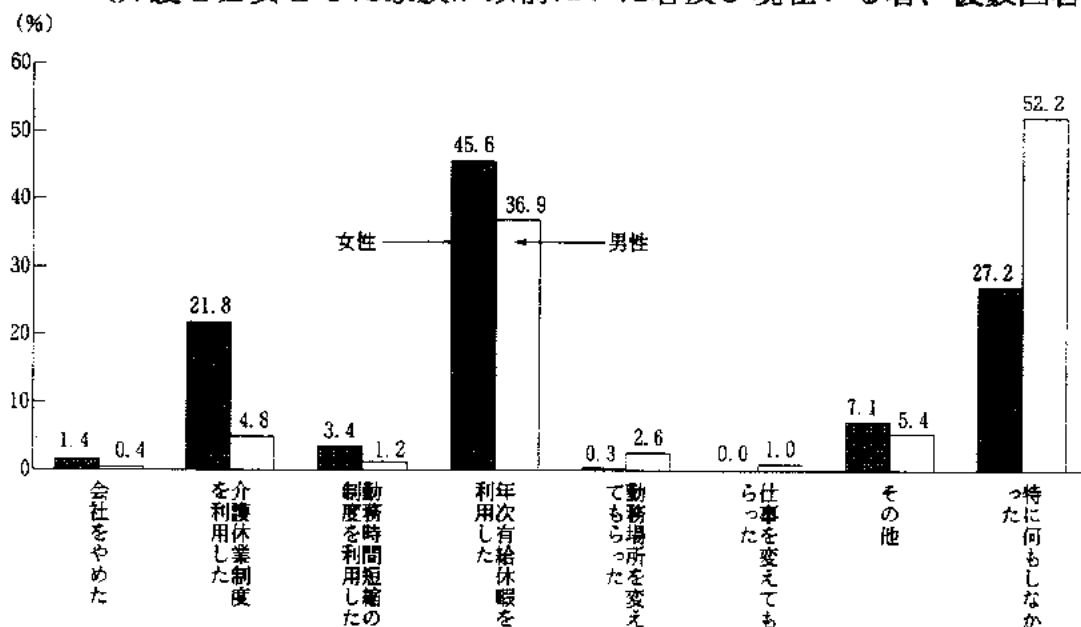
(二) 家族の介護と仕事

それでは、家族の介護が必要となったときの本人の仕事の面での対応はどのようにしているのでしょうか。

同調査によると、「特に何もしなかった」としたのは女性27.2%に対し、男性52.2%となっている。何らかの対応を行った者については、「年次有給休暇を利用した」者が男女とも最も多く女性45.6%、男性36.9%となっており、女性については「介護休業制度を利用した」者も21.8%となっている（第2-29図）。

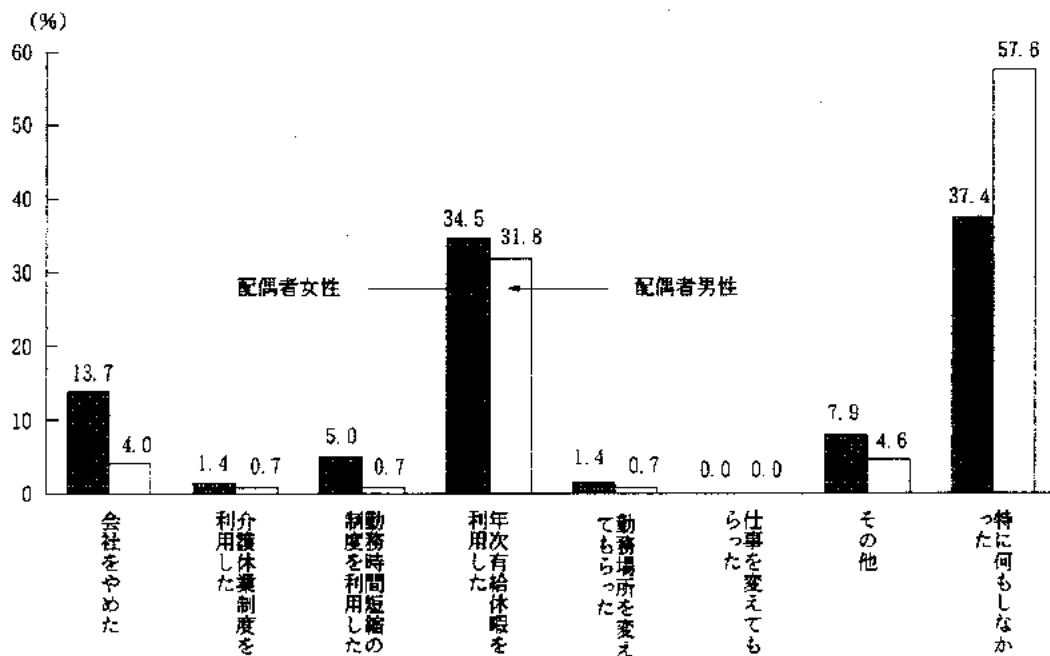
また、家族の介護が必要になったときの配偶者の仕事の面での対応をみると、「年次有給休暇を利用した」者が男女とも多いが、配偶者が女性の場合は「会社をやめた」者が13.7%となっている（第2-30図）。

第2-29図 家族の介護が必要になったときの本人の仕事の面での対応
(介護を必要とした家族が以前にいた者及び現在いる者、複数回答)



資料出所：勤婦人少年協会「仕事と介護との両立に関する調査」(平成8年)

第2-30図 家族の介護が必要になったときの配偶者の仕事の面での対応
(介護を必要とした家族が以前にいた者及び現在いる者で、配偶者が雇用されて働いていた者、複数回答)



資料出所：勤婦人少年協会「仕事と介護との両立に関する調査」(平成8年)

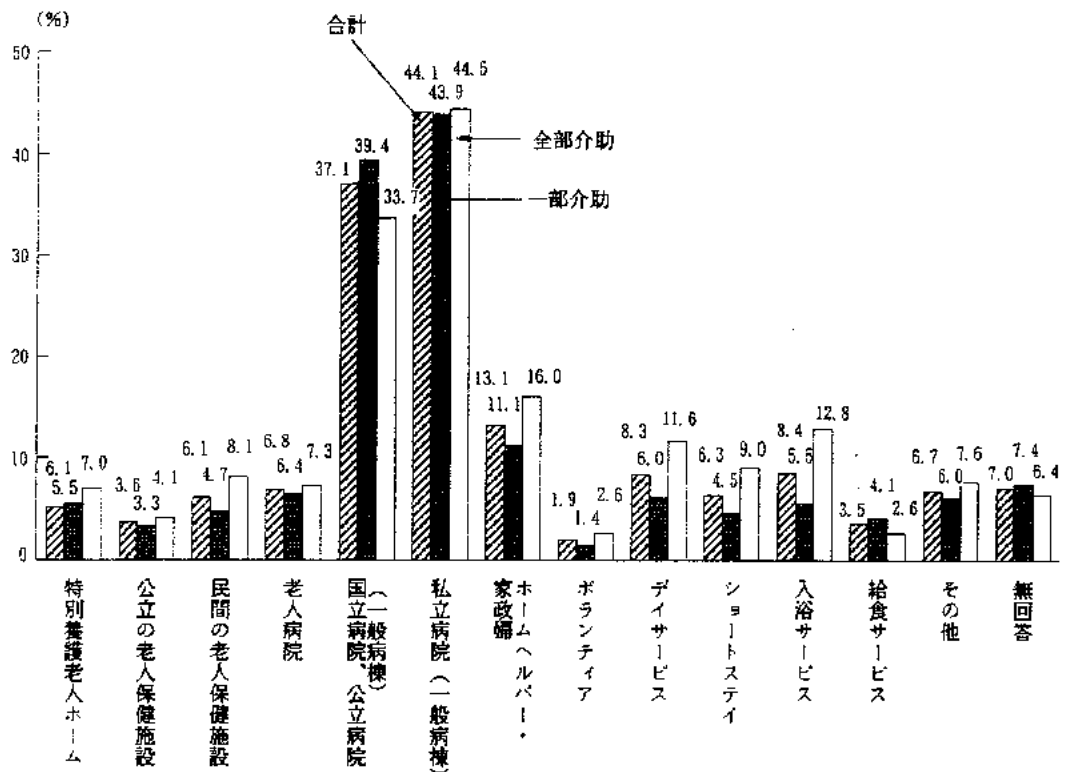
(ホ) 介護サービスと介護に要する費用

介護サービスの利用状況をみると、「私立病院（一般病棟）」44.1%、「国立病院、公立病院（一般病棟）」37.1%と病院が多くなっている（第2-31図）。

介護に要する費用をみると、月平均「5万円以上10万円未満」が31.4%、「5万円未満」が28.4%と、全体の約6割が10万円未満となっている（第2-32図）。

第2-31図 介護サービスの利用状況

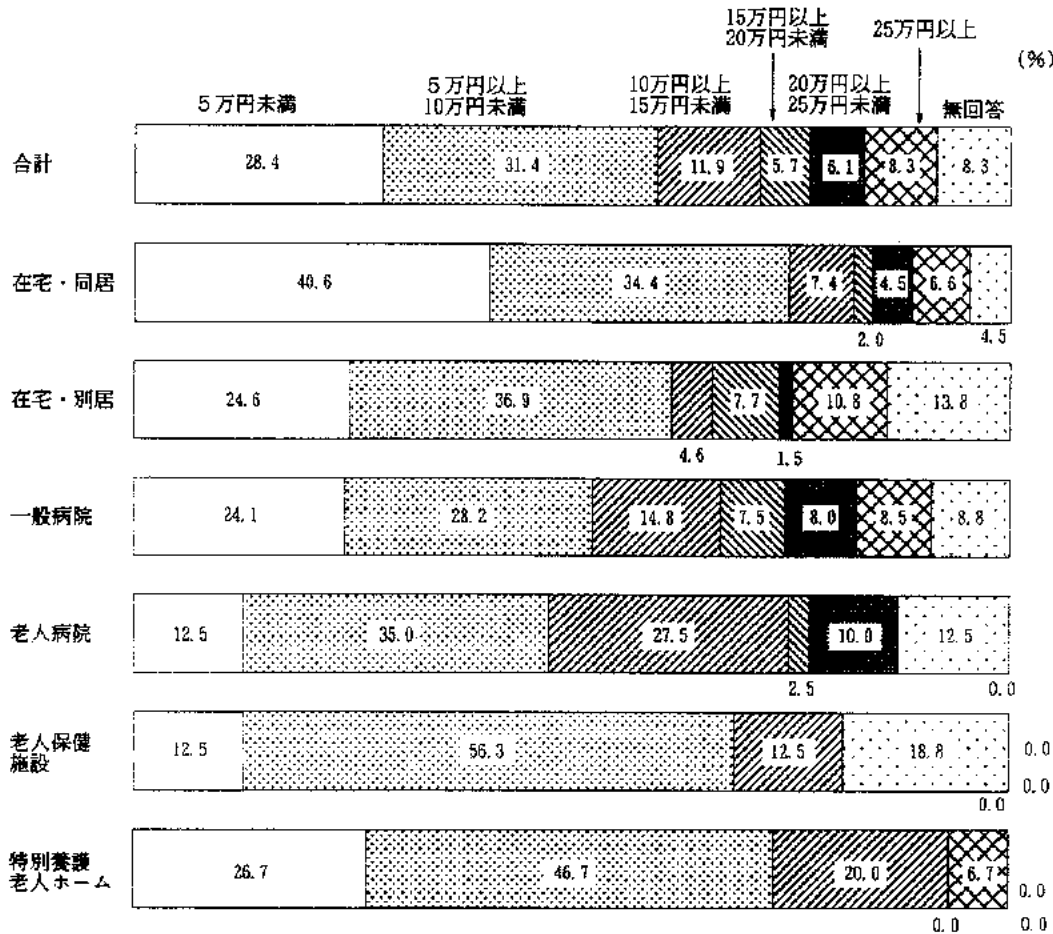
（介護を必要とした家族が以前いた者及び現在いる者、複数回答）



資料出所：勤婦人少年協会「仕事と介護との両立に関する調査」（平成8年）

第2-32図 月平均介護費用

(介護を必要とした家族が以前いた者及び現在いる者)

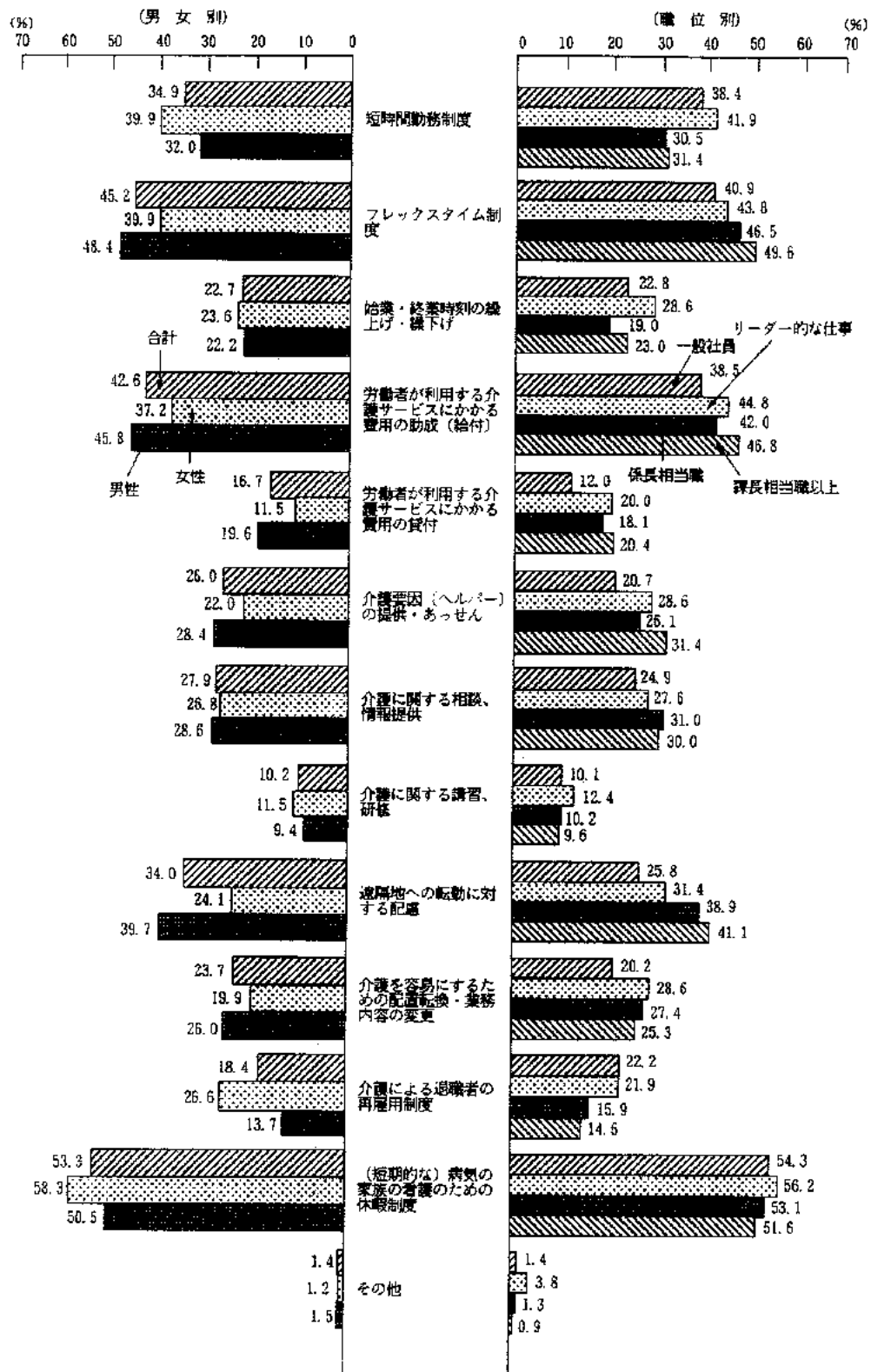


資料出所：勤婦人少年協会「仕事と介護との両立に関する調査」（平成8年）

(ハ) 介護と仕事との両立のために必要な施策

介護に関する企業内施策についての要望をみると、「(短期的な) 病気の家族の看護のための休暇制度」53.3%、「フレックスタイム制度」45.2%、「労働者が利用する介護サービスにかかる費用の助成(給付)」42.6%、「短時間勤務制度」34.9%、「遠隔地への転勤に対する配慮」34.0%などとなっている(第2-33図)。

第2-33図 男女別、職位別介護に関する企業内施策に関するニーズ(複数回答)



資料出所：勤婦人少年協会「仕事と介護との両立に関する調査」(平成8年)

(2) 企業の実情

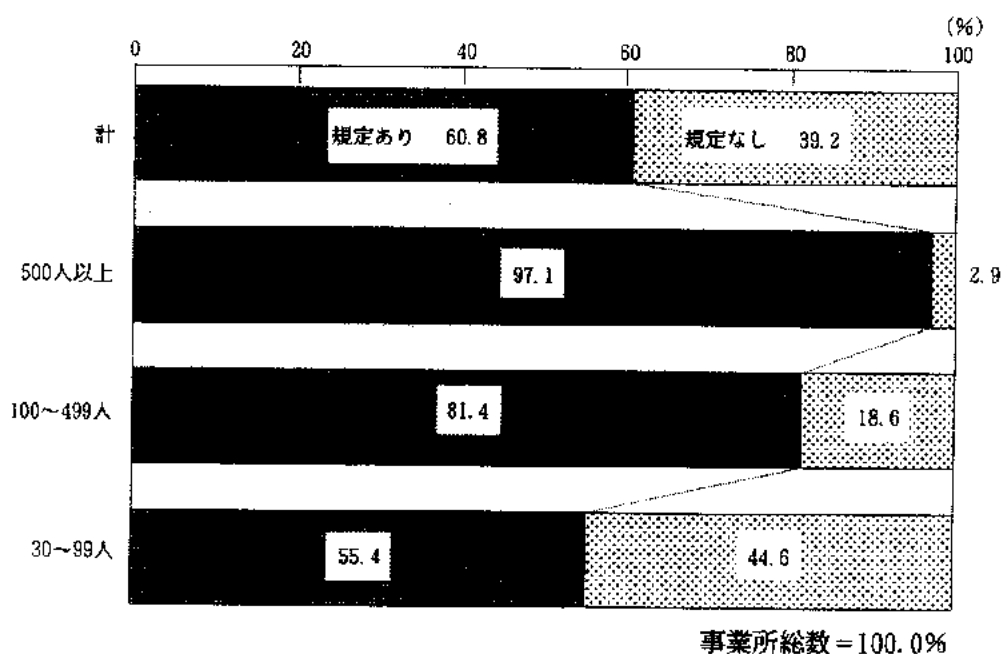
イ 育児休業制度等

(イ) 育児休業制度の規定状況

育児休業制度については、平成3年に成立した「育児休業等に関する法律」に基づき、平成4年4月より31人以上規模の事業所で義務化され、平成7年4月からはすべての事業主の義務となっている。〔なお、「育児休業等に関する法律」は、介護休業の法制化等を内容とする平成7年の改正により、現在では「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児休業法」という。）となっている。また、介護休業が義務化される平成11年4月以後は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）になる。〕

労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）によると、育児休業制度の規定がある事業所は60.8%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が95.3%、金融・保険業が93.2%でその割合が高い。規模別にみると、

第2-34図 規模別育児休業制度の規定状況



資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

500人以上では97.1%、100～499人では81.4%、30～99人では55.4%と、規模が大きくなるほど規定がある事業所の割合が高くなっている。また、労働組合のある事業所の方が、組合がない事業所より規定がある割合が高い（第2-34図、付表73）。

(ロ) 育児休業期間

育児休業制度の期間をみると、「子が1歳未満」とする事業所が89.4%、「子が1歳以上3歳未満」が9.7%、「子が3歳以上」が0.9%となっている（付表74）。

(ハ) 育児休業期間中及び復職後の労働条件等の取扱い

子が1歳未満の育児休業取得者に対する金銭の支給状況をみると、会社のみが金銭を支給している事業所は13.3%、会社・共済会等共に支給している事業所は3.3%であり、合わせて16.6%の事業所が会社から金銭を支給している。これに、共済会等のみが金銭を支給している事業所4.1%を合わせると、「金銭の支給あり」の事業所は20.7%である。会社が金銭を支給している事業所のうち、「毎月金銭の支給あり」とする事業所は68.9%、「見舞金等の支給あり」とする事業所は31.1%である（付表75）。

育児休業期間中の定期昇給の取扱いについては、「休業期間中の定期昇給は行わず、復職後の定期昇給に持ち越す」が34.6%、「定期昇給時期に昇給する」が32.5%、「復職後に昇給する」が27.2%となっている（付表76）。

賞与の算定期間内に育児休業期間があった場合の賞与の取扱いについては、「出勤日又は休業期間に応じて支給する」が82.2%、「出勤日又は休業期間にかかわらず、一定額又は一定率支給する」が3.2%となっており、合わせて85.4%の事業所が賞与を支給している（付表77）。

復職後の賃金の取扱いについては、「休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する」事業所が86.7%を占めている（付表78）。

退職金の算定の際の育児休業期間の取扱いについては、「勤続年数に全く算入しない」事業所が56.9%であるが、「原則として全期間を勤続年数に算入する」事業所29.2%と「原則として一定期間又は一定割合を勤続年数に算

入する」事業所12.8%を合わせた42.0%の事業所は勤続年数に算入している（付表79）。

（二）育児休業制度の利用状況

育児休業制度の規定がある事業所における出産者に占める育児休業取得者は、女性で44.5%、配偶者が出産した男性で0.16%である。育児休業取得者の男女比をみると、女性99.2%、男性0.8%となっている（付表80）。

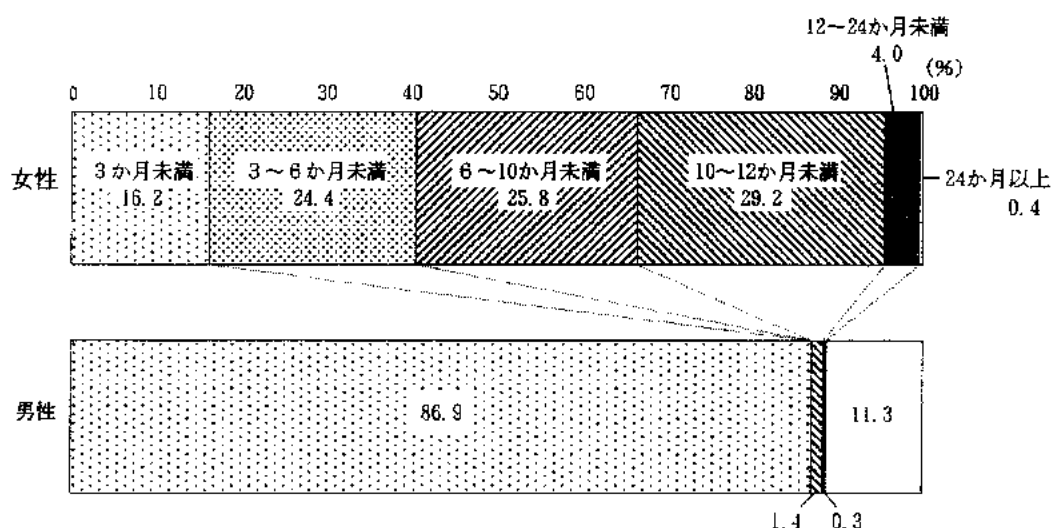
育児休業取得期間をみると、女性は「6か月～10か月未満」が25.8%、「10か月～12か月未満」が29.2%であり、全体の約6割が6か月以上取得している。男性は、「3か月未満」が86.9%を占めている（第2-35図、付表81）。

なお、復職状況については、87.3%が復職している（付表82）。

（ホ）代替要員の採用状況

育児休業取得者がいた事業所のうち、「代替要員を採用した」事業所は31.8%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が55.6%、サービス業が45.6%で割合が高い。規模別にみると、30～99人では33.7%、100～499人では30.4%、500人以上では26.3%と、規模の小さい事業所の方が

第2-35図 男女別育児休業取得者の休業期間



H7.4.1～H8.3.31までの1年間に復職した者＝100.0%

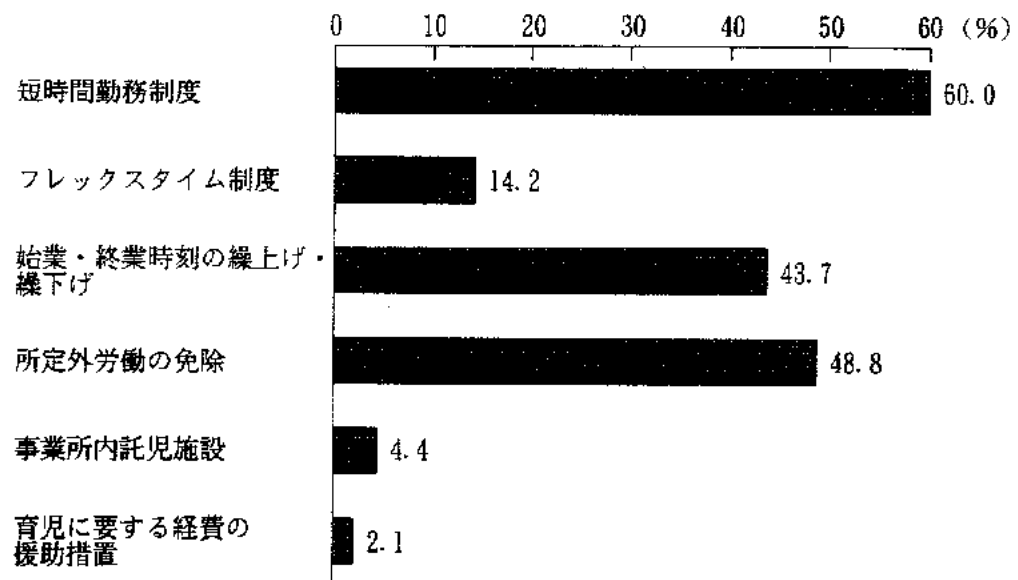
資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

割合が高くなっている。採用方法（複数回答）としては、「臨時的にパート・アルバイトを採用」した事業所が59.4%、「派遣労働者の利用」が26.7%などとなっている。一方、代替要員を採用しなかった事業所は66.4%で、その理由（複数回答）は「採用する必要がなかった」が65.3%で最も多い（付表83）。

（ハ）育児のための勤務時間短縮等の措置

育児休業法では、1歳未満の子を養育する労働者で、育児休業をしない者が申し出た場合、勤務時間短縮等の措置として①短時間勤務制度、②フレックスタイム制度、③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、④所定外労働をさせない制度、⑤託児施設の設置運営等のいずれかの措置を講ずることを事業主に義務付けている。また、1歳から小学校入学までの子を養育する労働者に関しても、育児休業制度のほか、前述の①～⑤の措置を講ずることを努力義務として課している。

第2-36図 勤務時間短縮等の措置の導入状況（M.A.）



勤務時間短縮等の措置がある事業所=100.0%

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

勤務時間短縮等の措置を導入している事業所は41.2%である。各措置ごと（複数回答）にみると、「短時間勤務制度」60.0%、「フレックスタイム制度」14.2%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」43.7%、「所定外労働の免除」48.8%、「事業所内託児施設」4.4%、「育児に要する経費の援助措置」2.1%となっている（第2-36図、付表84）。

勤務時間短縮等の措置の利用状況をみると、女性労働者に最も多く利用されているものは「事業所内託児施設」で36.1%となっている。一方、配偶者が出産した男性労働者については「フレックスタイム制度」が4.2%で最も多く利用されている。

ロ 介護休業制度等

（イ）介護休業制度の導入状況

介護休業制度については、平成7年の「育児休業法」の改正により法制化され、平成11年4月より育児・介護休業法に基づき、すべての事業主の義務となる。事業主は、できる限り早く、育児・介護休業法に沿った介護休業制度や介護のための勤務時間短縮等の措置を導入することが求められている。

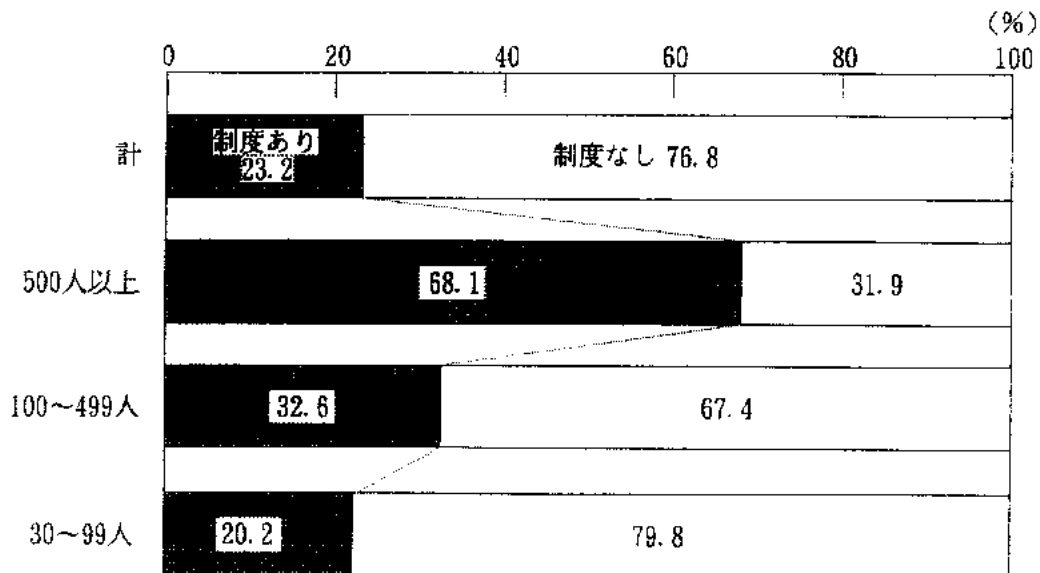
労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）によると、介護休業制度がある事業所は23.2%である。産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が83.0%、金融・保険業が55.6%でその割合が高い。規模別にみると、500人以上では68.1%、100～499人では32.6%、30～99人では20.2%と、規模が大きくなるほど制度がある事業所の割合が高くなっている。また、介護休業制度がある事業所のうち78.7%が就業規則等に規定しており、労働組合のある事業所の方が、組合のない事業より規定されている割合が高い（第2-37図、付表86）。

（ロ）介護休業制度の内容

対象となる家族の範囲については、制限がある事業所は87.1%であり、そのうち「配偶者」が99.0%、「本人の父母」が96.8%、「子供」が94.2%、「配偶者の父母」についても85.7%が対象となっている。

しかし、育児・介護休業法では、「労働者が同居しかつ扶養している祖父

第2-37図 規模別介護休業制度の導入状況



事業所総数=100.0%

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

母、兄弟姉妹、孫」も対象としているが、現時点で「祖父母」「兄弟姉妹」「孫」を対象としている事業所は少ない（付表87）。

介護休業制度の期間については、「必要日数取得できる」とする事業所が12.0%であり、「期間の最高限度を決めている」が86.9%となっている。最高限度とされている期間をみると、「1年」とする事業所が53.8%と最も高く、次いで「3か月を超え1年未満」が13.2%、「3か月」が12.2%となっている（付表88）。

介護休業の取得回数については、制限がある事業所は48.5%であり、そのうち「同一要介護者につき」回数制限をしている事業所が78.6%、「同一要介護者の同一疾病につき」回数制限をしている事業所が17.2%であり、それぞれ取得回数を1回に制限している事業所がほとんどである（付表89）。

(ハ) 介護休業期間中及び復職後の労働条件等の取扱い

介護休業取得者に対する金銭の支給状況をみると、会社が金銭を支給している事業所は32.6%であり、共済会等が金銭を支給している事業所は7.8%である。会社が金銭を支給している事業所のうち、「毎月金銭の支給あり」は

84.3%であり、その支給額は「労働者負担分の社会保険料相当額」が58.6%である（付表90）。

介護休業期間中の労働者負担分の社会保険料の支払方法については、「労働者が毎月支払う」事業所が39.4%、「毎月会社、共済会等が労働者負担分の保険料を負担する又は支給する金銭の中から差し引く」が29.0%、「会社、共済会等が介護休業終了時まで立て替える」が24.4%である。また、立替払い制度がある事業所における復職後の返済免除制度をみると、復職後一定期間の勤務により「全額免除される」が17.8%、「一部免除される」が1.8%である（付表91）。

介護休業期間中の定期昇給の取扱いについては、「定期昇給時期に昇給する」が39.1%、「復職後に昇給する」が28.0%、「休業期間中の定期昇給は行わず、復職後の定期昇給に持ち越す」が27.7%となっている（付表92）。

賞与の算定期間内に介護休業期間があった場合の賞与の取扱いについては、「出勤日又は休業期間に応じて支給する」が83.8%、「出勤日又は休業期間にかかわらず、一定額又は一定率支給する」が5.2%となっており、合わせて89.0%の事業所が賞与を支給している（付表93）。

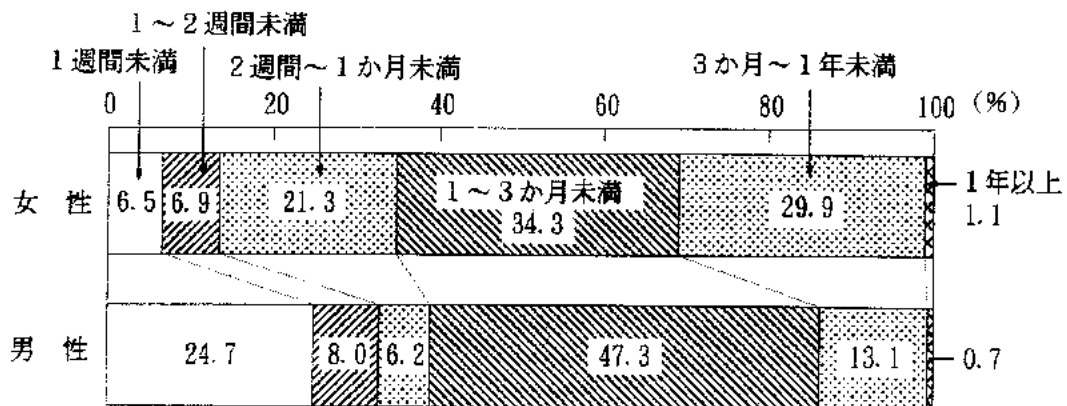
復職後の賃金の取扱いについては、「休業前の賃金又はそれ以上の額を保障する」事業所が83.6%を占めている（付表94）。

退職金の算定の際の介護休業期間の取扱いについては、「勤続年数に全く算入しない」事業所が46.9%であるが、「原則として全期間を勤続年数に算入する」事業所33.2%と「原則として一定期間又は一定割合を勤続年数に算入する」事業所18.0%を合わせた51.2%の事業所が勤続年数に算入している（付表95）。

（二）介護休業制度の利用状況

介護休業制度がある事業所のうち、介護休業取得者がいた事業所は12.2%である。また、介護休業制度がある事業所の常用労働者に占める介護休業取得者は0.04%であり、男女別にみると、女性は0.10%、男性は0.01%である。介護休業取得者の男女比をみると、女性81.3%、男性18.7%となっている

第2-38図 男女別介護休業者の取得期間



H5.4.1～H8.3.31までの3年間に復職した者=100.0%

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

（付表96）。

介護休業取得期間をみると、「1か月～3か月未満」が36.9%で割合が高く、全体の7割強が3か月未満の取得となっている。男女別にみると、女性は69.0%、男性は86.2%が「3か月未満」となっている（第2-38図、付表97）。

なお、復職状況については、89.7%が復職している（付表98）。

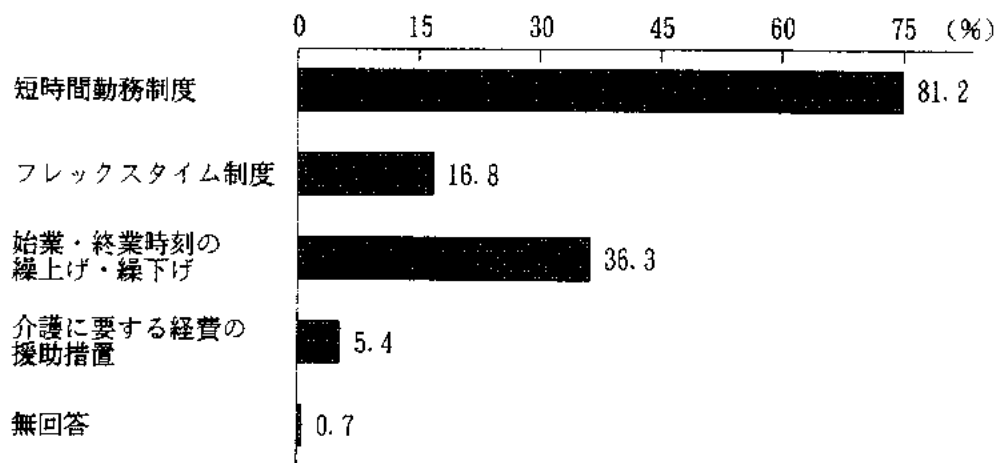
（ホ）代替要員の採用状況

介護休業取得者がいた事業所のうち、「代替要員を採用した」事業所は15.3%である。産業別にみると、卸売・小売業、飲食店が41.2%で割合が高い。規模別にみると、30～99人では19.4%、100～499人では13.6%、500人以上では7.0%と、規模の小さい事業所の方が割合が高くなっている。採用方法（複数回答）としては、「臨時的にパート・アルバイトを採用」した事業所が79.3%となっている。一方、代替要員を採用しなかった事業所は80.3%で、その理由（複数回答）は「採用する必要がなかった」が81.2%で最も多い（付表99）。

（ハ）介護のための勤務時間短縮等の措置

育児・介護休業法では、要介護状態にある対象家族を介護する労働者で、介護休業をしない者が申し出た場合、勤務時間短縮等の措置として①短時間勤務制度、②フレックスタイム制度、③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ、

第2-39図 勤務時間短縮等の措置の導入状況 (M. A.)



勤務時間短縮等の措置がある事業所=100.0%

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

④介護に要する経費の援助措置等のいずれかの措置を講ずることを事業主に義務づけている（平成11年4月より施行、現在は努力義務。）。また、家族の介護をする労働者に関しても、介護休業制度のほか、前述の①～④の措置を講ずることを努力義務として課している。

勤務時間短縮等の措置を導入している事業所は9.2%であるが、介護休業制度がある事業所では37.7%が導入している。各措置ごと（複数回答）にみると、「短時間勤務制度」81.2%、「フレックスタイム制度」16.8%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」36.3%、「介護に要する経費の援助措置」5.4%となっている（第2-39図、付表100）。

勤務時間短縮等の措置の利用状況をみると、最も多く利用されているものは男女とも「フレックスタイム制度」で1.16%であり、女性が2.33%、男性が0.97%となっている（付表101）。

ハ 再雇用制度

(イ) 再雇用制度の導入状況

労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）によると、再雇用制度（育児・介護等により退職した者を再び自社に雇い入れる制度をいい、企業グ

ループで実施しているものも含む。)がある事業所は20.7%である。産業別にみると、金融・保険業が37.2%、卸売・小売業、飲食店が24.5%でその割合が高い。規模別にみると、500人以上で25.7%、100～499人で21.4%、30～99人で20.5%と規模が大きくなるほど制度がある事業所の割合が高くなっている。

再雇用制度の根拠については、「慣行で認めている」事業所が54.5%であり、「就業規則等で明文化している」事業所は44.5%である(付表102)。

(ロ) 再雇用制度の利用状況

再雇用制度の適用を受けて退職した労働者がいた事業所は11.3%であり、規模別では500人以上が29.5%と最も高い(付表103)。また、再雇用制度により再雇用された労働者がいた事業所は12.1%であり、女性は再雇用制度のある事業所の女性労働者の0.2%、男性は男性労働者の0.1%である(付表104)。

二 家族看護休暇制度

(イ) 家族看護休暇制度の導入状況

労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)によると、家族看護休暇制度(家族等の短期間の傷病に関してその看護のために1日単位や半日・時間単位の休暇を認める制度をいう。)がある事業所は8.2%である。産業別では電気・ガス・熱供給・水道業が35.0%、規模別では500人以上が15.2%で割合が高い。

家族看護休暇制度の根拠については、「慣行で休暇を認めている」事業所が50.7%、「就業規則等で明文化している」が48.9%となっている。規模別にみると、規模が大きいほど就業規則等で明文化している割合が高い(付表105)。

(ロ) 家族看護休暇制度の形態

家族看護休暇制度の形態は、「休暇・休職・休業等」が71.2%で多く、「失効年次有給休暇」(有効期限内に行使されず、時効となった年次有給休暇をいい、これを看護のために取得することを認めるものをいう。)が15.2%である(付表106)。

(ハ) 家族看護休暇制度の内容

対象となる要看護者の範囲については、制限がある事業所は65.4%であり、そのうち「本人の父母」93.0%、「子供」83.1%、「配偶者」81.6%、「配偶者の父母」56.9%などが対象となっている（付表107）。

家族看護休暇の日数については、制限がある事業所は63.5%であり、そのうち「同一要看護者につき」制限している事業所が33.2%、「1年間につき」制限している事業所が21.2%、「失効年次有給休暇で」が11.5%などとなっている。

日数の制限については、「失効年次有給休暇で」の場合は「11日～1か月」とする事業所が39.8%で最も多く、それ以外の場合では「1日～10日」が多くなっている（付表108）。

(ニ) 家族看護休暇制度の利用状況

家族看護休暇制度がある事業所のうち、家族看護休暇を取得した者がいた事業所は24.1%である。利用期間については、9割弱が1週間未満の取得である。男女別にみると、男女とも「1日～3日」の割合が高くなっている（付表109）。

ホ その他

企業では、育児、介護をめぐる動きのみならず、単身赴任への対応などその他の雇用管理面での変化も見られる。

労働省「雇用管理調査」（平成8年）によると、配置転換を行った企業は43.8%で、そのうち「国内転居を伴う配置転換」が31.4%、「海外転居を伴う配置転換」が6.2%となっている（付表110）。また、労働省「雇用管理調査」（平成7年）によると、1,000人以上規模事業所における同一企業内の配置転換者のうち、有配偶者は27万人、うち転居をした者は13万人であり、さらにそのうち単身赴任者は4万人で、単身赴任者の割合は31.4%となっている（付表111）。

転勤についての意識を総理府「今後の新しい働き方に関する世論調査」（平成8年）でみると、「転勤は絶対にしたくない」者は38.2%であり、年齢

が高くなるほど、また、女性の方が「絶対にしたくない」者の割合が高い（付表112）。

企業では、こうした意識にも対応するものとして、一定の地域内の事業所だけに勤務することを前提として雇用する「限定勤務地制度」や、家庭の理由等で転勤が困難な従業員について一定期間転勤を免除する「転勤一時免除制度」を実施している企業もあるが、いずれもまだ少数にとどまっている（付表113）。

3 まとめ

我が国の出生率は、平成7年に史上最低の1.42を記録し、平成8年もほぼ横這いの1.43であった。未婚率の上昇や晩婚化が進む中で、今後、出生率の上昇が見込まれる兆しは、現在のところはない。既婚者の出生児数は、昭和22年の4.54人から減少をたどり、昭和40年代後半以降は2.2人前後で推移している。ところが、既婚者の理想の子供の数は、同じ昭和40年代後半以降も2.6人程度で推移している。子供を生む生まないは個人の選択の問題であるが、「理想の子供数を生みたくても生めない」状況については、積極的に改善していくことが必要である。

また、少子化は、その一方で急速な高齢化を招いている。総務庁の発表によると、平成9年6月には、65歳以上の老年人口が15歳未満の年少人口を上回った。「日本の将来推計人口」によると、平成37年（2025年）には総人口の約4人に1人が、平成62年（2050年）には約3人に1人が、65歳以上の高齢者となる見込みである。今後、若年労働者層の減少とともに、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれ、少くない労働者が家族の介護と仕事との両立の問題に直面することとなる。総務庁の調査（「就業構造基本調査」平成4年）によると、家族の介護・看護のために離職した者は8万人にのぼる。このように家族の介護を行いながら働き続けることができる環境の整備は、急務である。

さらに、少子・高齢化とともに、社会を構成する基礎単位である「家庭」

の姿もまた、変化してきている。特に都市部を中心として、単独世帯、夫婦のみ世帯などが増加し、一方、三世代同居世帯は年々減少の一途を辿っている。現在でも、三世代同居の場合、育児などの支援が得やすく、母親が就業している世帯の割合は高くなっている。また、家庭の機能について、「子供中心」「子育て」から「夫婦中心」「心の安らぎ」へと志向が変わってきている。

このように、少子・高齢化、核家族化等が進む中で、これまで三世代同居世帯で行われてきたような、育児、介護を相互の協力で支え合うという仕組みを社会的な支援システムとして整備し、育児や家族の介護を行う労働者が職業生活と家庭生活とを両立しやすい環境をつくる必要があるとってくる。

法制度の整備については、育児休業制度、介護休業制度が法制化され、育児休業制度は平成7年度よりすべての事業主の義務になり、介護休業制度は平成11年度よりすべての事業主の義務になる。とりわけ、介護休業制度については、中小企業において就業規則の整備が遅れる傾向にあり、今後の制度の普及・定着が急がれるところである。また、休業制度とともに、勤務時間短縮等の措置についても事業主の義務とされている。しかし、勤務時間への配慮については労働者のニーズは非常に高いものの、企業における就業規則の整備は休業制度以上に遅れており、一層の普及・定着が急務である。

行政による支援施策については、第Ⅲ部にあるような様々な両立支援施策を今後とも充実させていく必要がある。特に、育児の援助を行う者と育児の援助を受けたい者からなる会員組織である「ファミリー・サポート・センター」は、急な残業など変則的な保育ニーズに対応できる、地域に根ざした活動であり、利用しやすい子育て支援活動としてより一層の発展が期待される。また、保育所について、低年齢児保育の充実等により、利用したい者すべてが保育所を利用できる体制をつくるとともに、運営時間の延長や病児保育など多様な保育ニーズに対応できる体制づくりが急務である。従業員の子を預かる事業所内託児施設の設置促進も、重要な課題である。さらに、主に小学校低学年を対象とした学童保育について、地域の実情や保護者のニーズに対応した多様かつ柔軟な運営をこれまで以上に促進する必要がある。減税

措置等により、子育てに伴う家計の負担を軽減することも求められている。介護については、介護を必要とする者すべてが介護サービスを受けられるよう、介護サービスの基盤整備が急務である。

さらに、各企業においても、育児・介護休業制度、勤務時間短縮等の措置などの就業規則の整備を迅速に進めるとともに、家族的責任を担う労働者がその能力を充分に発揮できるよう、転勤への配慮など労働者の家庭の事情に配慮した雇用管理制度や福利厚生制度面での工夫が求められている。また、仕事と家庭とを両立しやすい職場の雰囲気づくりも求められるが、この点、東京商工会議所『『少子化対策』に関する提言～21世紀における活力ある国民社会のために～』において、「経営者にとっては、子育て社員は突然の休暇発生や残業制約など、雇用上支障を来すことも少なくないが、育児しながら働く本人にとっては、職場における周囲の理解が何にも増して励みになる。長い勤続期間を前提とすれば子育て期間はその一部に過ぎず、良質な人材を長期的に養成することは、やがては個々の企業にとっても良い結果として跳ね返るものであり、子育て社員への温かい心づかいを組織風土として作っていくことが望まれる。」と提言されており、企業の側の今後の取り組みが期待されるところである。

最後に、男女がともに家族的責任を担う社会をつくっていくためには、男性の意識をはじめ、社会全体の意識が変わり、男性の家庭参加が一層進むことが必要である。この点、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識からも「男も女も働き、家庭を担う」ライフスタイルへと意識は変化しつつあるが、実際の男性の家庭生活への関与は極めて少ないのが実情である。男女がともに仕事も家庭も充実した生活を送れる社会づくりに、男性をはじめ社会全体で取り組むことが緊急の課題である。

Ⅲ 働く女性に関する対策の概況

1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等対策の推進

(1) 男女雇用機会均等法の改正

イ 改正の背景及び概要

男女雇用機会均等法が施行されて10年余りが経過した。この間、女性の雇用者数の大幅な増加、勤続年数の伸び、職域の拡大がみられ、女性の就業に関する国民一般の意識や企業の取組も大きく変化している。

しかしながら、女子学生の就職問題にみられるように、雇用の分野において女性が男性と均等な取扱いを受けていない事例が依然として見受けられ、近年、企業における女性の雇用管理の改善は足踏み状態にあった。

働く女性が性により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、働きながら安心して子供を産むことができる環境をつくることは、働く女性のためだけでなく、少子・高齢化の一層の進展の中で、今後引き続き我が国経済社会の活力を維持していくためにも、極めて重要な課題となっている。

このため、労働省では、男女雇用機会均等法の強化、女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制の解消等を盛り込んだ「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案」を、平成9年2月7日、第140回通常国会に提出した。

同法律案は、同年6月11日に可決成立し、同月18日に平成9年法律第92号として公布された。

その概要は、次のとおりである。

① 男女雇用機会均等法の改正

- i) これまで事業主の努力義務であった募集・採用、配置・昇進について、女性に対する差別を禁止することとした。
- ii) 企業名の公表制度の創設や調停の一方申請を認めるなど、法の実効性を確保するための措置を強化することとした。

iii) 事業主が講ずるポジティブ・アクション（男女労働者の間に事実上生じている差を解消するための取組）に対し、国が相談その他の援助を行うことができる旨の規定を設けた。

iv) 事業主は、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するため雇用管理上必要な配慮をしなければならない旨の規定を設けることとした。

v) 母性保護の充実の一環として、妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間の確保や、その指導に基づき勤務時間の変更、勤務の軽減など必要な措置を講ずることを事業主に義務づけることとした。

② 労働基準法の改正

i) 女性の職域の拡大を図り、男女の均等取扱いを一層促進する観点から、女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制を解消することとした。

ii) 母性保護の充実の一環として、多胎妊娠の場合の産前休業期間を10週間から14週間に延長することとした。

③ 育児・介護休業法の改正

育児や家族の介護を行う一定範囲の男女労働者について、深夜業の制限の権利を創設することとした。

④ 労働省設置法の改正

「都道府県婦人少年室」の名称を「都道府県女性少年室」に変更することとした。

なお、これらの改正は、平成11年4月1日から施行される。ただし、④については、平成9年10月1日から既に施行されており、また、①のv)及び②のii)については、平成10年4月1日から施行される。

ロ 改正法の広報啓発活動の実施

(イ) 改正法の啓発活動

改正法については、事業主、労働者をはじめ関係者に対し、集団説明会の

実施を中心に、事業所訪問時も含め、あらゆる機会をとらえてその周知を図る。周知徹底のための啓発活動を展開している。

(ロ) 第12回男女雇用機会均等月間（6月）

第12回男女雇用機会均等月間（6月）においては、改正法や男女雇用機会均等への理解を深めるための機会として広報啓発活動を展開した。また、本月間の行事の一環として、講演を中心とした男女雇用機会均等推進中央会議を6月30日に東京で開催した。

(2) 均等法の遵守のための行政指導等の実施

イ 企業への積極的指導

均等法の遵守を図るため、女性少年室においては、均等法第33条に基づき、企業に対する指導等を計画的に実施している。その際には、改正後の均等法の円滑な施行に備えるためにも、事業所訪問により各企業の雇用管理制度とその運用を十分把握し、問題点を明らかにして、法の趣旨に沿った雇用管理が実現されるよう積極的に指導を行っている。

ロ 個別紛争の解決

あらゆる機会を通じて紛争解決等における女性少年室及び機会均等調停委員会の役割や機能についての周知に努めるとともに、女性少年室長の適切な助言・指導・勧告、機会均等調停委員会の円滑な運営等により、女性労働者と事業主の間の均等取扱いに関する個別紛争の迅速かつ円滑な解決を図っている。

(3) 女子学生等の就職問題に関する施策

就職活動において、女子学生は男子学生に比べ不利に取り扱われるなど男女雇用機会均等法上の問題がある事例が依然として見られる。また、平成9年度の大学等卒業予定者の採用・就職活動に当たっては、就職協定を締結しないことが決定されたため、従来より活動が早期化する動きも見られた。

このため、女子学生の就職問題に関する特別相談窓口を4月から10月まで

の間開設し、問題のある企業に対しては迅速に必要な指導を行った。

このほか、以下のような取組を行い、法及び指針に沿った公正な募集、採用が徹底されるように努めています。

- ① 就職情報誌発行企業に対する労働省女性局長からの協力要請（２月）
- ② 労働省女性局長名による主要経済団体への協力要請及び都道府県女性少年室長による地方経済団体への協力要請
- ③ 都道府県女性少年室長による個別企業への協力要請

(4) 女性労働者の能力発揮促進のための企業の積極的取組（ポジティブ・アクション）の促進

女性労働者がその能力を十分発揮して充実した職業生活を送ることができるようにするためには、雇用の場において、制度上の男女均等が確保されるだけではなく、過去の経緯から男女労働者の間に事実上生じている差を解消するためのポジティブ・アクションが重要であることから、以下のような施策を講じている。

イ ポジティブ・アクション・プログラムの周知

平成８年度に「女性労働者の能力発揮促進に関する研究会」がとりまとめた「女性労働者の能力発揮促進のための企業の自主的取組に関するガイドライン」及び現状の自主点検及び問題点の発見のためのワークシートを活用して、ポジティブ・アクションの重要性、手法についての事業主の理解を深め、各企業における取組を促している。

ロ 財21世紀職業財団による女性雇用管理改善のための援助の実施

本年度からは、企業のポジティブ・アクションの具体的取組を援助する次の①及び②の事業を新たに実施している。

- ① トップセミナーの開催
- ② 業種別使用者会議の開催
- ③ 女性活用コンサルタントによる中小企業の女性の活用に関する雇用管理改善のための助言、フォローアップの実施等

(5) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止のための取組

職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、平成3年度に「女子雇用管理とコミュニケーション・ギャップに関する研究会」を設置し、セクシュアル・ハラスメントの概念整理等を行い、平成5年10月にその報告を受けた。労働省としては、この研究会報告を受け、セクシュアル・ハラスメントの防止についてのパンフレット等の啓発資料を作成し、都道府県女性少年室において、セクシュアル・ハラスメントについて啓発活動を行うとともに個別相談を行っているところである。

しかしながら、都道府県女性少年室に寄せられる相談・問い合わせ件数は年々増加し、内容的にも悪質、深刻な事案も見られる。

このため、男女雇用機会均等法等の改正法において、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止のための事業主の配慮義務を規定したところである（施行は平成11年4月1日）。

2 母性健康管理対策の推進

(1) 男女雇用機会均等法の改正による母性健康管理の措置の義務化

男女雇用機会均等法では、妊娠中及び出産後の健康管理（母性健康管理）に関する配慮及び措置を行うことを事業主の努力義務として要請していたが、今回の改正により、母性健康管理の措置が義務化されることとなった。

労働省では、省令及び指針を策定、これらの措置の具体的内容を示した。事業主が講じるべき措置の具体的内容は、①健康診査等の受診のための時間の確保、②妊娠中の通勤緩和、③妊娠中の休憩時間に関する措置、④妊娠中及び出産後における症状等に対応する措置である。

また、事業主がこれらの措置を適切に実施するためには、女性労働者の担当の医師等の指導事項が事業主に的確に伝わる必要があることから、指針の中に「母性健康管理指導事項連絡カード」を盛り込んだ。このカードは、女性労働者の症状等に対応して事業主が講ずべき措置が連動してわかるようになっている。

各都道府県女性少年室では、平成10年4月の施行に向けて、改正法の趣旨、省令及び指針の内容について、事業主や女性労働者に対し、周知を図るほか、同カードの普及にも努めている。

また、医学的、専門的事項に対応するために女性少年室に配置されている母性健康管理指導医や、事業所において自主的な母性健康管理体制の整備がなされるよう選任勧奨している母性健康管理推進者等の協力を得て、職場における母性健康管理推進体制の整備を図っているところである。

(2) 労働基準法改正による母性保護措置の強化

労働基準法により産前産後休業が認められているが、今般の法改正により、多胎妊娠の場合の産前休業期間が10週間から14週間に延長された（平成10年4月施行）。女性労働者は、その請求により産前は6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後は8週間の休業が認められ、休業する期間およびその後30日間の解雇が禁止されている。また、妊娠中は他の軽易業務への転換を請求することができる他、妊産婦が請求した場合には、変形労働時間制の適用が制限されるとともに、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせることができない。さらに、妊産婦には、重量物の取扱い業務その他妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることができない。生後1年未満の生児を育てる女性労働者は、休憩時間とは別に1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができる。

労働省においては、改正法の周知を図るとともに、これらの労働基準法の規定が遵守されるよう事業主に対し、監督、指導等を行っている。

3 パートタイム労働対策の推進

平成5年12月1日に短時間労働者の福祉の増進を目的とした「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム労働法」という。短時間労働援助センターに関する部分は平成6年4月1日施行）及び「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」

(以下「指針」という。)が施行された。

労働省では、パートタイム労働法及び指針の周知徹底に努めるとともに、パートバンク、パートサテライト等の設置等による需給調整機能の強化、パートタイム労働者に対する職業能力の開発等総合的なパートタイム労働対策を積極的に推進し、次のような施策を実施している。

(1) パートタイム労働法の施行

イ パートタイム労働法の周知徹底

毎年11月上旬を「パートタイム労働旬間」と定め、全国の女性少年室を中心に、中小企業を重点対象とした集団説明会を開催する等、パートタイム労働法及び指針の周知徹底に努めている。

平成9年度は、「はっきり条件 きっちり処遇 わが社のパートの活かし方」をスローガンに、パートタイム労働法及び指針の周知徹底を図るとともに、中小企業等に対する助成金の一層の活用促進を図るための活動を集中的に実施した。

ロ 短時間雇用管理者の選任勧奨及び講習会の実施

パートタイム労働法は、常時10名以上のパートタイム労働者を雇用する事業主に対し、短時間雇用管理者を選任するよう努めることを要請している。このため、事業主等に対する説明会の開催や個別指導等の実施等により、短時間雇用管理者の選任勧奨に努めるとともに、選任された短時間雇用管理者を対象とした講習会を開催している。

(2) 短時間労働者援助センターによる雇用改善等援助事業の実施

短時間労働者援助センターとして指定された財21世紀職業財団において、以下のパートタイム労働者の雇用改善等援助事業を行っている。

イ 短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給

(イ) 中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金

中小企業事業主が、パートタイム労働者の雇用管理の改善のための計画を

作成し、その計画に基づき、その雇用するパートタイム労働者に対して一定の福利厚生制度等（定期健康診断、結婚手当金等の慶弔金、保険・共済の負担等）の措置を実施する等、他の事業主の模範となる取組を行う場合、それに要する費用の一部（一定額）を助成するものである。

（ロ） 事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金

中小企業事業主の団体が、構成事業主の雇用するパートタイム労働者の雇用管理の改善等のために労働条件の適性化及び雇用管理の改善に関する情報提供、講習の実施等の活動を行う場合に経費の3分の2（最高限度額1,000万円）を助成するものである。

ロ 短時間労働雇用管理アドバイザーによる情報提供、相談援助の実施

短時間労働雇用管理アドバイザーの専門的知識を活かし、

- ・パートタイム労働を希望する未就業者等を対象にガイダンス
- ・事業主や人事・労務担当者等を対象に、雇用管理改善セミナー
- ・短時間雇用管理者等を対象に能力向上研修

等を行うことにより、労使等に対し、関係法令、制度等の必要な情報、雇用管理の好事例や技術的な事項等、パートタイム労働者の雇用管理の改善のための情報等を提供するとともに、労使等からの電話や来所などでの個別の相談に応じている。

ハ パートタイム労働者雇用管理自主的改善事業の実施

自主点検及び優良事業所表彰を行うなどにより、事業主による自主的な雇用管理の改善等を促している。

ニ パートタイム労働者の能力活用に関する業種別使用会議の開催

企業の取組の好事例の紹介、情報交換等を行うことにより、パートタイム労働者の能力活用を図るための環境整備を行っている。

（3） パートタイム労働者の雇用の安定

イ パートバンク・パートサテライトの設置等、需給調整機能の充実

パートタイム労働者の増加に対応するため、パートタイム雇用の需要の高

い大都市に、パートタイム労働者の職業紹介を専門に取扱う「パートバンク」(平成8年度末現在75か所設置)、中規模都市に「パートサテライト」(平成8年度末現在75か所)を設置し、パートタイム労働力の需給調整機能の充実を図っている。

ロ 雇用労務相談の実施

パートバンクに、雇用・労働問題に精通した専門の相談員を配置し、従業員の職場定着、労働条件、福利厚生、職場の人間関係等の雇用管理に関する相談に幅広く対応している。

ハ 雇用保険の適用の拡大

平成元年の雇用保険法改正により、一定の要件を満たすパートタイム労働者に対する雇用保険の適用の拡大が図られた。

(4) パートタイム労働者の能力開発の推進等

平成元年度から、職業能力開発促進センターにおいて、また、平成3年度から都道府県立職業能力開発校において、パートタイム求職者に対するワープロ入門・パソコン入門等の10日間程度の短期間の普通職業訓練を実施している。

また、公共職業安定所においては、パートタイム労働者に職業に関する知識等を付与する「パートタイマー職業教室」を実施している。

(5) パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進

パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進を図るため、掛金月額 of 最低額について、パートタイム労働者については一般の労働者よりも低い掛金月額で加入できる特例が設けられている。また、パートタイム労働者であっても、一定の週所定労働時間以上の者については包括加入させなければならないが、平成9年4月1日より、この週所定労働時間を週33時間以上から30時間以上に引き下げ、包括加入の範囲を広げたところである。

4 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進

少子・高齢化が進む中で、労働者が生涯を通じて充実した職業生活を営むためには、仕事と育児や家族の介護とを両立させつつ、その能力や経験を活かすことのできる環境を整備することが極めて重要である。

このため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。なお、平成11年3月31日までは「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。）」に基づき、介護休業制度等の早期導入及び育児休業制度等の定着を促進するとともに、労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための事業を総合的、体系的に推進する施策を実施している。

なお、育児・介護休業法に基づき、財21世紀職業財団を指定し、平成7年10月から、国が行う両立支援のための事業の一部を実施させているところである。

(1) 介護休業制度及び勤務時間短縮等の措置の早期導入の促進

イ 広報啓発及び計画的取組の推進

介護休業制度等の義務化に向けて、その早期導入を促進するため、10月の「仕事と家庭を考える月間」を中心に積極的な広報啓発活動を行うとともに、集団説明会及び個別指導を計画的に実施している。

ロ 「介護休業制度導入奨励金」及び「介護勤務時間短縮等奨励金」の活用促進

平成9年度からは、「介護休業制度導入奨励金（育児・介護雇用安定助成金）」の他、新たに介護のための勤務時間短縮等の措置を導入した事業主に対して「介護勤務時間短縮等奨励金（育児・介護雇用安定助成金）」を支給することとし、同奨励金の活用により介護休業制度等の早期導入を促進している。

ハ 中小企業集団における仕事と介護両立支援事業の推進

育児・介護休業法に基づく介護休業制度等の導入をはじめ仕事と介護とを

両立しやすい環境整備を総合的に進めるため、「中小企業集団における仕事と介護両立支援事業」を実施している。

(2) 育児休業制度及び勤務時間短縮等の措置の定着促進

規定の未整備事業所に対しては、個別指導を引き続き行うこと等により規定の整備を促し、その定着を図っている。

さらに、平成7年4月1日から雇用保険により支給されることとなった育児休業給付や育児休業期間中の被保険者本人負担分の社会保険（健康保険、厚生年金保険）の保険料の免除についての周知に努めている。

(3) 育児休業者、介護休業者が職場復帰しやすい環境づくりの推進

育児休業又は介護休業をする労働者の職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図る措置（職場復帰プログラム）を講じた事業主に対し、育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金（対象労働者1人当たり中小企業18万円、大企業13万円を限度）を支給している。

(4) 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくりの推進

イ 育児・介護費用助成事業の実施

育児や家族の介護を行う労働者が安心して働き続けるためには、育児、介護サービスに係る費用の負担を軽減し、これらのサービスを利用しやすくすることも必要である。

このため、育児又は家族の介護のために家政婦、ベビーシッター、ホームヘルパー等を利用する従業員に対し、それに要する費用を補助した事業主や、ベビーシッター会社、シルバー・サービス会社等と契約し、そのサービスを従業員の利用に供した事業主に対して、「育児・介護費用助成金（育児・介護雇用安定助成金）」として、その補助又は負担した費用の一定割合（中小企業については2/3（平成11年3月31日までは導入促進のため4/5）、大企業については1/2）を助成している。ただし、労働者1人当たり年間30

万円かつ1事業所当たり年間360万円を限度とする。

ロ 事業所内託児施設助成金の活用の促進

事業所内託児施設は、労働者の仕事と育児との両立を図る支援策として有効な措置である。そのため、労働者のための託児施設を事業所内（労働者の通勤経路又はその近接地域を含む）に設置する事業主に対し、「事業所内託児施設助成金（育児・介護雇用安定助成金）」としてその設置に要した費用の1/2（限度額2,350万円）、運営に要した費用の1/2（限度額年間374万4千円、最長5年間）、また、定員増を伴う増築についても、増築に要した費用の1/2（限度額1,175万円）を支給している。

ハ ^{フレ-フレ-}2020テレフォン事業（育児、介護等を行う労働者のための相談援助事業）の推進

育児、介護等を行う労働者の就業継続や円滑な再就職を支援するため、育児、介護等に関する各種サービスを必要に応じ受けることのできるよう、これらに関する相談を受け付けるとともに、地域における具体的情報を提供する「^{フレ-フレ-}2020テレフォン事業」を実施している。

平成9年度は、北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、愛媛、福岡、熊本、鹿児島島の25地域で実施している。

ニ 両立支援セミナーの実施

仕事と育児又は介護とを両立させることの困難に直面する前に、両立に当たっての心構えや基礎的な知識を有していることは、将来、育児、介護を行いながら職業生活を乗り切る上で効果的である。

このため、これらの問題に直面する前の労働者を対象に、各人のライフプランを念頭に置きつつ、その際の心構えや仕事をしながら育児や介護を乗り切るために役立つ知識についての講義やビデオ視聴、体験談の発表等を内容とする「仕事と育児両立支援セミナー」「仕事と介護両立支援セミナー」を実施している。

ホ ファミリー・サポート・センター事業（仕事と育児両立支援特別援助事業）の推進

急な残業や子供の病気の際などの変動的、変則的な保育ニーズに対応するため、地域において育児の援助を行う者と育児の援助を受けたい者の相互援助活動を行う会員組織（ファミリー・サポート・センター）を設置し、会員による相互援助活動を支援する市町村等に対し、都道府県を通じ、必要な経費の補助を行っている。

ヘ 勤労者家庭支援施設の整備等

男女労働者の職業生活と家庭生活との両立支援に資する施設として、仕事と育児・介護との両立等に必要な相談、指導、講習、実習（介護機器の使用実習を含む。）等を行い、一時的に乳幼児や高齢者を預かる機能を有する勤労者家庭支援施設を整備することとし、設置する地方公共団体に対し補助（1／3補助。限度額：新設 1億円、増改築 0.5億円）を行っている。

なお、働く婦人の家の設置に対する補助については、平成6年度限りで廃止されたが、既存の働く婦人の家（平成8年度末現在229カ所）の運営については、従前どおり指導を行っている。

ト 保育サービス講習等の実施

共働き家庭の子育てを支援することを希望する主婦等を対象に、保育に関する一定の知識や経験を付与することにより、保育サービスを提供する者の養成を図る保育サービス講習を実施している。

また、老人介護の分野に再就職を希望する主婦等を対象に、老人介護者の養成を図る老人介護講習を実施している。

(5) 育児、介護等のために退職した者に対する再就職支援

イ 育児、介護等による退職者に対する再雇用制度の普及促進

再雇用制度は、育児、介護等のために退職したものの、その後再就職を希望する者のニーズに応え、その能力を有効に発揮する機会を確保する効果的な制度である。

このため、妊娠、出産、育児又は介護の理由で退職した労働者を再雇用した事業主を対象に「育児、介護等退職者再雇用促進給付金（育児・介護雇用安定助成金）」（対象者1人当たり中小企業40万円、大企業30万円）を支給することにより、制度の普及促進を図っている。

ロ 再就職希望登録者支援事業の実施

育児、介護等の理由による退職者が、それらが一段落した後に再就職することを希望しても、時間の経過とともに、職業意識や職業能力を持続することが難しくなり、円滑な再就職が困難となる場合が多いのが現状である。

このため、育児、介護等により退職した者で、将来的に再就職を希望する者を登録し、希望したときに円滑な再就職ができるよう、登録者に対して、両立支援情報、業界情報等の定期的提供、再就職準備セミナーの開催、個別相談・指導及び割引券の発行による自己啓発のための教育訓練に対する援助を実施している。

ハ 女性就業援助促進事業の推進

女性の就業ニーズの多様化、再就職を希望する女性の増加に伴い、女性就業援助対策の必要性はますます大きくなっている。

このため、地方公共団体の設置する女性就業援助施設（平成8年度現在52か所）に対し国の補助（1／3相当）を行い、再就職を希望する女性の就業を促進するため、ワープロ、パソコン、経理事務、病人介護などの就業に必要な技術講習等を実施するとともに、就業に関する広範な相談、指導及び情報提供を行っている。

(6) 母子家庭の母等に対する就業援助対策の実施

母子家庭の母などがその適正、能力にふさわしい職業に就くことができるよう、次の就業援助対策を講じている。

- ① 女性就業援助施設における技術講習を受講する母子家庭の母等で所得が一定額以下の者に対する受講旅費の支給（最高日額1,470円）。
- ② 公共職業安定所における寡婦等職業相談員による職業相談の実施。

- ③ 公共職業安定所長の指示により公共職業訓練又は職場適応訓練を受講する母子家庭の母等で所得が一定額以下の者に対する訓練手当の支給（平均月額13万6,850円）。
- ④ 母子家庭の母等を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給（雇用者1人につき1年間の賃金の4分の1相当額、ただし中小企業は3分の1）。
- ⑤ 母子家庭の母等に対し、委託を受けて職場適応訓練を実施する事業主に対する職場適応訓練費の支給（訓練生1人につき月額2万3,300円）。
- ⑥ 母子家庭の母等及び寡婦の就業援助に関する諸制度の周知と雇用促進について社会一般の気運の醸成を図るための啓発活動の実施。

(7) レディス・ハローワーク事業の実施

高学歴化やライフスタイルの変化等に伴う女性の社会的進出意欲の高まりも著しいものがあるが、女性の場合、意欲と能力はあっても育児・家事等の制約条件のために潜在労働力化している未就業層が相当数にのぼるものと考えられる。

一方、若年労働力を中心とする労働力不足が中・長期的に予測される中、今後の労働力需給調整を円滑に進めていくためには、高齢労働力の活用と同時に、女性労働力の積極的活用を図ることが、重要な課題となっている。

このようなことから「就業希望登録」「雇用促進プログラム」「多様な求職ニーズに応じた職業紹介」等のきめ細かな再就職援助措置を内容とする「レディス・ハローワーク事業」を平成3年度から実施しており、この事業を専門的に取扱う公共職業安定所として、札幌・仙台・千葉・東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・福岡・北九州に「レディース・ハローワーク」を設置し、女性労働者の働きやすい環境づくりに努めると同時に、女性の再就職援助を推進しているところである。

5 家内労働対策の推進

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次の施策を推進している。

(1) 家内労働法の周知徹底

イ 家内労働旬間の実施

家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を一層促進するため「家内労働旬間」を毎年5月21日～31日に設定し、スローガン（平成9年「渡そうもらおう 手から手へ つなぐ信頼 家内労働手帳」）を掲げ、集中的に広報活動、監督指導等を行っている。

ロ 家内労働手帳の交付の徹底

家内労働者の労働条件を確保し、当事者間の無用の紛争を防止するためには、家内労働の委託条件の明確化を図ることが重要であることから、家内労働者に仕事を委託するに当たっては、委託業務の内容、数量、工賃単価、納期などを記入した家内労働手帳の交付の徹底を図っている。

また、取扱いやすく工夫されたモデル様式として「伝票式家内労働手帳」の普及・定着にも努めている。

ハ 工賃支払いの確保

原則として工賃は、通貨で全額、家内労働者から物品が納入された日から1カ月以内に委託者が支払わなければならない、工賃不払いについては、関連する情報を的確に把握するとともに、必要に応じ監督指導を実施するなど、法違反の防止及びその早期解決に努めている。

ニ 最低工賃の決定及び周知

工賃の低廉な家内労働者について工賃の改善を図るため、家内労働審議会等の意見に基づき、最低工賃を決定している（平成9年3月末現在決定件数188件）。現在、平成7年度を初年度とする「第5次最低工賃新設・改正計画」に基づき、計画的に新設・改正を行うとともに、決定された最低工賃の

周知に努めている。

ホ 安全及び衛生の確保

危険有害業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保に努めるとともに、委託者団体等による自主的家内労働災害防止活動の促進を図っている。

また、粉じん作業、有機溶剤作業、鉛作業に従事する家内労働者に対しては、中央労働災害防止協会に委託して行う特殊健康診断を実施し、職業性疾病の早期発見及び実態把握に努めている。

なお、家内労働者及びその補助者であって、プレス機械、動力機械などを使用する危険な作業や、有機溶剤、鉛等を使用する有害な作業に従事する者のうち一定の要件を満たす場合は、労災保険に特別加入することができることから、その制度の周知の徹底と加入の促進を図っている。

(2) ワープロ作業に係る対策

ワープロ作業を行う在宅就業については、「家内労働法におけるワープロ作業の取扱いについて」（平成2年3月31日付け基発第184号・婦発第57号通達）により、一定の要件に該当する場合家内労働法の適用があるものとしている。平成9年3月末日現在、「長野県出版業・印刷業・製版業・筆耕業最低工賃」においてワープロ入力 of 最低工賃が設定されている。

(3) いわゆる「インチキ内職」の被害防止

高収入のうたい文句で高額 of 講習料を取られ、あるいは高額 of 機械を買わされたにもかかわらず、期待した収入が得られないなどのいわゆる「インチキ内職」については、その実態からみて家内労働法の適用がある場合には、家内労働法の遵守に関する厳重な監督指導を行うとともに、内職希望者が誇大広告に惑わされないよう広報活動を行い、注意の喚起を図っている。

6 女性の地位向上のための施策の推進

雇用における男女の均等な機会と待遇の確保や職業生活と家庭生活との両

立を実現し、女性の地位を向上させるには、意識面において今なお根深く残る女性の意欲・能力や男女の役割についての固定的な考え方を改めていくことが重要である。このため、男女の固定的な役割分担意識の是正に向けた啓発活動を行うとともに、あらゆる分野への女性の参画の促進に努めている。

(1) 婦人週間の実施

日本の女性が初めて参政権を行使した昭和21年4月10日を記念して、昭和24年から毎年4月10日に始まる一週間を「婦人週間」とし、女性の地位向上のための特別活動を行っている。

第49回婦人週間は、昨年引き続きテーマを「21世紀に向けて 自分らしい生き方ができる社会を創ろう」とし、キャッチフレーズを「未来へのアクセス パスワードは『個性』」と定めて全国的に広報啓発活動を実施した。

(2) 「女性の歴史と未来館（仮称）」の設置

働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための能力発揮、相談及び情報提供等の事業を総合的に展開する拠点として「女性の歴史と未来館（仮称）」の設置を進めている。

(3) 女性起業家の支援施策の推進

近年、就労機会が多様化する中で、自ら事業を起こすことを希望する女性が増加しつつあるが、女性は、起業、事業運営に役立つ職業経験が少ないなど、困難に直面するケースが少なくない。特に、育児等により職業生活を中断した後に起業を選択する女性は、ブランクが起業、事業運営に当たっての困難をもたらす面もある。

このような状況を踏まえ、女性起業家の実態把握を行い、支援施策の方向をとりまとめるとともに、それに基づき、女性起業マニュアルの作成等女性起業家の支援施策を展開している。

(4) 政策、方針決定への参加の促進

国及び地方自治体等の各審議会等における女性委員の比率が一層高まるよう、様々な機会を活用し、政策方針決定への参画の促進を始めとした女性の地位向上に向けての世論喚起を図っている。

7 女性の能力開発

職業訓練は、国、都道府県、雇用促進事業団等の行う公共職業訓練と事業主やその団体等民間で行われる職業訓練に大別される。

公共職業能力開発施設が行う公共職業訓練には、普通職業訓練、高度職業訓練の2種類があり、これらの訓練を行う施設は全国で343校で平成9年度における職業訓練実施規模は約41万人であった。

公共職業能力開発施設への入校者に占める女性の割合（7年度）は、新規学卒者向け訓練では20.9%、離転職者向け訓練では43.3%となっている。訓練科目別では洋裁科、CAD製図科、インテリアサービス科、情報ビジネス科、OA事務科、経理事務科、介護サービス科等で女性の割合が高い。

また、平成元年度より、大都市部及びその周辺の職業能力開発促進センターにおいて、さらに平成3年度より都市部の職業能力開発校において、パートタイム求職者に対する短期間の普通職業訓練を実施している。

民間における職業訓練で、公共職業訓練と同水準の教科、訓練期間、設備等によって行う認定職業訓練は、平成8年度において、事業主が単独で行うものが421カ所、事業主等の団体で行うものが1,038カ所である。8年4月に在籍した長期間課程訓練の訓練生のうち、女性は14.1%（前年15.9%）である。訓練科目では、和裁科、洋裁科、美容科の3科で全体の60%を占めている。

8 国際協力の推進

女性の地位の向上、男女平等の実現は国際的問題であり、国際社会において我が国の果たすべき役割、我が国への期待も高まっているところから、国

際協力を積極的に推進し、国際協力事業団が行う研修生受入れ事業に協力して、開発途上国における女性行政官及び民間部門における女性リーダーを対象とする「女性の地位向上セミナー」を実施している。

また、平成5年度から開発途上国の女性労働者の置かれた状況を改善するため、我が国と開発途上国の女性労働者間の経験・知識の相互交流を行う「アジア女性労働交流事業」を実施している。

さらに、平成7年度からは、企業における女性の管理職への登用、あるいは労使団体における方針決定の場への女性の登用についての理解を促すため、我が国と先進諸国の企業・労使幹部に相互交流と実情視察の機会を提供する「グラス・シーリング解消のための国際交流事業」を実施している。

付属統計表

付 属 統 計 表

目 次

(就業状況等)

付表 1	15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移	付 7
付表 2	年齢階級別労働力人口及び労働力率の推移	付 8
付表 3	配偶関係別女性労働力率の推移	付 10
付表 4	年齢階級、配偶関係別女性労働力率及び雇用者の割合	付 10
付表 5	主な活動状態別女性非労働力人口の推移	付 11
付表 6	従業上の地位別就業者数の推移	付 12
付表 7	従業上の地位別就業者数の構成比の推移	付 14
付表 8	産業別就業者数及び構成比の推移	付 16
付表 9	完全失業者数及び完全失業率の推移	付 18
付表10	離職理由別完全失業者数及び構成比の推移	付 19

(雇用状況等)

付表11	産業別雇用者数の推移	付 20
付表12	産業別雇用者数の構成比及び雇用者総数に占める女性の割合の推移	付 22
付表13	職業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女性の割合の推移	付 24
付表14	規模別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）	付 26
付表15	年齢階級別雇用者数、構成比及び15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移	付 28
付表16	雇用形態別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）	付 30
付表17	配偶関係別女性雇用者数及び構成比の推移（非農林業）	付 31
付表18	有配偶女性の就業状態の推移	付 31
付表19	妻と夫の就業状態別世帯数及び割合－典型的な一般世帯－	付 32
付表20	末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態	付 33
付表21	学歴別女性労働者数及び構成比の推移	付 33
付表22	学歴、産業、企業規模別女性労働者の割合	付 34
付表23	平均年齢及び平均勤続年数の推移	付 34
付表24	年齢階級別平均勤続年数の推移	付 35
付表25	勤続年数階級別女性労働者構成比の推移	付 36
付表26	年齢階級別女性役職者の構成比	付 36
付表27	一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移（月平均）	付 37
付表28	中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移	付 38

付表29	就業形態別入職・離職状況の推移	付 39
付表30	女性の産業別入職・離職状況の推移	付 40
付表31	女性の職歴別入職状況の推移	付 41
付表32	年齢階級別女性の一般未就業者数及び転職入職者数並びに構成比	付 42
付表33	就業の動機別女性入職者数の割合	付 44
付表34	女性の離職理由別離職者数の構成比	付 45
付表35	年齢階級、離職理由別女性離職者の割合	付 46
付表36	学歴別新規学卒就職者数、構成比及び就職率の推移	付 47
付表37	新規学卒者の産業別就職者数の構成比の推移	付 50
付表38	職業別4年生大学卒就職者数及び構成比の推移	付 53
付表39	学校種類別進学率の推移	付 54
付表40	新規学卒者の就職状況	付 55
付表41	新規大卒未就業者の企業規模別、一般・パート別入職者数構成比	付 56
付表42	関係学科別大学在学学生数の構成比の推移	付 57

(賃金、労働時間等)

付表43	1人平均月間現金給与額	付 57
付表44	産業別1人平均月間現金給与総額	付 58
付表45	きまって支給する現金給与額、所定内給与額の推移	付 60
付表46	年齢階級別所定内給与額、対前年上昇率、年齢間格差	付 60
付表47	女性労働者の学歴別所定内給与額、年齢間格差	付 61
付表48	標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差	付 62
付表49	新規学卒者の初任給額の推移	付 63
付表50	1人平均月間実労働時間数及び出勤日数の推移	付 64
付表51	産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数	付 65

(家計)

付表52	勤労者世帯の家計収支の推移	付 67
付表53	核家族共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比	付 68

(家内労働)

付表54	家内労働従事者数の推移	付 69
付表55	業種別家内労働者数の推移	付 70

(パートタイム労働者の状況)

付表56	雇用形態別役員を除く雇用者数の推移	付 71
付表57	短時間雇用者数及び構成比の推移(非農林業)	付 72
付表58	産業別女性短時間雇用者数及び構成比の推移	付 73
付表59	規模別女性短時間雇用者数及び構成比の推移(非農林業)	付 74

付表60	年齢階級、産業、企業別女性パートタイム労働者の1時間当たり所 定内給与額の推移……………	付 75
付表61	産業、企業規模別女性パートタイム労働者の年間賞与その他特別給 与額の推移……………	付 76
付表62	産業、企業規模別女性パートタイム労働者の1日当たり所定内実労 働時間数及び実労働日数の推移……………	付 77
付表63	産業、規模別女性パートタイム労働者の平均勤続年数の推移……………	付 78
(少子・高齢化の進行)		
付表64	出生数及び合計特殊出生率の推移……………	付 79
付表65	平均婚姻年齢の推移……………	付 80
付表66	日本の将来推計人口(平成9年1月推計)……………	付 81
付表67	妻と夫の就業状態別世帯数の推移……………	付 82
付表68	離婚率の推移……………	付 83
(労働者の実情)		
付表69	育児、介護・看護のため離職した雇用者数(年齢男女別)……………	付 84
付表70	家族構成、勤務形態、子供の年齢別保育方法……………	付 85
付表71	家族構成、職種、勤務形態、子供の年齢、保育方法別子供を預ける に当たって困っていること……………	付 86
付表72	家族構成、職種、子供の年齢、子供の預けか所数別子供を預けてい る施設等にかかる費用……………	付 87
(企業の実情)		
付表73	産業、規模、労働組合の有無及び育児休業制度の規定の有無別事業 所割合……………	付 88
付表74	産業、規模及び育児休業期間別事業所割合……………	付 88
付表75	育児休業期間中(子が1歳未満)の産業、規模及び会社からの金銭 支給の有無・内容別事業所割合……………	付 89
付表76	規模及び育児休業取得者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所 割合……………	付 90
付表77	規模及び賞与の算定期間内に育児休業期間があった場合の賞与の取 扱い別事業所割合……………	付 90
付表78	規模及び復職後の賃金の取扱い別事業所割合……………	付 91
付表79	規模及び退職金の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合……………	付 91
付表80	産業、規模、取得できる育児休業期間、会社から支給される金銭の 有無別育児休業取得者割合……………	付 92
付表81	産業、規模及び取得した育児休業期間別育児休業取得者割合……………	付 93
付表82	産業、規模別復職者割合……………	付 94

付表83	産業、規模及び代替要員の採用の有無、採用の方法、採用しなかった理由別事業所割合	付 95
付表84	産業、規模、労働組合の有無及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の有無別事業所割合	付 96
付表85	産業、規模及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の利用者の有無別事業所割合	付 97
付表86	産業、規模、労働組合の有無及び介護休業制度の有無、制度の根拠別事業所割合	付 98
付表87	産業、規模及び対象となる家族の範囲別事業所割合	付 99
付表88	産業、規模及び最長休業期間別事業所割合	付100
付表89	産業、規模及び取得回数別事業所割合	付101
付表90	産業、規模及び会社からの金銭支給の有無・内容別事業所割合	付102
付表91	労働者負担分の社会保険料の支払い方法・復職後の返済免除の制度の有無別事業所割合	付103
付表92	規模及び介護休業取得者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合	付103
付表93	規模及び賞与の算定期間内に介護休業期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合	付103
付表94	規模及び復職後の賃金の取扱い別事業所割合	付104
付表95	規模及び退職金の算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合	付104
付表96	産業、規模、取得できる介護休業期間別1年度当たり介護休業取得者割合	付105
付表97	産業、規模、最長介護休業期間及び取得した介護休業期間別介護休業取得者割合	付106
付表98	産業、規模別復職者割合	付107
付表99	産業、規模及び代替要員の採用の有無、採用の方法、採用しなかった理由別事業所割合	付108
付表100	産業、規模、労働組合の有無、介護休業制度の有無及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の有無別事業所割合	付109
付表101	勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の男女別1年度当たり利用者割合	付110
付表102	産業、規模及び再雇用制度の有無、根拠、導入時期別事業所割合	付111
付表103	産業、規模及び再雇用制度の適用を受けた退職者の有無別事業所割合並びに男女別労働者に占める制度の適用を受けた退職者割合	付112
付表104	産業、規模及び再雇用制度の適用を受けた再雇用者の有無別事業所割合並びに男女別労働者に占める制度の適用を受けた再雇用者割合	付113
付表105	産業、規模及び家族看護休暇制度の有無、制度の根拠別事業所割合	付114

付表106 産業、規模及び家族看護休暇制度の形態別事業所割合	付115
付表107 産業、規模及び家族看護休暇制度の対象となる要看護者の範囲別事業所割合	付116
付表108 休暇日数別事業所割合	付117
付表109 産業、規模及び休暇利用期間別利用者割合	付117
付表110 配置転換の種類別企業数割合	付118
付表111 転入者の転居・単身赴任者の状況（企業規模1,000人以上の民営事業所）	付119
付表112 引っ越しを伴う転勤（国内）	付120
付表113 転勤一時免除制度・限定勤務地制度の実施状況	付121
（その他）	
付表114 人口動態の推移	付122
付表115 主要国の労働力人口、労働力率、雇用者数及び総数に占める女性の割合	付124
付表116 主要国の年齢階級別労働力人口及び労働力率	付126
付表117 主要国の従業上の地位別就業者数の構成比	付128
付表118 主要国の産業別雇用者数及び構成比	付130
付表119 主要国の職業別雇用者数及び構成比	付132
付表120 主要国の非農林業部門における労働者の賃金の男女格差	付133

付表1 15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移

区 分		15歳以上人口 (A)	労働力人口 (B)	非労働力人口	労働力率 (B)/(A)	労働力人口の 男女別構成比
		万人	万人	万人	%	%
男	昭和 35 年	6,520	4,511	1,998	69.2	100.0
	40	7,287	4,787	2,497	65.7	100.0
	45	7,885	5,153	2,723	65.4	100.0
	50	8,443	5,323	3,095	63.0	100.0
	55	8,962	5,650	3,249	63.3	100.0
	56	9,017	5,707	3,279	63.3	100.0
	57	9,116	5,774	3,309	63.3	100.0
	58	9,232	5,889	3,305	63.8	100.0
	59	9,347	5,927	3,373	63.4	100.0
	60	9,465	5,963	3,450	63.0	100.0
	61	9,587	6,020	3,513	62.8	100.0
	62	9,720	6,084	3,584	62.6	100.0
	63	9,849	6,166	3,635	62.6	100.0
	平成 元	9,974	6,270	3,655	62.9	100.0
	2	10,089	6,384	3,657	63.3	100.0
	3	10,199	6,505	3,649	63.8	100.0
	4	10,283	6,578	3,679	64.0	100.0
	5	10,370	6,615	3,740	63.8	100.0
	6	10,444	6,645	3,791	63.6	100.0
女	昭和 35 年	3,370	1,838	1,526	54.5	40.7
	40	3,758	1,903	1,853	50.6	39.8
	45	4,060	2,024	2,032	49.9	39.3
	50	4,344	1,987	2,342	45.7	37.3
	55	4,591	2,185	2,391	47.6	38.7
	56	4,634	2,209	2,411	47.7	38.7
	57	4,687	2,252	2,420	48.0	39.0
	58	4,746	2,324	2,404	49.0	39.5
	59	4,804	2,347	2,436	48.9	39.6
	60	4,863	2,367	2,472	48.7	39.7
	61	4,925	2,395	2,506	48.6	39.8
	62	4,995	2,429	2,542	48.6	39.9
	63	5,059	2,473	2,563	48.9	40.1
	平成 元	5,120	2,533	2,564	49.5	40.4
	2	5,178	2,593	2,562	50.1	40.6
	3	5,233	2,651	2,561	50.7	40.8
	4	5,281	2,679	2,590	50.7	40.7
	5	5,326	2,681	2,639	50.3	40.5
	6	5,366	2,694	2,669	50.2	40.5
計	昭和 35 年	5,402	2,701	2,698	50.0	40.5
	40	5,435	2,719	2,712	50.0	40.5
	45	3,151	2,673	472	84.8	59.3
	50	3,529	2,884	644	81.7	60.2
	55	3,825	3,129	691	81.8	60.7
	60	4,099	3,336	754	81.4	62.7
	65	4,341	3,465	859	79.8	61.3
	70	4,384	3,498	868	79.8	61.3
	75	4,430	3,522	889	79.5	61.0
	80	4,486	3,564	901	79.4	60.5
	85	4,544	3,580	937	78.8	60.4
	90	4,602	3,596	978	78.1	60.3
	95	4,662	3,626	1,007	77.8	60.2
	00	4,726	3,655	1,043	77.3	60.1
	05	4,790	3,693	1,071	77.1	59.9
	10	4,854	3,737	1,091	77.0	59.6
	15	4,911	3,791	1,095	77.2	59.4
	20	4,965	3,854	1,088	77.6	59.2
	25	5,002	3,899	1,090	77.9	59.3
	30	5,044	3,935	1,101	78.0	59.5
	35	5,078	3,951	1,122	77.8	59.5
	40	5,108	3,966	1,139	77.6	59.5
	45	5,136	3,992	1,140	77.7	59.5

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表2 年齢階級別労働力

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65歳 以上
労働人口 (万人)	女	昭35	1,838	219	277	217	216	200	457		162		80
		40	1,903	191	325	204	205	226	506		172		75
		45	2,024	153	374	208	201	234	235	199	153	77	73
		50	1,987	85	301	226	204	227	245	227	182	89	76
		55	2,185	74	273	223	255	268	268	261	216	97	95
		56	2,209	72	272	215	274	258	274	267	218	99	99
		57	2,252	70	275	210	272	268	286	274	225	103	105
		58	2,324	78	281	210	261	287	300	279	235	110	109
		59	2,347	79	284	212	244	297	316	277	239	111	111
		60	2,367	72	289	210	229	317	313	282	244	116	113
		61	2,395	78	295	210	215	341	302	286	251	120	115
		62	2,429	78	299	219	208	336	305	295	254	124	122
		63	2,473	79	308	226	203	317	322	305	261	128	129
		平元	2,533	84	318	232	201	300	341	325	262	134	135
		2	2,593	87	326	245	200	283	366	327	268	138	143
		3	2,651	86	343	252	203	267	392	313	276	145	153
		4	2,679	83	353	258	203	257	385	319	288	148	160
	男	5	2,681	79	356	267	204	246	362	338	291	150	159
		6	2,694	74	360	278	208	242	335	351	306	149	164
		7	2,701	67	361	287	213	234	314	373	302	153	167
		8	2,719	66	355	307	217	233	298	396	287	153	170
		昭35	2,673	234	325	360	368	275	678		304		144
		40	2,884	201	400	395	386	363	681		306		153
		45	3,129	148	434	435	403	400	357	257	206	145	158
		50	3,336	83	351	521	454	412	401	351	250	154	169
		55	3,465	73	279	440	521	450	407	391	340	151	184
		56	3,498	73	281	419	551	429	411	399	349	150	189
		57	3,522	77	280	402	541	441	423	401	357	152	183
		58	3,564	84	286	390	510	469	431	402	365	155	188
		59	3,580	82	289	384	474	492	450	397	369	163	185
		60	3,596	79	293	378	444	522	445	397	374	171	187
		61	3,626	86	296	377	420	551	425	402	381	185	187
		62	3,655	86	301	378	406	539	434	414	384	198	190
		63	3,693	87	309	382	394	509	463	423	387	209	197
		平元	3,737	87	319	385	389	475	487	444	383	222	204
		2	3,791	94	327	396	384	448	518	439	385	234	217
		3	3,854	97	348	398	382	427	550	420	392	245	237
		4	3,899	96	363	399	385	410	541	432	406	255	250
		5	3,935	91	375	411	388	398	510	460	415	263	258
		6	3,951	84	381	421	389	392	473	483	432	264	269
		7	3,966	79	379	430	397	385	445	512	429	268	278
		8	3,992	78	378	454	397	381	425	541	409	272	285

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字は時系列接続用に補正していない。

人口及び労働力率の推移

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65歳 以上
労働力率 (%)	女	昭35	54.5	49.0	70.8	54.5	56.5	59.0	59.0			46.7	25.6
		40	50.6	35.8	70.2	49.0	51.1	59.6	60.2			45.3	21.6
		45	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1
		50	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0
		55	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8
		56	47.7	18.0	70.3	50.0	48.9	58.8	64.6	64.8	58.8	50.0	38.5
		57	48.0	17.2	71.1	51.0	49.5	59.7	65.7	65.9	59.4	50.3	38.6
		58	49.0	18.7	72.1	52.8	50.4	60.3	67.6	66.9	60.6	51.5	39.6
		59	48.9	18.5	72.4	53.9	50.6	59.6	68.1	67.1	61.0	50.9	38.0
		60	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5
		61	48.6	17.2	73.8	54.5	50.0	61.0	68.8	68.1	61.7	49.9	38.6
		62	48.6	16.6	73.6	56.9	50.5	61.3	68.4	68.4	61.8	50.8	38.5
		63	48.9	16.5	73.7	58.2	50.9	61.3	68.1	69.3	63.3	50.9	38.6
		平元	49.5	17.3	74.3	59.6	51.1	62.4	68.8	70.7	64.2	52.2	39.2
	男	2	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5
		3	50.7	17.8	75.6	63.2	52.9	62.1	70.4	72.1	66.5	55.5	40.7
		4	50.7	17.6	75.6	64.0	52.7	62.4	70.5	72.0	67.6	55.6	40.7
		5	50.3	17.4	74.5	64.3	52.7	61.7	70.3	71.9	66.9	56.4	40.1
		6	50.2	17.0	74.2	65.3	53.5	61.6	69.8	71.2	67.4	56.4	39.4
		7	50.0	16.0	74.1	66.4	53.7	60.5	69.5	71.3	67.1	57.0	39.7
		8	50.0	16.3	73.8	67.9	54.8	60.8	69.5	71.6	66.9	58.1	39.0
		昭35	84.8	52.7	87.8	95.5	96.6	96.2	95.9			85.6	56.9
	男	40	81.7	36.3	85.8	96.8	97.0	97.1	96.3			86.7	56.3
		45	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5
		50	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4
		55	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8
		56	79.8	17.4	70.3	96.3	97.7	97.7	97.4	97.1	95.6	91.1	76.5
		57	79.5	18.1	70.2	96.4	97.5	98.0	97.7	97.1	95.7	91.1	76.0
		58	79.4	19.1	71.0	96.5	97.5	97.9	97.5	97.1	95.8	91.3	74.9
		59	78.8	18.2	71.0	96.2	97.3	97.8	97.6	97.1	95.6	90.5	73.8
		60	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5
		61	77.8	18.0	70.8	95.9	96.8	97.3	97.3	96.6	95.3	90.5	72.5
		62	77.3	17.4	71.3	95.9	96.9	97.3	97.3	97.2	95.5	91.0	71.7
		63	77.1	17.2	71.0	96.2	97.0	97.5	97.5	97.2	96.0	91.3	71.1
		平元	77.0	17.0	71.2	96.0	97.0	97.5	97.4	97.6	96.0	91.6	71.4
		2	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9
		3	77.6	19.1	72.8	96.1	97.4	97.9	97.9	97.4	96.3	93.2	74.2
		4	77.9	19.4	74.5	96.4	98.0	98.1	98.2	98.0	97.1	93.6	75.0
		5	78.0	19.0	75.2	96.5	98.0	98.3	98.3	97.9	97.2	94.1	75.6
		6	77.8	18.3	74.9	96.3	97.7	98.2	97.7	97.8	97.1	94.0	75.0
		7	77.6	17.9	74.0	96.4	97.8	98.0	97.8	97.7	97.3	94.1	74.9
		8	77.7	18.4	74.6	97.0	98.0	97.9	98.2	97.7	97.4	94.6	74.5

付表3 配偶関係別女性労働力率の推移

(単位 %)

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和 37 年	53.4	63.6	51.1	44.5
40	50.6	56.4	49.9	42.9
45	49.9	59.3	48.3	39.9
50	45.8	54.3	45.2	36.2
55	47.6	52.6	49.2	34.2
56	47.7	52.8	49.4	33.6
57	48.0	52.5	50.0	33.6
58	49.0	53.4	51.3	33.4
59	48.9	53.6	51.1	32.9
60	48.7	53.0	51.1	32.9
61	48.6	53.3	51.1	32.4
62	48.6	53.0	51.3	31.9
63	48.9	53.3	51.6	31.7
平成 元	49.5	54.2	52.3	31.7
2	50.1	55.2	52.7	32.3
3	50.7	56.4	53.2	32.4
4	50.7	57.4	52.9	32.7
5	50.3	57.7	52.2	32.5
6	50.2	58.4	51.8	32.3
7	50.0	59.2	51.2	32.0
8	50.0	60.4	51.0	31.7

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表4 年齢階級、配偶関係別女性労働力率及び雇用者の割合

(単位 %)

	未 婚		有 配 偶		死 別 ・ 離 別	
	昭和61年	平成8年	61年	8年	61年	8年
計	53.3(46.7)	60.4(53.9)	51.1(30.2)	51.0(36.7)	32.4	31.7
15～19歳	17.1(15.3)	16.3(14.3)	* (*)	* (*)	*	*
20～24	80.4(73.8)	78.6(71.9)	40.3(31.3)	41.4(34.5)	*	100.0
25～29	87.7(77.0)	92.3(84.1)	38.4(28.3)	43.3(36.6)	*	87.5
30～34	80.4(65.2)	89.9(79.7)	45.0(29.1)	44.2(34.7)	84.6	85.7
35～39	82.9(65.7)	84.2(71.1)	58.0(37.2)	56.4(44.8)	86.2	89.5
40～44	80.0(60.0)	78.6(64.3)	67.2(44.4)	67.0(53.4)	85.7	89.7
45～49	70.6(52.9)	75.0(64.3)	66.5(42.0)	70.0(54.0)	81.1	85.7
50～54	75.0(56.3)	70.6(58.8)	59.8(34.7)	64.7(47.7)	72.3	81.6
55～64	54.2(37.5)	53.6(39.3)	43.9(17.5)	47.3(28.6)	45.5	54.6
65歳以上	27.3(9.1)	18.5(11.1)	21.4(4.6)	20.9(6.1)	11.2	10.6

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は当該年齢人口に占める雇用者の割合である。

付表5 主な活動状態別女性非労働力人口の推移

区 分		計	家 事	通 学	そ の 他
非 勞 働 力 人 口 (万 人)	昭和 35 年	1,526	1,005	216	306
	40	1,853	1,188	341	323
	45	2,032	1,373	323	335
	50	2,342	1,603	336	403
	55	2,391	1,560	370	461
	56	2,411	1,565	368	478
	57	2,420	1,547	379	495
	58	2,404	1,517	379	509
	59	2,436	1,516	391	529
	60	2,472	1,528	407	537
	61	2,506	1,542	416	547
	62	2,542	1,536	435	571
	63	2,563	1,533	448	582
	平成 元	2,564	1,522	452	590
	2	2,562	1,514	451	597
	3	2,561	1,512	450	599
	4	2,590	1,553	446	591
	5	2,639	1,595	441	603
	6	2,669	1,610	432	626
	7	2,698	1,637	424	636
	8	2,712	1,662	410	641
構 成 比 (%)	昭和 35 年	100.0	65.9 (29.8)	14.2	20.1
	40	100.0	64.1 (31.6)	18.4	17.4
	45	100.0	67.6 (33.8)	15.9	16.5
	50	100.0	68.5 (36.9)	14.4	17.2
	55	100.0	65.2 (34.0)	15.5	19.3
	56	100.0	64.9 (33.8)	15.3	19.8
	57	100.0	63.9 (33.0)	15.7	20.5
	58	100.0	63.1 (32.0)	15.8	21.2
	59	100.0	62.2 (31.6)	16.1	21.7
	60	100.0	61.8 (31.4)	16.5	21.7
	61	100.0	61.5 (31.3)	16.6	21.8
	62	100.0	60.4 (30.8)	17.1	22.5
	63	100.0	59.8 (30.3)	17.5	22.7
	平成 元	100.0	59.4 (29.7)	17.6	23.0
	2	100.0	59.1 (29.2)	17.6	23.3
	3	100.0	59.0 (28.9)	17.6	23.4
	4	100.0	60.0 (29.4)	17.2	22.8
	5	100.0	60.4 (29.9)	16.7	22.8
	6	100.0	60.3 (30.0)	16.2	23.5
	7	100.0	60.7 (30.3)	15.7	23.6
	8	100.0	61.3 (30.6)	15.1	23.6

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は15歳以上人口に占める家事専門者の割合

付表6 従業上の地位別

区 分			全 産 業				計
			計	自営業主	家族従業者	雇 用 者	
就 業 者 数 (万 人)	男	昭和 35 年	4,436	1,006	1,061	2,370	1,273
		40	4,730	939	915	2,876	1,046
		45	5,094	977	805	3,306	842
		50	5,223	939	628	3,646	618
		55	5,536	951	603	3,971	532
		56	5,581	943	592	4,037	510
		57	5,638	943	587	4,098	502
		58	5,733	938	574	4,208	485
		59	5,766	919	565	4,265	468
		60	5,807	916	559	4,313	464
	女	61	5,853	912	546	4,379	450
		62	5,911	915	549	4,428	446
		63	6,011	910	543	4,538	434
		平成 元	6,128	896	531	4,679	419
		2	6,249	878	517	4,835	411
		3	6,369	859	489	5,002	391
		4	6,436	843	456	5,119	375
		5	6,450	814	418	5,202	350
		6	6,453	796	407	5,236	345
		7	6,457	784	397	5,263	340
		8	6,486	765	382	5,322	330
	女	昭和 35 年	1,807	285	784	738	661
		40	1,878	273	692	913	553
		45	2,003	285	619	1,096	442
		50	1,953	281	502	1,167	323
		55	2,142	293	491	1,354	272
		56	2,162	285	482	1,391	258
		57	2,200	296	483	1,418	256
		58	2,263	302	471	1,486	244
		59	2,282	296	463	1,518	235
		60	2,304	288	461	1,548	231
		61	2,327	286	452	1,584	224
		62	2,360	284	455	1,615	222
		63	2,408	284	448	1,670	216
		平成 元	2,474	281	437	1,749	208
		2	2,536	271	424	1,834	204
		3	2,592	265	402	1,918	192
		4	2,619	263	375	1,974	181
		5	2,610	251	343	2,009	167
		6	2,614	240	334	2,034	164
		7	2,614	234	327	2,048	162
		8	2,627	222	315	2,084	157
	男	昭和 35 年	2,629	721	277	1,632	612
		40	2,852	666	223	1,963	493
		45	3,091	692	186	2,210	401
		50	3,270	658	127	2,479	295
		55	3,394	658	112	2,617	260
		56	3,419	657	109	2,646	252
		57	3,438	647	103	2,680	247
		58	3,469	636	103	2,722	241
		59	3,485	623	102	2,747	232
		60	3,503	628	99	2,764	233
		61	3,526	626	94	2,795	226
		62	3,551	631	94	2,813	224
		63	3,602	626	95	2,868	219
		平成 元	3,654	615	94	2,929	211
		2	3,713	607	93	3,001	206
		3	3,776	594	87	3,084	199
		4	3,817	580	81	3,145	194
		5	3,840	562	75	3,193	183
		6	3,839	556	72	3,202	181
		7	3,843	550	70	3,215	178
		8	3,858	543	67	3,238	174

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

就業者数の推移

農 林 業			非 農 林 業			
自営業主	家族従業者	雇 用 者	計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
456	723	94	3,164	550	338	2,276
394	593	59	3,684	545	322	2,817
363	451	29	4,251	614	354	3,277
303	286	29	4,605	637	343	3,617
253	249	30	5,004	698	354	3,941
244	236	30	5,071	698	356	4,008
240	232	30	5,136	702	355	4,068
231	222	32	5,247	707	352	4,176
220	219	28	5,299	699	346	4,236
218	218	28	5,343	698	341	4,285
213	208	29	5,403	699	338	4,350
211	206	29	5,465	703	343	4,399
206	198	31	5,576	704	344	4,507
197	191	31	5,709	699	341	4,648
195	187	29	5,839	682	330	4,806
186	175	30	5,977	673	313	4,972
182	161	33	6,061	661	295	5,086
175	144	32	6,100	639	275	5,170
172	140	33	6,108	624	266	5,203
170	137	34	6,116	615	260	5,229
161	134	35	6,155	604	248	5,287
85	539	37	1,146	200	245	701
78	455	20	1,325	195	237	893
77	355	10	1,561	208	264	1,086
80	235	8	1,630	201	267	1,159
57	206	9	1,870	236	286	1,345
54	195	9	1,904	232	287	1,382
53	193	10	1,945	243	290	1,408
49	184	11	2,019	253	287	1,475
44	182	9	2,046	252	281	1,508
41	182	9	2,072	248	279	1,539
40	174	11	2,103	246	278	1,574
39	173	10	2,138	245	282	1,604
38	167	11	2,193	245	281	1,660
36	161	11	2,266	245	276	1,738
37	157	11	2,332	235	268	1,823
33	147	12	2,400	232	255	1,907
34	135	12	2,438	230	240	1,962
34	120	12	2,443	217	223	1,997
33	118	13	2,450	206	216	2,021
33	115	14	2,451	201	212	2,034
31	112	14	2,471	192	203	2,069
371	184	57	2,018	350	93	1,575
316	138	39	2,259	350	85	1,924
285	96	20	2,690	406	90	2,191
223	51	21	2,975	435	75	2,458
196	43	21	3,134	462	69	2,597
191	41	20	3,167	467	68	2,626
188	39	20	3,191	459	64	2,660
181	38	22	3,229	454	65	2,701
176	37	19	3,252	447	65	2,728
177	36	19	3,270	450	62	2,745
173	34	19	3,301	453	61	2,776
172	33	19	3,327	458	61	2,795
168	31	20	3,384	458	63	2,848
161	30	20	3,443	454	64	2,910
159	30	18	3,507	448	62	2,984
152	28	19	3,577	441	58	3,065
148	26	20	3,623	432	55	3,125
141	23	20	3,657	422	52	3,173
139	22	20	3,658	417	50	3,181
136	22	20	3,665	414	48	3,195
131	22	21	3,685	412	45	3,218

付表7 従業上の地位別

区 分			全 産 業				計
			計	自営業主	家族従業者	雇 用 者	
就 業 者 数 の 構 成 比 (%)	男	昭和 35 年	100.0	22.7	23.9	53.4	100
		40	100.0	19.9	19.3	60.8	100
		45	100.0	19.2	15.8	64.9	100
		50	100.0	18.0	12.0	69.8	100
		55	100.0	17.2	10.9	71.7	100
		56	100.0	16.9	10.6	72.3	100
		57	100.0	16.7	10.4	72.7	100
		58	100.0	16.4	10.0	73.4	100
		59	100.0	15.9	9.8	74.0	100
		60	100.0	15.8	9.6	74.3	100
		61	100.0	15.6	9.3	74.8	100
		62	100.0	15.5	9.3	74.9	100
		63	100.0	15.1	9.0	75.5	100
		平成 元	100.0	14.6	8.7	76.4	100
		2	100.0	14.1	8.3	77.4	100
		3	100.0	13.5	7.7	78.5	100
	女	4	100.0	13.1	7.1	79.5	100
		5	100.0	12.6	6.5	80.7	100
		6	100.0	12.3	6.3	81.1	100
		7	100.0	12.1	6.1	81.5	100
		8	100.0	11.8	5.9	82.1	100
		昭和 35 年	100.0	15.8	43.4	40.8	100
		40	100.0	14.5	36.8	48.6	100
		45	100.0	14.2	30.9	54.7	100
		50	100.0	14.3	25.7	59.8	100
		55	100.0	13.7	23.0	63.2	100
		56	100.0	13.2	22.3	64.3	100
		57	100.0	13.5	22.0	64.5	100
		58	100.0	13.3	20.8	65.7	100
		59	100.0	13.0	20.3	66.5	100
		60	100.0	12.5	20.0	67.2	100
		61	100.0	12.3	19.4	68.1	100
		62	100.0	12.0	19.3	68.4	100
		63	100.0	11.8	18.6	69.4	100
		平成 元	100.0	11.4	17.7	70.7	100
		2	100.0	10.7	16.7	72.3	100
		3	100.0	10.2	15.5	74.0	100
		4	100.0	10.0	14.3	75.4	100
		5	100.0	9.6	13.1	77.0	100
		6	100.0	9.2	12.8	77.8	100
		7	100.0	9.0	12.5	78.3	100
		8	100.0	8.5	12.0	79.3	100
(%)	男	昭和 35 年	100.0	27.4	10.5	62.1	100
		40	100.0	23.4	7.8	68.8	100
		45	100.0	22.4	6.0	71.5	100
		50	100.0	20.1	3.9	75.8	100
		55	100.0	19.4	3.3	77.1	100
		56	100.0	19.2	3.2	77.4	100
		57	100.0	18.8	3.0	78.0	100
		58	100.0	18.3	3.0	78.5	100
		59	100.0	17.9	2.9	78.8	100
		60	100.0	17.9	2.8	78.9	100
		61	100.0	17.8	2.7	79.3	100
		62	100.0	17.8	2.6	79.2	100
		63	100.0	17.4	2.6	79.6	100
		平成 元	100.0	16.8	2.6	80.2	100
		2	100.0	16.3	2.5	80.8	100
		3	100.0	15.7	2.3	81.7	100
		4	100.0	15.2	2.1	82.4	100
		5	100.0	14.6	2.0	83.3	100
		6	100.0	14.5	1.9	83.4	100
		7	100.0	14.3	1.8	83.7	100
		8	100.0	14.1	1.7	83.9	100
	女	昭和 35 年	100.0	27.4	10.5	62.1	100
		40	100.0	23.4	7.8	68.8	100
		45	100.0	22.4	6.0	71.5	100
		50	100.0	20.1	3.9	75.8	100

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

業者数の構成比の推移

農 林 業			非 農 林 業			
自営業主	家族従業者	雇 用 者	計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
35.8	56.8	7.4	100.0	17.4	10.7	71.9
37.7	56.7	5.6	100.0	14.8	8.7	76.5
43.1	53.6	3.4	100.0	14.4	8.3	77.1
49.0	46.3	4.7	100.0	13.8	7.4	78.5
47.6	46.8	5.6	100.0	13.9	7.1	78.8
47.8	46.3	5.9	100.0	13.8	7.0	79.0
47.8	46.2	6.0	100.0	13.7	6.9	79.2
47.6	45.8	6.6	100.0	13.5	6.7	79.6
47.0	46.8	6.0	100.0	13.2	6.5	79.9
47.0	47.0	6.0	100.0	13.1	6.4	80.2
47.3	46.2	6.4	100.0	12.9	6.3	80.5
47.3	46.2	6.5	100.0	12.9	6.3	80.5
47.5	45.6	7.1	100.0	12.6	6.2	80.8
47.0	45.6	7.4	100.0	12.2	6.0	81.4
47.4	45.5	7.1	100.0	11.7	5.7	82.3
47.6	44.8	7.7	100.0	11.3	5.2	83.2
48.5	42.9	8.8	100.0	10.9	4.9	83.9
50.0	41.1	9.1	100.0	10.5	4.5	84.8
49.9	40.6	9.6	100.0	10.2	4.4	85.2
50.0	40.3	10.0	100.0	10.1	4.3	85.5
48.8	40.6	10.6	100.0	9.8	4.0	85.9
12.9	81.5	5.6	100.0	17.5	21.4	61.1
14.1	82.5	3.6	100.0	14.7	17.9	67.4
17.4	80.3	2.3	100.0	13.3	16.9	69.6
24.5	72.8	2.5	100.0	12.3	16.4	71.1
21.0	75.7	3.3	100.0	12.6	15.3	71.9
20.9	75.6	3.5	100.0	12.2	15.1	72.6
20.7	75.4	3.9	100.0	12.5	14.9	72.4
20.1	75.4	4.5	100.0	12.5	14.2	73.1
18.7	77.4	3.8	100.0	12.3	13.7	73.7
17.7	78.8	3.9	100.0	12.0	13.5	74.3
17.9	77.7	4.9	100.0	11.7	13.2	74.8
17.6	77.9	4.5	100.0	11.5	13.2	75.0
17.6	77.3	5.1	100.0	11.2	12.8	75.7
17.3	77.4	5.3	100.0	10.8	12.2	76.7
18.1	77.0	5.4	100.0	10.1	11.5	78.2
17.2	76.6	6.3	100.0	9.7	10.6	79.5
18.8	74.6	6.6	100.0	9.4	9.8	80.5
20.4	71.9	7.2	100.0	8.9	9.1	81.7
20.1	72.0	7.9	100.0	8.4	8.8	82.5
20.4	71.0	8.6	100.0	8.2	8.6	83.0
19.7	71.3	8.9	100.0	7.8	8.2	83.7
60.6	30.1	9.3	100.0	17.3	4.6	78.0
64.1	28.0	7.9	100.0	15.5	3.6	81.6
71.1	23.9	5.0	100.0	15.1	3.4	81.5
75.6	17.3	7.1	100.0	14.6	2.5	82.6
75.4	16.5	8.1	100.0	14.7	2.2	82.9
75.8	16.3	7.9	100.0	14.7	2.1	82.9
76.1	15.8	8.1	100.0	14.4	2.0	83.4
75.1	15.8	9.1	100.0	14.1	2.0	83.6
75.9	15.9	8.2	100.0	13.7	2.0	83.9
76.0	15.5	8.2	100.0	13.8	1.9	83.9
76.5	15.0	8.4	100.0	13.7	1.8	84.1
76.8	14.7	8.5	100.0	13.8	1.8	84.0
76.7	14.2	9.1	100.0	13.5	1.9	84.2
76.3	14.2	9.5	100.0	13.2	1.9	84.5
77.2	14.6	8.7	100.0	12.8	1.8	85.1
76.4	14.1	9.5	100.0	12.3	1.6	85.7
76.3	13.4	10.3	100.0	11.9	1.5	86.3
77.0	12.6	10.9	100.0	11.5	1.4	86.8
76.8	12.2	11.0	100.0	11.4	1.4	87.0
76.4	12.4	11.2	100.0	11.3	1.3	87.2
75.3	12.6	12.1	100.0	11.2	1.2	87.3

付表8 産業別就業者

区 分			総 数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業		
就 業 者 数 (万 人)	男	昭和 35 年	4,436	1,340	1,242	1,854		
		40	4,730	1,113	1,507	2,109		
		45	5,094	886	1,791	2,409		
		50	5,223	661	1,841	2,710		
		55	5,536	577	1,926	3,026		
		56	5,581	557	1,939	3,074		
		57	5,638	548	1,931	3,143		
		58	5,733	532	1,957	3,230		
		59	5,766	511	1,973	3,261		
		60	5,807	509	1,992	3,283		
		61	5,853	495	1,986	3,350		
		62	5,911	489	1,966	3,432		
	女	63	6,011	475	2,021	3,486		
		平成 元	6,128	463	2,069	3,566		
		2	6,249	451	2,099	3,669		
		3	6,369	427	2,160	3,752		
		4	6,436	411	2,194	3,801		
		5	6,450	383	2,176	3,891		
		6	6,453	374	2,157	3,922		
		7	6,457	367	2,125	3,965		
		8	6,486	356	2,121	4,009		
		業 者 数 (万 人)	女	昭和 35 年	1,807	679	386	741
				40	1,878	573	468	837
				45	2,003	451	574	975
50	1,953			331	535	1,085		
55	2,142			283	605	1,250		
56	2,162			269	615	1,272		
57	2,200			267	616	1,313		
58	2,263			256	637	1,365		
59	2,282			247	647	1,382		
60	2,304			244	651	1,400		
61	2,327			236	648	1,436		
62	2,360			232	639	1,479		
男	63		2,408	226	657	1,517		
	平成 元		2,474	219	682	1,562		
	2		2,536	215	692	1,618		
	3		2,592	201	711	1,669		
	4		2,619	190	711	1,706		
	5		2,610	176	689	1,745		
	6		2,614	172	667	1,775		
	7		2,614	169	649	1,796		
	8		2,627	164	640	1,823		
	計		昭和 35 年	2,629	661	856	1,113	
			40	2,852	540	1,039	1,272	
			45	3,091	436	1,217	1,433	
50		3,270	330	1,306	1,627			
55		3,394	294	1,322	1,771			
56		3,419	288	1,323	1,801			
57		3,438	282	1,315	1,831			
58		3,469	276	1,319	1,864			
59		3,485	265	1,326	1,880			
60		3,503	265	1,340	1,883			
61		3,526	259	1,338	1,915			
62		3,551	256	1,327	1,952			
計	63	3,602	248	1,364	1,971			
	平成 元	3,654	243	1,386	2,004			
	2	3,713	235	1,407	2,051			
	3	3,776	226	1,449	2,082			
	4	3,817	221	1,483	2,094			
	5	3,840	207	1,487	2,146			
	6	3,839	202	1,489	2,148			
	7	3,843	198	1,477	2,168			
	8	3,858	193	1,481	2,184			

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」
 注) 第1次産業……農業、林業、漁業
 第2次産業……鉱業、建設業、製造業
 第3次産業……上記以外の産業

数及び構成比の推移

区分			総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業
構 成 比 (%) ()	男	昭和 35 年	100.0	30.2	28.0	41.8
		40	100.0	23.5	31.9	44.6
		45	100.0	17.4	35.2	47.3
		50	100.0	12.7	35.2	51.9
		55	100.0	10.4	34.8	54.6
		56	100.0	10.0	34.7	55.1
		57	100.0	9.7	34.2	55.7
		58	100.0	9.3	34.1	56.3
		59	100.0	8.9	34.2	56.6
		60	100.0	8.8	34.3	56.5
		61	100.0	8.5	33.9	57.2
		62	100.0	8.3	33.3	58.1
		63	100.0	7.9	33.6	58.0
		計	100.0	7.6	33.8	58.2
	女	平成 元	100.0	7.2	33.6	58.7
		2	100.0	6.7	33.9	58.9
		3	100.0	6.4	34.1	59.1
		4	100.0	5.9	33.7	60.3
		5	100.0	5.8	33.4	60.8
		6	100.0	5.7	32.9	61.4
		7	100.0	5.5	32.7	61.8
		8	100.0	5.5	32.7	61.8
		昭和 35 年	100.0	37.6	21.4	41.0
		40	100.0	30.5	24.9	44.6
		45	100.0	22.5	28.7	48.7
		50	100.0	16.9	27.4	55.6
		55	100.0	13.2	28.2	58.4
		56	100.0	12.4	28.4	58.8
		57	100.0	12.1	28.0	59.7
		58	100.0	11.3	28.1	60.3
		59	100.0	10.8	28.4	60.6
		60	100.0	10.6	28.3	60.8
		61	100.0	10.1	27.8	61.7
		62	100.0	9.8	27.1	62.7
		63	100.0	9.4	27.3	63.0
		計	100.0	8.9	27.6	63.1
		平成 元	100.0	8.5	27.3	63.8
		2	100.0	7.8	27.4	64.4
		3	100.0	7.3	27.1	65.1
		4	100.0	6.7	26.4	66.9
		5	100.0	6.6	25.5	67.9
		6	100.0	6.5	24.8	68.7
		7	100.0	6.2	24.4	69.4
		8	100.0	6.2	24.4	69.4
男	男	昭和 35 年	100.0	25.1	32.6	42.3
		40	100.0	18.9	36.4	44.6
		45	100.0	14.1	39.4	46.4
		50	100.0	10.1	39.9	49.8
		55	100.0	8.7	39.0	52.2
		56	100.0	8.4	38.7	52.7
		57	100.0	8.2	38.2	53.3
		58	100.0	8.0	38.0	53.7
		59	100.0	7.6	38.0	53.9
		60	100.0	7.6	38.3	53.8
		61	100.0	7.3	37.9	54.3
		62	100.0	7.2	37.4	55.0
		63	100.0	6.9	37.9	54.7
		計	100.0	6.7	37.9	54.8
	女	平成 元	100.0	6.3	37.9	55.2
		2	100.0	6.0	37.9	55.1
		3	100.0	5.8	38.4	55.9
		4	100.0	5.8	38.9	54.9
		5	100.0	5.4	38.7	55.9
		6	100.0	5.3	38.8	55.9
		7	100.0	5.2	38.4	56.4
		8	100.0	5.0	38.4	56.6
		昭和 35 年	100.0	25.1	32.6	42.3
		40	100.0	18.9	36.4	44.6
		45	100.0	14.1	39.4	46.4
		50	100.0	10.1	39.9	49.8
		55	100.0	8.7	39.0	52.2
		56	100.0	8.4	38.7	52.7
		57	100.0	8.2	38.2	53.3
		58	100.0	8.0	38.0	53.7
		59	100.0	7.6	38.0	53.9
		60	100.0	7.6	38.3	53.8
		61	100.0	7.3	37.9	54.3
		62	100.0	7.2	37.4	55.0
		63	100.0	6.9	37.9	54.7
		計	100.0	6.7	37.9	54.8
		平成 元	100.0	6.3	37.9	55.2
		2	100.0	6.0	37.9	55.1
		3	100.0	5.8	38.4	55.9
		4	100.0	5.8	38.9	54.9
		5	100.0	5.4	38.7	55.9
		6	100.0	5.3	38.8	55.9
		7	100.0	5.2	38.4	56.4
		8	100.0	5.0	38.4	56.6

付表9 完全失業者数及び完全失業率の推移

年	完 全 失 業 者 数 (万人)			完 全 失 業 率 (%)		
	男 女 計	女	男	男 女 計	女	男
昭和 35 年	75	31	44	1.7	1.7	1.6
40	57	25	32	1.2	1.3	1.1
45	59	21	38	1.1	1.0	1.2
50	100	34	66	1.9	1.7	2.0
55	114	43	71	2.0	2.0	2.0
56	126	47	79	2.2	2.1	2.3
57	136	52	84	2.4	2.3	2.4
58	156	61	95	2.6	2.6	2.7
59	161	65	96	2.7	2.8	2.7
60	156	63	93	2.6	2.7	2.6
61	167	67	99	2.8	2.8	2.7
62	173	69	104	2.8	2.8	2.8
63	155	64	91	2.5	2.6	2.5
平成 元	142	59	83	2.3	2.3	2.2
2	134	57	77	2.1	2.2	2.0
3	136	59	78	2.1	2.2	2.0
4	142	60	82	2.2	2.2	2.1
5	166	71	95	2.5	2.6	2.4
6	192	80	112	2.9	3.0	2.8
7	210	87	123	3.2	3.2	3.1
8	225	91	134	3.4	3.3	3.4

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注)

$$\text{完全失業率} = \frac{\text{完全失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

付表10 離職理由別完全失業者数及び構成比の推移

		女					男				
		総 数	非 自 発 的 な 離 職 に よ る 者	自 発 的 な 離 職 に よ る 者	学 卒 未 就 職 者	そ の 他 の 者	総 数	非 自 発 的 な 離 職 に よ る 者	自 発 的 な 離 職 に よ る 者	学 卒 未 就 職 者	そ の 他 の 者
完全失業者数 (万人)	昭和60年	63	13	27	3	18	93	35	26	4	23
	61	67	14	28	3	18	99	37	29	4	23
	62	69	15	29	3	18	104	43	28	4	24
	63	64	12	29	3	17	91	32	28	4	23
	平成元	59	10	27	3	16	83	26	26	3	22
	2	57	10	27	2	14	77	22	25	3	22
	3	59	10	28	2	15	78	21	26	3	22
	4	60	10	30	2	15	82	23	30	4	21
	5	71	12	35	3	17	95	29	34	4	22
	6	80	15	38	4	18	112	35	39	5	27
	7	87	16	41	5	20	123	38	42	6	30
	8	91	17	42	6	23	134	43	45	7	32
構 成 比 (%)	昭和60年	100.0	20.6	42.9	4.8	28.6	100.0	37.6	28.0	4.3	24.7
	61	100.0	20.9	41.8	4.5	26.9	100.0	37.4	29.3	4.0	23.2
	62	100.0	21.7	42.0	4.3	26.1	100.0	41.3	26.9	3.8	23.1
	63	100.0	18.8	45.3	4.7	26.6	100.0	35.2	30.8	4.4	25.3
	平成元	100.0	16.9	45.8	5.1	27.1	100.0	31.3	31.3	3.6	26.5
	2	100.0	17.5	47.4	3.5	24.6	100.0	28.6	32.5	3.9	28.6
	3	100.0	16.9	47.5	3.4	25.4	100.0	26.9	33.3	3.8	28.2
	4	100.0	16.7	50.0	3.3	25.0	100.0	28.0	36.6	4.9	25.6
	5	100.0	16.9	49.3	4.2	23.9	100.0	30.5	35.8	4.2	23.2
	6	100.0	18.8	47.5	5.0	22.5	100.0	31.3	34.8	4.5	24.1
	7	100.0	18.4	47.1	5.7	23.0	100.0	30.9	34.1	4.9	24.4
	8	100.0	18.7	46.2	6.6	25.3	100.0	32.1	33.6	5.2	23.9

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表11 産業別雇

区分			全産業	農林業	漁業	鉱業	建設業
雇 用 者 数 (万人)	男	昭和35年	2,370	94	26	42	198
		40	2,876	59	24	29	268
		45	3,306	29	18	18	305
		50	3,646	29	17	15	377
		55	3,971	30	15	10	427
		56	4,037	30	16	9	424
		57	4,098	30	14	10	423
		58	4,208	32	17	9	422
		59	4,265	28	15	8	411
		60	4,313	28	15	8	414
		61	4,379	29	15	8	415
		62	4,428	29	15	8	412
		63	4,538	31	14	7	436
		平成元	4,679	31	14	7	451
	女	計	4,835	29	13	6	462
		2	5,002	30	13	6	479
		3	5,119	33	13	6	497
		4	5,202	32	12	6	523
		5	5,236	33	9	6	536
		6	5,263	34	10	5	544
		7	5,322	35	10	6	551
		8					
	女	昭和35年	738	37	3	4	29
		40	913	20	2	3	40
		45	1,096	10	2	2	45
		50	1,167	8	1	1	49
		55	1,354	9	2	1	58
		56	1,391	9	2	1	58
		57	1,418	10	2	1	60
		58	1,486	11	2	1	59
		59	1,518	9	2	1	57
		60	1,548	9	3	1	57
		61	1,584	11	2	1	56
		62	1,615	10	2	1	57
		63	1,670	11	2	1	62
		平成元	1,749	11	2	1	67
		2	1,834	11	2	1	72
		3	1,918	12	2	1	79
		4	1,974	12	2	1	81
		5	2,009	12	2	1	84
		6	2,034	13	2	1	86
		7	2,048	14	2	1	87
		8	2,084	14	2	1	88
	男	昭和35年	1,632	57	23	38	169
		40	1,963	39	22	25	228
		45	2,210	20	16	16	260
		50	2,479	21	16	14	327
		55	2,617	21	13	9	369
		56	2,646	20	14	8	366
		57	2,680	20	13	9	363
		58	2,722	22	15	8	363
		59	2,747	19	13	7	354
		60	2,764	19	12	7	357
		61	2,795	19	13	7	359
		62	2,813	19	13	7	354
		63	2,868	20	12	6	374
		平成元	2,929	20	12	6	384
		2	3,001	18	11	5	390
		3	3,084	19	11	5	400
		4	3,145	20	11	5	416
		5	3,193	20	10	5	439
		6	3,202	20	8	5	450
		7	3,215	20	8	5	457
		8	3,238	21	8	5	463

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

用 者 数 の 推 移

製 造 業	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売 業、飲食店	金 融・保 険 業、不動産業	サービス業	公 務
799		232		449	388	142
993		287		593	465	158
1,144	28	311	610	121	558	161
1,138	32	314	711	157	659	196
1,135	30	331	825	177	788	199
1,152	31	326	848	184	821	194
1,151	34	331	870	189	847	195
1,175	36	332	894	196	896	195
1,212	35	322	911	200	923	195
1,235	33	324	912	199	940	199
1,229	32	333	938	207	969	197
1,215	31	328	962	216	1,008	198
1,245	31	331	990	216	1,034	194
1,276	30	347	1,016	225	1,084	189
1,306	30	353	1,047	241	1,142	195
1,357	33	356	1,080	244	1,194	199
1,382	33	363	1,102	244	1,231	204
1,367	35	371	1,121	244	1,272	209
1,340	39	371	1,126	243	1,302	215
1,308	42	381	1,138	244	1,327	218
1,307	37	389	1,160	239	1,361	214
269		26		166	182	23
333		31		239	219	25
390	3	40	257	57	265	25
361	4	38	290	74	312	31
386	4	39	351	82	388	33
397	4	39	360	85	402	32
392	4	39	374	89	412	33
409	5	41	387	90	446	34
423	5	39	403	91	452	33
435	4	41	408	90	464	35
435	4	44	423	97	475	35
428	4	44	437	102	493	34
440	4	44	453	106	512	33
460	5	48	471	111	537	33
471	4	51	493	121	567	36
489	4	54	516	124	595	37
494	5	59	538	123	618	38
488	5	61	544	123	646	39
470	5	63	552	123	672	41
457	5	65	560	123	686	42
455	6	66	573	119	711	42
530		206		283	206	119
660		256		354	246	133
754	25	271	354	64	294	136
776	28	276	421	86	346	165
749	26	293	474	95	400	166
755	27	287	487	99	419	162
759	30	292	496	100	435	162
766	32	291	507	106	451	160
788	30	283	508	108	471	163
800	29	283	504	109	476	164
795	28	289	515	110	493	162
788	27	285	525	113	514	164
805	27	287	537	110	522	162
816	25	299	544	114	547	156
834	26	302	555	120	575	159
868	28	301	563	120	598	163
889	28	304	564	121	614	166
879	30	310	577	121	626	170
870	34	308	574	121	630	174
851	37	315	578	121	641	176
852	32	323	587	119	650	171

雇用者総数に占める女性の割合の推移

製 造 業	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売 業、飲食店	金 融・保 険 業、不動産業	サービスマ	公 務
36.4		3.5		22.5	24.7	3.1
36.5		3.4		26.2	24.0	2.7
35.6	0.3	3.6	23.4	5.2	24.2	2.3
30.9	0.3	3.3	24.9	6.1	26.7	2.7
28.5	0.3	2.9	25.9	6.1	28.7	2.4
28.5	0.3	2.8	25.9	6.1	28.9	2.3
27.6	0.3	2.8	26.4	6.3	29.1	2.3
27.5	0.3	2.8	26.0	6.1	30.0	2.3
27.9	0.3	2.6	26.5	6.0	29.8	2.2
28.1	0.3	2.6	26.4	5.8	30.0	2.3
27.5	0.3	2.8	26.7	6.1	30.0	2.2
26.5	0.2	2.7	27.1	6.3	30.5	2.1
26.3	0.2	2.6	27.1	6.3	30.7	2.0
26.3	0.3	2.7	26.9	6.3	30.7	1.9
25.7	0.2	2.8	26.9	6.6	30.9	2.0
25.5	0.2	2.8	26.9	6.5	31.0	1.9
25.0	0.3	3.0	27.3	6.2	31.3	1.9
24.3	0.2	3.0	27.1	6.1	32.2	1.9
23.1	0.2	3.1	27.1	6.0	33.0	2.0
22.3	0.2	3.2	27.3	6.0	33.5	2.1
21.8	0.3	3.2	27.5	5.7	34.1	2.0
32.5		12.6		17.3	12.6	7.3
33.6		13.0		18.0	12.5	6.8
34.1	1.1	12.3	16.0	2.9	13.3	6.2
31.3	1.1	11.1	17.0	3.5	14.0	6.7
28.6	1.0	11.2	18.1	3.6	15.3	6.3
28.5	1.0	10.8	18.4	3.7	15.8	6.1
28.3	1.1	10.9	18.5	3.7	16.2	6.0
28.1	1.2	10.7	18.6	3.9	16.6	5.9
28.7	1.1	10.3	18.5	3.9	17.1	5.9
28.9	1.0	10.2	18.2	3.9	17.2	5.9
28.4	1.0	10.3	18.4	3.9	17.6	5.8
28.0	1.0	10.1	18.7	4.0	18.3	5.8
28.1	0.9	10.0	18.7	3.8	18.2	5.6
27.9	0.9	10.2	18.6	3.9	18.7	5.3
27.8	0.9	10.1	18.5	4.0	19.2	5.3
28.1	0.9	9.8	18.3	3.9	19.4	5.3
28.3	0.9	9.7	17.9	3.8	19.5	5.3
27.5	0.9	9.7	18.1	3.8	19.6	5.3
27.2	1.1	9.6	17.9	3.8	19.7	5.4
26.5	1.2	9.8	18.0	3.8	19.9	5.5
26.3	1.0	10.0	18.1	3.7	20.1	5.3
33.7		11.2		37.0	46.9	16.2
33.5		10.8		40.3	47.1	15.8
34.1	10.7	12.9	42.1	47.1	47.5	15.5
31.7	12.5	12.1	40.8	45.2	47.3	15.8
34.0	13.3	11.8	42.5	46.3	49.2	16.6
34.5	12.9	12.0	42.5	46.2	49.0	16.5
34.1	11.8	11.8	43.0	47.1	48.6	16.9
34.8	13.9	12.3	43.3	45.9	49.8	17.4
34.9	14.3	12.1	44.2	45.5	49.0	16.9
35.2	12.1	12.7	44.7	45.2	49.4	17.6
35.4	12.5	13.2	45.1	46.9	49.0	17.8
35.2	12.9	13.4	45.4	47.2	48.9	17.2
35.3	12.9	13.3	45.8	49.1	49.5	17.0
36.1	16.7	13.8	46.4	49.3	49.5	17.5
36.1	13.3	14.4	47.1	50.2	49.6	18.5
36.0	12.1	15.2	47.8	50.8	49.8	18.6
35.7	15.2	16.3	48.8	50.4	50.2	18.6
35.7	14.3	16.4	48.5	50.4	50.8	18.7
35.1	12.8	17.0	49.0	50.6	51.6	19.1
34.9	11.9	17.1	49.2	50.4	51.7	19.3
34.8	16.2	17.0	49.4	49.8	52.2	19.6

付表12 産業別雇用者数の構成比及び

区 分			全 産 業	農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業
雇 用 者 数 の 構 成 比 (%)	女	昭和 35 年	100.0	5.0	0.4	0.5	3.9
		40	100.0	2.2	0.2	0.3	4.4
		45	100.0	0.9	0.2	0.2	4.1
		50	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2
		55	100.0	0.7	0.1	0.1	4.3
		56	100.0	0.6	0.1	0.1	4.2
		57	100.0	0.7	0.1	0.1	4.0
		58	100.0	0.6	0.1	0.1	3.8
		59	100.0	0.6	0.2	0.1	3.6
		60	100.0	0.7	0.1	0.1	3.5
		61	100.0	0.6	0.1	0.1	3.5
		62	100.0	0.7	0.1	0.1	3.7
		63 元	100.0	0.6	0.1	0.1	3.8
		平成 2	100.0	0.6	0.1	0.1	3.9
		3	100.0	0.6	0.1	0.1	4.1
		4	100.0	0.6	0.1	0.1	4.1
		5	100.0	0.6	0.1	0.0	4.2
		6	100.0	0.6	0.1	0.0	4.2
		7	100.0	0.7	0.1	0.0	4.2
		8	100.0	0.7	0.1	0.0	4.2
	男	昭和 35 年	100.0	3.5	1.4	2.3	10.4
		40	100.0	2.0	1.1	1.3	11.6
		45	100.0	0.9	0.7	0.7	11.8
		50	100.0	0.9	0.7	0.6	13.2
		55	100.0	0.8	0.5	0.3	14.1
		56	100.0	0.8	0.5	0.3	13.8
		57	100.0	0.8	0.5	0.3	13.5
		58	100.0	0.8	0.6	0.3	13.3
		59	100.0	0.7	0.5	0.3	12.9
		60	100.0	0.7	0.4	0.3	12.9
		61	100.0	0.7	0.5	0.3	12.8
		62	100.0	0.7	0.5	0.2	12.6
		63 元	100.0	0.7	0.4	0.2	13.0
		平成 2	100.0	0.7	0.4	0.2	13.1
		3	100.0	0.6	0.4	0.2	13.0
		4	100.0	0.6	0.4	0.2	13.0
		5	100.0	0.6	0.3	0.2	13.2
		6	100.0	0.6	0.3	0.2	13.7
		7	100.0	0.6	0.2	0.2	14.1
		8	100.0	0.6	0.2	0.2	14.2
			100.0	0.6	0.2	0.2	14.3
雇 用 者 総 数 に 占 め る 女 性 の 割 合 (%)	女性比率	昭和 35 年	31.1	39.4	11.5	9.5	14.6
		40	31.7	33.9	8.3	10.3	14.9
		45	33.2	34.5	11.1	11.1	14.8
		50	32.0	27.6	5.9	6.7	13.0
		55	34.1	30.0	13.3	10.0	13.6
		56	34.5	30.0	12.5	11.1	13.7
		57	34.6	33.3	14.3	10.0	14.2
		58	35.3	34.4	11.8	11.1	14.0
		59	35.6	32.1	13.3	12.5	13.9
		60	35.9	32.1	20.0	12.5	13.8
		61	36.2	37.9	13.3	12.5	13.5
		62	36.5	34.5	13.3	12.5	13.8
		63 元	36.8	35.5	14.3	14.3	14.2
		平成 2	37.4	35.5	14.3	14.3	14.9
		3	37.9	37.9	15.4	16.7	15.6
		4	38.3	40.0	15.4	16.7	16.5
		5	38.6	36.4	15.4	16.7	16.3
		6	38.6	37.5	16.7	16.7	16.1
		7	38.8	39.4	22.2	16.7	16.0
		8	38.9	41.2	20.0	20.0	16.0
			39.2	40.0	20.0	16.7	16.0

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

雇用者総数に占める女性の割合の推移

製 造 業	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売 業、飲食店	金 融・保 険 業、不動産業	サービス業	公 務
36.4		3.5		22.5	24.7	3.1
36.5		3.4		26.2	24.0	2.7
35.6	0.3	3.6	23.4	5.2	24.2	2.3
30.9	0.3	3.3	24.9	6.1	26.7	2.7
28.5	0.3	2.9	25.9	6.1	28.7	2.4
28.5	0.3	2.8	25.9	6.1	28.9	2.3
27.6	0.3	2.8	26.4	6.3	29.1	2.3
27.5	0.3	2.8	26.0	6.1	30.0	2.3
27.9	0.3	2.6	26.5	6.0	29.8	2.2
28.1	0.3	2.6	26.4	5.8	30.0	2.3
27.5	0.3	2.8	26.7	6.1	30.0	2.2
26.5	0.2	2.7	27.1	6.3	30.5	2.1
26.3	0.2	2.6	27.1	6.3	30.7	2.0
26.3	0.3	2.7	26.9	6.3	30.7	1.9
25.7	0.2	2.8	26.9	6.6	30.9	2.0
25.5	0.2	2.8	26.9	6.5	31.0	1.9
25.0	0.3	3.0	27.3	6.2	31.3	1.9
24.3	0.2	3.0	27.1	6.1	32.2	1.9
23.1	0.2	3.1	27.1	6.0	33.0	2.0
22.3	0.2	3.2	27.3	6.0	33.5	2.1
21.8	0.3	3.2	27.5	5.7	34.1	2.0
32.5		12.6		17.3	12.6	7.3
33.6		13.0		18.0	12.5	6.8
34.1	1.1	12.3	16.0	2.9	13.3	6.2
31.3	1.1	11.1	17.0	3.5	14.0	6.7
28.6	1.0	11.2	18.1	3.6	15.3	6.3
28.5	1.0	10.8	18.4	3.7	15.8	6.1
28.3	1.1	10.9	18.5	3.7	16.2	6.0
28.1	1.2	10.7	18.6	3.9	16.6	5.9
28.7	1.1	10.3	18.5	3.9	17.1	5.9
28.9	1.0	10.2	18.2	3.9	17.2	5.9
28.4	1.0	10.3	18.4	3.9	17.6	5.8
28.0	1.0	10.1	18.7	4.0	18.3	5.8
28.1	0.9	10.0	18.7	3.8	18.2	5.6
27.9	0.9	10.2	18.6	3.9	18.7	5.3
27.8	0.9	10.1	18.5	4.0	19.2	5.3
28.1	0.9	9.8	18.3	3.9	19.4	5.3
28.3	0.9	9.7	17.9	3.8	19.5	5.3
27.5	0.9	9.7	18.1	3.8	19.6	5.3
27.2	1.1	9.6	17.9	3.8	19.7	5.4
26.5	1.2	9.8	18.0	3.8	19.9	5.5
26.3	1.0	10.0	18.1	3.7	20.1	5.3
33.7		11.2		37.0	46.9	16.2
33.5		10.8		40.3	47.1	15.8
34.1	10.7	12.9	42.1	47.1	47.5	15.5
31.7	12.5	12.1	40.8	45.2	47.3	15.8
34.0	13.3	11.8	42.5	46.3	49.2	16.6
34.5	12.9	12.0	42.5	46.2	49.0	16.5
34.1	11.8	11.8	43.0	47.1	48.6	16.9
34.8	13.9	12.3	43.3	45.9	49.8	17.4
34.9	14.3	12.1	44.2	45.5	49.0	16.9
35.2	12.1	12.7	44.7	45.2	49.4	17.6
35.4	12.5	13.2	45.1	46.9	49.0	17.8
35.2	12.9	13.4	45.4	47.2	48.9	17.2
35.3	12.9	13.3	45.8	49.1	49.5	17.0
36.1	16.7	13.8	46.4	49.3	49.5	17.5
36.1	13.3	14.4	47.1	50.2	49.6	18.5
36.0	12.1	15.2	47.8	50.8	49.8	18.6
35.7	15.2	16.3	48.8	50.4	50.2	18.6
35.7	14.3	16.4	48.5	50.4	50.8	18.7
35.1	12.8	17.0	49.0	50.6	51.6	19.1
34.9	11.9	17.1	49.2	50.4	51.7	19.3
34.8	16.2	17.0	49.4	49.8	52.2	19.6

付表 1 3 職業別雇用者数、構成比及び

区 分		総 数	専門的・ 技術的 職業従事者	管 理 職業従事者	事務 従事者	販 売 従事者	農 林 漁 業 従事者	採 掘 作 業 者	運 輸 ・ 事 通 信 者	技 能 工 ・ 製 造 ・ 建 設 作 業 者	労 務 作 業 者	保 安 ・ サ ー ビ ス 職 業 従 事 者
雇 用 者 数 (万人)	男	昭和 35年	2,370	180	79	474	167	73	35	95	892	197
		40	2,876	202	116	629	238	59	20	184	222	232
		45	3,306	246	131	723	344	42	10	219	199	267
		50	3,646	304	205	775	427	41	9	220	1216	315
		55	3,971	364	217	867	497	40	4	229	1,260	342
		56	4,037	377	226	886	506	43	4	220	1,272	317
		57	4,098	394	217	909	537	41	4	220	1,269	315
		58	4,208	415	212	933	572	42	4	221	1,281	333
		59	4,265	443	210	954	584	38	3	212	1,288	333
		60	4,313	451	207	954	581	38	3	210	1,316	342
	女	61	4,379	457	209	963	606	41	3	214	1,326	352
		62	4,428	515	219	963	628	40	4	208	1,277	357
		63	4,538	539	223	995	651	40	3	205	1,294	355
		平成 元	4,679	570	229	1,033	669	41	3	213	1,314	364
		2	4,835	594	234	1,088	680	39	2	216	1,342	384
		3	5,002	633	243	1,141	697	41	2	214	1,367	402
		4	5,119	652	252	1,162	715	42	3	211	1,384	422
		5	5,202	666	241	1,169	727	41	3	215	1,403	444
		6	5,236	681	229	1,181	730	39	3	217	1,404	459
		7	5,263	691	232	1,194	738	40	2	221	1,390	466
		8	5,322	703	235	1,205	737	41	2	223	1,398	478
	女	昭和 35年	738	60	2	170	58	24	2	5	240	108
		40	913	76	4	251	88	14	1	22	70	127
		45	1,096	100	5	339	112	10	1	22	66	150
		50	1,167	135	11	376	129	9	0	17	43	180
		55	1,354	176	11	443	157	10	0	14	54	174
		56	1,391	182	12	457	161	9	0	13	74	158
		57	1,418	187	12	471	169	10	0	13	79	159
		58	1,486	201	12	485	178	10	0	13	82	171
		59	1,518	208	13	500	183	10	0	12	80	170
		60	1,548	211	14	507	183	10	0	11	86	174
	計	61	1,584	217	15	522	192	11	0	11	83	179
		62	1,615	227	16	532	203	10	0	10	86	183
		63	1,670	235	16	556	212	10	0	10	91	182
		平成 元	1,749	244	18	589	220	11	0	10	98	187
		2	1,834	253	18	631	230	11	0	9	102	197
		3	1,918	267	20	669	242	12	0	10	104	207
		4	1,974	271	20	689	251	12	0	10	110	222
		5	2,009	283	20	691	253	12	0	11	116	232
		6	2,034	300	20	698	255	12	0	12	119	241
		7	2,048	304	20	705	259	12	0	12	120	247
		8	2,084	315	21	716	256	13	0	12	123	255
	男	昭和 35年	1,632	120	78	304	109	49	33	89	652	89
		40	1,963	126	111	378	151	44	19	162	152	105
		45	2,210	146	127	384	231	32	9	197	133	117
		50	2,479	169	193	400	299	32	9	203	88	155
		55	2,617	188	206	424	340	30	4	215	94	168
		56	2,646	195	214	429	345	34	4	207	110	159
		57	2,680	207	205	439	368	31	4	207	108	156
		58	2,722	214	200	448	394	31	4	208	110	161
		59	2,747	235	197	454	401	29	3	200	113	163
		60	2,764	239	193	447	398	28	3	199	119	169
	計	61	2,795	240	193	440	414	30	3	203	120	173
		62	2,813	288	203	431	426	30	4	198	125	174
		63	2,868	305	207	439	439	30	3	196	132	173
		平成 元	2,929	325	211	444	449	30	3	203	137	177
		2	3,001	340	215	457	450	28	2	207	144	187
		3	3,084	367	223	471	455	30	2	204	148	195
		4	3,145	381	232	473	464	30	3	201	155	201
		5	3,193	383	221	478	474	30	3	204	165	212
		6	3,202	381	210	484	475	28	3	205	161	217
		7	3,215	387	211	489	478	28	2	208	160	219
		8	3,238	388	214	489	481	28	2	211	165	222

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 1 昭和35、40年の職業別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

2 昭和55年国勢調査に用いる職業分類改訂に伴い労働力調査においても、56年から「保安職業、サービス職業従事者」に属していた「清掃員」が新たに「労務作業者」に含まれている。

雇用者総数に占める女性の割合の推移

区分		総数	専門的・技術的職業従事者	職業従事者の	事務従事者	販売従事者	農林漁業作業	採掘作業	運輸・通信	従事者	建設・製造・技能工・業者	労働作業	保安・サービス従事者
構成	女	昭和35年	100.0	9.0	0.3	25.4	8.7	3.6	0.3	0.7	35.9	16.1	16.1
		40	100.0	8.7	0.5	28.8	10.1	1.6	0.1	2.5	25.2	8.0	14.5
		45	100.0	9.1	0.5	30.9	10.2	0.9	0.1	2.0	26.6	6.0	13.7
		50	100.0	11.6	0.9	32.2	11.1	0.8	0.0	1.5	24.6	3.7	13.7
		55	100.0	13.0	0.8	32.7	11.6	0.7	0.0	1.0	23.2	4.0	12.9
		56	100.0	13.1	0.9	32.9	11.6	0.6	0.0	0.9	23.3	5.3	11.4
		57	100.0	13.2	0.8	33.2	11.9	0.7	0.0	0.9	22.4	5.6	11.2
		58	100.0	13.5	0.8	32.6	12.0	0.7	0.0	0.9	22.3	5.5	11.5
		59	100.0	13.7	0.9	32.9	12.1	0.7	0.0	0.8	22.5	5.3	11.2
		60	100.0	13.6	0.9	32.8	11.8	0.6	0.0	0.7	22.7	5.6	11.2
	平成	61	100.0	13.7	0.9	33.0	12.1	0.7	0.0	0.7	22.2	5.2	11.3
		62	100.0	14.1	1.0	32.9	12.6	0.6	0.0	0.6	21.4	5.3	11.3
		63	100.0	14.1	1.0	33.3	12.7	0.6	0.0	0.6	21.3	5.4	10.9
		元	100.0	14.0	1.0	33.7	12.6	0.6	0.0	0.6	21.2	5.6	10.7
		2	100.0	13.8	1.0	34.4	12.5	0.6	0.0	0.5	20.6	5.6	10.7
		3	100.0	13.9	1.0	34.9	12.6	0.6	0.0	0.5	20.1	5.4	10.8
		4	100.0	13.7	1.0	34.9	12.7	0.6	0.0	0.5	19.5	5.6	11.2
		5	100.0	14.1	1.0	34.4	12.6	0.6	0.0	0.5	19.3	5.8	11.5
		6	100.0	14.7	1.0	34.3	12.5	0.6	0.0	0.6	18.4	5.9	11.8
		7	100.0	14.8	1.0	34.4	12.6	0.6	0.0	0.6	17.8	5.9	12.1
		8	100.0	15.1	1.0	34.4	12.3	0.6	0.0	0.6	17.6	5.9	12.2
比 (%)	男	昭和35年	100.0	7.9	5.1	20.0	7.2	3.2	2.2	5.8	42.8	5.8	5.8
		40	100.0	6.6	5.8	19.8	7.9	2.3	1.0	8.5	34.6	8.0	5.5
		45	100.0	6.6	5.7	17.4	10.5	1.4	0.4	8.9	37.6	6.0	5.3
		50	100.0	6.8	7.8	16.1	12.1	1.3	0.4	8.2	37.5	3.5	6.3
		55	100.0	7.2	7.9	16.2	13.0	1.1	0.2	8.2	36.1	3.6	6.4
		56	100.0	7.4	8.1	16.2	13.0	1.3	0.2	7.8	35.8	4.2	6.0
		57	100.0	7.7	7.6	16.4	13.7	1.2	0.1	7.7	35.6	4.0	5.8
		58	100.0	7.9	7.3	16.5	14.5	1.1	0.1	7.6	34.9	4.0	5.9
		59	100.0	8.6	7.2	16.5	14.6	1.1	0.1	7.3	34.5	4.1	5.9
		60	100.0	8.6	7.0	16.2	14.4	1.0	0.1	7.2	34.9	4.3	6.1
	平成	61	100.0	8.6	6.9	15.7	14.8	1.1	0.1	7.3	34.9	4.3	6.2
		62	100.0	10.2	7.2	15.3	15.1	1.1	0.1	7.0	33.1	4.4	6.2
		63	100.0	10.6	7.2	15.3	15.3	1.0	0.1	6.8	32.7	4.6	6.0
		元	100.0	11.1	7.2	15.2	15.3	1.0	0.1	6.9	32.2	4.7	6.0
		2	100.0	11.3	7.2	15.2	15.0	0.9	0.1	6.9	32.2	4.8	6.2
		3	100.0	11.9	7.2	15.3	14.8	1.0	0.1	6.6	31.8	4.8	6.3
		4	100.0	12.1	7.4	15.0	14.8	1.0	0.1	6.4	31.8	4.9	6.4
		5	100.0	12.0	6.9	15.0	14.8	0.9	0.1	6.4	31.9	5.2	6.6
		6	100.0	11.9	6.6	15.1	14.8	0.9	0.1	6.4	32.2	5.0	6.8
		7	100.0	12.0	6.6	15.2	14.9	0.9	0.1	6.5	31.9	5.0	6.8
		8	100.0	12.0	6.6	15.1	14.9	0.9	0.1	6.5	31.8	5.1	6.9
雇用者総数に占める女性の割合 (%)	女性比率	昭和35年	31.1	33.3	2.5	35.9	34.7	32.9	5.7	5.3	26.9	54.8	54.8
		40	31.7	37.6	3.4	39.9	37.0	23.7	5.0	12.0	24.9	31.5	54.7
		45	33.2	40.7	3.8	46.9	32.6	23.8	10.0	10.1	25.9	33.2	56.2
		50	32.0	44.4	5.4	48.5	30.2	22.0	0.0	7.7	23.6	32.6	50.8
		55	34.1	48.4	5.1	51.1	31.6	25.0	0.0	6.1	24.9	36.5	50.9
		56	34.5	48.3	5.3	51.6	31.8	20.9	0.0	5.9	25.5	40.2	49.8
		57	34.6	47.5	5.5	51.8	31.5	24.4	0.0	5.9	25.0	42.3	50.5
		58	35.3	48.4	5.7	52.0	31.1	23.8	0.0	5.9	25.9	42.7	51.4
		59	35.6	47.0	6.2	52.4	31.3	26.3	0.0	5.7	26.5	41.2	51.1
		60	35.9	46.8	6.8	53.1	31.5	26.3	0.0	5.2	26.7	42.2	50.9
	平成	61	35.2	47.5	7.2	54.2	31.7	26.8	0.0	5.1	26.5	40.9	50.9
		62	36.5	44.1	7.3	55.2	32.3	25.0	0.0	4.8	27.1	40.8	51.3
		63	36.8	43.6	7.2	55.9	32.6	25.0	0.0	4.9	27.4	40.8	51.3
		元	37.4	42.8	7.9	57.0	32.9	26.8	0.0	4.7	28.2	41.7	51.4
		2	37.9	42.6	7.7	58.0	33.8	28.2	0.0	4.2	28.2	41.6	51.3
		3	38.3	42.2	8.2	58.6	34.7	29.3	0.0	4.7	28.2	41.3	51.5
		4	38.6	41.6	7.9	59.3	35.1	28.6	0.0	4.7	27.8	41.5	52.6
		5	38.6	42.5	8.3	59.1	34.8	29.3	0.0	5.1	27.6	41.3	52.3
		6	38.8	44.1	8.7	59.1	34.9	30.8	0.0	5.5	26.6	42.5	52.5
		7	38.9	44.0	8.6	59.0	35.1	30.0	0.0	5.4	26.2	42.9	53.0
		8	39.2	44.8	8.9	59.4	34.7	31.7	0.0	5.4	26.3	42.7	53.3

付表14 規模別雇用者数及び

区 分	総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公		
雇 用 者 数 (万人)	昭和35年	2,276	744	287	229	448	423	
	40	2,817	867	408	356	733	376	
	45	3,277	1,063	482	464	867	394	
	50	3,617	1,199	542	506	911	452	
	55	3,941	1,349	616	565	916	487	
	56	4,008	1,375	620	583	932	491	
	57	4,068	1,390	628	589	961	492	
	58	4,176	1,416	645	610	1,002	495	
	59	4,236	1,413	662	626	1,026	501	
	60	4,285	1,426	673	654	1,017	503	
	61	4,350	1,457	687	674	1,020	500	
	62	4,399	1,477	690	681	1,039	503	
	63	4,507	1,508	715	708	1,065	499	
	平成元	4,648	1,550	742	741	1,103	497	
	2	4,806	1,589	771	776	1,148	508	
	3	4,972	1,635	793	815	1,200	514	
	4	5,086	1,659	806	833	1,254	520	
	5	5,170	1,683	823	840	1,278	531	
	6	5,203	1,679	829	858	1,282	541	
	7	5,229	1,705	839	864	1,271	538	
	8	5,287	1,735	860	889	1,252	533	
	女	昭和35年	701	272	88	67	116	103
		40	893	324	129	114	188	104
		45	1,086	403	166	155	247	112
		50	1,159	440	182	158	242	134
		55	1,345	521	222	187	253	160
		56	1,382	536	226	197	260	161
		57	1,408	552	232	201	262	159
		58	1,475	569	242	216	278	168
		59	1,508	580	250	219	289	167
		60	1,539	590	257	233	288	168
		61	1,574	604	262	243	296	167
62		1,604	613	266	245	308	169	
63		1,660	623	281	261	323	167	
平成元		1,738	650	292	271	352	169	
2		1,823	674	305	290	373	174	
3		1,907	703	317	312	391	179	
4	1,962	717	327	320	410	182		
5	1,997	721	338	329	415	188		
6	2,021	722	341	337	419	197		
7	2,034	735	341	339	417	196		
8	2,069	748	354	350	412	197		
男	昭和35年	1,575	473	199	163	332	319	
	40	1,924	543	279	243	545	273	
	45	2,191	659	316	309	619	282	
	50	2,458	759	360	347	669	318	
	55	2,597	828	394	378	663	327	
	56	2,626	840	394	386	672	330	
	57	2,660	838	396	388	699	333	
	58	2,701	847	404	394	724	327	
	59	2,728	833	412	407	737	333	
	60	2,745	836	416	421	729	335	
	61	2,776	853	426	432	724	333	
	62	2,795	864	424	436	731	333	
	63	2,848	885	433	447	742	332	
	平成元	2,910	901	450	470	751	328	
	2	2,984	914	466	485	775	334	
	3	3,065	932	477	503	808	336	
4	3,125	942	479	513	844	337		
5	3,173	962	485	511	864	343		
6	3,181	957	488	521	863	344		
7	3,195	969	497	525	854	342		
8	3,218	987	506	538	840	336		

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の規模別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

構成比の推移（非農林業）

区 分	総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公		
男	昭和35年	100.0	32.7	12.6	10.1	19.7	18.6	
	40	100.0	30.8	14.5	12.6	26.0	13.3	
	45	100.0	32.4	14.7	14.2	26.5	12.0	
	50	100.0	33.1	15.0	14.0	25.2	12.5	
	55	100.0	34.2	15.6	14.3	23.2	12.4	
	56	100.0	34.3	15.5	14.5	23.3	12.3	
	57	100.0	34.2	15.4	14.5	23.6	12.1	
	58	100.0	33.9	15.4	14.6	24.0	11.9	
	59	100.0	33.4	15.6	14.8	24.2	11.8	
	60	100.0	33.3	15.7	15.3	23.7	11.7	
	61	100.0	33.5	15.8	15.5	23.4	11.5	
	62	100.0	33.6	15.7	15.5	23.6	11.4	
	63	100.0	33.5	15.9	15.7	23.6	11.1	
	平成元	100.0	33.3	16.0	15.9	23.7	10.7	
	2	100.0	33.1	16.0	16.1	23.9	10.6	
	3	100.0	32.9	15.9	16.4	24.1	10.3	
	4	100.0	32.6	15.8	16.4	24.7	10.2	
	5	100.0	32.6	16.0	16.2	24.7	10.3	
	6	100.0	32.3	15.9	16.5	24.6	10.4	
	7	100.0	32.6	16.0	16.5	24.3	10.3	
	8	100.0	32.8	16.3	16.8	23.7	10.1	
	女	昭和35年	100.0	42.1	13.6	10.4	18.0	15.9
		40	100.0	37.7	15.0	13.3	21.9	12.1
		45	100.0	37.1	15.3	14.3	22.7	10.3
50		100.0	38.0	15.7	13.6	20.9	11.6	
55		100.0	38.7	16.5	13.9	18.8	11.9	
56		100.0	38.8	16.4	14.3	18.8	11.6	
57		100.0	39.2	16.5	14.3	18.6	11.3	
58		100.0	38.6	16.4	14.6	18.8	11.4	
59		100.0	38.5	16.6	14.5	19.2	11.1	
60		100.0	38.3	16.7	15.1	18.7	10.9	
61		100.0	38.4	16.6	15.4	18.8	10.6	
62		100.0	38.2	16.6	15.3	19.2	10.5	
63		100.0	37.5	16.9	15.7	19.5	10.1	
平成元		100.0	37.4	16.8	15.6	20.3	9.7	
2		100.0	37.0	16.7	15.9	20.5	9.5	
3		100.0	36.9	16.6	16.4	20.5	9.4	
4		100.0	36.5	16.7	16.3	20.9	9.3	
5		100.0	36.1	16.9	16.5	20.8	9.4	
6		100.0	35.7	16.9	16.7	20.7	9.7	
7		100.0	36.1	16.8	16.7	20.5	9.6	
8		100.0	36.2	17.1	16.9	19.9	9.5	
男		昭和35年	100.0	31.8	13.4	11.0	22.3	21.5
		40	100.0	28.9	14.8	12.9	29.0	14.5
		45	100.0	30.1	14.4	14.1	28.3	12.9
	50	100.0	30.9	14.7	14.1	27.2	12.9	
	55	100.0	31.9	15.2	14.6	25.5	12.6	
	56	100.0	32.0	15.0	14.7	25.6	12.6	
	57	100.0	31.5	14.9	14.6	26.3	12.5	
	58	100.0	31.4	15.0	14.6	26.8	12.1	
	59	100.0	30.5	15.1	14.9	27.0	12.2	
	60	100.0	30.5	15.2	15.3	26.6	12.2	
	61	100.0	30.7	15.3	15.6	26.1	12.0	
	62	100.0	30.9	15.2	15.6	26.2	11.9	
	63	100.0	31.1	15.2	15.7	26.1	11.7	
	平成元	100.0	31.0	15.5	16.2	25.8	11.3	
	2	100.0	30.6	15.6	16.3	26.0	11.2	
	3	100.0	30.4	15.6	16.4	26.4	11.0	
	4	100.0	30.1	15.3	16.4	27.0	10.8	
	5	100.0	30.3	15.3	16.1	27.2	10.8	
	6	100.0	30.1	15.3	16.4	27.1	10.8	
	7	100.0	30.3	15.6	16.4	26.7	10.7	
	8	100.0	30.7	15.7	16.7	26.1	10.4	

付表15 年齢階級別雇用者数、構成比及び

区	分	総数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60歳 以上
雇 用 者 数 (万人)	昭和35年	2,370	314	743		520			587			29
	40	2,876	309	584	408	689			584		165	43
	45	3,306	258	681	481	399	395		800		226	66
	50	3,646	149	569	601	478	436	426	372	255	276	89
	55	3,971	129	491	543	582	518	471	438	362	335	102
	56	4,037	128	492	525	623	502	485	453	375	350	104
	57	4,098	129	495	513	616	524	504	460	384	374	99
	58	4,208	141	507	507	594	559	530	473	402	396	98
	59	4,265	140	510	507	559	588	561	475	409	416	99
	60	4,313	131	522	502	529	629	564	485	419	433	100
	61	4,379	141	529	507	505	671	541	500	434	450	101
	62	4,428	141	539	517	494	663	549	517	439	466	103
	63	4,538	143	558	531	486	635	594	538	451	494	108
	平成元	4,679	149	578	545	483	608	633	576	459	531	118
	2	4,835	159	596	570	487	581	684	586	475	568	129
	3	5,002	163	634	584	496	560	737	570	498	613	147
	4	5,119	159	658	592	504	547	736	589	527	645	163
	5	5,202	151	669	613	513	535	703	632	543	672	172
	6	5,236	139	678	631	518	531	656	664	570	671	177
	7	5,263	128	673	646	532	522	619	705	567	687	183
	8	5,322	124	664	685	534	521	598	752	547	707	190
	昭和35年	738	157	265		116			127			5
	40	913	157	251	99	158			167		34	7
	45	1,096	138	317	124	89	106		252		59	12
	50	1,167	79	266	156	111	119	134	119		81	18
	55	1,354	68	247	164	153	158	161	152	117	107	25
	56	1,391	67	247	163	169	159	169	161	121	109	26
	57	1,418	64	246	163	169	167	177	164	127	115	26
	58	1,486	71	254	163	167	180	191	173	136	123	27
	59	1,518	71	255	168	161	187	205	175	138	128	28
	60	1,548	65	262	167	153	205	209	180	145	134	30
	61	1,584	70	266	171	146	225	203	186	152	134	30
	62	1,615	69	271	180	146	225	204	195	154	140	31
	63	1,670	69	283	188	145	217	219	206	160	149	32
	平成元	1,749	75	292	197	144	212	238	225	167	164	36
	2	1,834	78	301	211	150	205	263	231	178	176	40
	3	1,918	78	319	221	159	198	287	227	187	197	46
	4	1,974	76	328	228	162	196	289	235	200	210	50
	5	2,009	71	328	236	165	191	279	253	209	225	53
	6	2,034	67	332	246	169	190	261	267	222	227	54
	7	2,048	60	331	255	174	186	245	286	220	236	55
	8	2,084	58	323	272	178	187	238	309	214	246	57
	昭和35年	1,632	157	478		404			460			24
	40	1,963	152	333	310	531			417		131	37
	45	2,210	120	365	358	310	288		548		166	54
	50	2,479	70	304	444	368	317	290	253	170	196	71
	55	2,617	61	244	379	429	360	310	286	245	227	77
	56	2,646	62	245	362	453	343	316	292	254	241	78
	57	2,680	65	248	351	447	357	327	296	258	259	73
	58	2,722	70	253	343	427	379	340	300	266	273	71
	59	2,747	69	255	339	398	401	355	300	270	289	71
	60	2,764	66	260	334	376	424	354	305	274	300	70
	61	2,795	72	262	337	359	446	338	313	282	315	71
	62	2,813	72	268	337	348	438	345	322	285	327	71
	63	2,868	74	275	343	341	417	374	332	291	345	76
	平成元	2,929	74	285	348	339	396	395	351	292	367	82
	2	3,001	81	296	359	337	376	421	354	296	392	89
	3	3,084	85	315	363	337	362	451	343	311	416	101
	4	3,145	84	330	364	341	351	447	354	326	434	113
	5	3,193	80	341	376	348	344	424	379	334	447	119
	6	3,202	73	345	385	349	341	396	396	348	445	123
	7	3,215	68	342	391	358	336	374	419	347	451	129
	8	3,238	66	340	413	356	333	360	443	333	461	133

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字とは時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移

区	分	総数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 64	65歳 以上
構 成 比 (%)	昭和35年	100.0	23.4	39.6		17.3			19.0			0.7
	40	100.0	18.0	28.8	11.3	18.1			19.1		3.9	0.8
	45	100.0	12.6	28.9	11.3	8.1	9.7		23.0		5.4	1.1
	50	100.0	6.8	22.8	13.4	9.5	10.2	11.5	10.2	7.3	6.9	1.5
	55	100.0	5.0	18.2	12.1	11.3	11.7	11.9	11.2	8.6	7.9	1.8
	56	100.0	4.8	17.8	11.7	12.1	11.4	12.1	11.6	8.7	7.8	1.9
	57	100.0	4.5	17.3	11.5	11.9	11.8	12.5	11.6	9.0	8.1	1.8
	58	100.0	4.8	17.1	11.0	11.2	12.1	12.9	11.6	9.2	8.3	1.8
	59	100.0	4.7	16.8	11.1	10.6	12.3	13.5	11.5	9.1	8.4	1.8
	60	100.0	4.2	16.9	10.8	9.9	13.2	13.5	11.6	9.4	8.7	1.9
	61	100.0	4.4	16.8	10.8	9.2	14.2	12.8	11.7	9.6	8.5	1.9
	62	100.0	4.3	16.8	11.1	9.0	13.9	12.6	12.1	9.5	8.7	1.9
	63	100.0	4.1	16.9	11.3	8.7	13.0	13.1	12.3	9.6	8.9	1.9
	平成元	100.0	4.3	16.7	11.3	8.2	12.1	13.6	12.9	9.5	9.4	2.1
	2	100.0	4.3	16.4	11.5	8.2	11.2	14.3	12.6	9.7	9.6	2.2
	3	100.0	4.1	16.6	11.5	8.3	10.3	15.0	11.8	9.7	10.3	2.4
	4	100.0	3.9	16.6	11.6	8.2	9.9	14.6	11.9	10.1	10.6	2.5
	5	100.0	3.5	16.3	11.7	8.2	9.5	13.9	12.6	10.4	11.2	2.6
	6	100.0	3.3	16.3	12.1	8.3	9.3	12.8	13.1	10.9	11.2	2.7
	7	100.0	2.9	16.2	12.5	8.5	9.1	12.0	14.0	10.7	11.5	2.7
	8	100.0	2.8	15.5	13.1	8.5	9.0	11.4	14.8	10.3	11.8	2.7
比 (%)	昭和35年	100.0	10.3	31.4		26.5			30.2			1.6
	40	100.0	8.0	17.4	16.2	27.8			21.8		6.9	1.9
	45	100.0	5.4	16.5	16.2	14.0	13.0		24.8		7.5	2.4
	50	100.0	2.8	12.3	17.9	14.8	12.8	11.7	10.2	6.9	7.8	2.9
	55	100.0	2.3	9.3	14.5	16.4	13.8	11.8	10.9	9.4	8.7	2.9
	56	100.0	2.3	9.3	13.7	17.1	13.0	11.9	11.0	9.6	9.1	2.9
	57	100.0	2.4	9.3	13.1	16.7	13.3	12.2	11.0	9.6	9.7	2.7
	58	100.0	2.6	9.3	12.6	15.7	13.9	12.5	11.0	9.8	10.0	2.6
	59	100.0	2.5	9.3	12.3	14.5	14.6	12.9	10.9	9.8	10.5	2.6
	60	100.0	2.4	9.4	12.1	13.6	15.3	12.8	11.0	9.9	10.9	2.5
	61	100.0	2.6	9.4	12.1	12.8	16.0	12.1	11.2	10.1	11.3	2.5
	62	100.0	2.6	9.5	12.0	12.4	15.6	12.3	11.4	10.1	11.6	2.5
	63	100.0	2.6	9.6	12.0	11.9	14.5	13.0	11.6	10.1	12.0	2.6
	平成元	100.0	2.5	9.7	11.9	11.6	13.5	13.5	12.0	10.0	12.5	2.8
	2	100.0	2.7	9.9	12.0	11.2	12.5	14.0	11.8	9.9	13.1	3.0
	3	100.0	2.8	10.2	11.8	10.9	11.7	14.6	11.1	10.1	13.5	3.3
	4	100.0	2.7	10.5	11.6	10.8	11.2	14.2	11.3	10.4	13.8	3.6
	5	100.0	2.5	10.7	11.8	10.9	10.8	13.3	11.9	10.5	14.0	3.7
	6	100.0	2.3	10.8	12.0	10.9	10.6	12.4	12.4	10.9	13.9	3.8
	7	100.0	2.1	10.6	12.2	11.1	10.5	11.6	13.0	10.8	14.0	4.0
	8	100.0	2.0	10.5	12.8	11.0	10.3	11.1	13.7	10.3	14.2	4.1
女性 15歳以上人口に占める 雇用者数の割合 (%)	昭和35年	21.9	35.1	33.6		16.1			11.3			1.6
	40	24.3	29.5	54.2	23.8	20.3			19.9		8.9	2.0
	45	27.0	30.3	59.8	27.1	21.3	26.0		32.2		13.6	3.0
	50	26.9	20.2	58.5	29.4	23.9	28.3	32.8	32.2	27.0	16.3	3.6
	55	29.5	17.0	63.3	36.2	28.9	33.1	38.5	37.5	32.1	19.1	4.1
	56	30.0	16.8	63.8	37.9	30.2	36.2	39.9	39.1	32.6	18.9	4.1
	57	30.3	15.7	63.6	39.6	30.8	37.2	40.7	39.4	33.5	19.3	4.0
	58	31.3	17.0	65.1	41.0	32.2	37.8	43.0	41.5	35.1	19.9	4.0
	59	31.6	16.6	65.1	42.7	33.4	37.6	44.2	42.4	35.2	19.9	4.0
	60	31.8	15.0	65.2	43.0	33.8	38.8	45.3	43.5	36.3	20.4	4.1
	61	32.2	15.4	66.5	44.4	34.0	40.3	46.2	44.3	37.3	19.8	4.0
	62	32.3	14.7	66.7	46.8	35.4	41.1	45.7	45.2	37.5	20.1	3.9
	63	33.0	14.4	67.7	48.5	36.3	42.0	46.3	46.8	38.8	20.9	3.9
	平成元	34.2	15.4	68.2	50.6	36.6	44.1	48.0	48.9	40.9	22.6	4.2
	2	35.4	16.0	69.4	52.9	38.8	45.4	50.0	50.7	43.5	23.7	4.5
	3	36.7	16.1	70.3	55.4	41.4	46.0	51.5	52.3	45.1	26.1	5.0
	4	37.4	16.1	70.2	56.6	42.1	47.6	52.9	53.0	46.9	27.3	5.2
	5	37.7	15.6	68.6	56.9	42.6	47.9	52.2	52.2	48.1	28.8	5.3
	6	37.9	15.4	68.5	57.7	43.4	48.3	54.4	54.2	48.9	29.1	5.2
	7	37.9	14.3	68.0	59.0	43.8	48.1	54.2	54.7	48.9	30.0	5.1
	8	38.1	15.2	68.4	58.5	44.2	48.7	56.6	56.2	49.7	29.4	5.1

付表16 雇用形態別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

区 分		計				女				男			
		総 数	常 雇	臨時雇	日雇	総 数	常 雇	臨時雇	日雇	総 数	常 雇	臨時雇	日雇
雇 用 者 数 (万人)	昭和35年	2,276	2,058	124	93	701	614	57	30	1,575	1,444	67	63
	40	2,817	2,564	145	108	893	772	80	41	1,924	1,792	65	67
	45	3,277	3,006	162	109	1,086	937	102	47	2,191	2,069	60	62
	50	3,617	3,327	174	116	1,159	992	116	51	2,458	2,336	58	65
	55	3,941	3,567	252	123	1,345	1,105	180	60	2,597	2,461	72	63
	56	4,008	3,626	261	120	1,382	1,134	188	60	2,626	2,492	73	61
	57	4,068	3,672	275	121	1,408	1,147	201	61	2,660	2,526	74	60
	58	4,176	3,751	302	124	1,475	1,190	222	63	2,701	2,560	80	60
	59	4,236	3,807	308	121	1,508	1,217	227	64	2,728	2,590	81	57
	60	4,285	3,847	317	120	1,539	1,243	234	62	2,745	2,604	83	58
	61	4,350	3,913	319	118	1,574	1,277	235	62	2,776	2,636	84	57
	62	4,399	3,944	342	113	1,604	1,295	250	60	2,795	2,650	92	53
	63	4,507	4,032	356	119	1,660	1,338	259	62	2,848	2,695	97	57
	平成元	4,648	4,155	372	122	1,738	1,401	273	63	2,910	2,753	98	58
	2	4,806	4,296	389	121	1,823	1,475	282	66	2,984	2,822	106	56
	3	4,972	4,456	394	123	1,907	1,555	284	68	3,065	2,901	110	55
	4	5,086	4,566	404	117	1,962	1,602	293	67	3,125	2,963	111	50
	5	5,170	4,635	417	118	1,997	1,630	300	67	3,173	3,005	117	51
	6	5,203	4,667	418	118	2,021	1,655	300	66	3,181	3,012	118	52
	7	5,229	4,686	428	115	2,034	1,663	306	65	3,195	3,023	122	50
	8	5,287	4,729	443	116	2,069	1,690	314	65	3,218	3,039	128	50
構 成 比 (%)	昭和35年	100.0	90.4	5.4	4.1	100.0	87.6	8.1	4.3	100.0	91.7	4.3	4.0
	40	100.0	91.0	5.1	3.8	100.0	86.5	9.0	4.6	100.0	93.1	3.4	3.5
	45	100.0	91.7	4.9	3.3	100.0	86.3	9.4	4.3	100.0	94.4	2.7	2.8
	50	100.0	92.0	4.8	3.2	100.0	85.6	10.0	4.4	100.0	95.0	2.4	2.6
	55	100.0	90.5	6.4	3.1	100.0	82.2	13.4	4.5	100.0	94.8	2.8	2.4
	56	100.0	90.5	6.5	3.0	100.0	82.1	13.6	4.3	100.0	94.9	2.8	2.3
	57	100.0	90.3	6.8	3.0	100.0	81.5	14.3	4.3	100.0	95.0	2.8	2.3
	58	100.0	89.8	7.2	3.0	100.0	80.7	15.1	4.3	100.0	94.8	3.0	2.2
	59	100.0	89.9	7.3	2.9	100.0	80.7	15.1	4.2	100.0	94.9	3.0	2.1
	60	100.0	89.8	7.4	2.8	100.0	80.8	15.2	4.0	100.0	94.9	3.0	2.1
	61	100.0	90.0	7.3	2.7	100.0	81.1	14.9	3.9	100.0	95.0	3.0	2.1
	62	100.0	89.7	7.8	2.6	100.0	80.7	15.6	3.7	100.0	94.8	3.3	1.9
	63	100.0	89.5	7.9	2.6	100.0	80.6	15.6	3.7	100.0	94.6	3.4	2.0
	平成元	100.0	89.4	8.0	2.6	100.0	80.6	15.7	3.6	100.0	94.6	3.4	2.0
	2	100.0	89.4	8.1	2.5	100.0	80.9	15.5	3.6	100.0	94.6	3.6	1.9
	3	100.0	89.6	7.9	2.5	100.0	81.5	14.9	3.6	100.0	94.6	3.6	1.8
	4	100.0	89.8	7.9	2.3	100.0	81.7	14.9	3.4	100.0	94.8	3.6	1.6
	5	100.0	89.7	8.1	2.3	100.0	81.6	15.0	3.4	100.0	94.7	3.7	1.6
	6	100.0	89.7	8.0	2.3	100.0	81.9	14.8	3.3	100.0	94.7	3.7	1.6
	7	100.0	89.6	8.2	2.2	100.0	81.8	15.0	3.2	100.0	94.6	3.8	1.6
	8	100.0	89.4	8.4	2.2	100.0	81.7	15.2	3.1	100.0	94.4	4.0	1.6

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 常 雇……………次の「臨時雇」、「日雇」以外の雇用者

臨時雇……………1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

日 雇……………日々または1か月未満の契約で雇われている者

付表17 配偶関係別女性雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

（単位 万人・％）

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死 別・離 別
昭和37年	802 (100.0)	443 (55.2)	262 (32.7)	96 (12.0)
40	893 (100.0)	449 (50.3)	345 (38.6)	99 (11.1)
45	1,086 (100.0)	524 (48.3)	450 (41.4)	112 (10.3)
50	1,159 (100.0)	440 (38.0)	595 (51.3)	125 (10.8)
55	1,345 (100.0)	437 (32.5)	772 (57.4)	135 (10.0)
56	1,382 (100.0)	443 (32.1)	802 (58.0)	136 (9.8)
57	1,408 (100.0)	443 (31.5)	828 (58.8)	136 (9.7)
58	1,475 (100.0)	459 (31.1)	877 (59.5)	139 (9.4)
59	1,508 (100.0)	475 (31.5)	893 (59.2)	140 (9.3)
60	1,539 (100.0)	482 (31.3)	911 (59.2)	147 (9.6)
61	1,574 (100.0)	500 (31.8)	925 (58.8)	148 (9.4)
62	1,604 (100.0)	516 (32.2)	942 (58.7)	146 (9.1)
63	1,660 (100.0)	538 (32.4)	971 (58.5)	149 (9.0)
平成元年	1,738 (100.0)	564 (32.5)	1,017 (58.5)	157 (9.0)
2	1,823 (100.0)	596 (32.7)	1,061 (58.2)	165 (9.1)
3	1,907 (100.0)	631 (33.1)	1,102 (57.8)	173 (9.1)
4	1,962 (100.0)	650 (33.1)	1,131 (57.6)	180 (9.2)
5	1,997 (100.0)	655 (32.8)	1,154 (57.8)	187 (9.4)
6	2,021 (100.0)	669 (33.1)	1,160 (57.4)	192 (9.5)
7	2,034 (100.0)	682 (33.5)	1,161 (57.1)	191 (9.4)
8	2,069 (100.0)	692 (33.4)	1,182 (57.1)	194 (9.4)

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注）（ ）内は構成比

付表18 有配偶女性の就業状態の推移

区 分		昭和55年	60年	平成2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年
実 数 (万人)	女子15歳以上人口	4,591	4,863	5,178	5,233	5,281	5,326	5,366	5,402	5,435
	有配偶	2,959	3,073	3,161	3,169	3,192	3,208	3,220	3,231	3,250
	労働力人口	1,455	1,570	1,667	1,686	1,687	1,675	1,667	1,655	1,657
	就業者	1,436	1,543	1,645	1,661	1,663	1,647	1,636	1,623	1,625
	自営業主	206	201	185	179	176	168	157	151	141
	家族従業者	448	421	386	367	343	313	305	298	286
	雇用者	780	918	1,070	1,112	1,141	1,164	1,170	1,171	1,193
	完全失業者	19	28	22	25	24	27	31	32	33
	非労働力人口	1,495	1,488	1,482	1,471	1,498	1,530	1,551	1,574	1,591
構 成 比 (%)	女子15歳以上人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	有配偶	64.5	63.2	61.0	60.6	60.4	60.2	60.0	59.8	59.8
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	労働力人口	(49.2)	(51.1)	(52.7)	(53.2)	(52.9)	(52.2)	(51.8)	(51.2)	(51.0)
	就業者	(48.5)	(50.2)	(52.0)	(52.4)	(52.1)	(51.3)	(50.8)	(50.2)	(50.0)
	自営業主	(7.0)	(6.5)	(5.9)	(5.6)	(5.5)	(5.2)	(4.9)	(4.7)	(4.3)
	家族従業者	(15.1)	(13.7)	(12.2)	(11.6)	(10.7)	(9.8)	(9.5)	(9.2)	(8.8)
	雇用者	(26.4)	(29.9)	(33.9)	(35.1)	(35.7)	(36.3)	(36.3)	(36.2)	(36.7)
	完全失業者	(0.6)	(0.9)	(0.7)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(1.0)	(1.0)	(1.0)
非労働力人口	(50.5)	(48.4)	(46.9)	(46.4)	(46.9)	(47.7)	(48.2)	(48.7)	(49.0)	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表 19 妻と夫の就業状態別世帯数及び割合——典型的な一般世帯——

妻と夫の就業状態		昭和 60年	平成 元年	5年	6年	7年	8年	9年
世帯数 (万世帯)	総 数	2,591	2,626	2,715	2,781	2,766	2,772	2,815
	妻も夫もともに就業者	1,204	1,243	1,354	1,362	1,314	1,302	1,349
	うち妻も夫もともに非農林業雇用者	722	783	929	943	908	927	949
	夫就業者、妻非就業者	1,103	1,067	1,034	1,053	1,071	1,051	1,033
	うち夫非農林業雇用者	952	930	915	930	955	937	921
	妻就業者、夫非就業者	65	58	65	77	80	87	83
	うち妻非農林業雇用者	48	43	51	61	64	71	67
	妻も夫もともに非就業者	203	238	243	282	296	327	346
	子供のいる世帯総数	1,940	1,888	1,849	1,881	1,835	1,807	1,801
	妻も夫もともに就業者	959	973	1,006	1,013	951	934	962
	うち妻も夫もともに非農林業雇用者	576	618	698	713	665	676	689
	夫就業者、妻非就業者	870	808	744	759	768	748	714
	うち夫非農林業雇用者	762	719	673	688	700	680	651
	妻就業者、夫非就業者	39	28	30	37	37	41	37
	うち妻非農林業雇用者	30	22	24	31	30	34	31
	妻も夫もともに非就業者	62	66	63	69	76	84	87
割合 (%)	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	妻も夫もともに就業者	46.5	47.3	49.9	49.0	47.5	47.0	47.9
	うち妻も夫もともに非農林業雇用者	27.9	29.8	34.2	33.9	32.8	33.4	33.7
	夫就業者、妻非就業者	42.6	40.6	38.1	37.9	38.7	37.9	36.7
	うち夫非農林業雇用者	35.6	35.4	33.7	33.4	34.5	33.8	32.7
	妻就業者、夫非就業者	2.5	2.2	2.4	2.8	2.9	3.1	2.9
	うち妻非農林業雇用者	1.9	1.6	1.9	2.2	2.3	2.6	2.4
	妻も夫もともに非就業者	7.8	9.1	8.9	10.1	10.7	11.8	12.3
	子供のいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	妻も夫もともに就業者	49.4	51.5	54.4	53.9	51.8	51.7	53.4
	うち妻も夫もともに非農林業雇用者	29.7	32.7	37.8	37.9	36.2	37.4	38.3
	夫就業者、妻非就業者	44.8	42.8	40.2	40.4	41.9	41.4	39.6
	うち夫非農林業雇用者	39.3	38.1	36.4	36.6	38.1	37.6	36.1
	妻就業者、夫非就業者	2.0	1.5	1.6	2.0	2.0	2.3	2.1
	うち妻非農林業雇用者	1.5	1.2	1.3	1.6	1.6	1.9	1.7
	妻も夫もともに非就業者	3.2	3.3	3.4	3.7	4.1	4.6	4.8

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」（各年2月）

注） 典型的な一般世帯とは、一般世帯のうち次のものをいう。

- ・ 夫婦のみの世帯
- ・ 夫婦と親から成る世帯
- ・ 夫婦と子供から成る世帯
- ・ 夫婦、子供と親から成る世帯

付表20 末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態

区 分	総 数	末 子 の 年 齢						
		0～ 3歳	4～ 6歳	7～ 9歳	10～ 12歳	13～ 14歳	15～ 17歳	18歳 以上
世帯 (万人)	子供のいる世帯総数	1,801	312	166	152	157	123	199
	就業者	1,000	88	83	95	107	85	141
	非農林業雇用者	780	71	66	77	89	67	112
	35時間以上	389	33	30	34	43	32	55
	35時間未満	392	38	37	44	46	35	57
	非就業者	780	219	80	55	49	36	56
	就業希望者	369	125	51	33	27	18	27
								86
構 成 比 (%)	子供のいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	就業者	55.5	28.2	50.0	62.5	68.2	69.1	70.9
	非農林業雇用者	43.3	22.8	39.8	50.7	56.7	54.5	56.3
	35時間以上	21.6	10.6	18.1	22.4	27.4	26.0	27.6
	35時間未満	(49.9)	(46.5)	(45.5)	(44.2)	(48.3)	(47.8)	(49.1)
		21.8	12.2	22.3	28.9	29.3	28.5	28.6
		(50.3)	(53.5)	(56.1)	(57.1)	(51.7)	(52.2)	(50.9)
	非就業者	43.3	70.2	48.2	36.2	31.2	29.3	28.1
	就業希望者	20.5	40.1	30.7	21.7	17.2	14.6	13.6
								12.4

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成8年2月)

注) () 内は非農林業雇用者を100.0とした割合である。

付表21 学歴別女性労働者数及び構成比の推移

区 分		計	中 卒	高 卒	高専・短大卒	大 卒
女性労働者数 (千人)	昭和55年	621,450	207,064	332,935	63,173	18,277
	60	687,740	175,861	386,168	96,328	29,384
	61	680,748	165,510	384,597	101,907	28,733
	62	670,518	149,536	383,669	107,024	30,289
	63	725,867	152,395	421,354	117,060	35,058
	平成元年	729,200	142,717	421,614	127,745	37,124
	2	731,061	133,751	420,436	138,521	38,353
	3	761,724	130,371	436,570	150,778	44,005
	4	761,126	121,670	433,867	158,031	47,559
	5	774,921	115,233	441,827	166,545	51,317
	6	725,227	98,944	409,228	163,329	53,725
	7	764,136	98,839	423,677	183,129	58,491
	8	733,786	90,868	401,827	179,109	61,982
構 成 比 (%)	昭和55年	100.0	33.3	53.6	10.2	2.9
	60	100.0	25.6	56.2	14.0	4.3
	61	100.0	24.3	56.5	15.0	4.2
	62	100.0	22.3	57.2	16.0	4.5
	63	100.0	21.0	58.0	16.1	4.8
	平成元年	100.0	19.6	57.8	17.5	5.1
	2	100.0	18.3	57.5	18.9	5.2
	3	100.0	17.1	57.3	19.8	5.8
	4	100.0	16.0	57.0	20.8	6.2
	5	100.0	14.9	57.0	21.5	6.6
	6	100.0	13.6	56.4	22.5	7.4
	7	100.0	12.9	55.4	24.0	7.7
	8	100.0	12.4	54.8	24.4	8.4

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表22 学歴、産業、企業規模別女性労働者の割合

(単位 %)

区 分	中 卒	高 卒	高専・短大卒	大 卒
計	100.0	100.0	100.0	100.0
鉱 業	0.1	0.1	0.0	0.0
建設業	4.3	4.2	3.9	4.5
製造業	55.7	34.0	14.6	16.2
卸売・小売業, 飲食店	8.2	19.8	18.8	22.0
金融・保険業	2.8	9.4	11.7	10.2
不動産業	0.3	0.5	0.8	1.4
サービス業	26.8	27.7	46.6	41.6
1,000人以上	12.7	24.1	30.0	36.3
100～999人	34.8	36.5	38.7	39.6
10～99人	52.5	39.4	31.3	24.1

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成8年)

注) 計は調査産業(民間)計である。

付表23 平均年齢及び平均勤続年数の推移

(産業計、企業規模計、学歴計)

年	平均年齢(歳)			平均勤続年数(年)		
	総 数	女	男	総 数	女	男
昭和55年	36.8	34.8	37.8	9.3	6.1	10.8
56	36.9	34.8	37.9	9.5	6.2	11.0
57	37.1	35.0	38.0	9.6	6.3	11.1
58	37.3	35.2	38.2	9.7	6.3	11.3
59	37.4	35.3	38.4	10.0	6.5	11.6
60	37.6	35.4	38.6	10.3	6.8	11.9
61	37.8	35.5	38.8	10.5	7.0	12.1
62	37.9	35.5	39.0	10.7	7.1	12.4
63	37.9	35.5	39.0	10.6	7.1	12.2
平成元年	38.2	35.7	39.3	10.8	7.2	12.4
2	38.3	35.7	39.5	10.9	7.3	12.5
3	38.5	35.8	39.7	11.0	7.4	12.7
4	38.6	36.0	39.7	10.9	7.4	12.5
5	38.7	36.0	39.9	10.9	7.3	12.6
6	38.8	36.1	40.0	11.2	7.6	12.8
7	39.0	36.5	40.1	11.3	7.9	12.9
8	39.3	36.9	40.3	11.6	8.2	13.1

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表24 年齢階級別平均勤続年数の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

(単位 年)

年齢階級	昭和61年		平成2年		3		4		5		6		7		8	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	7.0	12.1	7.3	12.5	7.4	12.7	7.4	12.5	7.3	12.6	7.6	12.8	7.9	12.9	8.2	13.1
～ 17 歳	1.2	1.0	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.1
18 ～ 19	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0
20 ～ 24	2.8	2.8	2.6	2.6	2.5	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.7	2.7	2.7	2.7	2.8	2.8
25 ～ 29	5.5	5.3	5.3	5.2	5.3	5.2	5.2	5.0	5.0	5.0	5.2	5.1	5.2	5.1	5.4	5.2
30 ～ 34	7.8	9.3	7.7	8.8	7.6	8.6	7.5	8.4	7.4	8.4	7.5	8.5	7.7	8.5	7.8	8.6
35 ～ 39	8.4	12.8	9.1	12.6	9.1	12.6	9.1	12.3	8.9	12.0	9.2	12.0	9.3	11.9	9.4	11.9
40 ～ 44	8.9	16.4	9.6	16.0	9.8	16.2	10.0	16.2	9.9	16.0	10.2	15.9	10.5	15.8	10.7	15.9
45 ～ 49	10.1	18.5	10.9	19.4	11.0	19.8	11.0	19.5	10.9	19.3	11.2	19.2	11.2	19.3	11.7	19.5
50 ～ 54	11.9	19.7	12.5	20.9	12.6	21.3	12.5	21.5	12.5	21.7	12.8	21.9	13.0	22.1	13.4	22.6
55 ～ 59	12.7	17.4	13.4	18.9	13.7	19.8	13.7	20.0	13.8	20.5	14.2	21.2	14.4	21.8	14.8	22.1
60 ～ 64	12.5	11.1	12.8	11.0	13.5	11.8	12.9	12.1	13.2	12.6	13.2	13.3	13.3	13.4	13.7	13.4
65 歳 以上	15.4	12.0	15.9	11.9	16.5	12.3	15.3	11.9	15.3	11.6	16.3	11.8	16.1	12.8	16.2	12.6

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表25 勤続年数階級別女性労働者構成比の推移

(単位 %)

区 分	勤 続 年 数								
	計	0年	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20年以上
昭和55年	100.0	15.2	12.5	11.1	16.9	25.0	10.7	5.0	3.4
56	100.0	15.0	24.2		16.3	24.0	11.5	5.2	3.8
57	100.0	14.9	25.0		16.0	23.1	11.7	5.2	4.1
58	100.0	14.2	24.6		16.8	22.3	12.4	5.4	4.2
59	100.0	14.1	23.6		17.3	21.7	13.0	5.7	4.6
60	100.0	13.3	23.0		17.0	21.8	13.0	6.4	5.5
61	100.0	13.2	22.6		16.4	22.4	12.8	6.9	5.7
62	100.0	12.3	23.0		16.2	22.8	12.4	7.2	6.1
63	100.0	13.4	22.3		16.4	22.6	11.8	7.4	6.2
平成元年	100.0	13.5	21.8		16.0	22.7	11.4	7.9	6.7
2	100.0	14.0	22.5		14.8	22.2	11.4	7.8	7.3
3	100.0	13.9	23.2		14.5	21.5	11.5	7.6	7.7
4	100.0	13.5	23.4		15.7	20.4	11.5	7.5	8.0
5	100.0	12.7	24.0		16.7	20.3	11.0	7.0	8.3
6	100.0	10.5	23.0		18.1	21.3	11.3	6.9	8.9
7	100.0	10.1	20.7		18.2	22.9	11.6	7.3	9.2
8	100.0	10.7	18.2		17.2	24.9	11.7	7.4	10.0

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 昭和56年以降は「勤続年数1～2」の区分で集計。

付表26 年齢階級別女性役職者の構成比

(企業規模100人以上)

(単位 %)

区 分	昭和61年				平成8年			
	合 計	部 長	課 長	係 長	合 計	部 長	課 長	係 長
総 数	100.0 (100.0)	100.0 (7.2)	100.0 (27.7)	100.0 (65.0)	100.0 (100.0)	100.0 (5.5)	100.0 (29.5)	100.0 (65.0)
20～29歳	3.5	0.0	0.8	5.0	3.5	0.0	1.7	4.6
30～39	25.7	14.5	19.1	29.7	22.5	7.1	13.6	27.8
40～49	36.7	40.3	36.0	36.5	43.4	33.8	44.1	43.8
50～59	31.7	32.9	41.0	27.6	28.9	48.1	38.1	23.2
60歳以上	2.4	12.6	2.9	1.1	1.8	11.2	2.5	0.6
	[2.5]	[1.1]	[1.7]	[3.8]	[4.5]	[1.4]	[3.1]	[7.3]

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 [] は職階に占める女性の割合

2 合計は部長課長及び係長の計

付表27 一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移（月平均）

区 分		新 規 求 職 者 数	新規求人数	新 規 求 人 倍 率	有 効 求 人 倍 率	就 職 率	充 足 率
		人	人	倍	倍	%	%
一 般 (パ ー ト タ イ ム を 除 く)	昭和50年	337,409	322,898	0.96	0.60	7.8	12.9
	55	348,505	365,089	1.05	0.73	7.7	10.6
	60	384,738	357,940	0.93	0.64	7.3	11.4
	61	387,775	331,870	0.86	0.58	7.0	12.0
	62	370,858	373,344	1.01	0.64	7.3	11.4
	63	337,222	471,567	1.40	0.90	8.5	9.4
	平成元年	308,706	520,966	1.69	1.11	8.7	7.8
	2	284,389	541,031	1.90	1.26	8.4	6.6
	3	277,945	530,716	1.91	1.28	8.0	6.2
	4	304,464	463,308	1.52	1.01	7.2	7.2
	5	343,030	390,606	1.14	0.71	6.3	8.8
	6	364,256	365,379	1.00	0.59	6.0	10.3
	7	384,770	371,626	0.97	0.56	5.9	10.5
	8	380,329	406,770	1.07	0.62	5.9	9.5
パ ー ト タ イ ム	昭和50年	13,074	15,669	1.20	1.04	16.9	16.3
	55	15,516	24,447	1.58	1.35	13.7	10.3
	60	27,526	43,370	1.58	1.50	14.7	16.2
	61	31,909	48,957	1.53	1.44	14.6	10.1
	62	31,986	63,532	1.99	1.83	15.1	8.2
	63	27,677	87,551	3.16	3.08	16.6	5.4
	平成元年	24,888	97,820	3.93	3.93	17.5	4.5
	2	27,713	103,609	3.74	3.27	13.6	4.2
	3	31,782	104,044	3.27	2.60	11.2	4.3
	4	40,175	90,727	2.26	1.75	10.4	5.9
	5	50,960	82,543	1.62	1.18	9.9	8.3
	6	58,592	90,079	1.54	1.07	10.3	9.7
	7	62,211	102,832	1.65	1.14	10.5	9.3
	8	64,490	124,130	1.92	1.31	10.7	8.2

資料出所：労働省「職業安定業務統計」

注) 求人倍率………求職者数に対する求人数の割合

就 職 率………有効求職者数に対する就職件数の割合

充 足 率………有効求人数に対する就職件数の割合

パートタイムは常用的パートタイム、臨時的パートタイム計である。

一般及びパートタイムともに男女計である。

付表28 中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移

区	分	求職者数(A)	求 人 数(B)	就職者数(C)	求人倍率(B)/(A)	就職率(C)/(A)*100	
中学校卒業者	男女計	昭和50年	70,269人	417,730人	70,134人	5.94倍	99.8%
		55	45,986	129,645	45,905	2.82	99.8
		60	45,614	82,716	45,305	1.81	99.8
		平成3年	26,569	100,179	26,472	3.77	99.6
		4	23,024	93,236	22,857	4.05	99.3
		5	19,326	70,376	19,126	3.64	99.0
		6	15,238	44,910	15,040	2.95	98.7
		7	12,658	30,368	12,428	2.40	98.2
		8	10,322	22,522	9,958	2.18	98.2
		9	9,463	19,400	9,153	2.05	96.7
	女	昭和50年	39,642	227,149	39,588	5.73	99.9
		55	23,115	72,782	23,082	3.15	99.9
		60	20,370	40,795	20,235	2.00	99.3
		平成3年	10,355	—	10,297	—	99.6
		4	8,799	—	8,728	—	99.2
		5	7,412	—	7,326	—	98.8
		6	5,448	—	5,365	—	98.5
		7	4,430	—	4,338	—	97.9
		8	3,374	—	3,256	—	96.5
		9	3,135	—	3,013	—	96.1
	男	昭和50年	30,627	190,581	30,546	6.22	99.7
		55	22,871	56,863	22,823	2.49	99.8
		60	25,244	41,921	25,070	1.66	99.3
		平成3年	16,234	—	16,175	—	99.6
		4	14,225	—	14,129	—	99.3
		5	11,914	—	11,800	—	99.0
		6	9,790	—	9,675	—	98.8
		7	8,228	—	8,090	—	98.3
		8	6,948	—	6,702	—	96.5
		9	6,328	—	6,140	—	97.0
高等学校卒業者	男女計	昭和50年	481,292	1,627,882	480,182	3.38	99.8
		55	495,159	925,239	492,000	1.87	99.4
		60	476,757	841,443	472,752	1.76	99.2
		平成3年	519,790	1,606,159	518,385	3.09	99.7
		4	500,568	1,673,381	498,911	3.34	99.7
		5	442,786	1,377,057	440,568	3.11	99.5
		6	376,648	934,075	372,464	2.48	98.9
		7	331,516	642,613	327,329	1.94	98.7
		8	304,091	536,175	299,343	1.76	98.4
		9	288,090	517,763	283,792	1.80	98.5
	女	昭和50年	277,935	750,189	277,293	3.29	99.8
		55	284,703	445,369	283,072	1.56	99.4
		60	268,768	393,752	266,180	1.47	99.0
		平成3年	278,205	—	277,539	—	99.8
		4	264,736	—	263,829	—	99.7
		5	230,746	—	229,619	—	99.5
		6	188,956	—	186,495	—	98.7
		7	160,779	—	157,988	—	98.3
		8	145,985	—	143,057	—	98.0
		9	139,373	—	136,723	—	98.1
	男	昭和50年	203,357	877,693	202,889	4.32	98.0
		55	210,456	479,870	208,928	2.28	99.3
		60	207,989	447,691	206,572	2.15	99.3
		平成3年	241,585	—	240,846	—	99.7
		4	235,832	—	235,082	—	99.7
		5	212,040	—	210,949	—	99.5
		6	187,692	—	185,969	—	99.1
		7	170,737	—	169,341	—	99.2
		8	158,106	—	156,286	—	98.8
		9	148,717	—	147,069	—	98.9

資料出所：労働省「職業安定業務統計」

注) 1 各年3月卒の数字である。

2 男女雇用機会均等法の施行に伴い、62年卒より求人関係の男女別の数値は調査できない。

3 昭和63年度から取扱期間を4月末までから6月末までに変更した。

付表 2 9 就業形態別入職・離職状況の推移

区 分		女			男		
		合 計	一般労働者	パートタイ ム 労働者	合 計	一般労働者	パートタイ ム 労働者
入 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,168.3	1,499.6	668.7	2,007.9	1,814.6	193.3
	61	2,057.6	1,405.6	652.0	1,856.4	1,699.0	157.4
	62	2,121.6	1,480.4	641.3	1,877.2	1,695.5	181.7
	63	2,380.1	1,648.4	731.7	2,169.5	1,963.6	205.9
	平成元年	2,437.2	1,641.3	795.9	2,155.0	1,939.8	215.7
	2	2,921.1	1,944.3	976.8	2,600.8	2,345.8	255.7
	3	3,129.2	2,025.6	1,103.6	3,059.5	2,774.8	284.6
	4	3,089.1	1,949.1	1,140.1	2,965.9	2,660.3	305.5
	5	2,609.9	1,741.0	868.9	2,717.1	2,453.4	263.6
	6	2,390.6	1,557.3	833.3	2,548.7	2,325.4	223.3
離 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,070.3	1,539.1	531.2	1,869.5	1,703.8	165.7
	61	2,049.9	1,485.3	564.6	1,839.7	1,681.7	158.0
	62	2,090.5	1,551.9	538.6	1,750.0	1,607.3	142.7
	63	2,205.8	1,586.8	619.0	1,940.5	1,753.2	187.3
	平成元年	2,364.0	1,595.4	768.6	2,026.8	1,820.3	206.5
	2	2,671.9	1,870.2	801.6	2,358.2	2,136.5	221.7
	3	2,900.3	1,992.2	908.2	2,724.2	2,478.3	245.9
	4	2,904.6	1,925.5	979.1	2,688.9	2,411.0	277.9
	5	2,580.8	1,751.1	829.7	2,660.5	2,360.8	299.7
	6	2,609.4	1,731.3	878.1	2,673.7	2,366.9	306.8
入 職 率 (%)	昭和60年	21.5	—	—	12.1	—	—
	61	20.5	17.7	31.6	11.1	10.3	44.2
	62	19.8	17.3	29.8	11.1	10.2	53.9
	63	22.1	19.7	30.1	12.4	11.5	44.9
	平成元年	21.2	19.0	27.9	12.3	11.4	45.2
	2	22.5	19.8	30.8	13.0	12.0	52.0
	3	21.8	19.3	28.7	13.4	12.6	34.5
	4	21.1	18.3	28.8	12.6	11.6	39.7
	5	18.3	16.3	24.1	11.7	10.9	37.6
	6	16.2	14.6	20.2	10.9	10.3	27.1
離 職 率 (%)	昭和60年	20.5	—	—	11.3	—	—
	61	20.5	18.7	27.4	11.0	10.2	44.4
	62	19.5	18.1	25.0	10.3	9.7	42.3
	63	20.4	19.0	25.4	11.1	10.3	40.8
	平成元年	20.6	18.5	26.9	11.6	10.7	43.4
	2	20.6	19.0	25.3	11.8	11.0	45.1
	3	20.2	19.0	23.6	12.0	11.3	29.8
	4	19.9	18.0	24.7	11.4	10.5	36.1
	5	18.1	16.4	23.1	11.5	10.5	42.8
	6	17.6	16.2	21.3	11.4	10.5	37.2
	7	18.3	17.4	20.9	11.9	11.1	30.8
	8	17.5	15.9	21.4	11.5	10.7	30.9

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を
改正したため、実数値については時系列的には接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表30 女性の産業別入職・離職状況の推移

区 分		合 計	建 設 業	製 造 業	運 輸 ・ 通 信 業	卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	金 融 ・ 保 険 業、 不 動 産 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他
入 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,168.3	—	700.2	72.0	645.7	200.6	542.1	7.7
	61	2,057.6	—	637.4	77.8	596.5	201.5	536.6	7.8
	62	2,121.6	—	584.1	68.6	689.4	204.1	567.2	8.3
	63	2,380.1	—	656.7	76.4	758.2	238.2	643.1	7.4
	平成元年	2,437.2	—	663.1	81.5	776.8	230.2	677.6	8.0
	2	2,921.1	—	749.3	96.5	942.1	262.5	860.9	9.6
	3	3,129.2	139.1	701.4	120.2	988.9	256.8	915.4	7.5
	4	3,089.1	144.9	663.0	112.2	1,081.5	207.7	873.7	6.2
	5	2,609.9	99.2	562.5	110.4	776.0	200.1	854.3	7.3
	6	2,390.6	103.0	520.0	90.5	607.0	212.3	850.1	7.7
7	2,476.4	127.8	507.5	86.5	694.6	209.8	844.5	5.8	
離 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,070.3	—	687.2	67.0	616.1	191.3	501.2	7.6
	61	2,049.9	—	719.9	72.2	592.7	192.3	464.4	8.5
	62	2,090.5	—	646.4	54.8	670.3	181.5	529.0	8.5
	63	2,205.8	—	637.2	64.4	711.9	209.2	575.2	7.8
	平成元年	2,364.0	—	714.3	87.1	750.5	199.8	604.7	7.7
	2	2,671.9	—	726.5	87.7	880.5	215.2	753.1	8.9
	3	2,900.3	115.7	710.0	102.5	883.2	241.3	840.4	7.1
	4	2,904.6	120.9	695.7	101.8	949.6	233.4	797.5	5.7
	5	2,580.8	99.5	651.7	105.5	708.0	239.8	770.3	6.0
	6	2,609.4	129.6	623.0	107.0	681.7	246.7	813.5	7.9
7	2,659.5	116.2	621.1	105.2	761.9	257.1	793.1	5.1	
入 職 率 (%)	昭和60年	21.5	—	19.3	19.3	24.6	23.6	21.0	19.9
	61	20.5	—	17.4	24.3	23.8	22.9	20.6	19.4
	62	19.8	—	15.9	21.8	24.0	22.9	19.3	19.8
	63	22.1	—	17.9	22.4	25.8	26.8	22.2	17.2
	平成元年	21.2	—	17.0	23.4	24.6	24.1	22.1	18.8
	2	22.5	—	17.9	24.9	26.0	25.8	23.1	20.6
	3	21.8	25.9	16.6	24.4	24.4	23.9	23.5	16.5
	4	21.1	25.3	15.3	23.6	26.0	19.9	21.8	13.4
	5	18.3	16.0	13.6	20.7	21.2	25.4	20.7	16.0
	6	16.2	14.4	12.7	16.6	14.9	20.5	19.9	15.9
7	17.1	17.6	12.9	15.4	18.3	21.0	19.0	12.0	
離 職 率 (%)	昭和60年	20.5	—	18.9	18.0	23.5	22.5	19.4	19.6
	61	20.5	—	19.6	22.6	23.7	21.8	17.8	21.1
	62	19.5	—	17.6	17.5	23.4	20.4	18.0	20.3
	63	20.4	—	17.3	18.9	24.2	23.6	19.8	18.1
	平成元年	20.6	—	18.3	25.1	23.7	20.9	19.7	18.1
	2	20.6	—	17.3	22.6	24.3	21.1	20.2	19.1
	3	20.2	21.5	16.8	20.8	21.8	22.5	21.5	15.6
	4	19.9	21.1	16.1	21.4	22.8	22.3	19.9	12.3
	5	18.1	16.0	15.7	19.8	19.3	28.9	18.6	13.2
	6	17.6	18.1	15.2	19.7	16.7	23.8	19.0	16.3
7	18.3	16.0	15.8	18.7	20.1	25.7	17.8	10.6	

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

3 その他とは、鉱業、電気・ガス・熱供給・水道業を統合したものである。

付表31 女性の職歴別入職状況の推移

区 分			合 計	未就業者からの入職者			転職入職者
				計	新 卒 者	一 般 未就業者	
実 数 (千人)	昭和60年	計	2,168.3	1,209.9	473.3	736.5	958.5
		一 般 労 働 者	1,499.6	825.2	447.2	378.0	674.4
		パートタイム労働者	668.7	384.7	26.2	358.5	284.0
	平成4年	計	3,089.1	1,627.9	637.6	990.3	1,461.2
		一 般 労 働 者	1,949.1	997.9	594.7	403.2	951.1
		パートタイム労働者	1,140.1	630.0	42.9	587.1	510.1
	5	計	2,609.9	1,394.3	590.2	804.1	1,215.6
		一 般 労 働 者	1,741.0	925.0	540.2	384.8	816.1
		パートタイム労働者	868.9	469.3	50.0	419.3	399.5
	6	計	2,390.6	1,203.7	490.2	713.5	1,186.8
		一 般 労 働 者	1,557.3	767.3	441.0	326.3	790.0
		パートタイム労働者	833.3	436.4	49.2	387.2	396.8
7	計	2,476.4	1,219.0	499.9	719.1	1,257.4	
	一 般 労 働 者	1,590.9	769.1	437.9	331.2	821.7	
	パートタイム労働者	885.6	449.8	62.0	387.9	435.7	
8	計	2,492.7	1,292.2	507.0	785.2	1,200.5	
	一 般 労 働 者	1,553.5	775.9	453.9	322.0	777.6	
	パートタイム労働者	939.2	516.3	53.1	463.2	423.0	
構 成 比 (%)	昭和60年	計	100.0	55.8	21.8	34.0	44.2
		一 般 労 働 者	100.0	55.0	29.8	25.2	45.0
		パートタイム労働者	100.0	57.5	3.9	53.6	42.5
	平成4年	計	100.0	52.7	20.6	32.1	47.3
		一 般 労 働 者	100.0	51.2	30.5	20.7	48.8
		パートタイム労働者	100.0	55.3	3.8	51.5	44.7
	5	計	100.0	53.4	22.6	30.8	46.6
		一 般 労 働 者	100.0	53.1	31.0	22.1	46.9
		パートタイム労働者	100.0	54.0	5.8	48.3	46.0
	6	計	100.0	50.4	20.5	29.8	49.6
		一 般 労 働 者	100.0	49.3	28.3	21.0	50.7
		パートタイム労働者	100.0	52.4	5.9	46.5	47.6
7	計	100.0	49.2	20.2	29.0	50.8	
	一 般 労 働 者	100.0	48.3	27.5	20.8	51.7	
	パートタイム労働者	100.0	50.8	7.0	43.8	49.2	
8	計	100.0	51.8	20.3	31.5	48.2	
	一 般 労 働 者	100.0	49.9	29.2	20.7	50.1	
	パートタイム労働者	100.0	55.0	5.7	49.3	45.0	

資料出所：労働省「雇用動向調査」

- 注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。
- 2 平成2年までは、建設業を除いている。
- 3 新規学卒者について、平成6年までは学校教育法第1条に規定する学校を直近の3月に卒業した者のみを対象としていたが、平成7年からは短大卒業について、それに相当する資格を得た場合も対象としたため、新規学卒者の数値は過去と接続しない。

付表32 年齢階級別女性の一般未就業者数

区 分			一 般 未 就 業 者						
			計	24歳 以下	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上
実 数 (千人)	平成 元年	計	792.0	184.4	191.8	251.4	116.0	44.9	3.5
		一般労働者	364.6	104.3	95.0	98.4	45.7	20.1	0.9
		パートタイム労働者	427.4	80.1	96.6	153.0	70.3	24.7	2.6
	2	計	860.1	245.4	214.2	226.6	117.2	53.8	2.9
		一般労働者	384.2	140.2	101.0	78.2	44.6	20.0	0.3
		パートタイム労働者	475.9	105.2	113.2	148.4	72.6	34.0	2.6
	3	計	1051.1	302.7	253.5	293.1	143.8	50.1	7.9
		一般労働者	486.9	187.2	118.1	100.2	54.5	23.9	3.1
		パートタイム労働者	564.2	115.6	135.4	192.9	89.4	26.2	4.8
	4	計	990.3	302.0	215.1	280.2	121.5	59.4	12.1
		一般労働者	403.2	155.0	85.8	87.3	48.1	25.6	1.6
		パートタイム労働者	587.1	147.1	129.3	192.9	73.4	33.9	10.4
	5	計	804.1	276.1	160.5	213.8	108.5	39.3	5.9
		一般労働者	384.8	168.7	76.2	80.5	48.1	9.3	1.9
		パートタイム労働者	419.3	107.4	84.3	133.3	60.4	30.0	4.0
構 成 比 (%)	平成 元年	計	713.5	207.4	178.4	207.8	86.7	29.5	3.6
		一般労働者	326.3	128.1	77.6	75.7	34.4	8.5	2.0
		パートタイム労働者	387.2	79.4	100.8	132.1	52.4	20.9	1.6
	7	計	719.1	194.4	187.0	186.3	110.3	36.8	4.1
		一般労働者	331.2	121.8	90.4	63.2	38.9	15.9	1.0
		パートタイム労働者	387.9	72.6	96.5	123.3	71.5	20.9	3.1
	平成 元年	計	100.0	23.3	24.2	31.7	14.6	5.7	0.4
		一般労働者	100.0	28.6	26.1	27.0	12.5	5.5	0.2
		パートタイム労働者	100.0	18.7	22.6	35.8	16.4	5.8	0.6
	2	計	100.0	28.5	24.9	26.3	13.6	6.3	0.3
		一般労働者	100.0	36.5	26.3	20.4	11.6	5.2	0.1
		パートタイム労働者	100.0	22.1	23.8	31.2	15.3	7.1	0.5
	3	計	100.0	28.8	24.1	27.9	13.7	4.8	0.8
		一般労働者	100.0	38.4	24.3	20.6	11.2	4.9	0.6
		パートタイム労働者	100.0	20.5	24.0	34.2	15.8	4.6	0.9
	4	計	100.0	30.5	21.7	28.3	12.3	6.0	1.2
		一般労働者	100.0	38.4	21.3	21.7	11.9	6.3	0.4
		パートタイム労働者	100.0	25.1	22.0	32.9	12.5	5.8	1.8
	5	計	100.0	34.3	20.0	26.6	13.5	4.3	0.7
		一般労働者	100.0	43.8	19.8	20.9	12.5	2.4	0.5
		パートタイム労働者	100.0	25.6	20.1	31.8	14.4	7.2	1.0
	6	計	100.0	29.1	25.0	29.1	12.2	4.1	0.5
		一般労働者	100.0	39.3	23.8	23.2	10.5	2.6	0.6
		パートタイム労働者	100.0	20.5	26.0	34.1	13.5	5.4	0.4
	7	計	100.0	27.0	26.0	25.9	15.3	5.1	0.6
		一般労働者	100.0	36.8	27.3	19.1	11.7	4.8	0.3
		パートタイム労働者	100.0	18.7	24.9	31.8	18.4	5.4	0.8

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を
改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

及び転職入職者数並びに構成比

区 分			転 職 入 職 者						
			計	24歳 以下	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上
実 数 (千人)	平成 元年	計	1089.2	365.5	276.3	242.2	156.8	44.4	4.0
		一 般 労 働 者	772.1	291.6	205.9	147.3	96.5	27.8	3.0
		パートタイム労働者	317.0	73.9	70.3	94.9	60.3	16.6	1.0
	2	計	1470.0	493.8	350.5	326.2	209.9	82.4	7.2
		一 般 労 働 者	1007.9	394.7	238.3	191.8	131.1	49.3	2.6
		パートタイム労働者	462.1	99.1	112.2	134.4	78.8	33.1	4.6
	3	計	1506.0	478.0	390.9	335.6	206.1	86.7	8.7
		一 般 労 働 者	1014.6	376.4	281.7	195.4	113.4	44.4	3.3
		パートタイム労働者	491.5	101.5	109.2	140.2	92.8	42.3	5.5
	4	計	1461.2	491.1	363.9	313.4	196.2	87.2	9.5
		一 般 労 働 者	951.1	376.0	243.1	172.2	100.1	54.3	5.4
		パートタイム労働者	510.1	115.2	120.8	141.1	96.1	32.8	4.1
	5	計	1215.6	328.9	305.4	317.6	184.7	69.4	9.4
		一 般 労 働 者	816.1	258.4	206.5	183.2	119.9	42.2	5.8
		パートタイム労働者	399.5	70.5	98.8	134.4	64.9	27.3	3.6
構 成 比 (%)	平成 元年	計	1186.8	321.2	292.1	320.5	188.5	57.0	7.5
		一 般 労 働 者	790.0	228.9	218.1	192.3	111.1	35.7	3.9
		パートタイム労働者	396.8	92.3	74.0	128.2	77.3	21.4	3.6
	2	計	1257.4	372.7	321.2	257.5	221.3	72.0	12.5
		一 般 労 働 者	821.7	276.3	211.9	141.6	133.9	49.6	8.6
		パートタイム労働者	435.7	96.6	109.3	116.0	87.5	22.4	4.0
	平成 元年	計	100.0	33.6	25.4	22.2	14.4	4.1	0.4
		一 般 労 働 者	100.0	37.8	26.7	19.1	12.5	3.6	0.4
		パートタイム労働者	100.0	23.3	22.2	29.9	19.0	5.2	0.3
	2	計	100.0	33.6	23.8	22.2	14.3	5.6	0.5
		一 般 労 働 者	100.0	39.2	23.6	19.0	13.0	4.9	0.3
		パートタイム労働者	100.0	21.4	24.3	29.1	17.1	7.2	1.0
	3	計	100.0	31.7	26.0	22.3	13.7	5.8	0.6
		一 般 労 働 者	100.0	37.1	27.8	19.3	11.2	4.4	0.3
		パートタイム労働者	100.0	20.7	22.2	28.5	18.9	8.6	1.1
	4	計	100.0	33.6	24.9	21.4	13.4	6.0	0.7
		一 般 労 働 者	100.0	39.5	25.6	18.1	10.5	5.7	0.6
		パートタイム労働者	100.0	22.6	23.7	27.7	18.8	6.4	0.8
	5	計	100.0	27.1	25.1	26.1	15.2	5.7	0.8
		一 般 労 働 者	100.0	31.7	25.3	22.4	14.7	5.2	0.7
		パートタイム労働者	100.0	17.6	24.7	33.6	16.2	6.8	0.9
	6	計	100.0	27.1	24.6	27.0	15.9	4.8	0.6
		一 般 労 働 者	100.0	29.0	27.6	24.3	14.1	4.5	0.5
		パートタイム労働者	100.0	23.3	18.6	32.3	19.5	5.4	0.9
	7	計	100.0	29.6	25.5	20.5	17.6	5.7	1.0
		一 般 労 働 者	100.0	33.6	25.8	17.2	16.3	6.0	1.0
		パートタイム労働者	100.0	22.2	25.1	26.6	20.1	5.1	0.9

付表33 就業の動機別女性入職者数の割合

(単位 %)

区 分		計	主な生活 収 入	家 計 の 補 助	生活水準 の 向 上	余 暇 の 活 動	その他の 理 由
平成 5 年	入 職 者 計	100.0	40.0	27.7	12.3	10.2	9.8
	一 般 労 働 者	100.0	49.5	19.1	11.2	9.6	10.6
	パートタイム労働者	100.0	18.8	46.9	14.9	11.6	7.9
	一般未就業者計	100.0	23.5	39.1	13.6	12.8	11.0
	一 般 労 働 者	100.0	35.9	26.3	12.4	11.7	13.6
	パートタイム労働者	100.0	11.3	51.8	14.7	13.8	8.4
	転職入職者計	100.0	41.2	33.2	10.9	7.8	6.9
	一 般 労 働 者	100.0	48.6	26.6	9.5	7.5	7.8
	パートタイム労働者	100.0	25.1	47.5	13.9	8.5	5.0
6 年	入 職 者 計	100.0	40.9	29.6	11.5	9.1	8.8
	一 般 労 働 者	100.0	51.8	20.5	10.2	8.3	9.2
	パートタイム労働者	100.0	18.8	47.9	14.2	10.8	8.2
	一般未就業者計	100.0	24.6	43.4	12.2	11.4	8.5
	一 般 労 働 者	100.0	36.8	31.5	10.6	10.1	10.9
	パートタイム労働者	100.0	13.5	54.2	13.6	12.5	6.2
	転職入職者計	100.0	42.5	32.3	12.0	6.1	7.1
	一 般 労 働 者	100.0	51.9	25.6	11.3	4.4	6.8
	パートタイム労働者	100.0	23.5	45.8	13.5	9.6	7.7
7 年	入 職 者 計	100.0	42.3	30.1	11.3	9.4	6.9
	一 般 労 働 者	100.0	54.8	19.8	10.5	7.8	7.1
	パートタイム労働者	100.0	18.9	49.3	12.9	12.5	6.5
	一般未就業者計	100.0	25.6	42.0	14.6	11.6	6.2
	一 般 労 働 者	100.0	39.5	29.8	15.3	8.9	6.5
	パートタイム労働者	100.0	13.6	52.6	14.0	13.9	5.9
	転職入職者計	100.0	44.8	32.3	11.2	6.5	5.2
	一 般 労 働 者	100.0	56.4	22.9	10.5	5.1	5.3
	パートタイム労働者	100.0	22.7	50.5	12.6	9.2	5.0

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 調査時在籍者のみである。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表34 女性の離職理由別離職者数の構成比

区 分	離職者数 (千人)	構 成 比 (%)						死 亡 ・ 傷 病		
		計	契約期間 満了	経営上の 都合	定 年	本人の責 による	個人的な 理 由	うち結婚	うち出産・ 育児	うち介護
昭和45年	2,309.7	100.0	5.1	3.9	0.4	1.7	87.0	21.8	—	2.0
50	1,927.5	100.0	5.4	8.5	1.0	2.5	80.4	25.2	—	2.1
55	1,861.7	100.0	6.7	4.1	1.6	3.8	81.8	19.1	—	2.0
60	2,070.3	100.0	6.9	5.2	2.1	3.6	80.2	16.1	—	1.9
61	2,049.9	100.0	7.1	6.5	2.3	3.1	79.0	15.6	—	2.0
62	2,090.5	100.0	9.7	5.6	2.3	3.8	76.7	16.1	—	1.9
63	2,205.8	100.0	6.8	4.0	1.6	3.1	82.5	9.4	5.9	2.1
平成元年	2,364.0	100.0	5.4	4.5	1.9	2.3	84.3	8.9	5.1	1.6
2	2,671.9	100.0	5.2	4.0	1.5	3.1	84.3	8.3	5.7	1.7
3	2,900.3	100.0	6.1	2.9	1.3	2.6	85.3	8.2	5.3	1.9
4	2,904.6	100.0	6.6	3.3	1.5	2.2	84.6	8.6	5.2	1.7
5	2,580.8	100.0	7.3	4.9	2.0	4.3	79.2	8.6	5.4	2.3
6	2,609.4	100.0	7.5	5.6	2.7	2.7	79.2	9.2	5.2	2.3
7	2,659.5	100.0	8.6	6.0	3.0	3.5	77.4	8.7	5.5	1.6
8	2,550.3	100.0	8.8	4.7	2.7	3.8	78.4	9.3	4.5	1.6

資料出所：労働省「雇用動向調査」

- 注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的には接続しない。
- 2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表35 年齢階級、離職理由別女性離職者の割合

(単位 %)

区 分		離職者計	契約期 間満了	経営上 の都合	定 年	本人の 責によ る	個人的 な理由	う ち		死亡・ 傷 病
								結 婚	う ち 出産・ 育 児	
6 年	計	100.0	7.5	5.6	2.7	2.7	79.2	9.2	5.2	2.3
	19歳 以下	5.2 (100.0)	(6.3)	(0.4)	(-)	(3.5)	(89.8)	(1.6)	(0.3)	(0.1)
	20～ 24	22.2 (100.0)	(4.5)	(2.7)	(-)	(3.0)	(89.0)	(16.1)	(4.3)	(0.8)
	25～ 29	17.8 (100.0)	(3.3)	(2.0)	(-)	(2.5)	(90.7)	(24.6)	(13.7)	(1.4)
	30～ 34	10.0 (100.0)	(8.0)	(5.3)	(-)	(1.7)	(83.9)	(9.2)	(14.9)	(1.0)
	35～ 44	17.1 (100.0)	(7.9)	(8.1)	(-)	(2.1)	(80.1)	(1.3)	(1.5)	(1.8)
	45～ 54	14.8 (100.0)	(9.8)	(8.8)	(0.3)	(3.2)	(73.5)	(0.2)	(0.0)	(4.4)
	55～ 59	5.4 (100.0)	(11.0)	(15.7)	(8.9)	(4.0)	(52.3)	(0.0)	(0.6)	(8.3)
	60～ 64	5.5 (100.0)	(17.5)	(6.9)	(36.1)	(3.1)	(34.2)	(0.0)	(0.3)	(2.1)
	65歳 以上	2.0 (100.0)	(19.3)	(10.8)	(9.4)	(0.4)	(50.3)	(-)	(-)	(9.6)
7 年	計	100.0	8.6	6.0	3.0	3.5	77.4	8.7	5.5	1.6
	19歳 以下	4.0 (100.0)	(14.8)	(0.7)	(-)	(4.8)	(79.6)	(2.5)	(0.7)	(0.2)
	20～ 24	24.8 (100.0)	(5.4)	(2.4)	(-)	(2.9)	(88.9)	(14.2)	(4.2)	(0.4)
	25～ 29	18.4 (100.0)	(4.8)	(3.1)	(-)	(3.1)	(88.5)	(21.9)	(15.1)	(0.4)
	30～ 34	9.1 (100.0)	(6.3)	(3.2)	(-)	(2.8)	(86.8)	(9.5)	(12.1)	(0.8)
	35～ 44	15.7 (100.0)	(9.3)	(7.7)	(-)	(4.6)	(77.0)	(1.1)	(2.9)	(1.4)
	45～ 54	14.4 (100.0)	(11.7)	(11.5)	(0.4)	(4.0)	(69.5)	(0.2)	(0.2)	(2.8)
	55～ 59	5.6 (100.0)	(14.3)	(16.7)	(9.4)	(5.5)	(48.0)	(0.1)	(0.0)	(5.9)
	60～ 64	5.2 (100.0)	(15.9)	(8.3)	(37.2)	(1.1)	(32.3)	(-)	(-)	(5.2)
	65歳 以上	2.8 (100.0)	(14.8)	(9.1)	(17.4)	(2.4)	(52.2)	(-)	(-)	(4.1)

資料出所：労働省「雇用動向調査」

付表36-1 学歴別新規学卒就職者数の推移

[illegible]

付表36-2 学歴別新規学卒就職者割合の推移

区 分			計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大 学 卒	
構 成 比 (%)	女	昭和35年	100.0	54.4	42.1	1.7	1.8	
		40	100.0	43.2	50.8	3.5	2.5	
		45	100.0	20.2	64.8	10.5	4.5	
		50	100.0	9.2	64.0	18.3	8.5	
		55	100.0	5.2	60.6	22.5	11.7	
		60	100.0	5.1	57.0	25.1	12.7	
		61	100.0	4.5	60.1	23.2	12.2	
		62	100.0	4.1	59.3	23.1	13.5	
		63	100.0	3.6	55.9	27.0	13.5	
		平成元年	100.0	3.4	54.6	28.4	13.7	
		2	100.0	2.9	53.7	28.5	14.9	
		3	100.0	2.5	52.0	29.2	16.3	
		4	100.0	2.1	50.0	30.6	17.3	
		5	100.0	1.9	47.0	32.6	18.5	
		6	100.0	1.7	44.6	33.3	20.4	
		7	100.0	1.5	41.9	33.8	22.7	
		8	100.0	1.3	39.7	33.7	25.3	
		9	100.0	1.3	37.9	33.0	27.8	
		男	昭和35年	100.0	46.2	41.3	0.9	11.5
			40	100.0	40.6	43.4	1.3	14.8
45	100.0		19.8	56.0	1.7	22.5		
50	100.0		9.2	52.1	2.3	36.4		
55	100.0		7.2	50.6	1.9	40.3		
60	100.0		8.1	49.1	1.7	41.1		
61	100.0		7.5	52.2	1.5	38.7		
62	100.0		7.3	51.3	1.5	39.9		
63	100.0		7.4	50.7	1.7	40.1		
平成元年	100.0		7.1	51.7	1.9	39.4		
2	100.0		6.4	51.5	1.9	40.2		
3	100.0		5.5	51.0	1.8	41.7		
4	100.0		4.8	51.1	1.9	42.2		
5	100.0		4.4	50.2	2.1	43.4		
6	100.0		4.1	48.4	2.2	45.2		
7	100.0		3.8	46.1	2.1	48.0		
8	100.0		3.5	44.8	2.2	49.6		
9	100.0		3.6	42.8	2.3	51.4		

付表36-3 学歴別新規学卒就職率の推移

区 分			計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大 学 卒
就 職 率 (%)	女	昭和35年	44.8	37.5	58.6	49.8	64.1
		40	39.0	26.0	62.9	57.4	66.7
		45	39.3	16.1	61.2	68.8	59.9
		50	30.6	5.9	48.0	73.0	62.8
		55	29.4	3.2(83.1)	45.6(90.6)	76.4(78.2)	65.7(67.7)
		60	28.2	2.9(78.0)	43.4(90.0)	81.3(83.1)	72.4(75.4)
		61	28.0	2.7(76.3)	41.5(87.9)	82.2(84.2)	73.4(76.8)
		62	26.2	2.3(71.3)	38.6(85.9)	82.2(84.3)	73.6(77.2)
		63	26.5	2.0(70.2)	37.7(86.5)	83.0(85.0)	75.2(78.7)
		平成元年	27.0	1.9(69.2)	37.0(87.5)	86.1(88.3)	78.5(82.4)
		2	27.7	1.8(69.0)	36.2(88.6)	88.1(90.4)	81.0(85.1)
		3	28.4	1.7(68.6)	34.8(88.8)	88.0(90.8)	81.8(86.1)
		4	28.3	1.5(67.4)	32.9(88.6)	86.8(89.9)	80.4(84.9)
		5	26.6	1.3(62.5)	29.6(86.0)	80.8(84.1)	75.6(80.5)
		6	23.9	1.0(55.9)	26.0(80.8)	70.7(74.1)	67.6(72.6)
		7	22.6	0.9(50.6)	23.4(76.7)	66.0(69.5)	63.7(68.6)
		8	22.4	0.8(46.2)	21.9(74.0)	66.5(70.5)	63.5(67.6)
		9	22.6	0.7(42.8)	21.3(73.2)	68.9(73.4)	64.9(68.9)
	男	昭和35年	51.1	39.7	63.7	79.5	86.3
		40	41.0	26.9	57.9	84.1	86.6
		45	39.9	16.5	55.4	80.5	82.8
		50	30.2	5.9	41.1	75.6	77.5
		55	29.5	4.5(86.2)	40.2(83.3)	71.8(80.6)	78.5(84.6)
		60	27.7	4.5(88.3)	38.7(88.3)	72.6(82.4)	78.8(86.6)
		61	27.6	4.4(81.6)	37.4(87.3)	69.9(79.7)	78.9(86.9)
		62	25.9	3.9(79.2)	34.6(85.1)	66.7(76.2)	78.3(86.6)
		63	25.6	3.9(79.7)	34.2(84.2)	68.7(78.1)	78.8(87.2)
		平成元年	25.7	3.8(79.5)	34.2(84.7)	71.6(80.6)	80.1(88.9)
		2	26.6	3.7(79.8)	34.2(85.5)	72.9(83.2)	81.0(90.1)
		3	27.5	3.4(79.6)	34.0(85.9)	73.0(83.6)	81.1(90.2)
		4	27.4	3.1(78.5)	33.3(86.3)	70.6(81.3)	79.7(89.4)
		5	26.2	2.7(75.2)	31.4(84.5)	66.3(75.9)	76.5(86.8)
		6	25.3	2.4(72.4)	29.4(81.3)	61.7(71.4)	71.8(82.4)
		7	24.3	2.2(68.7)	27.9(79.6)	57.2(66.8)	68.7(78.5)
		8	24.0	2.0(66.0)	26.7(78.2)	56.0(67.1)	67.1(75.5)
		9	23.9	2.1(65.0)	25.7(77.2)	57.0(68.5)	67.5(75.7)

資料出所：文部省「学校基本調査」(平成8年は文部省「学校基本調査速報」)

注) 1 各年3月末

2 高等専門学校、大学院卒業者を含まない数値である。

3 就職者には就職進学者(就職しながら進学している者)を含む。

4 就 職 率 = $\frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業者}} \times 100$

ただし()内の就職率は以下の算式による。

大 学 = $\frac{\text{就 職 者}}{\text{卒業者} - \text{進学者} - \text{臨床研修医(予定者含む)}} \times 100$ 短 期 大 学 = $\frac{\text{就 職 者}}{\text{卒業者} - \text{進学者}} \times 100$ 高校、中学 = $\frac{\text{就 職 者}}{\text{卒業者} - \text{進学者等(就職進学者を除く)}} \times 100$

付表37-1 新規学卒者の産業別就職者数の構成比の推移

(1) 高等学校

(単位 %)

区 分		昭和 50年	55年	60年	平成 2年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業・林 業・漁 業	0.8	0.4	0.2	0.2	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3
	鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
	建 設 業	0.4	1.7	1.4	1.9	2.4	2.6	2.9	3.1	3.2	2.8
	製 造 業	25.0	26.3	33.2	30.4	29.2	26.8	25.9	27.1	27.5	28.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.9	0.7	1.0	0.5	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6	0.6
	運 輸・通 信 業	2.9	2.5	3.1	3.4	3.6	3.7	3.9	3.6	3.4	3.4
	卸売・小売業、飲食店	30.5	32.4	28.7	30.4	29.4	29.6	28.6	27.0	26.1	26.3
	金 融・保 險 業	18.5	13.8	8.3	6.8	6.7	5.9	4.6	3.4	2.9	3.0
	不 動 産 業	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2
	サ ー ビ ス 業	14.6	18.6	21.1	22.8	23.8	26.5	29.5	31.7	32.7	32.2
	公 務	3.3	1.9	1.9	2.3	2.9	2.8	2.2	1.8	1.6	1.5
	そ の 他	1.7	1.4	0.8	1.1	0.9	1.1	1.1	1.4	1.4	1.3
男	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業・林 業・漁 業	4.5	3.3	0.8	0.9	0.7	0.8	0.9	1.1	1.1	1.2
	鉱 業	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	建 設 業	7.4	8.3	6.0	7.6	8.8	10.4	13.4	15.6	16.8	15.6
	製 造 業	38.3	33.7	47.6	45.5	43.4	40.7	38.1	38.6	38.4	40.3
	電気・ガス・熱供給・水道業	2.6	2.1	2.1	1.7	1.8	2.1	2.4	2.4	2.3	2.2
	運 輸・通 信 業	6.9	6.0	4.5	4.4	4.9	5.2	5.3	4.8	5.0	4.8
	卸売・小売業、飲食店	17.0	22.9	17.3	18.2	17.1	17.1	17.2	16.6	15.9	15.2
	金 融・保 險 業	3.3	1.5	0.8	0.9	0.8	0.7	0.5	0.4	0.3	0.3
	不 動 産 業	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1
	サ ー ビ ス 業	0.7	10.3	10.3	12.3	13.0	12.9	13.8	13.4	13.0	13.9
	公 務	10.1	9.7	8.3	7.3	8.0	9.0	6.9	5.6	5.8	6.0
	そ の 他	1.8	1.7	1.1	1.0	1.1	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2

資料出所：文部省「学校基本調査」

付表37-2 新規学卒者の産業別就職者数の構成比の推移

(2) 短期大学

(単位 %)

区 分		昭和 50年	55年	60年	平成 2年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業・林 業・漁 業	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	鉱 業	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建 設 業	1.7	2.2	2.1	2.9	3.0	3.3	3.7	3.7	3.7	3.2
	製 造 業	18.4	17.6	21.2	19.0	19.7	17.3	15.1	14.4	14.4	14.7
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.9	1.3	0.6	0.7	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4
	運 輸・通 信 業	2.2	2.3	3.1	2.8	3.0	3.0	3.0	2.8	3.1	3.3
	卸売・小売業・飲食店	12.9	14.6	13.4	16.6	16.4	17.1	18.2	19.0	19.8	20.5
	金 融・保 險 業	16.4	13.8	16.1	19.2	17.0	15.8	14.9	13.2	12.2	12.8
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.7	1.0	0.7	0.8	1.1	1.1	1.1	0.9
	サ ー ビ ス 業	42.1	40.4	36.6	33.9	34.8	36.6	38.0	40.4	41.3	40.9
	医 療 保 險 業	4.8	6.0	6.2	5.8	5.9	7.2	7.3	8.2		
	教 育	22.6	14.6	10.5	7.5	7.8	7.5	7.4	7.3		
男	公 務	3.3	5.8	4.5	3.1	3.7	4.7	3.6	3.1	2.8	2.1
	そ の 他	1.2	1.4	0.8	0.6	0.8	0.7	1.5	1.7	1.1	1.1
	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業・林 業・漁 業	5.5	5.8	4.8	1.9	1.9	1.5	2.4	1.9	1.7	1.9
	鉱 業	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2	0.2
	建 設 業	9.2	6.6	5.5	5.8	5.5	7.4	8.8	10.0	10.0	9.2
	製 造 業	25.5	22.7	23.3	23.5	24.5	21.6	18.6	17.9	18.5	17.1
	電気・ガス・熱供給・水道業	1.2	0.9	1.3	0.5	0.7	0.6	0.7	0.6	0.4	0.5
	運 輸・通 信 業	2.9	4.3	5.3	1.8	2.0	2.2	1.8	2.3	2.2	2.6
	卸売・小売業・飲食店	20.9	23.4	22.7	29.9	28.2	30.6	31.2	29.3	29.7	31.5
	金 融・保 險 業	3.0	2.2	2.0	2.1	2.0	2.0	1.7	1.2	1.3	1.3
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.4	0.5	0.3	0.4	0.6	0.5	0.4	0.4
	サ ー ビ ス 業	14.1	19.3	21.2	25.7	26.4	24.2	24.2	27.4	27.8	29.2
	医 療 保 險 業	1.9	3.8	6.1	7.0	7.1	7.7	6.9	7.1		
	教 育	3.1	2.8	2.1	1.0	1.3	0.9	1.2	1.1		
	公 務	13.8	11.7	12.1	6.5	6.3	7.1	6.9	5.9	5.7	4.3
	そ の 他	3.3	2.6	1.5	1.9	2.3	2.1	3.2	3.0	2.1	1.9

資料出所：文部省「学校基本調査」

付表37-3 新規学卒者の産業別就職者数の構成比の推移

(3) 4年制大学

(単位 %)

区 分		昭和 50年	55年	60年	平成 2年	4年	5年	6年	7年	8年	9年
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1
	鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	建 設 業	2.5	2.2	2.0	2.5	3.0	3.3	4.2	4.6	4.6	4.7
	製 造 業	14.0	12.2	17.1	19.1	20.0	18.4	16.6	16.1	15.6	15.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.3	0.7	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.2	0.2
	運 輸 ・ 通 信 業	2.4	2.2	2.6	2.9	3.3	3.2	3.1	3.2	3.9	4.3
	卸売・小売業、飲食店	12.0	13.2	12.3	12.6	13.3	15.4	17.7	18.1	19.0	19.6
	金 融 ・ 保 険 業	8.8	3.1	5.4	9.9	8.3	8.6	11.1	10.7	9.8	9.6
	不 動 産 業	0.5	0.4	0.6	1.0	0.9	0.7	1.3	1.7	1.7	1.6
	サ ー ビ ス 業	53.2	58.0	51.8	44.2	41.8	39.7	36.7	37.0	37.4	37.4
	医 療 保 険 業	5.4	7.2	5.6	4.1	3.2	4.2	4.5	5.2		
男	教 育	39.0	39.2	28.4	19.0	16.5	16.3	4.9	12.7		
	公 務	4.7	7.0	6.8	7.0	8.3	9.5	7.0	6.4	5.9	5.4
	そ の 他	1.6	1.2	0.6	0.5	0.7	0.6	1.8	1.8	1.6	1.6
	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0.6	0.7	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
	鉱 業	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.1
	建 設 業	7.8	7.4	5.6	6.6	7.1	7.9	9.7	10.3	10.0	9.6
	製 造 業	29.7	27.6	31.4	31.2	32.2	29.4	26.7	24.4	23.1	22.9
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.7	0.8	0.9	0.8	0.8	0.9	0.7	0.6	0.5	0.5
	運 輸 ・ 通 信 業	3.5	2.5	2.8	3.5	3.6	3.6	3.5	3.4	3.7	3.9
	卸売・小売業、飲食店	18.7	19.8	15.5	15.0	15.6	18.1	21.9	23.4	24.1	24.3
	金 融 ・ 保 険 業	12.7	10.1	10.0	12.3	9.5	9.1	9.7	9.6	8.9	8.3
	不 動 産 業	0.6	0.5	0.5	1.1	0.9	0.7	1.1	1.6	1.6	1.4
男	サ ー ビ ス 業	13.9	17.8	21.5	19.4	20.0	19.2	16.8	17.8	19.7	21.2
	医 療 保 険 業	1.1	1.7	1.4	1.2	0.9	1.2	1.0	1.1		
	教 育	6.6	7.9	7.8	5.1	4.2	4.2	3.2	3.1		
	公 務	10.5	11.8	10.4	9.0	9.1	10.0	7.1	6.1	5.9	5.6
	そ の 他	1.1	0.8	0.6	0.7	0.7	0.9	2.3	2.5	2.1	2.0

資料出所：文部省「学校基本調査」

付表 3 8 職業別 4 年制大学卒就職者数及び構成比の推移

区 分		昭和50年	55年	60年	平成2年	5年	6年	7年	8年	9年	
実 数	女	計	42,437	61,558	66,890	88,892	103,026	98,885	101,278	109,043	117,881
		専門的・技術的 職 業 従 事 者	22,369	34,420	33,747	39,042	39,331	29,897	30,447	31,599	33,962
		技 術 者	1,446	2,442	7,022	13,025	13,159	8,085	8,465	9,082	11,100
		教 員	16,185	23,058	18,297	16,096	15,654	10,713	10,098	9,286	8,133
		保険医療従事者	2,996	4,849	4,536	5,163	5,628	5,775	6,133	6,738	7,200
		そ の 他	1,742	4,071	3,896	4,759	4,891	5,324	5,751	6,493	7,529
		事務従事者	17,152	22,540	26,149	38,489	48,804	49,654	49,922	53,003	56,967
		販売従事者	1,302	3,164	5,230	8,575	11,512	13,439	14,660	16,336	18,298
		そ の 他	1,614	1,448	1,737	2,786	3,379	5,575	6,249	8,105	8,654
		(人)	男	計	190,246	223,571	221,453	235,328	236,875	226,582	229,733
専門的・技術的 職 業 従 事 者	68,595			79,927	86,392	92,242	86,923	72,732	72,317	71,279	74,039
技 術 者	50,524			55,515	61,996	72,038	71,344	60,419	60,021	59,303	62,553
教 員	12,046			17,077	17,255	11,715	9,105	6,280	5,870	5,301	4,676
保険医療従事者	2,507			3,334	3,220	3,216	3,026	2,968	2,829	2,913	2,579
そ の 他	3,518			4,001	3,921	5,272	3,448	3,065	3,597	3,762	4,231
事務従事者	65,627			73,763	69,737	83,348	87,295	81,221	78,254	77,634	77,156
販売従事者	43,230			57,753	55,197	51,219	52,248	56,395	62,335	60,849	59,497
そ の 他	12,794			12,128	9,212	8,519	10,406	16,234	16,827	19,015	20,011
構 成 比 (%)	女			計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		専門的・技術的 職 業 従 事 者	52.7	55.9	50.5	43.9	38.2	30.2	30.1	29.0	28.8
		技 術 者	3.4	4.0	10.5	14.7	12.8	8.2	8.4	8.3	9.4
		教 員	38.1	37.5	27.4	18.1	15.2	10.8	10.0	8.5	6.9
		保険医療従事者	7.1	7.9	6.8	5.8	5.5	5.8	6.1	6.2	6.1
		そ の 他	4.1	6.6	5.8	5.4	4.7	5.4	5.7	6.0	6.4
		事務従事者	40.4	36.6	39.1	43.3	47.4	50.2	49.3	48.6	48.3
		販売従事者	3.1	5.1	7.8	9.6	11.2	13.6	14.5	15.0	15.5
		そ の 他	3.8	2.4	2.6	3.1	3.3	5.9	6.2	7.4	7.3
		(男)	男	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的 職 業 従 事 者	36.1			35.8	39.0	39.2	36.7	32.1	31.5	31.2	32.1
技 術 者	26.6			24.8	28.0	30.6	30.1	26.7	26.1	25.9	27.1
教 員	6.3			7.6	7.8	5.0	3.8	2.8	2.6	2.3	2.0
保険医療従事者	1.3			1.5	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.3	1.1
そ の 他	1.8			1.8	1.8	2.2	1.5	1.4	1.6	1.6	1.8
事務従事者	34.5			33.0	31.5	35.4	36.9	35.8	34.1	33.9	33.4
販売従事者	22.7			25.8	24.9	21.8	22.1	24.9	27.1	26.6	25.8
そ の 他	6.7			5.4	4.2	3.6	4.4	7.2	7.3	8.3	8.3

資料出所：文部省「学校基本調査」

注) 保健医療従事者には医師、歯科医師、獣医師、薬剤師を含む。

付表 3 9 学校種類別進学率の推移

(単位 %)

年	高等学校への進学率			短期大学への進学率			大学への進学率		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
昭和25年	42.5	36.7	48.0	—	—	—	—	—	—
30	51.5	47.4	55.5	2.2	2.6	1.9	7.9	2.4	13.1
35	57.7	55.9	59.6	2.1	3.0	1.2	8.2	2.5	13.7
40	70.7	69.6	71.7	4.1	6.7	1.7	12.8	4.6	20.7
45	82.1	82.7	81.6	6.5	11.2	2.0	17.1	6.5	27.3
50	91.9	93.0	91.0	11.0	19.9	2.6	26.7	12.5	40.4
55	94.2	95.4	93.1	11.3	21.0	2.0	26.1	12.3	39.3
56	94.3	95.4	93.2	11.4	20.8	1.9	25.7	12.2	38.6
57	94.3	95.5	93.2	11.0	20.5	1.9	25.3	12.2	37.9
58	94.0	95.2	92.8	10.7	19.9	1.8	25.4	12.2	36.1
59	93.9	95.0	92.8	10.8	20.1	1.9	24.8	12.6	36.4
60	93.8	94.9	92.8	11.1	20.8	2.0	26.5	13.7	38.6
61	93.8	94.9	92.8	11.1	21.0	1.7	23.6	12.5	34.2
62	93.9	95.0	92.8	11.4	21.5	1.8	24.7	13.6	35.3
63	94.1	95.3	92.9	11.6	21.8	1.8	25.1	14.4	35.3
平成元	94.1	95.3	93.0	11.7	22.1	1.7	24.7	14.7	34.1
2	94.4	95.6	93.2	11.7	22.2	1.7	24.6	15.2	33.4
3	94.6	95.8	93.5	12.2	23.1	1.8	25.5	16.1	34.5
4	95.0	96.2	93.9	12.4	23.5	1.8	26.4	17.3	35.2
5	95.3	96.5	94.2	12.9	24.4	1.9	28.0	19.0	36.6
6	95.7	96.8	94.6	13.2	24.9	2.0	30.1	21.0	38.9
7	95.8	97.0	94.7	13.1	24.6	2.1	32.1	22.9	40.7
8	95.9	97.1	94.8	12.7	23.7	2.3	33.4	24.6	41.9
9	97.7	98.4	97.1	12.4	22.9	2.3	34.9	26.0	43.4

資料出所：文部省「学校基本調査」

注) 1 高等学校への進学率 = $\frac{\text{進学者数} + \text{就職進学者数}}{\text{中学校卒業生数}} \times 100$

2 大学、短期大学への進学率 = $\frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$

付表40 新規学卒者の就職状況

			計	進学者	就職者	就職 進学者	一時的な 仕事に就 いた者	無業者	その他
実 数 (人)	大学 女子	平成4年	128,166	5,325	103,073	9	2,243	11,325	6,191
		5	136,310	6,647	103,020	6	3,187	14,676	8,774
		6	146,253	8,336	98,856	9	4,565	23,889	10,598
		7	159,050	9,644	101,273	5	5,183	30,565	12,380
		8	171,698	10,297	109,035	8	6,059	34,939	11,360
		9	181,766	10,591	117,866	15	6,321	34,660	12,313
	大学 男子	平成4年	309,712	28,029	246,970	18	1,698	13,782	19,215
		5	309,464	31,254	236,864	11	2,307	17,090	21,938
		6	315,645	35,554	226,571	11	3,144	28,365	22,000
		7	334,227	36,672	229,725	8	4,097	37,279	26,446
		8	341,116	37,906	228,770	7	4,455	45,427	24,551
		9	341,863	37,276	230,688	15	4,416	45,118	24,350
	短大 女子	平成4年	210,671	7,239	182,824	46	2,198	15,276	3,088
		5	224,022	8,640	181,046	30	4,078	25,656	4,572
		6	228,749	10,448	161,740	28	7,684	41,300	7,549
		7	228,746	11,701	150,906	20	10,182	48,177	7,760
		8	218,427	12,247	145,262	14	10,841	45,085	4,978
		9	203,088	12,364	139,894	9	9,719	36,580	4,522
	短大 男子	平成4年	15,761	2,080	11,062	67	244	1,454	854
		5	16,894	2,155	11,123	77	269	2,076	1,194
		6	17,847	2,440	10,973	34	467	2,751	1,182
		7	17,728	2,512	10,133	31	714	3,174	1,164
		8	17,938	2,957	10,020	29	672	3,378	882
		9	17,839	3,009	10,121	40	844	3,010	815
構 成 比 (%)	大学 女子	平成4年	100.0	4.2	80.4	0.0	1.8	8.8	4.8
		5	100.0	4.9	75.6	0.0	2.3	10.8	6.4
		6	100.0	5.7	67.6	0.0	3.1	16.3	7.2
		7	100.0	6.1	63.7	0.0	3.3	19.2	7.8
		8	100.0	6.0	63.5	0.0	3.5	20.3	6.6
		9	100.0	5.8	64.8	0.0	3.5	19.1	6.8
	大学 男子	平成4年	100.0	9.1	79.7	0.0	0.5	4.4	6.2
		5	100.0	10.1	76.5	0.0	0.7	5.5	7.1
		6	100.0	11.3	71.8	0.0	1.0	9.0	7.0
		7	100.0	11.0	68.7	0.0	1.2	11.2	7.9
		8	100.0	11.1	67.1	0.0	1.3	13.3	7.2
		9	100.0	10.9	67.5	0.0	1.3	13.2	7.1
	短大 女子	平成4年	100.0	3.4	86.8	0.0	1.0	7.3	1.5
		5	100.0	3.9	80.8	0.0	1.8	11.5	2.0
		6	100.0	4.6	70.7	0.0	3.4	18.1	3.3
		7	100.0	5.1	66.0	0.0	4.5	21.1	3.4
		8	100.0	5.6	66.5	0.0	5.0	20.6	2.3
		9	100.0	6.1	68.9	0.0	4.8	18.0	2.2
	短大 男子	平成4年	100.0	13.2	70.2	0.4	1.5	9.2	5.4
		5	100.0	12.8	65.8	0.5	1.6	12.3	7.1
		6	100.0	13.7	61.5	0.2	2.6	15.4	6.6
		7	100.0	14.2	57.2	0.2	4.0	17.9	6.6
		8	100.0	16.5	55.9	0.2	3.7	18.8	4.9
		9	100.0	16.9	56.7	0.2	4.7	16.9	4.6

資料出所：文部省「学校基本調査」

注) 各年3月卒の状況である。

付表 4 1 新規大卒未就業者の企業規模別、一般・パート別入職者数構成比

(単位 %)

		計	5～29 人	30～99	100～ 299	300～ 999	1,000 人以上	一 般	パ ー ト
女	平成 3 年	100.0	6.3	6.0	14.7	15.3	54.1	97.7	2.3
	4	100.0	8.1	5.1	17.3	19.1	46.8	99.0	1.0
	5	100.0	7.0	5.0	11.8	45.0	28.6	89.2	10.8
	6	100.0	14.2	12.4	19.8	16.7	34.9	95.6	4.4
	7	100.0	20.4	10.3	12.8	18.5	33.6	93.7	6.3
男	平成 3 年	100.0	2.6	5.3	13.5	22.8	51.8	98.8	1.2
	4	100.0	7.1	5.9	12.8	22.2	48.6	99.4	0.6
	5	100.0	6.5	11.2	11.3	28.5	39.4	98.7	1.3
	6	100.0	3.6	10.9	19.1	25.1	38.9	98.3	1.7
	7	100.0	9.4	12.2	21.2	27.1	27.9	98.7	1.2

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 企業規模計には官公営を含む。

付表4 2 関係学科別大学在学学生数の構成比の推移

区 分		在 学 生 総 数 (人)	構 成 比 (％)											
			計	人 文 科 学	社 会 科 学	理 学	工 学	農 学	保 健	商 船	家 政	教 育	芸 術	そ の 他
女	昭和50年	356,167	100.0	36.2	15.0	2.0	0.8	1.5	8.4	-	8.1	19.6	6.4	2.0
	55	389,881	100.0	35.9	14.7	2.2	1.3	1.8	8.9	0.0	8.1	18.2	7.1	1.7
	60	414,384	100.0	35.4	15.1	2.6	2.3	2.1	9.5	0.0	7.7	16.9	6.9	1.5
	61	430,830	100.0	35.6	15.6	2.5	2.3	2.1	9.5	0.0	7.6	16.6	6.7	1.5
	62	453,488	100.0	35.9	16.4	2.4	2.3	2.1	9.3	0.0	7.4	16.1	6.4	1.6
	63	482,844	100.0	36.3	17.7	2.3	2.4	2.2	8.9	0.0	7.1	15.4	6.1	1.6
	平成元	518,283	100.0	36.3	19.1	2.3	2.5	2.4	8.5	0.0	6.8	14.5	5.9	1.8
	2	554,666	100.0	36.0	20.7	2.2	2.7	2.5	8.0	0.0	6.5	13.8	5.7	1.9
	3	593,128	100.0	35.3	22.1	2.2	3.2	2.7	7.7	0.0	6.2	13.0	5.6	2.0
	4	636,356	100.0	34.6	23.2	2.3	3.6	2.9	7.5	0.0	6.0	12.4	5.4	2.1
	5	683,118	100.0	33.9	24.2	2.3	4.0	3.1	7.4	0.0	5.7	11.9	5.3	2.1
	6	727,646	100.0	33.4	25.1	2.4	4.3	3.2	7.4	0.0	5.4	11.4	5.3	2.1
	7	767,885	100.0	32.7	26.0	2.5	4.6	3.3	7.5	0.0	5.2	11.0	5.2	2.0
	8	783,521	100.0	32.2	26.1	2.5	4.8	3.5	7.9	0.0	5.1	10.8	5.2	2.0
	9	836,187	100.0	31.7	27.5	2.6	5.0	3.3	7.8	0.0	4.8	10.1	5.1	2.1
男	昭和50年	1,295,836	100.0	6.7	49.0	3.3	25.5	4.1	4.8	0.1	0.0	3.8	1.3	1.2
	55	1,351,615	100.0	7.4	47.9	3.4	24.6	3.9	5.7	0.1	0.0	4.9	1.2	0.9
	60	1,320,008	100.0	7.6	46.1	3.7	25.3	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.2
	61	1,327,800	100.0	7.5	46.1	3.7	25.6	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.4
	62	1,352,536	100.0	7.4	46.3	3.7	25.7	3.8	5.7	0.1	0.0	4.8	1.2	1.2
	63	1,378,462	100.0	7.2	46.6	3.7	25.9	3.8	5.5	0.1	0.0	4.7	1.2	1.4
	平成元	1,410,854	100.0	7.2	46.8	3.7	26.0	3.7	5.2	0.1	0.0	4.6	1.2	1.4
	2	1,433,906	100.0	7.2	46.9	3.8	26.2	3.7	5.0	0.1	0.0	4.5	1.1	1.5
	3	1,459,207	100.0	7.3	47.0	3.9	26.3	3.5	4.8	0.1	0.0	4.4	1.2	1.5
	4	1,491,357	100.0	7.5	47.0	3.9	26.4	3.4	4.6	0.1	0.0	4.4	1.2	1.6
	5	1,525,918	100.0	7.6	47.1	4.0	26.5	3.3	4.4	0.1	0.1	4.2	1.2	1.6
	6	1,554,128	100.0	7.8	47.1	4.0	26.7	3.1	4.2	0.1	0.1	4.1	1.2	1.6
	7	1,562,945	100.0	7.9	47.0	4.0	27.0	3.0	4.1	0.1	0.1	4.0	1.3	1.6
	8	1,460,864	100.0	8.0	45.8	4.2	27.3	3.1	4.4	0.1	0.1	4.1	1.4	1.5
	9	1,564,095	100.0	8.2	46.8	4.0	27.2	2.8	4.1	0.1	0.1	3.9	1.3	1.5

資料出所：文部省「学校基本調査」

付表4 3 1人平均月間現金給与額

(単位 円)

事業所 規模	現 金 給 与 総 額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与		
	男 女 計	女	男	男 女 計	女	男	男 女 計	女	男
5人以上	365,810	229,981	451,802	284,976	182,909	349,594	80,834	47,072	102,208
30人以上	413,096	256,396	499,972	312,034	198,385	375,042	101,062	58,011	124,930

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成8年)

付表44-1 産業別1人平均月間現金給与総額
(事業所規模5人以上)

産 業	現 金 給 与 総 額		
	男 女 計	女	男
	円	円	円
調 査 産 業 計	365,810	229,981	451,802
鉱 業	378,196	236,887	404,248
建 設 業	383,906	225,985	419,659
製 造 業	366,103	195,547	456,269
食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	268,066	157,705	399,748
織 維 工 業	300,473	189,577	400,888
衣服その他の繊維製品製造業	197,242	156,666	355,695
木材・木製品製造業	293,605	182,922	336,969
出版・印刷・同関連産業	418,941	256,039	493,743
化 学 工 業	501,757	287,999	574,141
窯業・土石製品製造業	365,372	203,479	412,805
金 属 製 品 製 造 業	355,868	209,290	411,516
一 般 機 械 器 具 製 造 業	418,127	224,175	465,333
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	434,155	226,226	477,631
精 密 機 械 器 具 製 造 業	374,065	208,533	468,744
電気・ガス・熱供給・水道業	578,687	341,520	612,778
運 輸 ・ 通 信 業	411,368	244,539	445,342
卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	295,676	169,012	403,462
金 融 ・ 保 険 業	498,411	315,430	684,203
不 動 産 業	394,083	236,474	479,462
サ ー ビ ス 業	372,313	281,228	465,669

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成8年)

付表 4 4 - 2 産業別 1 人平均月間現金給与総額
(事業所規模30人以上)

産 業	現 金 給 与 総 額		
	男 女 計	女	男
	円	円	円
調 査 産 業 計	413,096	256,396	499,972
鉱 業	464,508	275,411	489,205
建 設 業	461,718	256,177	498,913
製 造 業	401,051	214,736	483,355
食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	294,916	170,598	427,418
織 維 工 業	324,857	207,990	413,533
衣服その他の繊維製品製造業	207,800	169,489	357,871
木材・木製品製造業	351,445	214,528	395,419
出版・印刷・同関連産業	471,072	287,406	537,826
化 学 工 業	515,283	297,730	585,828
窯業・土石製品製造業	395,706	215,191	442,800
金 属 製 品 製 造 業	382,822	222,131	437,110
一 般 機 械 器 具 製 造 業	443,823	235,199	489,539
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	456,155	250,213	491,230
精 密 機 械 器 具 製 造 業	394,620	222,744	481,483
電気・ガス・熱供給・水道業	589,967	349,824	626,829
運 輸 ・ 通 信 業	435,284	258,495	466,963
卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	348,094	190,469	480,259
金 融 ・ 保 險 業	546,258	337,625	742,767
不 動 産 業	419,150	226,485	515,879
サ ー ビ ス 業	413,434	307,113	508,906

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成 8 年)

付表45 きまって支給する現金給与額、所定内給与額の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

年	きまって支給する現金給与額			所 定 内 給 与 額		
	女	男	男女間格差 (男性=100.0)	女	男	男女間格差 (男性=100.0)
	千円	千円		千円	千円	
昭和55年	122.5	221.7	55.3	116.9	198.6	58.9
56	130.5	235.3	55.5	124.6	211.4	58.9
57	136.2	246.1	55.3	130.1	222.0	58.6
58	141.2	254.4	55.5	134.7	229.3	58.7
59	146.6	265.1	55.3	139.2	237.5	58.6
60	153.6	274.0	56.1	145.8	244.6	59.6
61	158.9	280.8	56.6	150.7	252.4	59.7
62	164.8	286.1	57.6	155.9	257.7	60.5
63	169.5	296.1	57.2	160.0	264.4	60.5
平成元	176.7	310.0	57.0	166.3	276.1	60.2
2	186.1	326.2	57.1	175.0	290.5	60.2
3	195.7	340.6	57.5	184.4	303.8	60.7
4	203.6	345.6	58.9	192.8	313.5	61.5
5	207.5	349.4	59.4	197.0	319.9	61.6
6	213.7	357.1	59.8	203.0	327.4	62.0
7	217.5	361.3	60.2	206.2	330.0	62.5
8	221.3	366.1	60.4	209.6	334.0	62.8

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表46 年齢階級別所定内給与額、対前年上昇率、年齢間格差
(産業計、企業規模計、学歴計)

年齢階級	所定内給与額		対前年上昇率		年齢間格差 (20～24歳=100.0)		男女間格差 (男性=100.0)
	女	男	女	男	女	男	
	千円	千円	%	%			
計	209.6	334.0	1.6	1.2	115.9	166.4	62.8
17歳以下	130.6	142.5	2.0	1.4	72.2	71.0	91.6
18～19歳	155.4	168.7	1.3	0.8	85.9	84.1	92.1
20～24	180.9	200.7	0.9	0.5	100.0	100.0	90.1
25～29	208.2	245.9	1.2	0.3	115.1	122.5	84.7
30～34	225.7	299.7	0.6	1.2	124.8	149.3	75.3
35～39	234.0	347.6	3.0	1.5	129.4	173.2	67.3
40～44	228.6	384.0	1.5	1.3	126.4	191.3	59.5
45～49	226.8	414.0	1.8	0.6	125.4	206.3	54.8
50～54	225.6	429.8	2.3	1.4	124.7	214.2	52.5
55～59	214.2	392.8	1.1	1.8	118.4	195.7	54.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成8年)

付表47 女性労働者の学歴別所定内給与額，年齢間格差
(産業計、企業規模計)

年 齢 階 級	所定内給与額 (千円)				年齢間格差 (20～24歳=100.0)			
	中 卒	高 卒	高専・ 短大卒	大 卒	中 卒	高 卒	高専・ 短大卒	大 卒
計	176.4	202.6	221.9	268.0	109.5	116.6	119.9	132.9
18 ～ 19 歳	154.9	155.5	—	—	96.2	89.5	—	—
20 ～ 24	161.1	173.7	185.0	201.7	100.0	100.0	100.0	100.0
25 ～ 29	165.8	192.6	214.7	237.3	102.9	110.9	116.1	117.6
30 ～ 34	173.1	205.3	239.6	287.0	107.4	118.2	129.5	142.3
35 ～ 39	175.3	212.3	258.0	327.0	108.8	122.2	139.5	162.1
40 ～ 44	177.9	216.0	275.3	343.4	110.4	124.4	148.8	170.3
45 ～ 49	182.8	220.7	280.9	398.8	113.5	127.1	151.8	197.7
50 ～ 54	182.8	229.0	305.8	414.8	113.5	131.8	165.3	205.7
55 ～ 59	178.6	224.6	307.7	452.9	110.9	129.3	166.3	224.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成8年)

付表 4 8 標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差
(産業計、企業規模計)

区 分		所定内給与額 (千円)		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100.0)		男女間格差 (男性=100.0)
		女	男	女	男	
中	計	220.8	359.1	136.4	186.8	61.5
	17歳以下	129.1	139.4	79.7	72.5	92.6
	18~19歳	151.3	160.9	93.5	83.7	94.0
	20~24	161.9	192.2	100.0	100.0	84.2
	25~29	168.3	236.7	104.0	123.2	71.1
	30~34	197.4	267.1	121.9	139.0	73.9
	35~39	221.0	300.1	136.5	156.1	73.6
	40~44	240.1	339.4	148.3	176.6	70.7
	卒	256.5	382.8	158.4	199.2	67.0
	50~54	288.5	426.3	178.2	221.8	67.7
卒	55~59	311.5	419.8	192.4	218.4	74.2
高	計	202.3	324.0	114.6	167.0	62.4
	17歳以下	—	—	—	—	—
	18~19歳	156.3	167.7	88.6	86.4	93.2
	20~24	176.5	194.0	100.0	100.0	91.0
	25~29	202.4	239.0	114.7	123.2	84.7
	30~34	232.9	289.4	132.0	149.2	80.5
	35~39	273.9	341.9	155.2	176.2	80.1
	40~44	307.5	405.2	174.2	208.9	75.9
	卒	328.9	460.8	186.3	237.5	71.4
	50~54	379.4	536.8	215.0	276.7	70.7
卒	55~59	408.9	531.7	231.7	274.1	76.9
高専・短大卒	計	204.4	267.9	111.6	138.9	76.3
	17歳以下	—	—	—	—	—
	18~19歳	—	—	—	—	—
	20~24	183.2	192.9	100.0	100.0	95.0
	25~29	215.6	238.6	117.7	123.7	90.4
	30~34	253.7	299.5	138.5	155.3	84.7
	35~39	292.4	364.1	159.6	188.8	80.3
	40~44	338.5	439.5	184.8	227.8	77.0
	45~49	405.0	504.3	221.1	261.4	80.3
	50~54	470.6	528.2	256.9	273.8	89.1
大	55~59	449.5	542.9	245.4	281.4	82.8
	計	243.7	380.6	120.8	178.9	64.0
	17歳以下	—	—	—	—	—
	18~19歳	—	—	—	—	—
	20~24	201.8	212.8	100.0	100.0	94.8
	25~29	238.1	259.6	118.0	122.0	91.7
	30~34	292.3	334.4	144.8	157.1	87.4
	35~39	352.7	406.6	174.8	191.1	86.7
	40~44	400.9	485.7	198.7	228.2	82.5
	卒	462.1	567.7	229.0	266.8	81.4
卒	50~54	509.9	648.2	252.7	304.6	78.7
	55~59	570.9	662.3	282.9	311.2	86.2

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成8年)

注) 標準労働者とは、学校卒業後ただちに企業に就職し、同一企業に継続勤務している労働者をいう。

付表 4 9 新規学卒者の初任給額の推移
(産業計、企業規模計)

年	中 卒		卒 男女間格 差(男=100.0)	高 卒		卒 男女間格 差(男=100.0)	高専・短大卒		大 卒 (事務系)		大 卒 (技術系)	
	女	男		女	男		女	男	女	男	女	男
昭和55年	千円	千円		千円	千円		千円	千円		千円	千円	
56	73.2	81.1	90.3	88.3	92.8	95.2	97.4	100.7	96.7	108.7	114.5	94.9
57	77.5	85.0	91.2	93.1	98.4	94.6	102.6	106.5	96.3	115.0	120.8	95.2
58	81.3	91.0	89.3	97.5	103.4	94.3	106.9	111.2	96.1	119.1	127.2	93.6
59	86.3	93.0	92.8	100.0	106.2	94.2	109.7	116.8	93.9	124.1	132.2	93.9
60	89.7	94.6	94.8	103.0	108.8	94.7	113.0	120.0	94.2	128.7	135.8	94.8
61	91.7	96.2	95.3	106.2	112.2	94.7	117.0	123.6	94.7	133.5	138.9	96.1
62	93.7	99.7	94.0	108.5	115.4	94.0	120.5	126.5	95.3	138.4	143.2	96.6
63	97.1	103.0	94.3	110.1	118.1	93.2	122.7	128.3	95.6	142.1	147.3	96.5
平成元	98.9	104.9	94.3	113.8	120.3	94.6	125.8	132.3	95.1	148.6	152.4	97.5
2	101.4	112.1	90.5	118.3	125.6	94.2	131.7	138.4	95.2	155.1	160.2	96.8
3	107.1	117.0	91.5	126.0	133.0	94.7	138.1	145.4	95.0	162.0	168.8	96.0
4	114.8	123.5	93.0	133.2	140.8	94.6	146.5	155.1	94.5	171.2	177.9	95.2
5	117.2	128.0	91.6	139.5	146.6	95.2	152.4	160.9	94.7	178.8	185.7	96.3
6	120.1	131.5	91.3	142.4	150.6	94.6	155.6	165.1	94.2	179.6	188.9	95.1
7	122.8	134.9	91.0	145.5	153.8	94.6	157.7	166.6	94.7	182.5	190.8	95.6
8	125.5	142.0	88.4	144.7	154.0	94.0	158.7	165.1	96.1	182.5	191.6	95.3
	130.8	146.5	89.2	146.1	154.5	94.6	158.7	166.8	95.1	181.7	191.7	94.8

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 初任給はベースアップ後の確定数値であり、所定内給与額から通勤手当を除いたものである。
2 大卒(技術系)については61年以前は統計をとっていない。

付表50 1人平均月間実労働時間数及び出勤日数の推移

区 分		月 間 実 労 働 時 間 数 (時間)						出勤日数 (日)	
		総実労働時間数		所 定 内		所 定 外			
		女	男	女	男	女	男	女	男
規模 5人以上	平成2年	155.6	182.0	149.7	164.6	5.9	17.4	21.1	21.7
	3	152.7	178.3	147.1	161.9	5.6	16.4	20.8	21.4
	4	150.2	174.6	145.4	160.5	4.8	14.1	20.6	21.2
	5	144.5	169.9	140.1	157.1	4.4	12.8	20.0	20.7
	6	143.3	169.3	139.0	156.6	4.3	12.7	19.9	20.6
	7	143.0	169.6	138.6	156.7	4.4	12.9	19.8	20.6
	8	143.5	170.1	138.8	156.5	4.7	13.6	19.9	20.7
規 模 30 人 以 上	昭和35年	192.1	206.8	181.6	180.5	10.5	26.3	23.9	24.3
	40	181.4	197.8	174.7	177.1	6.7	20.7	23.2	23.8
	45	174.1	192.7	167.1	171.2	7.0	21.5	22.4	23.2
	50	163.0	175.8	158.2	162.8	4.8	13.0	21.5	21.8
	55	164.1	181.2	158.1	164.1	6.0	17.1	21.8	22.0
	56	163.5	180.5	157.5	163.7	6.0	16.8	21.7	21.9
	57	162.9	180.3	156.9	163.8	6.0	16.5	21.7	21.9
	58	162.9	180.5	156.6	163.7	6.3	16.8	21.7	21.9
	59	164.2	182.3	157.4	164.4	6.8	17.9	21.8	22.0
	60	162.5	182.4	155.8	163.6	6.7	18.8	21.7	21.9
	61	162.2	181.9	155.4	163.6	6.8	18.3	21.6	21.9
	62	162.7	182.6	155.6	163.9	7.1	18.7	21.6	21.9
	63	161.1	183.5	153.5	163.7	7.6	19.8	21.6	21.8
	平成元	158.9	181.8	151.4	161.7	7.5	20.1	21.2	21.5
	2	155.3	179.4	148.1	159.5	7.2	19.9	20.7	21.2
	3	153.0	176.2	146.2	157.3	6.8	18.9	20.5	20.9
	4	150.2	172.2	144.5	156.1	5.7	16.1	20.2	20.7
	5	144.8	167.6	139.5	153.2	5.3	14.4	19.7	20.2
	6	144.2	166.9	138.9	152.7	5.3	14.2	19.6	20.1
	7	143.8	167.7	138.4	152.9	5.4	14.8	19.6	20.2
	8	144.8	168.1	139.1	152.5	5.7	15.6	19.7	20.2

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成8年)

注) 40年以前はサービス業を含まない数値である。

付表51-1 産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数（事業所規模5人以上）

産業	月 間 実 労 働 時 間 数 (時間)						出勤日数 (日)	
	総実労働時間数		所 定 内		所 定 外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
調 査 産 業 計	143.5	170.1	138.8	156.5	4.7	13.6	19.9	20.7
鉱 業	163.0	185.3	158.1	167.9	4.9	17.4	20.8	22.0
建 設 業	157.0	176.6	153.0	165.0	4.0	11.6	20.6	21.5
製 造 業	150.5	174.0	144.9	156.7	5.6	17.3	20.0	20.4
食料品、飲料・たばこ・ 飼料製造業	143.6	177.1	138.2	161.6	5.4	15.5	20.2	21.4
織 維 工 業	158.2	178.3	153.6	164.0	4.6	14.3	20.8	21.4
衣服その他の繊維製品製造業	160.7	176.7	157.1	168.6	3.6	8.1	21.0	21.7
木材・木製品製造業	160.9	178.4	155.9	165.9	5.0	12.5	20.7	21.5
出版・印刷・同関連産業	154.1	175.4	144.3	156.0	9.8	19.4	20.0	20.8
化 学 工 業	148.0	159.7	142.0	149.4	6.0	10.3	19.0	19.8
窯業・土石製品製造業	156.1	176.3	151.1	161.5	5.0	14.8	20.4	21.1
金 属 製 品 製 造 業	153.2	181.1	146.5	163.0	6.7	18.1	19.9	21.1
一般機械器具製造業	152.0	178.9	146.1	158.2	5.9	20.7	19.8	20.4
輸送用機械器具製造業	151.4	173.7	145.3	153.9	6.1	19.8	19.3	19.7
精密機械器具製造業	146.7	170.6	141.7	155.0	5.0	15.6	19.3	20.0
電気・ガス・熱供給・水道業	147.9	158.7	142.7	146.0	5.2	12.7	19.0	19.3
運 輸 ・ 通 信 業	142.7	179.6	136.0	158.1	6.7	21.5	19.8	21.0
卸売・小売業、飲食店	132.6	166.9	129.2	158.3	3.4	8.6	19.7	21.1
金 融 ・ 保 険 業	143.6	158.4	137.9	147.7	5.7	10.7	19.1	19.9
不 動 産 業	146.2	168.3	141.8	159.2	4.4	9.1	20.3	21.0
サ ー ビ ス 業	145.0	161.8	140.1	150.4	4.9	11.4	19.9	20.1

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」（平成8年）

付表51-2 産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数（事業所規模30人以上）

産 業	月 間 実 労 働 時 間 数（時間）						出勤日数（日）	
	総実労働時間数		所 定 内		所 定 外		女	男
	女	男	女	男	女	男		
調 査 産 業 計	144.8	168.1	139.1	152.5	5.7	15.6	19.7	20.2
鉱 業	159.2	185.1	153.4	163.0	5.8	22.1	20.4	21.7
建 設 業	158.2	176.0	151.8	160.9	6.4	15.1	20.0	21.2
製 造 業	152.2	171.8	145.5	153.4	6.7	18.4	19.6	19.9
食料品、飲料・たばこ・ 飼料製造業	145.7	176.8	139.2	159.1	6.5	17.7	19.9	21.0
繊維工業業	158.7	171.0	153.3	158.3	5.4	12.7	20.6	20.9
衣服その他の繊維製品製造業	163.6	173.3	159.6	165.8	4.0	7.5	21.0	21.3
木材・木製品製造業	164.5	185.0	155.5	165.5	9.0	19.5	20.3	21.3
出版・印刷・同関連産業	155.9	174.7	143.6	152.3	12.3	22.4	19.6	20.3
化学工業業	148.5	159.0	142.2	148.4	6.3	10.6	18.9	19.7
窯業・土石製品製造業	153.4	172.3	147.5	156.3	5.9	16.0	19.8	20.5
金属製品製造業	155.1	179.2	146.8	158.9	8.3	20.3	19.4	20.5
一般機械器具製造業	153.0	175.8	146.1	154.7	6.9	21.1	19.4	19.9
輸送用機械器具製造業	153.9	172.8	146.7	152.6	7.2	20.2	19.0	19.5
精密機械器具製造業	148.8	169.3	143.1	153.3	5.7	16.0	19.1	19.7
電気・ガス・熱供給・水道業	148.1	158.6	143.0	145.2	5.1	13.4	19.0	19.2
運輸・通信業	140.2	177.4	132.7	155.7	7.5	21.7	19.8	20.8
卸売・小売業，飲食店	133.4	164.2	129.5	154.9	3.9	9.3	19.8	20.8
金融・保険業	143.5	156.8	137.0	146.1	6.5	10.7	19.1	19.8
不動産業	137.5	164.2	131.2	152.3	6.3	11.9	19.8	20.3
サービス業	145.1	158.8	139.6	146.4	5.5	12.4	19.7	19.6

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」（平成8年）

付表 5 2 勤労者世帯の家計収支の推移

年	実 収 入	世帯主収入		可処分所得	消 費 支 出	世帯人員	有業人員	実収入に占める世帯主の配偶者の収入(うち女)の割合
		円	円					
昭和40年	65,141	54,111	2,823	59,557	49,335	4.13	1.53	4.3
45	112,949	94,632	5,049	103,634	82,582	3.90	1.55	4.5
50	236,152	198,316	15,294	215,509	166,032	3.82	1.50	6.5
55	349,686	293,362	24,397	305,549	238,126	3.83	1.50	7.0
56	367,111	307,533	26,207	317,279	251,275	3.80	1.51	7.1
57	393,014	327,120	29,747	335,526	266,063	3.80	1.55	7.6
58	405,517	337,395	31,960	344,113	272,199	3.79	1.55	7.9
59	424,025	351,413	34,698	359,353	282,716	3.79	1.57	8.2
60	444,846	367,036	35,677	373,693	289,489	3.79	1.57	8.0
61	452,942	373,267	37,393	379,520	293,630	3.78	1.57	8.3
62	460,613	376,242	38,302	387,314	295,915	3.77	1.62	8.3
63	481,250	394,956	43,195	405,938	307,204	3.74	1.63	9.0
平成元	495,849	410,117	40,892	421,435	316,489	3.72	1.63	8.2
2	521,757	430,670	44,101	440,539	331,595	3.70	1.64	8.5
3	548,769	448,226	49,621	463,862	345,473	3.71	1.66	9.0
4	563,855	462,253	51,058	473,738	352,820	3.69	1.68	9.1
5	570,545	468,324	51,562	478,155	355,276	3.65	1.68	9.0
6	567,174	468,000	48,801	481,178	353,116	3.63	1.67	8.6
7	570,817	467,799	54,484	482,174	349,663	3.58	1.67	9.5
8	579,461	474,550	55,020	488,537	351,755	3.53	1.66	9.5

資料出所：総務庁統計局「家計調査」

注) 1 世帯当たり年平均1か月間の収入。

付表 5 3 核家族共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比
(勤労者世帯)

項 目	月 平 均 額 (円)		構 成 比 (%)	
	核 家 族 共 働 世 帯	世帯主のみ 働いている 核家族世帯	核 家 族 共 働 世 帯	世帯主のみ 働いている 核家族世帯
実 収 入	638,851	529,591	100.0	100.0
勤 め 先 収 入	612,644	495,166	95.9	93.5
世 帯 主 収 入	469,917	495,166	73.6	93.5
定 期 収 入	372,282	394,683	58.3	74.5
臨 時 収 入 ・ 賞 与	97,635	100,483	15.3	19.0
世帯主の配偶者の収入(うち女)	142,457	0	22.3	0.0
他 の 世 帯 員 収 入	0	0	0.0	0.0
事 業 ・ 内 職 収 入	5,773	1,541	0.9	0.3
他 の 経 常 収 入	8,605	19,199	1.3	3.6
可 処 分 所 得	541,034	446,357	—	—
消 費 支 出	368,633	332,383	100.0	100.0
食 料	76,696	74,242	20.8	22.3
外 食	16,508	13,864	4.5	4.2
住 居	25,463	28,078	6.9	8.4
家 賃 地 代	18,476	20,617	5.0	6.2
光 熱 ・ 水 道	18,328	18,559	5.0	5.6
家 具 ・ 家 事 用 品	12,407	11,845	3.4	3.6
被 服 及 び 履 物	21,835	19,011	5.9	5.7
洋 服	9,608	7,889	2.6	2.4
保 健 医 療	8,934	10,672	2.4	3.2
交 通 ・ 通 信	46,756	38,536	12.7	11.6
自 動 車 等 関 係 費	30,808	22,838	8.4	6.9
教 育	23,426	17,650	6.4	5.3
教 養 娛 楽	35,589	34,840	9.7	10.5
そ の 他 の 消 費 支 出	99,199	78,949	26.9	23.8
諸 雑 費	19,671	16,525	5.3	5.0
こ づ かい (使 途 不 明)	32,944	28,823	8.9	8.7
交 際 費	31,463	28,010	8.5	8.4
仕 送 り 金	15,121	5,591	4.1	1.7
土 地 家 屋 借 金 返 済	37,597	25,458	6.9	5.7
平 均 消 費 性 向 (%)	68.1	74.5	* 68.7	* 75.4
金 融 資 産 純 増 率 (%)	22.4	15.6	* 21.4	* 15.4

資料出所：総務庁統計局「家計調査」(平成8年)

- 注) 1 土地家屋借金返済の構成比欄には可処分所得に対する割合を示した。
2 平均消費性向は可処分所得に占める消費支出の割合。
3 金融資産純増率は可処分所得に対する金融資産純増(貯蓄純増に有価証券購入と有価証券売却との差を加えたもの)の割合。
4 *印は7年の数値を示す。

付表 5 4 家内労働従事者数の推移

区 分			昭 和 4 5 年	5 5 年	平 成 2 年	5 年	6 年	7 年	8 年
家内労働 従事者数			人 2,017,200	人 1,415,500 (△1.9%)	人 951,800 (△6.0%)	人 745,000 (△8.8%)	人 657,300 (△11.8%)	人 576,700 (△12.3%)	人 532,500 (△7.7%)
家 内 労働者数			1,811,200	1,313,900 (△2.1%)	903,400 (△5.7%)	710,200 (△8.7%)	626,600 (△11.8%)	549,600 (△12.3%)	506,900 (△7.8%)
内 訳	性 別	女性	1,671,700 [92.3%]	1,212,000 [92.2%]	844,800 [93.5%]	665,400 [93.7%]	585,700 [93.5%]	513,100 [93.4%]	472,200 [93.2%]
		男性	139,500 [7.7%]	101,900 [7.8%]	58,500 [6.5%]	44,900 [6.3%]	40,900 [6.5%]	36,400 [6.6%]	34,600 [6.8%]
	職 業 別	専 業	171,000 [9.4%]	101,400 [7.7%]	50,400 [5.6%]	39,900 [5.6%]	35,600 [5.7%]	31,800 [5.8%]	30,400 [6.0%]
		内 職	1,597,200 [88.2%]	1,189,500 [90.5%]	843,500 [93.4%]	663,000 [93.4%]	585,000 [93.4%]	512,900 [93.3%]	471,900 [93.1%]
		副 業	43,000 [2.4%]	23,000 [1.8%]	9,400 [1.0%]	7,300 [1.0%]	6,000 [1.0%]	4,800 [0.9%]	4,600 [0.9%]
	補 助 者 数		205,900	101,600	48,400	34,700	30,700	27,100	25,600

資料出所：労働省「家内労働概況調査」

- 注) 1 () 内は対前年比率である。
 2 [] 内は家内労働者数を100.0とした割合である。
 3 数字は下2桁で四捨五入してあるため、合計と内訳とは必ずしも一致しない。

付表 5 5 業種別家内労働者数の推移

業 種	昭和 47 年		55 年		平成 2 年		7 年		8 年	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
合 計	1,706,700	134,200	1,212,000	101,900	844,800	58,500	513,100	36,400	472,200	34,600
食 料	23,400	500	22,400	1,200	10,300	300	6,400	200	5,600	200
織 維 工 業	366,300	52,700	220,400	33,600	111,500	16,600	38,300	8,500	34,900	7,900
衣服・その他の繊維製品	545,200	18,100	386,600	15,300	282,100	7,500	205,000	7,800	190,300	7,700
木材・木製品 家具・装備品	21,000	4,000	13,100	2,100	7,400	1,200	5,000	700	4,600	600
紙 ・ 紙 加 工 品	99,500	2,400	76,000	1,700	41,700	1,000	25,700	800	23,100	800
印刷 ・ 同 関 連 品	26,200	1,000	22,000	1,400	17,600	700	13,600	500	12,900	500
ゴム 製 品	39,200	5,300	26,700	4,600	20,500	1,700	13,700	1,200	13,700	1,100
皮革 製 品	75,100	6,500	29,500	8,700	14,100	5,000	7,100	3,400	6,500	3,000
窯業・土石製品	14,600	2,900	8,600	2,400	7,300	1,200	4,300	700	4,000	600
金属 製 品	16,000	6,100	12,900	8,000	9,100	5,300	6,300	2,000	5,300	1,900
電気機械器具	186,500	5,100	177,000	4,800	182,100	6,500	101,600	4,100	93,200	4,000
機械器具等	25,700	3,500	33,200	4,300	29,400	3,700	20,600	2,100	18,700	2,100
その他（雑貨等）	268,000	26,100	183,600	13,800	111,600	7,700	65,700	4,500	59,500	4,200

資料出所：労働省「家内労働概況調査」

注) 数字は下2桁で四捨五入してあるため、合計と内訳とは必ずしも一致しない。

付表56 雇用形態別役員を除く雇用者数の推移

		雇用者計	正規の職員・従業員	非正規職員	パート	アルバイト	嘱託、その他	
実数	男女計	昭和61年	4,056	3,383	673	381	142	150
		62	4,048	3,337	711	414	147	150
		63	4,132	3,377	755	443	156	156
		平成元	4,269	3,452	817	468	188	161
		2	4,369	3,488	881	506	204	171
		3	4,536	3,639	897	522	212	163
		4	4,664	3,705	958	555	227	176
		5	4,743	3,756	986	565	236	185
		6	4,776	3,805	971	559	241	171
		7	4,780	3,779	1,001	563	262	176
数	女	昭和61年	4,843	3,800	1,043	594	276	173
		62	4,963	3,812	1,152	638	307	173
		63	1,502	1,018	483	363	69	51
		平成元	1,507	989	517	394	75	48
		2	1,555	1,009	546	419	77	50
		3	1,634	1,045	588	442	91	55
		4	1,695	1,050	646	480	104	62
		5	1,784	1,121	664	495	108	61
		6	1,843	1,137	706	524	114	68
		7	1,862	1,146	716	528	119	69
(万人)	男	昭和61年	1,895	1,168	727	533	123	71
		62	1,904	1,159	745	536	140	70
		63	1,935	1,165	770	562	138	70
		平成元	2,014	1,172	840	602	152	86
		2	2,554	2,365	189	18	73	98
		3	2,541	2,347	194	20	72	102
		4	2,577	2,368	210	24	80	106
		5	2,636	2,407	229	26	97	106
		6	2,674	2,438	235	26	100	109
		7	2,752	2,518	234	27	104	103
割合	男女計	昭和61年	2,820	2,568	252	30	113	109
		62	2,881	2,610	270	37	117	116
		63	2,881	2,637	244	27	118	99
		平成元	2,876	2,620	256	28	122	106
		2	2,909	2,635	274	32	138	104
		3	2,950	2,639	310	35	155	120
		4	100.0	83.4	16.6	9.4	3.5	3.7
		5	100.0	82.4	17.6	10.2	3.6	3.7
		6	100.0	81.7	18.3	10.7	3.8	3.8
		7	100.0	80.9	19.1	11.0	4.4	3.8
合	女	昭和61年	100.0	79.8	20.2	11.6	4.7	3.9
		62	100.0	80.2	19.8	11.5	4.7	3.6
		63	100.0	79.4	20.5	11.9	4.9	3.8
		平成元	100.0	79.2	20.8	11.9	5.0	3.9
		2	100.0	79.7	20.3	11.7	5.0	3.6
		3	100.0	79.1	20.9	11.8	5.5	3.7
		4	100.0	78.5	21.5	12.3	5.7	3.6
		5	100.0	76.8	23.2	12.9	6.2	4.2
		昭和61年	100.0	67.8	32.2	24.2	4.6	3.4
		62	100.0	65.6	34.3	26.1	5.0	3.2
(%)	男	63	100.0	64.9	35.1	26.9	5.0	3.2
		平成元	100.0	64.0	36.0	27.1	5.6	3.4
		2	100.0	61.9	38.1	28.3	6.1	3.7
		3	100.0	62.8	37.2	27.7	6.1	3.4
		4	100.0	61.7	38.3	28.4	6.2	3.7
		5	100.0	61.5	38.5	28.4	6.4	3.7
		6	100.0	61.6	38.4	28.1	6.5	3.7
		7	100.0	60.9	39.1	28.1	7.4	3.7
		8	100.0	60.2	39.8	29.0	7.1	3.6
		9	100.0	58.2	41.7	29.9	7.5	4.3
(%)	男	昭和61年	100.0	92.6	7.4	0.7	2.9	3.8
		62	100.0	92.4	7.6	0.8	2.8	4.0
		63	100.0	91.9	8.1	0.9	3.1	4.1
		平成元	100.0	91.3	8.7	1.0	3.7	4.0
		2	100.0	91.2	8.8	1.0	3.7	4.1
		3	100.0	91.5	8.5	1.0	3.8	3.7
		4	100.0	91.1	8.9	1.1	4.0	3.9
		5	100.0	90.6	9.4	1.3	4.1	4.0
		6	100.0	91.5	8.5	0.9	4.1	3.4
		7	100.0	91.1	8.9	1.0	4.2	3.7
8	100.0	90.6	9.4	1.1	4.7	3.6		
9	100.0	89.5	10.5	1.2	5.3	4.1		

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」（各年2月）

注）雇用者計は役員を除いた雇用者の合計である。

付表57 短時間雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

計	総 数			女		
	雇用者数 (万人)	短 時 間 雇用者数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)	雇用者数 (万人)	短 時 間 雇用者数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)
昭和35年	2,106	133	6.3	639	57	8.9
40	2,713	168	6.2	851	82	9.6
45	3,222	216	6.7	1,068	130	12.2
50	3,556	353	9.9	1,137	198	17.4
55	3,886	390	10.0	1,323	256	19.3
56	3,951	395	10.0	1,359	266	19.6
57	4,012	416	10.4	1,386	284	20.5
58	4,119	433	10.5	1,451	306	21.1
59	4,181	464	11.1	1,484	328	22.1
60	4,231	471	11.1	1,516	333	22.0
61	4,296	503	11.7	1,550	352	22.7
62	4,346	506	11.6	1,581	365	23.1
63	4,454	533	12.0	1,635	386	23.6
平成元	4,592	602	13.1	1,713	432	25.2
2	4,748	722	15.2	1,795	501	27.9
3	4,906	802	16.3	1,875	550	29.3
4	5,018	868	17.3	1,930	592	30.7
5	5,099	929	18.2	1,962	623	31.8
6	5,135	967	18.8	1,989	647	32.5
7	5,161	896	17.4	2,000	632	31.6
8	5,219	1,015	19.4	2,035	692	34.0

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1 短時間労働者とは調査対象週において就業時間が35時間未満であったものをいう（季節的、不規則的雇用者を含む。）。
- 2 雇用者数は休業者を除く。
- 3 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

付表58 産業別女性短時間雇用者数及び構成比の推移

区 分		非 農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	電 気・ 給・ ガ ス・ 水 道 熱 業	運 輸・ 通 信 業	卸 売・ 飲 食・ 小 売 業・ 店	金 融・ 不 動 産 業・ 保 険 業	サ ー ビ ス 業	公 務
実 数 (万 人)	昭和50年	198	0	0	10	56	1	7	55	11	53	4
	55	256	0	0	13	65	1	7	84	13	69	5
	56	260	0	0	13	66	1	8	89	13	73	5
	57	284	0	0	14	67	1	8	98	15	78	5
	58	306	0	0	14	68	1	8	109	14	85	5
	59	328	1	0	13	77	1	8	118	16	90	5
	60	333	1	0	14	80	1	8	117	15	91	6
	61	352	0	0	15	83	1	9	124	17	98	6
	62	365	1	0	16	79	1	10	132	17	104	5
	63	386	0	0	16	82	1	10	141	19	109	5
	平成元	432	0	0	18	94	1	13	154	23	122	6
	2	501	0	0	20	107	1	14	173	30	144	9
	3	550	1	0	23	120	1	16	189	32	157	8
	4	592	1	0	24	126	1	18	205	33	172	9
	5	623	1	0	26	127	1	14	215	33	187	10
	6	647	0	0	26	124	1	21	225	34	201	12
	7	632	0	0	23	117	1	20	230	29	199	10
	8	692	0	0	26	128	1	22	246	32	221	13
構 成 比 (%)	昭和50年	100.0	0.0	0.0	5.1	28.3	0.5	3.5	27.8	5.6	26.8	2.0
	55	100.0	0.0	0.0	5.1	25.4	0.4	2.7	32.8	5.1	27.0	2.0
	56	100.0	0.0	0.0	4.9	24.8	0.4	3.0	33.5	4.9	27.4	1.9
	57	100.0	0.0	0.0	4.9	23.6	0.4	2.8	34.5	5.3	27.5	1.8
	58	100.0	0.0	0.0	4.6	22.2	0.3	2.6	35.6	4.6	27.8	1.6
	59	100.0	0.0	0.0	4.0	23.5	0.3	2.4	36.0	4.9	27.4	1.8
	60	100.0	0.3	0.0	4.2	24.0	0.3	2.4	35.1	4.5	27.3	1.8
	61	100.0	0.0	0.0	4.3	23.6	0.3	2.6	35.2	4.7	27.8	1.7
	62	100.0	0.3	0.0	4.4	21.6	0.3	2.7	36.2	4.7	28.5	1.4
	63	100.0	0.0	0.0	4.1	21.2	0.3	2.6	36.5	4.9	28.2	1.3
	平成元	100.0	0.0	0.0	4.2	21.8	0.2	3.0	35.6	5.3	28.2	1.4
	2	100.0	0.0	0.0	4.0	21.4	0.2	2.8	34.5	6.0	28.7	1.8
	3	100.0	0.2	0.0	4.2	21.8	0.2	2.9	34.4	5.8	28.5	1.5
	4	100.0	0.2	0.0	4.1	21.3	0.2	3.0	34.6	5.6	29.1	1.5
	5	100.0	0.2	0.0	4.2	20.4	0.2	3.0	34.5	5.3	30.0	1.6
	6	100.0	0.0	0.0	4.0	19.2	0.2	3.2	34.8	5.3	31.1	1.9
	7	100.0	0.0	0.0	3.6	18.5	0.2	3.2	36.4	4.6	31.5	1.6
	8	100.0	0.0	0.0	3.8	18.5	0.1	3.2	35.5	4.6	31.9	1.9
女 性 短 時 間 雇 用 者 総 数 の 割 合 (%)	昭和50年	17.4	0.0	0.0	20.8	15.8	25.0	18.9	19.2	15.7	17.4	13.3
	55	19.3	0.0	0.0	22.8	17.1	25.0	18.4	24.2	16.0	18.2	15.2
	56	19.6	0.0	0.0	22.8	16.9	25.0	21.1	25.0	15.5	18.5	15.6
	57	20.5	0.0	0.0	23.7	17.3	25.0	21.1	26.5	17.0	19.3	15.2
	58	21.1	0.0	0.0	24.1	16.9	25.0	20.0	28.5	15.7	19.5	14.7
	59	22.1	*	0.0	23.2	18.5	25.0	20.5	29.6	17.8	20.3	18.8
	60	22.0	*	0.0	24.6	18.6	25.0	19.5	29.0	16.7	20.0	17.1
	61	22.7	0.0	0.0	26.8	19.4	25.0	20.9	29.7	17.9	21.0	17.6
	62	23.1	*	0.0	28.6	18.7	25.0	23.3	30.6	16.8	21.5	15.2
	63	23.6	0.0	0.0	26.2	18.9	25.0	23.3	31.5	18.1	21.7	15.6
	平成元	25.2	0.0	0.0	27.3	20.8	25.0	27.1	33.0	20.9	23.2	18.8
	2	27.9	0.0	0.0	28.2	23.0	25.0	28.0	35.5	25.2	25.9	25.7
	3	29.3	*	0.0	29.5	24.9	25.0	30.2	37.1	26.9	26.2	22.2
	4	30.7	*	0.0	30.0	25.9	25.0	31.0	38.7	27.3	28.4	24.3
	5	31.8	*	0.0	31.3	26.5	20.0	31.7	40.1	27.3	29.5	26.9
	6	32.5	*	0.0	30.6	26.8	20.0	33.9	41.3	28.1	30.5	30.0
	7	31.1	0.0	0.0	26.4	25.6	20.0	30.8	41.1	23.6	29.0	23.8
	8	33.4	0.0	0.0	29.5	28.1	16.7	33.3	42.9	26.9	31.1	31.0

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 1 付表57 注) 1、2に同じ。

2 「*」は、実数が少ないため表示していない。

付表59 規模別女性短時間雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

区 分	総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公	
実 数 (万 人)	昭和50年	198	98	25	19	37	19
	55	256	134	33	25	42	24
	56	266	139	34	26	42	23
	57	284	149	38	29	45	22
	58	306	162	41	31	48	24
	59	328	171	44	33	34	26
	60	333	173	45	37	51	26
	61	352	180	47	41	57	27
	62	365	189	49	41	59	27
	63	386	195	56	44	63	28
	平成元	432	208	62	53	77	31
	2	501	228	71	64	96	40
	3	550	248	79	73	108	39
	4	592	261	87	80	118	43
	5	623	269	94	86	123	49
	6	647	271	98	93	130	53
	7	632	276	94	92	121	46
	8	692	291	106	103	134	55
構 成 比 (%)	昭和50年	100.0	49.5	12.6	9.6	18.7	9.6
	55	100.0	52.3	12.9	9.8	16.4	9.4
	56	100.0	52.3	12.8	9.8	15.8	8.6
	57	100.0	52.5	13.4	10.2	15.8	7.7
	58	100.0	52.9	13.4	10.1	15.7	7.8
	59	100.0	52.1	13.4	10.1	16.5	7.9
	60	100.0	52.0	13.5	11.1	15.3	7.8
	61	100.0	52.0	13.5	11.1	15.3	7.8
	62	100.0	51.8	13.4	11.2	16.2	7.4
	63	100.0	50.5	14.5	11.4	16.3	7.3
	平成元	100.0	48.1	14.4	12.3	17.8	7.2
	2	100.0	45.5	14.2	12.8	19.2	8.0
	3	100.0	45.1	14.4	13.3	19.6	7.1
	4	100.0	44.1	14.7	13.5	19.9	7.3
	5	100.0	43.2	15.1	13.8	19.7	7.9
	6	100.0	41.9	15.1	14.4	20.1	8.2
	7	100.0	43.7	14.9	14.6	19.1	7.3
	8	100.0	42.1	15.3	14.9	19.4	7.9
女短 性時 間雇 用雇 用者 数の 割合 に割 合め る(%)	昭和50年	17.4	22.7	14.0	12.3	15.5	14.5
	55	19.3	26.1	15.1	13.6	16.8	15.4
	56	19.6	26.3	15.2	13.4	16.4	14.6
	57	20.5	27.4	16.6	14.6	17.4	14.2
	58	21.1	28.9	17.2	14.6	17.5	14.7
	59	22.1	29.9	17.8	15.3	18.9	16.0
	60	22.0	29.7	17.8	16.1	18.0	16.0
	61	22.7	30.3	18.2	17.2	19.5	16.6
	62	23.1	31.2	18.7	16.9	19.4	16.5
	63	23.6	31.7	20.1	17.1	19.7	17.3
	平成元	25.2	32.4	21.5	19.9	22.1	18.9
	2	27.9	34.3	23.6	22.4	26.0	23.7
	3	29.3	35.8	25.3	23.8	28.1	22.5
	4	30.7	37.0	27.0	25.3	29.2	24.3
	5	31.8	37.9	28.2	26.5	30.1	26.9
	6	32.5	38.1	29.3	28.0	31.5	27.6
	7	31.1	37.6	27.6	27.1	29.0	23.5
	8	33.4	38.9	29.9	29.4	32.5	27.9

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注）付表57 注）1、2に同じ。

付表 60 年齢階級、産業、企業規模別女性パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移

(単位:円)

区分	昭和55年	60	平成2年	3	4	5	6	7	8
計	492	595	712	770	809	832	848	854	870
18 ~ 19 歳	494	581	706	758	801	807	802	786	829
20 ~ 24	541	638	786	877	880	898	885	890	915
25 ~ 29	507	654	783	829	895	906	910	923	932
30 ~ 34	480	596	707	792	816	860	864	877	904
35 ~ 39	479	579	691	756	788	821	830	854	861
40 ~ 44	487	585	699	754	794	811	831	835	851
45 ~ 49	496	595	712	764	807	824	850	842	864
50 ~ 54	504	601	717	767	810	837	854	860	870
製造業	466	561	665	713	750	769	783	787	812
卸売・小売業、飲食店	490	594	708	772	811	824	836	838	846
金融・保険業	-	-	815	889	942	945	929	921	995
サービス業	567	675	808	864	894	932	951	960	975
1,000人以上	517	624	748	820	860	874	886	890	893
100 ~ 999人	494	602	720	769	815	841	849	869	885
10 ~ 99人	478	579	688	744	777	802	824	820	840

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 年齢計は17歳以下及び55歳以上を含む。
2 産業別は特掲である。

付表 6 1 産業、企業規模別女性パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額の推移
(単位 千円)

年	計	産 業				企 業 規 模		
		製 造 業	卸 売 ・ 小 売 業、飲 食 店	金融・保険業	サ ー ビ ス 業	1,000人以上	100～999人	10～99人
昭和55年	72.8	82.4	61.1	-	71.6	108.2	68.5	60.4
60	84.2	99.1	74.7	-	66.8	123.7	85.2	67.4
61	83.6	102.6	72.7	-	60.1	128.3	85.6	64.0
62	82.4	97.4	69.9	-	76.5	112.4	83.5	67.9
63	76.5	89.6	72.5	-	56.9	96.8	82.7	62.4
平成元年	77.1	98.1	65.0	82.6	60.0	96.9	78.8	66.6
2	86.5	108.0	71.4	85.8	77.1	104.4	89.7	74.7
3	92.4	119.3	74.4	118.3	77.9	104.0	96.2	83.4
4	98.8	130.0	78.7	125.1	81.1	111.5	104.3	88.0
5	91.8	121.6	75.4	120.1	78.1	105.5	99.7	77.7
6	87.9	110.5	71.5	120.8	80.4	101.3	95.3	74.2
7	84.0	103.8	69.9	123.3	74.2	96.8	94.0	68.5
8	80.4	108.4	63.1	105.4	78.6	89.5	86.6	68.1

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 産業別は特掲である。

付表62 産業、企業規模別女性パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数の推移

年	計		業										業 規 模			
			製 造 業			卸売・小売業、飲食店			金融・保険業		サービス業		1,000人以上		100～999人	
	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働時間数	労働日数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数
昭和55年	6	23	7	22	6	23	—	—	—	—	5	23	6	22	6	23
60	6	22	7	22	6	23	—	—	—	—	6	22	6	22	6	23
61	6	22	7	22	6	23	—	—	—	—	5	22	6	22	6	23
62	6	22	6	22	6	23	—	—	—	—	6	22	6	22	6	23
63	6	22	6	22	6	22	—	—	—	—	5	22	6	21	6	22
平成元	6.0	21.7	6.4	21.8	5.7	21.8	6.0	19.5	5.6	21.3	5.8	20.8	6.0	22.1	6.0	21.8
2	5.9	21.7	6.4	21.8	5.7	21.7	5.9	18.8	5.5	21.7	5.8	21.1	6.0	22.0	6.0	21.9
3	5.9	21.2	6.3	21.2	5.6	21.3	6.1	17.8	5.5	21.2	5.7	20.4	6.0	21.4	5.9	21.4
4	5.8	20.9	6.2	20.9	5.6	21.0	6.0	17.7	5.4	21.0	5.7	20.1	5.8	20.9	5.8	21.2
5	5.7	19.9	6.2	20.1	5.5	19.7	5.9	17.5	5.4	20.0	5.5	19.1	5.8	20.1	5.7	20.1
6	5.7	20.3	6.2	20.6	5.4	20.0	5.9	17.9	5.4	20.5	5.2	19.4	5.8	20.7	5.7	20.5
7	5.7	20.2	6.2	20.5	5.4	20.1	5.9	18.4	5.4	20.3	5.4	19.6	5.8	20.6	5.7	20.4
8	5.6	20.0	6.2	20.6	5.4	19.8	5.7	17.2	5.5	19.9	5.4	19.4	5.7	20.3	5.7	20.1

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 1 産業別は特掲である。

2 昭和63年以前は小数点以下まで扱っていない。

付表 6 3 産業、規模別女性パートタイム労働者の平均勤続年数の推移

(単位 年)

年	計	産 業				企 業 規 模		
		製造業	卸売・小売業、飲食店	金融・保険業	サービス業	1,000人以上	100～999人	10～99人
昭和50年	2.9	3.0	2.8	—	—	2.9	2.8	2.9
55	3.3	3.4	3.0	—	3.6	3.3	3.3	3.4
60	3.9	4.0	3.9	—	3.6	4.3	3.8	3.9
61	4.0	4.3	3.9	—	3.6	4.4	3.9	3.9
62	4.2	4.5	4.2	—	4.0	4.6	4.1	4.2
63	4.1	4.5	4.0	—	3.7	4.3	4.1	4.0
平成元	4.3	4.7	4.1	3.0	3.7	4.3	4.3	4.2
2	4.5	5.0	4.5	2.9	4.0	4.9	4.4	4.4
3	4.6	5.2	4.5	3.0	4.1	4.9	4.6	4.5
4	4.8	5.6	4.5	3.4	4.0	5.1	4.7	4.6
5	4.6	5.6	4.3	3.8	3.9	4.7	4.7	4.5
6	4.9	5.9	4.6	4.3	4.1	5.2	4.8	4.7
7	5.0	6.0	4.7	4.4	4.2	5.2	5.0	4.9
8	5.0	6.4	4.6	4.4	4.3	5.2	5.0	4.9

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 産業別は特掲である。

付表64 出生数及び合計特殊出生率の推移

年次	出生数	合計特殊出生率
昭和22年	2,678,792	4.54
23	2,681,624	4.40
24	2,696,638	4.32
25	2,337,507	3.65
26	2,137,689	3.26
27	2,005,162	2.98
28	1,868,040	2.69
29	1,769,580	2.48
30	1,730,692	2.37
31	1,665,278	2.22
32	1,566,713	2.04
33	1,653,469	2.11
34	1,626,088	2.04
35	1,606,041	2.00
36	1,589,372	1.96
37	1,618,616	1.98
38	1,659,521	2.00
39	1,716,761	2.05
40	1,823,697	2.14
41	1,360,974	1.58
42	1,935,647	2.23
43	1,871,839	2.13
44	1,889,815	2.13
45	1,934,239	2.13
46	2,000,973	2.16
47	2,038,682	2.14
48	2,091,983	2.14
49	2,029,989	2.05
50	1,901,440	1.91
51	1,832,617	1.85
52	1,755,100	1.80
53	1,708,643	1.79
54	1,642,580	1.77
55	1,576,889	1.75
56	1,529,455	1.74
57	1,515,392	1.77
58	1,508,687	1.80
59	1,489,780	1.81
60	1,431,577	1.76
61	1,382,946	1.72
62	1,346,658	1.69
平成63年	1,314,006	1.66
元2	1,246,802	1.57
3	1,221,585	1.54
4	1,223,245	1.53
5	1,208,989	1.50
6	1,188,282	1.46
7	1,238,328	1.50
8	1,187,064	1.42
	1,206,551	1.43

資料出所：厚生省「人口動態統計」

付表 6 5 平均婚姻年齢の推移

年次	全 婚 姻		初 婚	
	夫	妻	夫	妻
昭和30年	27.7	24.3	26.6	23.8
31	27.8	24.4	26.8	23.9
32	27.9	24.5	26.9	24.0
33	27.9	24.6	27.0	24.2
34	28.0	24.7	27.1	24.3
35	28.1	24.8	27.2	24.4
36	28.1	24.8	27.3	24.5
37	28.1	24.8	27.3	24.5
38	28.1	24.8	27.3	24.5
39	28.1	24.8	27.3	24.4
40	28.1	24.9	27.2	24.5
41	28.1	24.9	27.3	24.5
42	28.0	24.9	27.2	24.5
43	27.9	24.8	27.2	24.4
44	27.8	24.7	27.1	24.3
45	27.6	24.6	26.9	24.2
46	27.5	24.5	26.8	24.2
47	27.4	24.7	26.7	24.2
48	27.4	24.7	26.7	24.3
49	27.6	25.0	26.8	24.5
50	27.8	25.2	27.0	24.7
51	28.0	25.4	27.2	24.9
52	28.2	25.6	27.4	25.0
53	28.5	25.7	27.6	25.1
54	28.6	25.8	27.7	25.2
55	28.7	25.9	27.8	25.2
56	28.9	26.0	27.9	25.3
57	29.0	26.1	28.0	25.3
58	29.0	26.1	28.0	25.4
59	29.1	26.2	28.1	25.4
60	29.3	26.4	28.2	25.5
61	29.5	26.5	28.3	25.6
62	29.6	26.7	28.1	25.7
63	29.7	26.8	28.4	25.8
平成 元 年	29.8	26.9	28.5	25.8
2	29.7	26.9	28.4	25.9
3	29.6	26.9	28.4	25.9
4	29.7	27.0	28.4	26.0
5	29.7	27.1	28.4	26.1
6	29.8	27.2	28.5	26.2
7	29.8	27.3	28.5	26.3

資料出所：厚生省「人口動態統計」

付表 6 6 日本の将来推計人口（平成 9 年 1 月推計）

		中 位	高 位	低 位	平成 4 年 9 月推計 (中位)
総 人 口	平成 7 (1995) 年	12,557 万人	12,557 万人	12,557 万人	12,546 万人
	↓	↓	↓	↓	↓
	く ピ ー ク >	12,778 万人 〔平成 19 (2007) 年〕	12,956 万人 〔平成 23 (2011) 年〕	12,705 万人 〔平成 16 (2004) 年〕	13,044 万人 〔平成 23 (2011) 年〕
	↓	↓	↓	↓	↓
	平成 37 (2025) 年	12,091 万人	12,520 万人	11,748 万人	12,581 万人
65 歳 以上人口割合	↓	↓	↓	↓	↓
	平成 62 (2050) 年	10,050 万人	11,096 万人	9,231 万人	11,151 万人
	↓	↓	↓	↓	↓
	平成 7 (1995) 年	14.6 %	14.6 %	14.6 %	14.5 %
	↓	↓	↓	↓	↓
老 年 人 口	平成 37 (2025) 年	27.4 %	26.5 %	28.2 %	25.8 %
	↓	↓	↓	↓	↓
	平成 62 (2050) 年	32.3 %	29.2 %	35.2 %	28.2 %
	↓	↓	↓	↓	↓
	平成 7 (1995) 年	1,828 万人			1,823 万人
老 年 人 口	↓	↓			↓
	平成 37 (2025) 年	3,312 万人	中位推計と同じ	中位推計と同じ	3,244 万人
	↓	↓			↓
	平成 62 (2050) 年	3,245 万人			3,142 万人
	↓	↓			↓
老年人口が年少人口を上回る年		平成 9 (1997) 年	平成 9 (1997) 年	平成 9 (1997) 年	平成 10 (1998) 年

資料出所：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 9 年 1 月）

付表67 妻と夫の就業状態別世帯数の推移

			典型的一般世帯（万世帯）				割 合（％）					
			総 数	夫婦の世帯 夫みの世帯	夫婦とら 親かる世帯	夫婦とら 子供かる世帯	夫婦、とら 子供かる世帯	総 数	夫婦の世帯 夫みの世帯	夫婦とら 親かる世帯	夫婦とら 子供かる世帯	夫婦、とら 子供かる世帯
総 数	昭和60年(1985)		2,591	582	69	1,514	426	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	平成7 (1995)		2,766	835	96	1,431	404	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	9 (1997)		2,815	916	98	1,418	383	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
夫 が 就 業 者	妻が就業者	昭和60年(1985)	1,204	206	39	691	268	46.5	35.4	56.5	45.6	62.9
		平成7 (1995)	1,314	306	57	678	273	47.5	36.6	59.4	47.4	67.6
		9 (1997)	1,349	334	53	703	259	47.9	36.5	54.1	49.6	67.6
	妻が非就業者	昭和60年(1985)	1,103	209	24	728	142	42.6	35.9	34.8	48.1	33.3
		平成7 (1995)	1,071	275	28	648	120	38.7	32.9	29.2	45.3	29.7
		9 (1997)	1,033	286	33	601	113	36.7	31.2	33.7	42.4	29.5

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」

注) 昭和50年以前は世帯集計なし

			典型的な一般世帯 (万世帯)					割 合 (%)				
			総 数	夫婦の世帯	夫婦と親から成る世帯	夫婦と子供から成る世帯	夫婦、子供と親から成る世帯	総 数	夫婦の世帯	夫婦と親から成る世帯	夫婦と子供から成る世帯	夫婦、子供と親から成る世帯
総 数	昭和60年(1985)		2,591	582	69	1,514	426	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	平成 2 (1990)		2,654	686	80	1,480	408	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	7 (1995)		2,766	835	96	1,431	404	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	9 (1997)		2,815	916	98	1,418	383	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
夫が雇用労働者	妻が雇用労働者	昭和60年(1985)	722	124	22	419	157	27.9	21.3	31.9	27.7	36.9
		平成 2 (1990)	823	153	28	467	175	31.0	22.3	35.0	31.6	42.9
		7 (1995)	908	208	35	482	183	32.8	24.9	36.5	33.7	45.3
		9 (1997)	949	225	35	510	179	33.7	24.6	35.7	36.0	46.7
	妻が専業主婦	昭和60年(1985)	931	168	17	632	114	35.9	28.9	24.6	41.7	26.8
		平成 2 (1990)	878	180	20	574	104	33.1	26.2	25.0	38.8	25.5
		7 (1995)	925	222	22	578	103	33.4	26.6	22.9	40.4	25.5
		9 (1997)	978	263	31	577	107	34.7	28.7	31.6	40.7	27.9

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」

注) 1 昭和50年以前は世帯集計なし

2 専業主婦は非労働力の者

付表68 離婚率の推移

年次		離婚率(人口千対)
昭和	22年	1.02
	23	0.99
	24	1.01
	25	1.01
	26	0.97
	27	0.92
	28	0.86
	29	0.87
	30	0.84
	31	0.80
	32	0.79
	33	0.80
	34	0.78
	35	0.74
	36	0.74
	37	0.75
	38	0.73
	39	0.74
	40	0.79
	41	0.80
	42	0.84
	43	0.87
	44	0.89
	45	0.93
	46	0.99
	47	1.02
	48	1.04
	49	1.04
	50	1.07
	51	1.11
	52	1.14
	53	1.15
	54	1.17
	55	1.22
	56	1.32
	57	1.39
	58	1.51
	59	1.50
	60	1.39
	61	1.37
	62	1.30
	63	1.26
平成	元 年	1.29
	2	1.28
	3	1.37
	4	1.45
	5	1.52
	6	1.57
	7	1.60
	8	1.66

資料出所：厚生省「人口動態統計」

付表 6 9 育児、介護・看護のため離職した雇用者数（年齢、男女別）

（千人）

	男 女 計			男			女		
	総 数	介護・ 看護の ため	育児の ため	総 数	介護・ 看護の ため	育児の ため	総 数	介護・ 看護の ため	育児の ため
合 計	2,343	81	221	763	8	0	1,580	73	221
15～19歳	115	1	2	47	1	0	68	1	2
20～24	432	4	38	126	0	0	306	3	38
25～29	421	6	102	56	0	0	365	6	102
30～34	202	6	53	35	0	0	167	5	53
35～39	139	8	16	32	0	0	107	7	16
40～44	153	11	4	27	1	0	126	11	4
45～49	125	10	1	22	0	0	103	10	1
50～54	113	10	2	27	0	0	87	10	2
55～59	171	11	2	61	1	0	110	10	2
60～64	291	9	0	205	2	0	86	7	0
65歳以上	180	4	0	125	2	0	56	2	0

資料出所：総務庁「就業構造基本調査」（平成4年）

注）1 調査時点で仕事をしている者及び仕事をしていない者について、過去1年間に離職した者で離職時に雇用者（パート、アルバイト、期間雇用等全て含む）の離職理由を尋ねたうち、「家族の介護・看護のため」及び「育児のため」を抜粋して作成

2 千人未満の数値については、四捨五入

付表 7 0 家族構成、勤務形態、子供の年齢別保育方法
 〈一番長い時間預けている預け先〉

区 分	計	公立保 育所	認可保 育所	無認可保 施設（ベ ビーホテ ルなど）	事業所 内託児 施設	幼稚園	保育ママ、 地方自治 体が紹介 する人	ベビー シッター、家 政婦	親、兄 姉妹な の親族	その子 供の兄 姉	友人、知 人、その 他近所 の人	その他	無回答
計	100.0	31.2	19.9	5.4	0.3	3.0	0.3	—	39.3	0.1	0.2	0.3	0.1
家族構成													
子供と配偶者	100.0	25.0	43.8	—	—	12.5	—	—	18.8	—	—	—	—
子供と親	100.0	37.6	26.6	7.4	0.5	1.9	0.5	—	24.9	0.1	0.1	0.2	0.1
子供と配偶者と自分の親	100.0	33.3	16.7	—	—	5.6	—	—	44.4	—	—	—	—
子供と配偶者と配偶者の親	100.0	21.9	4.4	3.5	—	5.3	—	—	64.0	—	—	0.9	—
日中の通常勤務	100.0	21.7	10.1	2.2	—	4.7	—	—	60.4	—	0.3	0.3	0.3
早朝や深夜勤務のない交替勤務	100.0	29.5	19.3	4.5	0.4	3.3	0.3	—	42.2	—	0.2	0.2	0.1
早朝や深夜勤務のある交替勤務	100.0	12.5	12.5	12.5	—	—	—	—	62.5	—	—	—	—
短時間勤務制度を利用した勤務	100.0	22.2	—	11.1	—	—	—	—	55.6	11.1	—	—	—
フレックスタイム制度を利用した勤務	100.0	40.5	23.8	11.9	—	3.6	1.2	—	17.9	—	—	1.2	—
所定外労働を免除された勤務	100.0	38.6	22.8	7.0	—	0.6	—	—	30.4	—	—	0.6	—
1歳～1歳6か月未満	100.0	27.3	18.2	9.1	—	9.1	—	—	27.3	—	—	—	—
1歳6か月～2歳未満	100.0	20.5	21.4	9.3	0.3	0.3	0.9	—	47.4	—	—	—	—
2歳	100.0	29.5	24.9	6.6	0.4	—	—	—	38.6	—	—	—	—
3歳	100.0	31.6	16.3	5.4	0.3	0.3	—	—	45.2	—	0.7	—	—
4歳	100.0	34.1	17.6	2.2	0.5	3.3	—	—	40.7	0.6	—	0.6	0.6
5歳	100.0	46.3	23.9	2.2	—	8.2	0.8	—	18.7	—	—	—	—
6歳	100.0	42.6	21.8	2.0	—	12.9	—	—	20.8	—	—	—	—
	100.0	38.1	6.4	1.6	—	14.3	—	—	38.1	—	—	1.6	—

資料出所：婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」（平成6年）

付表71 家族構成、職種、勤務形態、子供の年齢、保育方法別
子供を預けるに当たって困っていること

(M. A.) (%)

区 分	計	望利用できる時間帯が希望と合わない	日祭日の仕事の時に預かってもらえない	時間の融通がきかない	病気の時に預かってもらえない	費用が高い	子供の安全や設備・環境などへの不安がある	保育方針や保育態度が合わない	困っていることはない	その他	無回答
計	100.0	11.7	11.5	13.9	37.0	29.1	4.7	4.2	28.9	8.5	10.9
家族構成	子供	100.0	12.5	12.5	6.3	43.8	25.0	—	—	31.3	6.3
	子供と配偶者	100.0	15.3	14.3	19.0	49.5	36.6	5.6	4.3	21.9	8.6
	子供と親	100.0	5.6	11.1	5.6	27.8	22.2	5.6	—	27.8	16.7
	子供と配偶者と自分の親	100.0	3.5	6.1	7.9	17.5	15.8	4.4	1.8	34.2	21.9
職	子供と配偶者と配偶者の親	100.0	7.6	6.9	6.6	18.6	18.9	3.5	5.0	42.8	6.9
	専門的・技術的職業	100.0	12.8	13.5	21.0	44.6	35.1	9.5	7.4	23.7	7.4
	管理的職業	100.0	—	—	20.0	80.0	—	—	—	20.0	—
	事務	100.0	12.1	9.0	13.8	36.7	28.7	4.4	4.2	29.8	8.9
種	販売	100.0	7.7	42.3	3.9	32.7	21.2	1.9	—	32.7	5.8
	技能工・生産工	100.0	8.0	19.0	9.0	29.0	28.0	3.0	2.0	26.0	9.0
	サービス職業	100.0	25.0	—	25.0	50.0	50.0	—	—	25.0	—
	日中の通常勤務	100.0	10.8	9.6	12.3	34.8	27.9	4.5	4.0	30.9	8.4
勤務形態	早朝や深夜勤務のない交替勤務	100.0	25.0	12.5	12.5	25.0	25.0	—	—	37.5	—
	早朝や深夜勤務のある交替勤務	100.0	—	11.1	—	11.1	—	—	—	44.4	—
	短時間勤務制度を利用した勤務	100.0	17.9	28.6	15.5	51.2	42.9	7.1	1.2	16.7	7.1
	フレックスタイム制度を利用した勤務	100.0	13.5	14.6	22.8	47.4	29.8	4.7	6.4	21.6	11.7
子供の年齢	所定外労働を免除された勤務	100.0	27.3	9.1	27.3	18.2	45.5	9.1	18.2	27.3	—
	1歳～1歳6か月未満	100.0	9.0	11.6	10.4	35.8	29.5	5.5	4.3	30.6	11.0
	1歳6か月～2歳未満	100.0	12.5	9.1	14.5	39.4	32.4	5.8	3.7	24.5	10.8
	2歳	100.0	13.6	12.6	14.6	39.8	29.3	3.1	4.1	26.9	7.1
子供の預け先	3歳	100.0	11.5	9.3	17.0	35.7	25.3	4.4	6.6	31.3	6.6
	4歳	100.0	13.4	17.2	14.2	35.8	23.9	4.5	2.2	32.1	4.5
	5歳	100.0	11.9	11.9	13.9	35.6	37.6	3.0	1.0	27.7	9.9
	6歳	100.0	12.7	7.9	15.9	30.2	20.6	6.4	7.9	34.9	4.8
子供の預け先	公立保育所	100.0	21.1	19.0	26.9	60.4	42.9	4.0	3.0	10.8	8.4
	認可保育所	100.0	16.9	15.8	18.7	60.8	51.7	5.9	2.2	12.5	7.0
	無認可保育施設	100.0	8.1	25.7	6.8	56.8	59.5	17.6	5.4	9.5	4.1
	事業所内託児施設	100.0	—	25.0	50.0	—	50.0	—	—	25.0	—
子供の預け先	幼稚園	100.0	14.6	7.3	7.3	14.6	24.4	7.3	2.4	51.2	4.9
	保育ママ、地方自治体が紹介する人	100.0	—	25.0	—	25.0	25.0	25.0	25.0	50.0	—
	ベビーシッター、家政婦	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	顔、兄弟姉妹などの親族	100.0	2.2	1.5	2.4	5.9	3.0	2.4	5.9	52.5	10.2
子供の預け先	その子供の兄、姉	100.0	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—
	知人、友人、その他近所の人	100.0	—	50.0	—	50.0	—	—	—	50.0	—

資料出所：勤婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」（平成6年）

付表72 家族構成、職種、子供の年齢、子供の預けか所数別子供を預けている施設等にかかる費用

区分	計	1万円以上 3万円未満							5万円以上 7万円未満			10万円以上		無回答
		100.0	7.4	21.5	29.3	17.9	4.7	1.3	17.8	1.3	17.8	1.3	17.8	
家族構成	計	100.0	7.4	21.5	29.3	17.9	4.7	1.3	17.8	1.3	17.8	1.3	17.8	
	子供	100.0	18.8	37.5	25.0	12.5	—	—	6.3	—	6.3	—	6.3	
	子供と配偶者	100.0	3.0	21.5	36.7	24.2	6.4	1.6	6.6	1.6	6.6	1.6	6.6	
	子供と親	100.0	11.1	44.4	11.1	—	5.6	—	27.8	—	27.8	—	27.8	
	子供と配偶者と自分の親	100.0	13.2	20.2	14.9	6.1	3.5	1.8	40.4	1.8	40.4	1.8	40.4	
職種	子供と配偶者と配偶者の親	100.0	14.8	22.6	19.5	9.4	1.9	0.9	30.8	0.9	30.8	0.9	30.8	
	専門的・技術的職業	100.0	9.5	16.2	26.4	31.1	7.4	2.7	6.8	2.7	6.8	2.7	6.8	
	管理的職業	100.0	—	—	60.0	—	20.0	20.0	—	20.0	—	20.0	—	
	事務	100.0	7.3	22.2	29.0	17.2	4.6	1.1	18.6	1.1	18.6	1.1	18.6	
	販売	100.0	3.9	23.1	34.6	15.4	3.9	1.9	17.3	1.9	17.3	1.9	17.3	
子供の年齢	技能工・生産工	100.0	9.0	24.0	30.0	9.0	1.0	—	27.0	—	27.0	—	27.0	
	サービス職業	100.0	—	25.0	50.0	—	25.0	—	—	—	—	—	—	
	1歳～1歳6か月未満	100.0	9.0	10.7	32.1	20.5	7.2	1.7	18.8	1.7	18.8	1.7	18.8	
	1歳6か月～2歳未満	100.0	5.8	13.7	28.6	26.1	6.2	1.2	18.3	1.2	18.3	1.2	18.3	
	2歳	100.0	8.2	11.2	28.6	24.2	3.7	1.0	23.1	1.0	23.1	1.0	23.1	
子供先の年齢	3歳	100.0	8.2	13.7	34.1	14.3	5.0	2.2	22.5	2.2	22.5	2.2	22.5	
	4歳	100.0	3.0	53.7	27.6	6.7	2.2	—	6.7	—	6.7	—	6.7	
	5歳	100.0	2.0	59.4	28.7	2.0	1.0	—	6.9	—	6.9	—	6.9	
	6歳	100.0	19.1	54.0	14.3	3.2	—	1.6	7.9	1.6	7.9	1.6	7.9	
	1歳未満	100.0	8.7	17.7	28.3	16.6	4.4	1.0	23.3	1.0	23.3	1.0	23.3	
子供先の年齢	2歳	100.0	3.9	32.9	33.8	21.9	4.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	
	3歳以上	100.0	5.3	26.3	10.5	15.8	26.3	15.8	—	15.8	—	15.8	—	

資料出所：婦人少年協会「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」(平成6年)

付表73 産業、規模、労働組合の有無及び育児休業制度の規定の有無別事業所割合
(%)

区 分	計	育児休業制度の 規定あり	育児休業制度の 規定なし
計	100.0	60.8	39.2
〔産 業〕			
D 鉱 業	100.0	43.0	57.0
E 建 設 業	100.0	46.2	53.8
F 製 造 業	100.0	57.6	42.4
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	95.3	4.7
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	58.5	41.5
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	57.3	42.7
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	93.2	6.8
K 不 動 産 業	100.0	77.6	22.4
L サ ー ビ ス 業	100.0	65.3	34.7
〔規 模〕			
500 人 以 上	100.0	97.1	2.9
100～499 人	100.0	81.4	18.6
30～99 人	100.0	55.4	44.6
〔労働組合の有無〕			
労 働 組 合 あ り	100.0	86.1	13.9
労 働 組 合 な し	100.0	46.8	53.2

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）
事業所総数＝100.0%

付表74 産業、規模及び育児休業期間別事業所割合

(%)

区 分	計	子が1歳未満	子が1歳以上 3 歳 未 満	子が3歳以上
計	100.0	89.4	9.7	0.9
〔産 業〕				
D 鉱 業	100.0	96.3	—	3.7
E 建 設 業	100.0	99.9	0.1	—
F 製 造 業	100.0	95.6	4.3	0.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	91.2	8.8	—
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	74.9	22.5	2.6
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	84.3	13.5	2.2
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	87.9	12.0	0.1
K 不 動 産 業	100.0	98.8	1.2	—
L サ ー ビ ス 業	100.0	90.7	8.8	0.5
〔規 模〕				
500 人 以 上	100.0	84.4	15.4	0.2
100～499 人	100.0	90.4	8.8	0.8
30～99 人	100.0	89.2	9.8	1.0

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）
育児休業制度の規定がある事業所＝100.0%

付表75 育児休業期間中（子が1歳未満）の産業、規模及び会社からの金銭支給の有無・内容別事業所割合（％）

区 分	計	(M. A.)		(M. A.)						金銭支給 なし	金銭支給 あり	無回答
		毎月金銭 の支給あ り	所定内給与 の100%支給	(M. A.)				見舞金等 の支給あ り				
				定 率	定 額	そ の 他	無 回 答					
計	100.0	(68.9) (100.0)	[3.1]	[22.7]	[2.8]	[70.2]	[1.3]	(31.1)	83.2	0.2		
【産 業】												
D 鉱 業	100.0	(74.5) (100.0)	[—]	[74.3]	[5.7]	[20.2]	[—]	(25.5)	65.6	—		
E 建 設 業	100.0	(75.2) (100.0)	[—]	[42.0]	[—]	[58.0]	[—]	(24.8)	82.0	2.3		
F 製 造 業	100.0	(62.7) (100.0)	[4.8]	[18.9]	[8.7]	[66.3]	[1.2]	(37.3)	84.9	0.1		
G 電気・ガス・熱供給 水道業	100.0	(74.6) (100.0)	[8.7]	[13.5]	[—]	[64.3]	[13.5]	(25.4)	86.7	—		
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	(61.6) (100.0)	[6.1]	[14.3]	[—]	[79.7]	[—]	(38.4)	82.6	—		
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	(65.7) (100.0)	[1.1]	[30.6]	[0.1]	[64.2]	[4.0]	(34.3)	83.2	—		
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	(97.8) (100.0)	[—]	[0.1]	[—]	[99.7]	[0.1]	(2.2)	93.7	—		
K 不 動 産 業	100.0	(67.5) (100.0)	[—]	[24.7]	[31.8]	[43.5]	[—]	(32.5)	90.6	0.2		
L サ ー ビ ス 業	100.0	(73.9) (100.0)	[3.4]	[21.3]	[1.5]	[73.7]	[0.1]	(26.1)	77.2	0.0		
【規 業】												
500 人 以 上	100.0	(70.6) (100.0)	[—]	[16.0]	[7.2]	[73.5]	[3.2]	(29.4)	83.5	0.0		
100 ～ 499 人	100.0	(65.8) (100.0)	[5.1]	[21.6]	[3.9]	[69.2]	[0.1]	(34.2)	79.7	0.2		
30 ～ 99 人	100.0	(70.2) (100.0)	[2.4]	[23.4]	[2.2]	[70.4]	[1.6]	(29.8)	84.2	0.2		

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）
育児休業制度の規定がある事業所＝100.0%

付表 7 6 規模及び育児休業取得者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合

(%)

区 分	計	定期昇給 時に昇給	復職後に 昇給	復職後に 昇給延伸	定期昇給 制度なし	無 回 答
計	100.0	32.5	27.2	34.6	5.4	0.3
〔規 模〕						
5 0 0 人 以 上	100.0	52.5	24.6	20.4	2.2	0.2
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	38.1	23.5	33.2	4.9	0.3
3 0 ～ 9 9 人	100.0	29.9	28.5	35.6	5.7	0.2

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成 8 年度）

育児休業制度の規定がある事業所＝100.0%

付表 7 7 規模及び賞与の算定期間内に育児休業期間があった
場合の賞与の取扱い別事業所割合

(%)

区 分	計	出勤日又は 休業期間に 応じて支給 する	一定額又 は一定率 支給する	支給しな い	賞与の制 度がない	無 回 答
計	100.0	82.2	3.2	13.4	0.7	0.4
〔規 模〕						
5 0 0 人 以 上	100.0	90.0	2.9	6.6	0.3	0.2
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	84.9	2.3	11.7	0.8	0.3
3 0 ～ 9 9 人	100.0	81.0	3.6	14.2	0.7	0.5

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成 8 年度）

育児休業制度の規定がある事業所＝100.0%

付表78 規模及び復職後の賃金の取扱い別事業所割合

(%)

区 分	計	休業前の賃 金又はそれ 以上の額を 保障する	能力等を考慮 して調整する ので、休業前 の賃金を下回 ることもある	そ の 他	無 回 答
計	100.0	86.7	7.3	5.7	0.2
〔規 模〕					
500 人 以 上	100.0	90.9	3.7	5.3	0.1
100～499 人	100.0	89.6	5.8	4.6	0.0
30～99 人	100.0	85.7	8.0	6.1	0.2

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

育児休業制度の規定がある事業所＝100.0%

付表79 規模及び退職金の算定の際の育児休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

区 分	計	原則として 全期間勤続 年数に算入 する	原則として 一定期間又 は一定割合 を勤続年数 に算入する	勤続年数 に全く算 入しない	退職金制 度がない	無 回 答
計	100.0	29.2	12.8	56.9	0.9	0.3
〔規 模〕						
500 人 以 上	100.0	34.1	14.3	51.2	0.2	0.1
100～499 人	100.0	26.8	13.5	58.9	0.6	0.1
30～99 人	100.0	29.8	12.5	56.4	1.0	0.4

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

育児休業制度の規定がある事業所＝100.0%

付表 8 0 産業、規模、取得できる育児休業期間、会社から支給される金銭の有無別育児休業取得者割合

(%)

区 分	育児休業取得者の男女比			出産した女性労働者に占める育児休業取得者の割合	配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業取得者の割合
	計	女 性	男 性		
計	100.0	99.2	0.8	44.5	0.16
〔産 業〕					
D 鉱 業	100.0	100.0	-	11.1	-
E 建 設 業	100.0	100.0	-	63.3	-
F 製 造 業	100.0	99.5	0.5	57.3	0.07
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	75.4	-
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	92.1	7.9	76.7	0.48
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲食店	100.0	98.3	1.7	66.8	0.44
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	99.8	0.2	70.8	0.07
K 不 動 産 業	100.0	100.0	-	73.5	-
L サ ー ビ ス 業	100.0	99.9	0.1	30.0	0.06
〔規 模〕					
500 人 以 上	100.0	99.6	0.4	64.5	0.07
100 ～ 499 人	100.0	98.3	1.7	29.2	0.33
30 ～ 99 人	100.0	100.0	-	68.9	-
〔取得できる育児休業期間〕					
子 が 1 歳 未 満	100.0	99.1	0.9	42.1	0.18
子 が 1 歳 以 上 3 歳 未 満	100.0	99.9	0.1	67.8	0.02
子 が 3 歳 以 上	100.0	100.0	-	95.3	-
〔会社からの休業中の金銭の支給状況〕					
毎 月、金 銭 支 給 あ り	100.0	97.9	2.1	64.4	0.43
見 舞 金 等 の 支 給 あ り	100.0	99.7	0.3	58.5	0.04
金 銭 支 給 な し	100.0	99.4	0.6	41.7	0.13

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成 8 年度）

注） 育児休業制度の規定がある事業所において H 7.4.1 ～ H 8.3.31 までの 1 年間に出産した者（配偶者が出産した男性を含む。）に占める、H 8.7.1 までの間に育児休業を開始した者の割合である。

(%)

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

H7.4.1～H8.3.31までの1年間に復職した者=100.0%

付表 8 2 産業、規模別復職者割合

(%)

区 分	育児休業取得者に 占める復職者割合	女性育児休業取得 者に占める復職者 割合	男性育児休業取得 者に占める復職者 割合
計	87.3	87.3	91.0
〔産 業〕			
D 鉱 業	—	—	—
E 建 設 業	96.0	96.0	—
F 製 造 業	85.2	85.1	92.8
G 電気・ガス・熱供給・水道業	99.5	99.5	—
H 運 輸 ・ 通 信 業	79.0	76.9	100.0
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲食店	76.9	76.5	96.7
J 金 融 ・ 保 険 業	91.8	91.9	—
K 不 動 産 業	79.3	78.7	100.0
L サ ー ビ ス 業	92.8	93.0	72.7
〔規 模〕			
5 0 0 人 以 上	91.0	91.1	56.7
1 0 0 ～ 4 9 9 人	88.0	88.0	88.0
3 0 ～ 9 9 人	84.4	84.2	100.0

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成 8 年度）

育児休業制度の規定がある事業所における H 7 . 4 . 1 ～ H 8 . 3 . 31 までの 1
年間に復職予定であった者 = 100.0%

付表83 産業、規模及び代替要員の採用の有無、採用の方法、採用しなかった理由別事業所割合 (%)

区 分	計	代替要員 を採用し た	採用の方法 (M. A.)				代替要員 を採用し なかった	理 由 (M. A.)					無回答		
			臨時的 にパート 採用	派遣労働者の 利用	元従業員を再 雇用	その他		無回答	人員確保 が困難	復職後の 待遇が 難しい	採用す る必要 がなか った	その他		無回答	
計	100.0	31.8 (100.0)	(59.4)	(26.7)	(2.5)	(18.4)	(0.2)	66.4 (100.0)	(8.8)	(7.0)	(22.0)	(65.3)	(15.0)	(0.4)	1.8
【産 業】															
D鉱 業	100.0	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	100.0 (100.0)	(—)	(—)	(—)	(100.0)	(—)	(—)	(—)
E建 設	100.0	31.2 (100.0)	(87.1)	(5.4)	(—)	(7.5)	(—)	68.6 (100.0)	(32.9)	(0.3)	(4.0)	(61.8)	(4.8)	(—)	0.2
F製 造	100.0	19.4 (100.0)	(33.9)	(30.7)	(0.8)	(36.9)	(0.8)	78.4 (100.0)	(12.4)	(8.0)	(29.0)	(67.3)	(7.8)	(0.7)	2.2
G電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	55.6 (100.0)	(82.7)	(8.0)	(4.0)	(4.0)	(5.3)	38.1 (100.0)	(—)	(—)	(7.8)	(70.9)	(29.1)	(—)	6.3
H運輸・通信業	100.0	25.4 (100.0)	(100.0)	(1.0)	(—)	(—)	(—)	89.7 (100.0)	(—)	(—)	(24.8)	(74.0)	(6.8)	(—)	4.9
I卸売・小売業、 飲食	100.0	22.4 (100.0)	(56.7)	(14.0)	(3.1)	(26.7)	(—)	76.9 (100.0)	(3.2)	(2.1)	(22.8)	(65.9)	(19.2)	(—)	0.7
J金融・保険業	100.0	36.1 (100.0)	(26.0)	(73.0)	(—)	(2.3)	(—)	63.3 (100.0)	(0.1)	(0.1)	(1.7)	(58.2)	(48.0)	(—)	0.5
K不動産業	100.0	21.7 (100.0)	(23.3)	(56.7)	(—)	(23.3)	(—)	78.3 (100.0)	(15.7)	(13.0)	(15.7)	(29.6)	(54.6)	(—)	—
Lサービス業	100.0	45.6 (100.0)	(72.1)	(19.9)	(4.0)	(17.0)	(—)	52.4 (100.0)	(10.7)	(14.4)	(23.2)	(64.5)	(9.6)	(0.6)	1.9
【規 模】															
500人以上	100.0	26.3 (100.0)	(51.7)	(39.9)	(2.5)	(18.1)	(0.6)	71.0 (100.0)	(7.3)	(4.2)	(21.9)	(71.1)	(13.1)	(0.5)	2.8
100～499人	100.0	30.4 (100.0)	(61.2)	(31.0)	(1.4)	(21.9)	(0.3)	66.1 (100.0)	(7.5)	(6.4)	(16.0)	(70.2)	(15.5)	(0.9)	3.5
30～99人	100.0	33.7 (100.0)	(59.0)	(22.2)	(3.3)	(16.2)	(0.2)	66.0 (100.0)	(10.1)	(7.9)	(26.6)	(60.6)	(15.0)	(—)	0.4

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)

育児休業制度の規定がある事業所においてH7.4.1～H8.7.1までの間に育児休業を開始した者がいた事業所=100.0%

付表 8 4 産業、規模、労働組合の有無及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の有無別事業所割合

(%)

区 分	計	勤務時間短縮等の措置の種 類					勤務時間短縮等の措置を実施していない	無 回 答
		短時間勤務制度	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰上繰下	所定外労働の免除	事業所内託児施設	育児に要する経費の補助措置	
計	100.0	(60.0)	(14.2)	(43.7)	(48.8)	(4.4)	(2.1)	58.7 0.1
〔産業〕								
D 鉱 業	100.0	(61.4)	(12.0)	(66.3)	(48.2)	(-)	(-)	73.7 -
E 建設業	100.0	(59.3)	(18.2)	(49.2)	(40.4)	(-)	(-)	69.5 -
F 製造業	100.0	(69.4)	(14.5)	(41.7)	(52.0)	(2.3)	(1.1)	62.9 0.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	(90.1)	(1.7)	(35.4)	(41.1)	(-)	(1.4)	13.9 -
H 運輸・通信業	100.0	(69.3)	(15.3)	(46.2)	(40.7)	(0.0)	(0.1)	66.4 -
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	(69.5)	(15.0)	(48.5)	(49.7)	(1.4)	(0.9)	56.9 -
J 金融・保険業	100.0	(13.1)	(2.8)	(20.2)	(77.8)	(-)	(-)	40.8 -
K 不動産業	100.0	(40.3)	(17.2)	(31.1)	(62.5)	(2.6)	(-)	41.6 -
L サービス業	100.0	(53.4)	(16.2)	(47.9)	(39.0)	(14.5)	(6.6)	53.8 0.5
〔規模〕								
500人以上	100.0	(64.7)	(16.1)	(31.4)	(50.5)	(7.6)	(5.2)	24.9 -
100～499人	100.0	(63.6)	(14.4)	(41.3)	(49.1)	(8.4)	(3.3)	43.4 -
30～99人	100.0	(58.5)	(14.0)	(45.0)	(48.7)	(2.9)	(1.6)	62.8 0.2
〔労働組合の有無〕								
労働組合あり	100.0	(59.8)	(11.2)	(41.4)	(52.4)	(2.3)	(1.7)	39.9 0.1
労働組合なし	100.0	(60.2)	(17.4)	(46.1)	(45.0)	(6.8)	(2.5)	69.0 0.2

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

事業所総数＝100.0%

付表85 産業、規模及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の利用者の有無別事業所割合

区分	短時間勤務制度				フレックスタイム制度				始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ				所定外労働の免除				事業所内託児施設				育児に要する経費の援助			
	利用者のあり		利用者のなし		利用者のあり		利用者のなし		利用者のあり		利用者のなし		利用者のあり		利用者のなし		利用者のあり		利用者のなし		利用者のあり		利用者のなし	
	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合	割合
計	100.0	8.1	91.9	100.0	6.1	93.9	100.0	11.5	88.5	100.0	8.4	91.6	100.0	34.7	65.3	100.0	23.5	76.5						
〔産業〕																								
D鉱業	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	100.0	—	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
E建設業	100.0	1.5	98.5	100.0	—	100.0	100.0	14.2	85.8	100.0	8.6	91.4	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
F製造業	100.0	7.2	92.8	100.0	6.3	93.7	100.0	6.8	93.2	100.0	5.6	94.4	100.0	11.2	88.8	100.0	8.0	92.0	—	—	—	—	—	—
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	9.2	90.8	100.0	—	100.0	100.0	6.2	93.8	100.0	7.9	92.1	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
H運輸・通信業	100.0	4.5	95.5	100.0	20.2	79.8	100.0	6.7	93.3	100.0	0.1	99.9	100.0	—	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
I卸売・小売業、飲食店	100.0	9.6	90.4	100.0	3.8	96.2	100.0	5.4	94.6	100.0	8.9	91.1	100.0	0.9	99.1	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
J金融・保険業	100.0	6.1	93.9	100.0	—	100.0	100.0	12.3	87.7	100.0	7.1	92.9	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
K不動産業	100.0	5.2	94.8	100.0	1.7	98.3	100.0	12.9	87.1	100.0	3.7	96.3	100.0	—	100.0	100.0	—	—	—	—	—	—	—	—
Lサービス業	100.0	11.3	88.7	100.0	5.6	94.4	100.0	23.2	76.8	100.0	16.3	83.7	100.0	42.2	57.8	100.0	29.8	70.2	—	—	—	—	—	—
〔規模〕																								
500人以上	100.0	33.8	66.2	100.0	13.2	86.8	100.0	25.5	74.5	100.0	14.6	85.4	100.0	72.3	27.7	100.0	10.5	89.5	—	—	—	—	—	—
100～499人	100.0	12.7	87.3	100.0	11.6	88.4	100.0	13.0	87.0	100.0	10.1	89.9	100.0	48.8	51.2	100.0	20.3	79.7	—	—	—	—	—	—
30～99人	100.0	5.2	94.8	100.0	3.7	96.3	100.0	10.6	89.4	100.0	7.6	92.4	100.0	16.6	83.4	100.0	27.4	72.6	—	—	—	—	—	—

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

注）勤務時間短縮等の措置がある事業所においてH7.4.1～H8.3.31までの1年間に出生した者（配偶者が出生した男性を含む。）のうち、H8.7.1までの間に措置の利用を開始した者（利用の申出をしている者を含む。）がいた事業所の割合である。

付表 8 6 産業、規模、労働組合の有無及び介護休業制度の有無、制度の根拠別事業所割合

(%)

区 分	計	介護休業				介護休業 制度なし
		制度あり	就業規則等	慣 行	無回答	
計	100.0	23.2 (100.0)	(78.7)	(20.3)	(1.1)	76.8
〔産 業〕						
D 鉱 業	100.0	13.9 (100.0)	(88.6)	(11.4)	(-)	86.1
E 建 設 業	100.0	9.5 (100.0)	(49.6)	(50.4)	(-)	90.5
F 製 造 業	100.0	19.5 (100.0)	(72.2)	(25.1)	(2.7)	80.5
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	83.0 (100.0)	(100.0)	(-)	(-)	17.0
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	27.8 (100.0)	(90.7)	(9.2)	(0.0)	72.2
I 卸売・小売業・飲食店	100.0	25.7 (100.0)	(67.5)	(31.6)	(0.9)	74.3
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	55.6 (100.0)	(99.0)	(1.0)	(-)	44.4
K 不 動 産 業	100.0	25.4 (100.0)	(94.5)	(5.5)	(-)	74.6
L サ ー ビ ス 業	100.0	17.8 (100.0)	(81.0)	(17.8)	(1.1)	82.2
〔規 模〕						
500 人 以 上	100.0	68.1 (100.0)	(97.4)	(2.5)	(0.1)	31.9
100 ～ 499 人	100.0	32.6 (100.0)	(89.4)	(9.9)	(0.7)	67.4
30 ～ 99 人	100.0	20.2 (100.0)	(73.5)	(25.3)	(1.3)	79.8
〔労働組合の有無〕						
労働組合あり	100.0	47.4 (100.0)	(93.6)	(5.9)	(0.5)	52.6
労働組合なし	100.0	9.9 (100.0)	(39.2)	(58.1)	(2.6)	90.1

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成 8 年度）

事業所総数＝100.0%

付表87 産業、規模及び対象となる家族の範囲別事業所割合

区 分	計	制限あり	対 象 と な る 家 族 の 範 囲 (M. A.)								制 限 な し	無回答
			配 偶 者	本 人 の 父 母	子 供	配 偶 者 の 父 母	祖 父 母	兄 弟 姉 妹	孫	そ の 他		
計	100.0	87.1(100.0)	(99.0)	(96.8)	(94.2)	(85.7)	(38.1)	(26.4)	(18.4)	(15.8)	11.7	1.3
[産 業]												
D 鉱 業	100.0	88.6(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(23.1)	(17.9)	(17.9)	(-)	11.4	-
E 建 設 業	100.0	57.6(100.0)	(100.0)	(98.0)	(100.0)	(77.8)	(46.6)	(7.6)	(7.5)	(2.1)	42.4	-
F 製 造 業	100.0	85.2(100.0)	(96.3)	(95.3)	(95.2)	(83.3)	(37.6)	(24.6)	(16.8)	(17.6)	11.8	3.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	99.0(100.0)	(99.3)	(98.8)	(97.2)	(88.3)	(51.6)	(68.5)	(44.4)	(18.1)	-	1.0
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	92.5(100.0)	(100.0)	(100.0)	(87.5)	(94.1)	(53.3)	(33.8)	(19.5)	(16.7)	7.5	0.0
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	86.5(100.0)	(100.0)	(94.1)	(96.8)	(82.8)	(28.8)	(19.3)	(15.7)	(16.3)	12.6	0.9
J 金 融 ・ 保 險 業	100.0	99.2(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.8)	(93.6)	(25.5)	(22.8)	(16.5)	(11.4)	0.8	-
K 不 動 産 業	100.0	99.3(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(88.1)	(49.4)	(54.1)	(33.8)	(7.3)	-	0.7
L サ ー ビ ス 業	100.0	79.9(100.0)	(99.1)	(96.5)	(86.6)	(78.8)	(51.2)	(33.1)	(23.1)	(18.9)	18.4	1.7
[規 模]												
500 人 以 上	100.0	98.7(100.0)	(98.8)	(99.2)	(97.5)	(91.4)	(51.4)	(37.5)	(27.0)	(16.0)	1.3	0.1
100 ~ 499 人	100.0	91.6(100.0)	(99.3)	(98.9)	(96.6)	(90.5)	(40.1)	(28.5)	(20.2)	(16.3)	7.6	0.8
30 ~ 99 人	100.0	84.6(100.0)	(98.9)	(95.7)	(93.1)	(83.3)	(36.3)	(24.7)	(17.0)	(15.7)	13.9	1.5

資料出所：労働省「女子國田管理基本調査」（平成8年度）

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)

介護休業制度ありの事業所=100.0%

注) 「祖父母」、「兄弟姉妹」については、配偶者の祖父母、兄弟姉妹を対象としている場合も含む。

付表 8 8 産業、規模及び最長休業期間別事業所割合

(%)

区 分	計	期間の最高	最 長 休 業 期 間						必要日 数取得 できる	無回答
		限度を決め ている	3 か月 未満	3 か月	3 か月 を超え 1 年未 満	1 年	1 年を 超える 期間	無回答		
計	100.0	86.9(100.0)	(10.1)	(12.2)	(13.2)	(53.8)	(10.6)	(0.1)	12.0	1.2
〔産 業〕										
D 鉱 業	100.0	88.6(100.0)	(-)	(28.2)	(-)	(71.8)	(-)	(-)	11.4	-
E 建 設 業	100.0	60.8(100.0)	(25.7)	(2.1)	(20.7)	(51.5)	(-)	(-)	39.2	-
F 製 造 業	100.0	84.1(100.0)	(9.9)	(9.1)	(15.8)	(59.3)	(5.9)	(-)	13.1	2.8
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	100.0(100.0)	(1.0)	(0.5)	(1.5)	(93.4)	(3.6)	(-)	-	-
H 運輸・通信業	100.0	92.5(100.0)	(5.1)	(6.0)	(3.0)	(50.3)	(35.6)	(-)	7.5	0.0
I 卸売・小売業、 飲 食 店	100.0	81.0(100.0)	(17.8)	(4.7)	(14.7)	(60.6)	(2.2)	(-)	18.1	0.9
J 金融・保険業	100.0	99.2(100.0)	(3.9)	(22.8)	(14.4)	(50.2)	(8.6)	(-)	0.8	-
K 不 動 産 業	100.0	90.1(100.0)	(1.0)	(38.2)	(8.8)	(52.1)	(-)	(-)	9.2	0.7
L サービス業	100.0	88.5(100.0)	(9.0)	(23.6)	(15.4)	(37.6)	(13.9)	(0.6)	9.8	1.7
〔規 模〕										
500 人 以 上	100.0	99.1(100.0)	(2.7)	(5.8)	(9.7)	(73.5)	(8.2)	(0.1)	0.9	0.1
100 ～ 499 人	100.0	94.0(100.0)	(4.9)	(9.4)	(14.8)	(64.7)	(6.2)	(-)	5.1	0.9
30 ～ 99 人	100.0	83.4(100.0)	(12.9)	(13.9)	(12.8)	(47.7)	(12.6)	(0.1)	15.2	1.4

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成 8 年度）

介護休業制度ありの事業所＝100.0%

付表 8 9 産業、規模及び取得回数別事業所割合

区 分	計	制限あり	同一要介護者につき				同一要介護者の同一疾病につき				制限なし	無 回 答			
			同一要介護者につき				同一要介護者の同一疾病につき								
			1 回	2 回	3 回以上	無 回 答	1 回	2 回	3 回以上	無 回 答			そ の 他		
計	100.0	48.5 (100.0)	(78.6) [100.0]	[95.1]	[2.9]	[1.6]	[0.4]	(17.2) (100.0)	[82.2]	[10.8]	[0.6]	[6.5]	(3.3)	50.1	1.4
〔産 業〕															
D 鉱 業	100.0	88.6 (100.0)	(89.7) [100.0]	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(5.1) [100.0]	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(5.1)	11.4	-
E 建 設 業	100.0	28.5 (100.0)	(94.1) [100.0]	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(5.9) [100.0]	[75.0]	(25.0)	[-]	[-]	(-)	71.5	-
F 製 造 業	100.0	50.8 (100.0)	(67.3) [100.0]	[92.9]	[1.2]	[4.3]	[1.7]	(27.1) [100.0]	[85.8]	[12.1]	[1.5]	[0.6]	(5.1)	46.1	3.1
G 電気・ガス・熱 供給・水道業	100.0	73.7 (100.0)	(92.4) [100.0]	[91.9]	[6.7]	[1.4]	[-]	(4.8) [100.0]	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(2.9)	26.3	-
H 運輸・通信業	100.0	50.2 (100.0)	(87.8) [100.0]	[97.7]	[2.0]	[0.3]	[-]	(10.4) [100.0]	[23.6]	[-]	[-]	[76.4]	(1.7)	49.8	0.0
I 卸売・小売業、 食 店	100.0	39.6 (100.0)	(85.5) [100.0]	[97.0]	[3.0]	[-]	[-]	(13.0) [100.0]	[82.0]	[17.7]	[0.3]	[-]	(1.5)	59.5	0.9
J 金融・保険業	100.0	68.1 (100.0)	(83.4) [100.0]	[96.5]	[3.5]	[-]	[-]	(10.6) [100.0]	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(3.2)	31.9	-
K 不 動 産 業	100.0	59.2 (100.0)	(37.4) [100.0]	[99.0]	[-]	[-]	[1.0]	(59.3) [100.0]	[96.3]	[-]	[-]	[3.8]	(3.3)	40.8	-
L サ ー ビ ス 業	100.0	41.3 (100.0)	(69.7) [100.0]	[89.5]	[5.3]	[5.0]	[0.2]	(23.8) [100.0]	[84.4]	[15.6]	[-]	[-]	(5.4)	56.2	2.4
〔規 模〕															
5 0 0 人 以 上	100.0	62.8 (100.0)	(62.0) [100.0]	[92.0]	[5.4]	[1.8]	[0.8]	(31.5) [100.0]	[87.9]	[9.2]	[0.8]	[2.1]	(6.5)	37.2	0.1
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	57.1 (100.0)	(78.9) [100.0]	[95.9]	[2.5]	[1.0]	[0.6]	(17.5) [100.0]	[82.9]	[14.9]	[1.7]	[0.4]	(3.6)	41.4	1.5
3 0 ～ 9 9 人	100.0	44.4 (100.0)	(80.0) [100.0]	[94.9]	[2.9]	[1.9]	[0.3]	(15.7) [100.0]	[80.7]	[8.9]	[-]	[10.4]	(2.9)	54.1	1.4

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成 8 年度)
介護休業制度ありの事業所=100.0%

付表 9 0 産業、規模及び会社からの金銭支給の有無・内容別事業所割合

区 分	計	金銭支給 あり	(M.A.)							金銭支給 なし	無 回 答	
			毎月金銭 の支給あ り	(M.A.)				見舞金等 の支給あ り				
				所定内給 与の100 %支給	定 率	定 額	社会保険 相当額		そ の 他			無 回 答
	100.0	32.6 (100.0)	(84.3) (100.0)	[11.1]	[9.7]	[1.4]	[58.6]	[15.4]	(17.5)	66.2	1.2	
〔産 業〕												
	D 鉱 業	100.0	59.1 (100.0)	(100.0) (100.0)	[-]	[100.0]	[-]	[-]	[-]	(-)	40.9	-
	E 建 設 業	100.0	45.1 (100.0)	(99.9) (100.0)	[66.9]	[27.5]	[-]	[0.4]	[5.3]	(7.3)	54.9	-
	F 製 造 業	100.0	26.0 (100.0)	(79.1) (100.0)	[3.5]	[10.0]	[7.8]	[60.3]	[15.0]	(24.0)	71.4	2.7
	G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	12.6 (100.0)	(72.7) (100.0)	[21.2]	[10.6]	[-]	[46.2]	[22.1]	(35.0)	87.4	-
	H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	46.0 (100.0)	(99.8) (100.0)	[1.8]	[3.7]	[-]	[86.6]	[7.9]	(2.0)	54.0	0.0
	I 卸売・小売業・飲食店	100.0	39.2 (100.0)	(68.9) (100.0)	[21.2]	[12.4]	[0.1]	[32.0]	[21.6]	(31.4)	59.9	0.9
	J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	11.1 (100.0)	(100.0) (100.0)	[-]	[-]	[-]	[43.0]	[57.0]	(-)	88.9	-
K 不 動 産 業	100.0	10.5 (100.0)	(100.0) (100.0)	[43.8]	[-]	[-]	[56.3]	[-]	(-)	89.5	-	
L サ - ビ ス 業	100.0	41.2 (100.0)	(91.9) (100.0)	[2.6]	[9.4]	[0.2]	[80.4]	[7.4]	(10.2)	57.1	1.7	
〔規 模〕												
5 0 0 人 以 上	100.0	27.6 (100.0)	(85.3) (100.0)	[6.6]	[18.2]	[3.4]	[62.8]	[7.9]	(16.9)	72.3	0.1	
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	30.7 (100.0)	(87.8) (100.0)	[8.0]	[11.4]	[3.6]	[57.7]	[17.1]	(15.5)	68.7	0.6	
3 0 ～ 9 9 人	100.0	33.6 (100.0)	(83.1) (100.0)	[12.4]	[8.6]	[0.6]	[58.6]	[15.2]	(18.2)	64.9	1.4	

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)
介護休業制度ありの事業所：100.0%

付表 9 1 労働者負担分の社会保険料の支払い方法・復職後の返済免除の制度の有無別事業所割合

(%)

計	毎月会社、 共済会等が 負担する又 は支給する 金銭の中か ら差し引く	労働者が 毎月支払 う(会社 へ持参又 は口座へ 振り込む)	会社、共 済会等が 介護休業 終了時ま で立て替 える	復職後の返済免除制度の有無				その他	無回答
				復職後一定 期間勤務す れば全額免 除される	復職後一定 期間勤務す れば一部免 除される	返済は免 除されな い	無 回 答		
100.0	29.0	39.4	24.4 (100.0)	(17.8)	(1.8)	(80.3)	(0.1)	5.9	1.2

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)
介護休業制度ありの事業所=100.0%

付表 9 2 規模及び介護休業取得者の休業期間中の定期昇給の取扱い別事業所割合

(%)

区 分	計	定期昇給 時に昇給	復職後に 昇給	復職後に 昇給延伸	定期昇給 制度なし	無 回 答
計	100.0	39.1	28.0	27.7	3.8	1.3
〔規 模〕						
5 0 0 人 以 上	100.0	56.9	23.0	18.0	1.9	0.2
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	46.1	25.4	24.7	2.9	1.0
3 0 ～ 9 9 人	100.0	35.4	29.3	29.5	4.3	1.5

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)
介護休業制度ありの事業所=100.0%

付表 9 3 規模及び賞与の算定期間内に介護休業期間があった場合の賞与の取扱い別事業所割合

(%)

区 分	計	出勤日又は 休業期間に 応じて支給 する	一定額又 は一定率 支給する	支給しな い	賞与の制 度がない	無 回 答
計	100.0	83.8	5.2	9.7	0.1	1.2
〔規 模〕						
5 0 0 人 以 上	100.0	88.9	6.0	4.9	0.1	0.1
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	86.1	5.3	7.9	0.1	0.6
3 0 ～ 9 9 人	100.0	82.6	5.2	10.7	0.1	1.5

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)
介護休業制度ありの事業所=100.0%

付表 9 4 規模及び復職後の賃金の取扱い別事業所割合

(%)

区 分	計	休業前の賃 金又はそれ 以上の額を 保障する	能力等を考慮 して調整する ので、休業前 の賃金を下回 ることもある	そ の 他	無 回 答
計	100.0	83.6	10.6	4.7	1.2
〔規 模〕					
5 0 0 人 以 上	100.0	90.5	4.3	5.2	0.1
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	88.8	5.5	5.0	0.7
3 0 ～ 9 9 人	100.0	81.2	12.8	4.5	1.4

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成 8 年度）

介護休業制度ありの事業所＝100.0%

付表 9 5 規模及び退職金の算定の際の介護休業期間の取扱い別事業所割合

(%)

区 分	計	原則として 全期間勤続 年数に算入 する	原則として 一定期間又 は一定割合 を勤続年数 に算入する	勤続年数 に全く算 入しない	退職金制 度がない	無 回 答
計	100.0	33.2	18.0	46.9	0.6	1.3
〔規 模〕						
5 0 0 人 以 上	100.0	40.8	14.1	45.0	0.0	0.1
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	28.8	19.0	51.5	0.0	0.6
3 0 ～ 9 9 人	100.0	34.3	17.9	45.4	0.8	1.6

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成 8 年度）

介護休業制度ありの事業所＝100.0%

付表 9 6 産業、規模、取得できる介護休業期間別 1 年度当たり介護休業取得者割合

(%)

区 分	常用労働者に 占める 1 年度 当たり休業取 得者の割合	女性 男性		女性常用労働者 に占める 1 年度 当たり休業取得 者の割合	男性常用労働者 に占める 1 年度 当たり休業取得 者の割合
計	0.04(100.0)	(81.3)	(18.7)	0.10	0.01
〔 産 業 〕					
D 鉱 業	0.00(100.0)	(0.0)	(0.0)	0.00	0.00
E 建 設 業	0.02(100.0)	(41.5)	(58.5)	0.06	0.01
F 製 造 業	0.05(100.0)	(85.4)	(14.6)	0.20	0.01
G 電気・ガス・熱供給・水道業	0.01(100.0)	(59.1)	(40.9)	0.04	0.00
H 運 輸 ・ 通 信 業	0.04(100.0)	(61.2)	(38.8)	0.14	0.02
I 卸売・小売業、飲食店	0.03(100.0)	(99.5)	(0.5)	0.05	0.00
J 金 融 ・ 保 険 業	0.02(100.0)	(99.3)	(0.7)	0.03	0.00
K 不 動 産 業	0.05(100.0)	(98.6)	(1.3)	0.20	0.00
L サ ー ビ ス 業	0.03(100.0)	(67.5)	(32.5)	0.07	0.02
〔 規 模 〕					
5 0 0 人 以 上	0.02(100.0)	(77.5)	(22.5)	0.06	0.01
1 0 0 ～ 4 9 9 人	0.05(100.0)	(74.7)	(25.3)	0.11	0.02
3 0 ～ 9 9 人	0.06(100.0)	(91.9)	(8.1)	0.14	0.01
〔取得できる介護休業期間〕					
3 か月未満	0.09(100.0)	(82.3)	(17.7)	0.16	0.03
3 か月	0.03(100.0)	(85.4)	(14.6)	0.06	0.01
3 か月を超える 1 年未満	0.09(100.0)	(78.6)	(21.4)	0.22	0.03
1 年	0.02(100.0)	(82.3)	(17.7)	0.06	0.01
1 年を超える期間	0.03(100.0)	(78.5)	(21.5)	0.10	0.01

資料出所：労働省 「女子雇用管理基本調査」(平成 8 年度)

注) 労働者に占める介護休業取得者の割合とは、介護休業制度がある事業所の常用労働者に占める、H 5 . 4 . 1 ～ H 8 . 3 . 31 までの 3 年間に介護休業を開始した者の 1 年度当たりの割合である。

付表97 産業、規模、最長介護休業期間及び取得した介護休業期間別介護休業取得者割合

(%)

	計						女						男						性	
	計						性						性							
	1週間未満	2週間～1か月未満	1～3か月未満	3か月～1年以上	1年以上	計	1週間未満	2週間～1か月未満	1～3か月未満	3か月～1年以上	1年以上	1週間未満	2週間～1か月未満	1～3か月未満	3か月～1年以上	1週間未満	2週間～1か月未満	1～3か月未満	3か月～1年以上	
【産業】																				
D 鉱業	100.0	10.1	7.1	18.3	36.9	26.6	1.0	6.5	6.9	21.3	34.3	29.9	1.1	100.0	8.0	6.2	47.3	13.1	0.7	
E 建設業	100.0	35.0	9.8	25.2	23.9	6.1	—	—	—	—	—	—	—	100.0	—	—	—	—	—	
F 建設業	100.0	11.4	7.7	20.2	33.6	26.0	1.2	7.0	6.0	21.7	36.2	28.0	1.1	100.0	37.9	11.5	18.3	13.6	1.5	
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	30.6	—	36.1	8.3	22.2	2.8	—	—	72.2	11.1	11.1	5.6	100.0	61.1	—	5.6	33.3	—	
H 運輸・通信業	100.0	10.4	5.2	1.4	30.5	52.3	0.2	—	9.0	1.7	1.9	87.5	—	100.0	24.6	1.1	69.7	4.2	0.4	
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	11.5	—	25.3	42.2	20.5	0.5	11.5	—	25.5	42.1	20.4	0.5	100.0	—	—	57.1	42.9	—	
J 金融・保険業	100.0	7.7	7.7	17.3	30.8	36.1	0.5	7.8	7.8	17.6	30.7	35.6	0.5	100.0	—	—	33.3	66.7	—	
K 不動産業	100.0	—	27.3	27.3	45.5	—	—	—	30.0	30.0	40.0	—	—	100.0	—	—	100.0	—	—	
L サービス業	100.0	2.5	11.1	17.1	50.2	17.6	1.4	3.5	16.1	24.6	37.9	15.8	2.1	100.0	0.5	1.0	76.5	21.5	—	
【規模】																				
500人以上	100.0	5.4	5.5	12.1	44.1	29.4	3.4	3.2	3.9	10.8	45.7	32.8	3.7	100.0	12.0	15.8	39.5	19.4	2.6	
100～499人	100.0	10.6	6.9	18.4	38.7	24.8	0.6	8.7	7.8	23.8	29.6	29.2	0.8	100.0	15.8	3.0	64.6	12.3	—	
30～99人	100.0	12.5	8.3	22.0	30.2	27.0	—	6.1	7.6	24.2	33.1	29.1	—	100.0	78.8	—	—	4.9	—	
【最長介護休業期間】																				
期間の最高限度を定めている	100.0	8.8	6.4	17.5	36.8	29.3	1.2	7.5	6.3	20.1	32.0	32.9	1.2	100.0	13.6	7.4	56.0	15.3	0.9	
3か月未満	100.0	34.9	17.9	32.4	13.8	1.0	—	25.3	19.4	38.3	15.9	1.3	—	100.0	77.3	6.6	4.4	—	—	
3か月	100.0	19.9	14.2	21.1	42.9	1.9	—	19.7	16.5	22.9	39.9	1.1	—	100.0	21.1	12.3	57.9	6.1	—	
3か月を超え1年未満	100.0	6.2	3.7	23.6	50.3	16.1	0.1	7.5	2.9	29.8	39.7	19.9	0.1	100.0	1.7	3.0	85.5	3.3	—	
1年	100.0	3.3	5.1	10.0	36.4	42.4	2.1	1.6	4.5	10.0	36.1	45.7	2.0	100.0	10.5	13.3	37.7	27.9	2.7	
1年を超える期間	100.0	0.1	1.4	5.3	20.6	69.5	3.1	0.1	1.0	5.8	10.4	78.8	3.9	100.0	—	3.1	58.9	34.8	—	
期間の限度はない	100.0	16.1	10.5	21.9	37.0	14.2	0.3	2.1	9.6	26.7	44.5	16.8	0.3	100.0	80.6	—	2.9	2.1	—	

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)

H5. 4. 1～H3. 3. 31までの3年間に復職した者=100.0%

付表 9 8 産業、規模別復職者割合

(%)

区 分	介護休業取得者に 占める復職者割合	女性介護休業取得 者に占める復職者 割合	男性介護休業取得 者に占める復職者 割合
計	89.7	90.0	88.5
〔産 業〕			
D 鉱 業	—	—	—
E 建 設 業	88.1	59.3	100.0
F 製 造 業	89.0	88.4	92.3
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	100.0
H 運 輸 ・ 通 信 業	85.5	99.4	71.7
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲食店	93.8	93.8	100.0
J 金 融 ・ 保 険 業	88.5	88.4	100.0
K 不 動 産 業	78.6	76.9	100.0
L サ ー ビ ス 業	92.3	89.8	98.3
〔規 模〕			
5 0 0 人 以 上	90.5	89.4	94.0
1 0 0 ～ 4 9 9 人	87.1	88.2	84.3
3 0 ～ 9 9 人	92.4	92.1	95.3

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成 8 年度）

介護休業制度ありの事業所における H 5 . 4 . 1 ～ H 8 . 3 . 31 までの 3 年間に
復職予定であった者＝100.0%

付表 9 9 産業、規模及び代替要員の採用の有無、採用の方法、採用しなかった理由別事業所割合 (%)

区 分	計	代替要員 を採用し た	採用の方法 (M. A.)				代替要員 を採用し なかった	理 由 (M. A.)					無回答	
			臨時 パート・ア イド採用	派遣労働者の 利用	元従業員を再 雇用	その他		無回答	人件費 のコストが高い	人員確保が困難	復職後の 従業員の 処遇が 難しい	採用する 必要が なかった		その他
計	100.0	15.3 (100.0)	(79.3)	(3.2)	(2.3)	(13.5)	(2.3)	(4.1)	(8.6)	(10.1)	(81.2)	(7.0)	(0.1)	4.4
【産業】														
D鉱業	—	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	—
E建設業	100.0	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(59.2)	(30.8)	(—)	1.3
F製造業	100.0	7.7 (100.0)	(21.4)	(13.6)	(9.5)	(46.4)	(9.5)	(5.5)	(11.9)	(19.9)	(74.7)	(6.0)	(0.1)	5.6
G電気・ガス・ 熱供給・水道業	100.0	2.6 (100.0)	(—)	(100.0)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(18.4)	(23.7)	(57.9)	(—)	—
H運輸通信業	100.0	0.9 (100.0)	(77.8)	(22.2)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(1.0)	(98.3)	(1.0)	(—)	6.0
I卸売・小売業、 飲食店	100.0	41.2 (100.0)	(92.1)	(—)	(—)	(8.4)	(—)	(7.7)	(7.7)	(2.7)	(95.9)	(2.0)	(—)	3.5
J金融・保険業	100.0	24.6 (100.0)	(98.7)	(—)	(—)	(1.3)	(—)	(—)	(—)	(0.4)	(81.4)	(18.6)	(—)	—
K不動産業	100.0	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(60.0)	(80.0)	(—)	(20.0)	(—)	80.8
Lサービス業	100.0	22.0 (100.0)	(99.3)	(—)	(0.7)	(—)	(0.7)	(4.1)	(11.8)	(1.0)	(77.1)	(11.1)	(—)	1.3
【規模】														
500人以上	100.0	7.0 (100.0)	(60.0)	(24.6)	(—)	(18.5)	(1.5)	(4.2)	(2.6)	(12.6)	(76.6)	(16.9)	(—)	3.3
100～499人	100.0	13.6 (100.0)	(60.5)	(4.5)	(0.5)	(29.2)	(5.8)	(7.4)	(4.3)	(5.6)	(86.0)	(9.2)	(0.1)	6.4
30～99人	100.0	19.4 (100.0)	(93.6)	(—)	(3.6)	(2.8)	(—)	(1.0)	(14.9)	(13.5)	(78.4)	(1.4)	(—)	2.9

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)

介護休業制度ありの事業所においてH5. 4. 1～H8. 7. 1までの間に介護休業を開始した者がいた事業所=100.0%

付表100 産業、規模、労働組合の有無、介護休業制度の有無及び勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の有無別事業所割合

区 分	計	勤務時間短縮等 の措置を実施し ている	措 置 の 種 類 (M.A.)					勤務時間 短縮等の実 施していない	無 回 答
			短時間勤 務制度	フレック スタイム 制度	始業・終 業時刻の 繰上繰下	介護に要 する経費 援助措置	無 回 答		
計	100.0	9.2 (100.0)	(81.2)	(16.8)	(36.3)	(5.4)	(0.7)	90.7	0.1
〔産 業〕									
D 鉱 業	100.0	11.1 (100.0)	(100.0)	(-)	(34.3)	(-)	(-)	88.9	-
E 建 設	100.0	3.0 (100.0)	(96.0)	(39.5)	(83.9)	(1.2)	(-)	97.0	-
F 製 造	100.0	7.5 (100.0)	(76.7)	(25.9)	(44.4)	(3.7)	(1.0)	92.4	0.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	64.4 (100.0)	(94.4)	(9.2)	(21.4)	(6.9)	(-)	35.0	0.6
H 運 輸	100.0	10.1 (100.0)	(99.5)	(0.4)	(3.1)	(-)	(0.1)	89.9	-
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	10.4 (100.0)	(74.7)	(11.9)	(50.4)	(12.1)	(0.6)	89.6	-
J 金 融	100.0	14.7 (100.0)	(96.5)	(-)	(1.9)	(5.2)	(-)	85.3	-
K 不 動 産	100.0	5.9 (100.0)	(81.0)	(16.2)	(34.3)	(-)	(-)	94.1	-
L サ ー ビ ス	100.0	9.3 (100.0)	(72.9)	(28.0)	(40.3)	(2.3)	(1.2)	90.5	0.2
〔規 模〕									
500人以上	100.0	37.0 (100.0)	(86.2)	(16.3)	(19.5)	(8.2)	(1.0)	63.0	-
100～499人	100.0	15.0 (100.0)	(82.6)	(19.7)	(35.7)	(9.7)	(0.9)	84.9	0.1
30～99人	100.0	7.3 (100.0)	(80.1)	(15.4)	(38.3)	(3.1)	(0.5)	92.6	0.1
〔労働組合の有無〕									
労働組合あり	100.0	18.5 (100.0)	(86.8)	(10.9)	(30.3)	(6.1)	(0.5)	81.4	0.1
労働組合なし	100.0	4.1 (100.0)	(67.2)	(31.3)	(51.2)	(3.6)	(0.9)	95.8	0.1
〔介護休業制度の有無〕									
制度あり	100.0	37.7 (100.0)	(81.5)	(16.6)	(36.2)	(5.6)	(0.5)	62.3	0.1
制度なし	100.0	0.6 (100.0)	(75.9)	(19.7)	(37.2)	(0.6)	(3.9)	99.3	0.1

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）
事業所総数＝100.0%

付表 101 勤務時間短縮等の措置（種類ごと）の男女別1年度当たり利用者割合

（％）

区 分	常用労働者に占める1年度当たり措置利用者の割合	性 別		女性常用労働者に占める1年度当たり措置利用者の割合	男性労働者に占める1年度当たり措置利用者の割合
		女 性	男 性		
【勤務時間短縮等の措置】					
短 時 間 勤 務 制 度	0.09 (100.0)	(88.5)	(11.5)	0.28	0.01
フレックスタイム制度	1.16 (100.0)	(28.2)	(71.8)	2.33	0.97
始業・終業時刻の繰上・繰下	0.58 (100.0)	(85.0)	(15.0)	0.97	0.17
介護に要する経費の援助措置	0.02 (100.0)	(42.9)	(57.1)	0.01	0.04

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

注）労働者に占める措置利用者の割合とは、勤務時間短縮等の措置がある事業所の労働者に占める、H5.4.1～H8.3.31までの3年間に勤務時間短縮等の措置の利用を開始した者の1年度当たりの割合である。

付表102 産業、規模及び再雇用制度の有無、根拠、導入時期別事業所割合

区 分	計	制度あり	再雇用制度の導入時期										無 回 答	行	無 回 答	制度なし (%)	
			就業規則等		平成2～平成6～平成8												無 回 答
			昭和49年 年度以前	昭和50～ 59年度	昭和60～ 平成元年 度	平成3年度	平成4～ 5年度	平成6～ 8年度	無 回 答								
計	100.0	20.7 (100.0)	(44.5) (100.0)	[3.8]	[5.9]	[22.4]	[18.6]	[33.6]	[8.8]	[6.8]	(54.5)	(1.0)	79.3				
〔産業〕																	
D 鉱 業	100.0	4.7 (100.0)	(-) (-)	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	[-]	(100.0)	(-)	95.3				
E 建設 業	100.0	15.7 (100.0)	(41.0) (100.0)	[-]	[1.7]	[52.0]	[26.2]	[1.8]	[18.3]	[-]	(58.3)	(0.7)	84.3				
F 製造 業	100.0	17.3 (100.0)	(29.6) (100.0)	[7.1]	[13.0]	[17.6]	[10.8]	[23.5]	[22.2]	[5.9]	(69.8)	(0.6)	82.7				
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	22.3 (100.0)	(88.2) (100.0)	[-]	[-]	[15.6]	[69.9]	[4.1]	[4.1]	[6.3]	(11.8)	(-)	77.7				
H 運輸・通信 業	100.0	17.0 (100.0)	(64.6) (100.0)	[2.1]	[2.3]	[0.2]	[9.5]	[85.9]	[-]	[-]	(35.4)	(-)	83.0				
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	24.5 (100.0)	(40.6) (100.0)	[4.6]	[6.0]	[29.4]	[26.8]	[29.4]	[2.0]	[1.8]	(56.7)	(2.8)	75.5				
J 金融・保険 業	100.0	37.2 (100.0)	(85.8) (100.0)	[3.4]	[0.1]	[30.0]	[24.9]	[10.6]	[8.3]	[22.7]	(13.9)	(0.2)	62.8				
K 不動産 業	100.0	7.1 (100.0)	(44.5) (100.0)	[-]	[-]	[-]	[57.9]	[-]	[36.8]	[5.3]	(55.5)	(-)	92.9				
K サービス 業	100.0	20.8 (100.0)	(36.7) (100.0)	[3.1]	[10.8]	[14.4]	[6.3]	[51.7]	[10.5]	[3.2]	(63.3)	(0.0)	79.2				
〔規模〕																	
500人以上以上	100.0	25.7 (100.0)	(79.1) (100.0)	[12.2]	[10.4]	[20.4]	[23.5]	[23.7]	[3.6]	[6.2]	(19.3)	(1.6)	74.3				
100～499人	100.0	21.4 (100.0)	(56.1) (100.0)	[5.5]	[10.1]	[17.6]	[16.2]	[33.2]	[12.2]	[5.2]	(43.2)	(0.7)	78.6				
30～99人	100.0	20.5 (100.0)	(40.9) (100.0)	[2.9]	[4.3]	[24.1]	[19.2]	[34.2]	[8.0]	[7.4]	(58.1)	(1.0)	79.5				

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

事業所総数＝100.0%

注）導入時期は、再雇用制度の根拠を就業規則等で明文化している事業所を100.0%としている。

付表103 産業、規模及び再雇用制度の適用を受けた退職者の有無別事業所割合
並びに男女別労働者に占める制度の適用を受けた退職者割合

(%)

区 分	計	制度の適用を 受けた退職者 がいた	制度の適用を 受けた退職者 がいない	女性労働者に 占める退職者 の割合	男性労働者に 占める退職者 の割合
計	100.0	11.3	88.7	0.4	0.2
〔産 業〕					
D 鉱 業	100.0	-	100.0	-	-
E 建 設 業	100.0	30.2	69.8	1.5	0.6
F 製 造 業	100.0	9.1	90.9	0.4	0.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.9	96.1	0.3	0.0
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	4.1	95.9	-	0.3
I 卸 売 ・ 小 売 業、飲食店	100.0	12.4	87.6	0.5	0.1
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	7.0	93.0	0.9	0.1
K 不 動 産 業	100.0	10.0	90.0	0.1	0.1
L サ ー ビ ス 業	100.0	0.7	99.3	0.2	0.1
〔規 模〕					
500 人 以 上	100.0	29.5	70.5	0.8	0.0
100 ～ 499 人	100.0	17.1	82.9	0.4	0.3
30 ～ 99 人	100.0	9.5	90.5	0.3	0.2

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

再雇用制度ありの事業所＝100.0%

注）女性労働者（男性労働者）に占める退職者の割合とは、再雇用制度がある事業所の女性労働者（男性労働者）に占める、H7.4.1～H8.3.31までの1年間に制度の適用を受けて退職した者の割合である。

付表104 産業、規模及び再雇用制度の適用を受けた再雇用者の有無別事業所割合
並びに男女別労働者に占める制度の適用を受けた再雇用者割合

(%)

区 分	計	制度の適用を 受けた再雇用 者がいた	制度の適用を 受けた再雇用 者がいない	女性労働者に 占める再雇用 者の割合	男性労働者に 占める再雇用 者の割合
計	100.0	12.1	87.9	0.2	0.1
〔産 業〕					
D 鉱 業	100.0	-	100.0	-	-
E 建 設 業	100.0	28.8	71.2	0.1	0.5
F 製 造 業	100.0	14.5	85.5	0.3	0.1
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	5.6	94.4	0.2	-
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	2.8	97.2	-	0.3
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	12.1	87.9	0.2	0.1
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	7.0	93.0	0.1	0.0
K 不 動 産 業	100.0	14.5	85.5	0.1	0.3
L サ ー ビ ス 業	100.0	6.0	94.0	0.2	0.1
〔規 模〕					
500 人 以 上	100.0	13.0	87.0	0.1	0.0
100 ～ 499 人	100.0	18.7	81.3	0.1	0.3
30 ～ 99 人	100.0	10.6	89.4	0.3	0.2

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

再雇用制度ありの事業所＝100.0%

注）女性労働者（男性労働者）に占める再雇用者の割合とは、再雇用制度がある事業所の女性労働者（男性労働者）に占める、H7.4.1～H8.3.31までの1年間に制度の適用を受けて再雇用された者の割合である。

付表105 産業、規模及び家族看護休暇制度の有無、制度の根拠別事業所割合

(%)

区 分	計	制度あり	制度なし		
			就業規則等	慣 行	無回答
計	100.0	8.2(100.0)	(48.9)	(50.7)	(0.4)
〔産 業〕					
D 鉱 業	100.0	2.8(100.0)	(44.4)	(55.6)	(-)
D 建 設 業	100.0	10.2(100.0)	(11.6)	(88.4)	(-)
D 製 造 業	100.0	7.8(100.0)	(37.9)	(61.1)	(1.0)
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	35.0(100.0)	(96.5)	(3.5)	(-)
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	12.6(100.0)	(81.8)	(18.2)	(-)
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	7.7(100.0)	(32.4)	(66.8)	(0.9)
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	0.8(100.0)	(86.3)	(13.7)	(-)
K 不 動 産 業	100.0	5.4(100.0)	(32.0)	(68.0)	(-)
L サ ー ビ ス 業	100.0	8.0(100.0)	(67.4)	(32.6)	(-)
〔規 模〕					
500 人 以 上	100.0	15.2(100.0)	(92.0)	(7.8)	(0.2)
100 ～ 499 人	100.0	8.7(100.0)	(69.2)	(28.5)	(2.3)
30 ～ 99 人	100.0	8.0(100.0)	(42.2)	(57.8)	(-)

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

事業所総数＝100.0%

付表106 産業、規模及び家族看護休暇制度の形態別事業所割合

(%)

区 分	計	休暇・休職 ・休業等	失効年次 有給休暇	その他	無回答
計	100.0	71.2	15.2	8.7	4.9
〔産 業〕					
D 鉱 業	100.0	100.0	—	—	—
E 建 設 業	100.0	64.7	1.2	33.1	1.1
F 製 造 業	100.0	70.1	22.9	4.0	3.0
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	52.5	45.7	2.1	—
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	77.1	0.1	14.5	8.3
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	65.0	23.3	—	11.7
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	17.1	82.1	0.9	—
K 不 動 産 業	100.0	55.7	22.7	21.6	—
L サ ー ビ ス 業	100.0	82.1	10.1	7.8	—
〔規 模〕					
5 0 0 人 以 上	100.0	50.3	47.6	1.4	0.7
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	64.4	30.9	1.8	2.9
3 0 ～ 9 9 人	100.0	73.7	10.1	10.7	5.5

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

家族看護休暇制度ありの事業所＝100.0%

付表107 産業、規模及び家族看護休暇制度の対象となる要看護者の範囲別事業所割合 (%)

区 分	計	制限あり	対象となる要看護者の範囲 (M.A.)							制 限 な し	無回答	
			子 供	配偶者	本人の母	配偶者の 父 母	祖父母	兄弟姉 妹	孫			その他
計	100.0	65.4 (100.0)	(83.1)	(81.6)	(93.0)	(56.9)	(35.9)	(28.0)	(24.6)	(17.7)	30.3	4.3
[産 業]												
D 鉱 業	100.0	100.0 (100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(22.2)	(22.2)	(22.2)	(-)	(-)	-	-
E 建 設 業	100.0	43.9 (100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(50.2)	(26.3)	(2.5)	(-)	(-)	55.0	1.1
F 製 造 業	100.0	69.9 (100.0)	(92.6)	(88.8)	(98.4)	(70.4)	(37.4)	(26.1)	(22.0)	(14.5)	28.7	1.4
G 電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	92.7 (100.0)	(100.0)	(98.6)	(100.0)	(95.9)	(91.9)	(90.5)	(86.5)	(16.0)	7.3	-
H 運 輸 ・ 通 信 業	100.0	83.6 (100.0)	(97.6)	(97.5)	(97.6)	(51.0)	(48.7)	(46.3)	(46.2)	(24.8)	16.4	-
I 卸売・小売業、飲食店	100.0	48.5 (100.0)	(93.3)	(93.5)	(99.9)	(69.0)	(45.7)	(29.3)	(19.7)	(1.9)	34.4	17.1
J 金 融 ・ 保 険 業	100.0	86.3 (100.0)	(84.2)	(21.8)	(100.0)	(82.2)	(-)	(3.0)	(-)	(-)	13.7	-
K 不 動 産 業	100.0	100.0 (100.0)	(78.4)	(78.4)	(100.0)	(55.7)	(6.2)	(6.2)	(6.2)	(6.2)	-	-
L サ ー ビ ス 業	100.0	69.7 (100.0)	(42.2)	(42.8)	(73.1)	(31.7)	(11.6)	(12.6)	(11.0)	(34.0)	30.3	-
[規 模]												
5 0 0 人 以 上	100.0	82.7 (100.0)	(94.9)	(93.8)	(97.7)	(82.7)	(44.4)	(38.1)	(25.3)	(17.1)	16.8	0.5
1 0 0 ～ 4 9 9 人	100.0	78.3 (100.0)	(93.5)	(90.4)	(97.4)	(70.5)	(37.4)	(32.0)	(25.6)	(10.1)	18.8	2.9
3 0 ～ 9 9 人	100.0	61.6 (100.0)	(79.2)	(78.2)	(91.4)	(51.3)	(35.0)	(26.3)	(24.2)	(20.2)	33.6	4.8

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)
家族看護休暇制度ありの事業所＝100.0%

付表108 休暇日数別事業所割合

制 限 な し		(%)																制 限 あり		100.0					
計	1 年 間 に つ き		同 者				失 効 年 次 で				在 職 中 に つ き				勤 続 年 数 に よ り				そ の 他						
			一 に つ き				そ の 他																		
			要 する				そ の 他																		
			要 する				そ の 他																		
		1 日 ~ 10 日	11 日 ~ 1 か 月	1 か 月 期 を 超	そ の 他	1 日 ~ 10 日	11 日 ~ 1 か 月	1 か 月 期 を 超	そ の 他	1 日 ~ 10 日	11 日 ~ 1 か 月	1 か 月 期 を 超	そ の 他	1 日 ~ 10 日	11 日 ~ 1 か 月	1 か 月 期 を 超	そ の 他								
		(21.2)	(36.2)	(8.6)	(23.0)	(32.2)	(33.2)	(64.2)	(19.3)	(15.0)	(1.5)	(11.5)	(6.4)	(39.8)	(22.2)	(30.7)	(5.2)	(46.1)	(34.8)	(17.4)	(1.7)	(8.7)	(19.7)	35.5	1.0
		(100.0)				(100.0)											(100.0)								

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成8年度）

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)
家族看護休暇制度ありの事業所=100.0%

付表109 産業、規模及び休暇利用期間別利用者割合

区分	計												性別											
	女						男						女						男					
	計	1日～3日	4日～6日	7日～10日	11日～30日	30日を 超える 期間	計	1日～3日	4日～6日	7日～10日	11日～30日	30日を 超える 期間	計	1日～3日	4日～6日	7日～10日	11日～30日	30日を 超える 期間	計	1日～3日	4日～6日	7日～10日	11日～30日	30日を 超える 期間
〔産業〕																								
D鉱業	100.0	100.0	77.1	11.1	5.1	3.6	100.0	100.0	66.0	16.0	6.8	5.7	100.0	100.0	87.7	6.3	3.5	1.6	100.0	100.0	75.0	8.1	0.8	0.2
建設業	100.0	27.2	71.6	11.7	8.0	4.3	100.0	100.0	94.5	13.3	7.9	6.8	100.0	100.0	81.4	25.0	9.5	-	100.0	100.0	75.0	8.1	0.8	0.2
F製造業	100.0	65.2	14.1	11.8	12.0	8.4	100.0	100.0	66.9	9.0	12.7	10.2	100.0	100.0	64.1	17.5	11.2	7.2	100.0	100.0	77.7	2.6	10.3	76.9
G電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	3.6	81.6	8.0	2.5	6.4	100.0	100.0	3.0	83.4	13.6	2.0	100.0	100.0	0.8	60.8	50.0	-	100.0	100.0	0.8	50.0	50.0	-
H運輸・通信業	100.0	42.1	5.3	50.0	2.6	2.6	100.0	100.0	44.4	5.6	50.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-
I卸売・小売業	100.0	25.0	25.0	75.0	-	-	100.0	100.0	25.0	-	75.0	-	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	100.0	-	-	-	-
J金融・保険業	100.0	90.4	5.1	1.2	1.8	1.5	100.0	100.0	58.8	22.5	5.4	8.3	100.0	100.0	98.6	0.6	0.1	0.1	100.0	100.0	98.6	0.6	0.1	0.6
K不動産業	100.0	66.9	18.2	9.1	2.5	3.3	100.0	100.0	57.4	23.6	8.8	4.4	100.0	100.0	71.8	15.5	9.2	1.5	100.0	100.0	71.8	15.5	9.2	2.0
〔規模〕																								
500人以上	100.0	80.7	7.6	4.7	3.2	3.8	100.0	100.0	47.5	21.1	14.4	5.7	100.0	100.0	94.0	2.2	0.8	2.2	100.0	100.0	94.0	2.2	0.8	0.8
100～499人	100.0	77.5	11.7	4.1	4.4	2.3	100.0	100.0	74.4	12.8	3.7	6.0	100.0	100.0	86.3	8.3	5.3	-	100.0	100.0	86.3	8.3	5.3	-

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成8年度)

(注) H7.4.1～H8.3.31までの1年間に家族看護休暇を取得した者についての割合である。

付表 110 配置転換の種類別企業数割合

(%)

企業規模・職種	全企業	配置転換を行なった企業 (M.A.)										配置転換を行わなかった企業	
		計			転居を伴わない		転居を伴う						
							国内		海外				
		平成8年	平成5年	8年	5年	8年	5年	8年	5年	8年	5年		
企業規模計	100.0	43.8 (100.0)	42.3 [100.0]	(88.9)	[91.4]	(31.4)	[30.9]	(6.2)	[5.2]	56.2	57.7		
5,000人以上	100.0	98.7 (100.0)	98.2 [100.0]	(86.8)	[89.1]	(95.2)	[93.3]	(74.2)	[79.3]	1.3	1.8		
1,000～4,999人	100.0	95.6 (100.0)	97.4 [100.0]	(86.2)	[87.5]	(81.4)	[82.1]	(36.6)	[37.2]	4.4	2.6		
300～999人	100.0	88.2 (100.0)	87.2 [100.0]	(86.2)	[89.2]	(59.8)	[57.4]	(12.3)	[9.9]	11.8	12.8		
100～299人	100.0	64.9 (100.0)	62.3 [100.0]	(88.0)	[92.3]	(34.9)	[31.9]	(4.1)	[2.6]	35.1	37.7		
30～99人	100.0	31.1 (100.0)	29.9 [100.0]	(90.5)	[91.9]	(16.2)	[17.2]	(2.4)	[1.5]	68.9	70.1		
事務職	100.0	24.4 (100.0)	22.3 [100.0]	(83.8)	[89.5]	(31.9)	[22.5]	(6.6)	[5.2]	75.6	77.7		
技術・研究職	100.0	17.3 (100.0)	15.6 [100.0]	(80.0)	[83.1]	(32.5)	[30.9]	(8.7)	[7.1]	82.7	84.4		
現業職	100.0	33.3 (100.0)	26.7 [100.0]	(87.0)	[89.5]	(22.6)	[18.5]	(2.5)	[1.7]	66.7	73.3		

資料出所：労働省「雇用管理調査」(平成8年)

注) 1 「配置転換」とは労働者を企業内の他の職務又は、他の組織に異動させること(同一職場内でも職務を替えた場合、職務は同一であるが他の組織に異動させた場合等を含む。)をいう。

2 「事務職」とは、管理、経理、人事、福利厚生等の部門で事務的業務に従事する者をいう。

「技術・研究職」とは、技術者、デザイナー等専門的・技術的職業に従事する者及び研究に従事する者をいう。

「現業職」とは、生産作業者、販売従業者(販売店員、外交員等)、運輸・通信従業者、保安職業従業者及びサービス職業従業者をいう。

付表111 転入者の転居・単身赴任者の状況
(企業規模1,000人以上の民営事業所)

区 分	転 入 者			有 配 偶 者				
	合 計 (千人)	転居し た者 (千人)	転 居 割 合 (%)	合 計 (千人)	転居し た者 (千人)	単身赴 任者 (千人)	転 居 割 合 (%)	単身赴 任割合 (%)
平成7年								
合 計	405.1	188.7	46.6	267.1	126.2	39.6	47.2	31.4
19 歳 以 下	6.6	4.2	63.6	0.0	-	-	-	-
20 ～ 29 歳	113.8	49.3	43.3	23.6	9.5	0.6	40.3	6.3
30 ～ 39 歳	114.5	54.1	47.2	85.4	40.0	6.5	46.8	16.3
40 ～ 49 歳	118.6	57.4	48.4	108.4	53.7	23.5	49.5	43.8
50 ～ 59 歳	50.7	23.3	46.0	48.8	22.6	8.9	46.3	39.4
60 歳 以 上	0.9	0.3	33.3	0.9	0.3	0.1	33.3	33.3
うち建設業を除く								
合 計	388.1	178.0	45.9	256.2	118.5	37.0	46.3	31.2
19 歳 以 下	6.4	4.1	64.1	0.0	-	-	-	-
20 ～ 29 歳	108.0	46.3	42.9	22.7	8.9	0.6	39.2	6.7
30 ～ 39 歳	110.2	50.5	45.8	81.5	36.6	5.7	44.9	15.6
40 ～ 49 歳	114.1	54.8	48.0	104.2	51.2	22.1	49.1	43.2
50 ～ 59 歳	48.8	22.0	45.1	47.1	21.4	8.5	45.4	39.7
60 歳 以 上	0.7	0.3	42.9	0.9	0.3	0.1	33.3	33.3
平成2年								
合 計	403.9	159.7	39.5	250.2	104.4	23.5	41.7	22.5
19 歳 以 下	12.9	4.9	38.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0
20 ～ 29 歳	141.5	51.9	36.7	25.7	11.7	0.4	45.5	3.4
30 ～ 39 歳	93.4	42.0	45.0	75.3	33.8	3.5	44.9	10.4
40 ～ 49 歳	115.0	44.8	39.0	109.8	43.0	14.4	39.2	33.5
50 ～ 59 歳	40.3	15.4	38.2	38.5	15.2	5.0	39.5	32.9
60 歳 以 上	0.8	0.6	75.0	0.8	0.8	0.0	100.0	0.0

資料出所：労働省「雇用動向調査」(平成7年)

注) 1 転居割合 $\frac{\text{転居した者}}{\text{転入者}} \times 100$

2 単身赴任割合 $= \frac{\text{有配偶者で転居した者のうち単身赴任者}}{\text{有配偶者で転居した者}} \times 100$

付表112 引っ越しを伴う転勤（国内）

（被働者に）

	該当者数	どこへでも 行く	条件によっ ては行く	転勤は絶対 にしたくない	わからない
総数	人 1,714	% 13.2	% 42.0	% 38.2	% 6.6
〔性〕					
男	949	17.4	45.5	31.3	5.8
女	765	8.0	37.6	46.8	7.6
〔性・年齢〕					
（男性）					
20～29歳	146	18.5	53.4	24.0	4.1
30～39歳	226	12.4	60.2	22.6	4.9
40～49歳	253	19.4	40.3	35.6	4.7
50～59歳	212	16.0	41.5	35.4	7.1
60歳以上	112	24.1	25.0	41.1	9.8
（女性）					
20～29歳	154	7.1	57.8	27.3	7.8
30～39歳	162	8.6	42.6	42.0	6.8
40～49歳	252	6.7	32.9	52.8	7.5
50～59歳	146	8.9	24.0	58.9	8.2
60歳以上	51	11.8	23.5	56.9	7.8
〔職業〕					
管理・専門技術職	124	31.5	37.9	23.4	7.3
事務職	656	12.3	48.2	33.5	5.9
労務職	934	11.3	38.2	43.5	7.0
〔就業形態〕					
正規の社員	1,255	13.9	45.3	35.1	5.7
正規でない社員	459	11.1	33.1	46.8	8.9
〔転勤経験の有無〕					
引っ越しを伴う転勤あり	304	23.7	45.7	27.6	3.0
引っ越しを伴う転勤なし	1,409	11.0	41.4	40.4	7.2
〔働く目的〕					
お金を得るために働く	1,058	10.3	39.2	43.2	7.3
社会の務めを果たすため	369	18.2	45.0	31.7	5.1
才能などを発揮するため	258	16.7	50.4	27.9	5.0

資料出所：総理府「今後の新しい働き方に関する世論調査」（平成8年）

付表 1 1 3 転勤一時免除制度・限定勤務地制度の実施状況

(%)

	限 定 勤 務 地 制 度					転 勤 一 時 免 除 制 度				
	実施し ている 企業	実施していない企業				実施し ている 企業	実施していない企業			
		計	3年以 内に実 施予定	検討中	今後の 予定な し		計	3年以 内に実 施予定	検討中	今後の 予定な し
企 業 規 模 計	11.6	88.4	0.2	4.0	84.2	1.7	98.3	0.4	3.3	94.7
5,000 人 以 上	26.1	73.9	2.9	20.4	50.6	4.5	95.5	0.6	4.5	90.4
1,000～ 4,999人	18.6	81.4	3.0	13.9	64.5	3.2	96.8	0.9	6.3	89.5
300～ 999	13.6	86.4	0.9	12.2	73.2	2.5	97.5	0.1	5.6	91.8
100～ 299	13.7	86.3	0.5	5.1	80.7	1.8	98.2	0.9	3.8	93.6
30～ 99	10.5	89.5	-	2.5	87.0	1.5	98.5	0.2	2.8	95.5

資料出所：労働省「雇用管理調査」（平成8年）

付表114 人 口 動

年	出 生		死 亡		平 均 寿 命		平均初
	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	女	男	女
	万件		万件		歳	歳	歳
昭和15年	211.6	29.4	118.7	16.5	49.6	46.9	24.6
30	173.1	19.4	69.4	7.8	67.75	63.60	23.8
35	160.6	17.2	70.7	7.6	70.19	65.32	24.4
40	182.4	18.6	70.0	7.1	72.92	67.74	24.5
45	193.4	18.8	71.3	6.9	74.66	69.31	24.2
50	190.1	17.1	70.2	6.3	76.89	71.73	24.7
51	183.3	16.3	70.3	6.3	77.35	72.15	24.9
52	175.5	15.5	69.0	6.1	77.95	72.69	25.0
53	170.9	14.9	69.6	6.1	78.33	72.97	25.1
54	164.3	14.2	69.0	6.0	78.89	73.46	25.2
55	157.7	13.6	72.3	6.2	78.72	73.32	25.2
56	152.9	13.0	72.0	6.1	79.13	73.79	25.3
57	151.5	12.8	71.2	6.0	79.66	74.22	25.3
58	150.9	12.7	74.0	6.2	79.78	74.20	25.4
59	149.0	12.5	74.0	6.2	80.18	74.54	25.4
60	143.2	11.9	75.2	6.3	80.48	74.84	25.5
61	138.3	11.4	75.1	6.2	80.93	75.23	25.6
62	134.7	11.1	75.1	6.2	81.39	75.61	25.7
63	131.4	10.8	79.3	6.5	81.30	75.54	25.8
平成元	124.7	10.2	78.9	6.4	81.77	75.91	25.8
2	122.2	10.0	82.0	6.7	81.90	75.92	25.9
3	122.3	9.9	83.0	6.7	82.11	76.11	25.9
4	120.9	9.8	85.5	6.9	82.22	76.09	26.0
5	118.8	9.6	87.8	7.1	82.51	76.25	26.1
6	123.8	10.0	87.6	7.1	82.98	76.57	26.2
7	118.7	9.5	92.2	7.4	82.84	76.36	26.3
8	120.7	9.7	89.6	7.2	83.59	77.01	26.4

資料出所：厚生省「人口動態統計」、「簡易生命表」、「完全生命表」

厚生省人口問題研究所「人口問題研究」

注) 1 合計特殊出生率＝1人の女子が再生産年齢(15～49歳)を経過する間に生むと考えられる子供の数。

2 平均初婚年齢は、昭和15年は届出時の年齢、30～40年は結婚式をあげた時の年齢、45年以降は結婚式をあげた時又は同居を始めたときの年齢。

態 の 推 移

婚 年 齡		婚 姻		離 婚		出生順位別母の平均年齢			合 計 特 殊 出生率
男	件 数 (率 (人口千対))	件 数 (率 (人口千対))	件 数 (率 (人口千対))	第 1 児	第 2 児	第 3 児			
歳	万件	万件	歳	歳	歳	歳	歳	歳	
29.0	66.7	9.3	4.9	0.68	—	—	—	4.11	
26.6	71.5	8.0	7.5	0.84	24.8	27.2	29.5	2.37	
27.2	86.6	9.3	6.9	0.74	25.4	27.8	29.9	2.00	
27.2	95.5	9.7	7.7	0.79	25.7	28.3	30.3	2.14	
26.9	102.9	10.0	9.6	0.93	25.6	28.3	30.6	2.13	
27.0	94.2	8.5	11.9	1.07	25.7	28.0	30.3	1.91	
27.2	87.2	7.8	12.5	1.11	25.9	28.1	30.2	1.85	
27.4	82.1	7.2	12.9	1.14	26.1	28.2	30.2	1.80	
27.6	79.3	6.9	13.2	1.15	26.2	28.4	30.3	1.79	
27.7	78.9	6.8	13.5	1.17	26.3	28.6	30.4	1.77	
27.8	77.5	6.7	14.2	1.22	26.4	28.7	30.6	1.75	
27.9	77.7	6.6	15.4	1.32	26.5	28.9	30.8	1.74	
28.0	78.1	6.6	16.4	1.39	26.5	28.9	31.0	1.77	
28.0	76.2	6.4	17.9	1.51	26.5	29.0	31.2	1.80	
28.1	74.0	6.2	17.9	1.50	26.6	29.1	31.3	1.81	
28.2	73.6	6.1	16.7	1.39	26.7	29.1	31.4	1.76	
28.3	71.1	5.9	16.6	1.37	26.8	29.2	31.4	1.72	
28.4	69.6	5.7	15.8	1.30	26.8	29.2	31.5	1.69	
28.4	70.8	5.8	15.4	1.26	26.9	29.3	31.6	1.66	
28.5	70.8	5.8	15.8	1.29	27.0	29.4	31.7	1.57	
28.4	72.2	5.9	15.8	1.28	27.0	29.5	31.8	1.54	
28.4	74.2	6.0	16.9	1.37	27.1	29.5	31.8	1.53	
28.4	75.4	6.1	17.9	1.45	27.1	29.5	31.8	1.50	
28.4	79.3	6.4	18.8	1.52	27.2	29.6	32.0	1.46	
28.5	78.3	6.3	19.5	1.57	27.4	29.7	32.0	1.50	
28.5	79.2	6.4	19.9	1.60	27.5	29.8	32.0	1.42	
28.5	79.5	6.4	21.0	1.66	27.6	29.9	32.0	1.43	

付表115 主要国の労働力人口、労働力率、

国名	年	労働力人口(千人)		労働力人口総数に占める女性の割合(%)	年
		女	男		
カナダ	1995	6,730	8,198	45.1	1995
アメリカ	1995	60,944	71,360	46.1	1994
韓国	1995	8,362	12,432	40.2	1995
フィリピン	1995	10,493	17,548	37.4	1994
オーストリア	1994	1,661	2,220	42.8	1993
ベルギー	1991	1,763	2,447	41.9	1991
デンマーク	1996	1,267	1,530	45.3	1996
スペイン	1995	5,982	9,643	38.3	1995
フランス	1995	11,794	14,295	45.2	1995
旧西ドイツ	1995	17,155	22,929	42.8	1995
ハンガリー	1995	1,784	2,311	43.6	1995
イタリア	1994	8,376	14,306	36.9	1994
ノルウェー	1995	999	1,187	45.7	1994
スウェーデン	1995	2,068	2,251	47.9	1994
イギリス	1993	12,370	15,901	43.8	1993
オーストラリア	1995	3,857	5,144	42.9	1994

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1996」

$$\text{注) 労働力率} = \frac{\text{15歳以上労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

ただし、アメリカ、スペイン、イギリスは16歳以上

ベルギー、イタリアは14歳以上

デンマークは15～66歳

ハンガリーは15～74歳

ノルウェーは16～74歳

スウェーデンは16～64歳

雇用者数及び総数に占める女性の割合

労働力率(%)		年	雇用者数(千人)		雇用者総数に 占める女子の 割合(%)
女	男		女	男	
57.4	72.5	1995	6,109	7,397	45.2
58.9	75.0	1995	57,523	67,377	46.1
48.3	76.5	1995	8,224	12,153	40.4
49.0	82.1	1995	9,505	16,193	37.0
48.1	70.1	1994	1,595	2,147	42.6
34.5	50.0	1992	1,517	2,236	40.4
70.7	83.4	1995	1,161	1,446	44.5
30.1	50.7	1995	4,153	7,889	34.5
47.9	62.6	1994	9,676	12,368	43.9
48.2	69.7	1995	15,109	20,939	41.9
40.3	58.6	1992	1,629	2,050	44.3
33.7	62.1	1994	7,030	12,972	35.1
64.0	75.2	1995	953	1,126	45.8
76.1	80.3	1995	2,061	1,925	51.7
52.8	72.7	1995	11,430	14,107	44.8
53.8	74.0	1994	3,545	4,689	43.1

付表116 主要国の年齢階級別

区 分		カナダ 1995		アメリカ 1995		フランス 1995		ドイツ 1995
		女	男	女	男	女	男	女
労働力人口 (千人)	総 数	6,730	8,198	60,944	71,360	11,794	14,295	17,155
	15 ~ 19歳	1,773	1,282	3,729	4,036	96	165	594
	20 ~ 24歳			6,349	7,338	994	1,232	1,624
	25 ~ 29歳	844	992	7,259	8,654	1,746	1,986	2,349
	30 ~ 34歳	994	1,210	8,269	10,016	1,771	2,123	2,444
	35 ~ 39歳	973	1,165	8,559	10,074	1,758	2,081	2,245
	40 ~ 44歳	925	1,062	8,003	9,115	1,711	2,055	2,260
	45 ~ 49歳	784	928	6,894	7,773	1,704	2,064	1,811
	50 ~ 54歳	520	694	4,907	5,648	1,011	1,340	1,918
	55 ~ 59歳	312	461	3,380	4,043	721	953	1,525
	60 ~ 64歳	144	259	1,976	2,461	221	227	256
	65歳以上	63	145	1,618	2,201	62	68	129
労働力率 (%)	総 数	57.4	72.5	58.9	75.0	47.9	62.6	48.2
	15 ~ 19歳	60.4	63.9	52.2	54.8	5.1	8.4	28.7
	20 ~ 24歳			70.3	83.1	48.0	57.8	70.8
	25 ~ 29歳	76.7	90.0	74.9	92.3	82.3	92.5	75.5
	30 ~ 34歳	76.3	92.1	75.0	93.6	80.7	97.0	73.6
	35 ~ 39歳	77.4	92.4	76.4	92.5	81.1	97.0	75.5
	40 ~ 44歳	79.0	92.0	78.1	92.0	80.1	96.9	78.7
	45 ~ 49歳	76.3	91.2	77.2	90.7	79.6	95.1	75.6
	50 ~ 54歳	66.2	87.0	70.7	86.4	70.0	91.5	69.0
	55 ~ 59歳	48.3	72.6	59.5	77.4	50.8	68.9	49.8
	60 ~ 64歳	23.6	44.1	38.0	53.2	14.6	16.5	10.9
	65歳以上	3.3	10.1	8.8	16.8	1.1	1.8	1.5

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1996」

1 アメリカ、スウェーデンの区分のうち、「15～19歳」の欄は、「16～19歳」として取り扱っている。

2 イタリアの「15～19歳」の欄は、「14～19歳」として取り扱っている。

労働力人口及び労働力率

イ 9 5		イ タ リ ア 1 9 9 4		ス ウ ェー デ ン 1 9 9 5		イ ギ リ ス 1 9 9 3		韓 国 1 9 9 5	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男
	22,929	8,376	14,306	2,068	2,251	12,370	15,901	8,362	12,432
	815	344	467	60	56	790	870	267	174
	1,917	1,072	1,333	182	198	1,482	1,845	1,370	817
	2,862	1,397	1,923	243	280	1,653	2,219	957	1,859
	3,359	1,268	1,948	252	288	1,528	2,105	964	2,095
	3,005	1,143	1,869	251	274	1,438	1,817	1,146	1,988
	2,767	1,026	1,789	257	278	1,523	1,811	956	1,477
	2,387	901	1,779	294	310	1,523	1,807	750	1,232
	2,613	649	1,451	252	270	1,090	1,358	633	1,020
	2,353	339	1,021	175	186	803	1,092	549	803
	652	146	491	100	112	360	710	770	967
	199	91	235	—	—	181	267	—	—
	69.7	33.7	62.1	76.1	80.3	42.3	56.8	48.3	76.5
	36.1	17.8	23.3	30.2	26.9	58.0	61.1	14.6	9.3
	77.7	49.4	59.1	63.9	66.7	71.2	85.8	66.1	58.0
	87.1	59.0	81.6	79.4	87.2	71.7	93.9	47.8	89.6
	95.9	59.3	93.9	83.2	90.0	69.7	95.0	47.5	97.1
	97.1	58.9	96.3	87.5	91.0	74.4	94.4	59.2	96.9
	97.2	55.3	95.8	88.6	92.7	79.1	94.7	66.0	96.6
	96.1	46.9	93.4	90.5	92.5	77.9	92.8	61.1	95.3
	92.6	36.0	82.0	87.5	90.3	70.0	88.1	58.3	91.3
	75.8	19.4	62.9	77.1	82.3	54.5	75.7	54.2	83.9
	29.5	8.4	31.4	48.1	56.9	24.7	52.2	28.9	54.2
	4.1	1.7	6.4	—	—	3.5	7.4	—	—

付表117 主要国の従業上の

国名	年	女					
		総数 (千人)	構 成 比 (%)				
			計	自営業主	家族従業者	雇用者	その他
カナダ	1993	6,297	100.0	7.7	0.9	90.3	1.1
アメリカ	1994	60,239	100.0	6.6	0.2	92.6	0.5
韓国	1995	8,224	100.0	19.6	21.3	59.1	0.0
フィリピン	1994	10,136	100.0	30.4	19.3	40.8	9.4
オーストリア	1993	1,567	100.0	8.0	5.1	86.9	0.0
ベルギー	1991	1,763	100.0	8.3	7.0	70.3	14.3
デンマーク	1993	1,351	100.0	3.2	3.4	93.1	0.3
スペイン	1995	4,153	100.0	12.0	6.0	67.8	14.1
フランス	1991	10,659	100.0	9.7	—	78.2	12.1
旧西ドイツ	1995	15,109	100.0	5.8	2.6	91.6	—
ハンガリー	1995	1,629	100.0	8.2	1.7	90.1	—
イタリア	1994	8,373	100.0	13.8	6.5	63.7	16.0
ノルウェー	1994	979	100.0	4.8	1.2	89.1	4.9
スウェーデン	1995	1,925	100.0	5.8	0.5	93.7	0.0
イギリス	1993	12,370	100.0	6.6	0.9	84.1	8.5
オーストラリア	1994	3,675	100.0	10.5	1.3	79.4	8.8

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1996」

注) 「その他」とは、分類不能の地位にある者をいい、失業者及び新規求職者を含まない。

地位別就業者数の構成比

	男					
	総 数 (千人)	構 成 比 (%)				
		計	自営業主	家族従事者	雇 用 者	そ の 他
	7,649	100.0	11.1	0.2	87.9	0.7
	12,153	100.0	9.8	0.1	89.7	0.4
	11,867	100.0	33.6	1.6	64.8	0.0
	17,347	100.0	39.5	10.4	42.3	7.9
	2,167	100.0	10.9	1.4	87.7	0.0
	2,447	100.0	16.1	0.9	75.4	7.7
	1,542	100.0	12.7	0.2	86.8	0.3
	7,889	100.0	20.1	2.2	72.9	4.8
	13,946	100.0	14.7	1.7	76.3	7.2
	20,939	100.0	11.7	0.4	87.9	—
	2,050	100.0	14.7	0.7	81.9	—
	14,307	100.0	25.9	2.5	62.3	9.3
	1,172	100.0	11.0	0.7	82.1	6.2
	2,061	100.0	15.3	0.4	84.3	0.0
	15,901	100.0	14.9	0.3	71.0	13.8
	5,009	100.0	16.6	0.7	73.2	9.4

付表118 主要国の産業別

区 分	カナダ		アメリカ		フランス	
	1995		1995		1991	
	女	男	女	男	女	男
雇用者数 (千人)						
総 数	6,109	7,397	57,523	67,377	8,331	10,646
農・狩猟・林・漁業	152	402	911	2,681	52	207
鉱業・採石業	27	145	84	543	11	67
製造業	584	1,477	6,473	14,020	1,323	3,012
電気・ガス・水道業	34	108	279	1,233	40	162
建設業	82	642	762	6,906	105	1,159
卸売・小売業, レストラン・ホテル	1,527	1,641	12,312	13,759	1,394	1,556
運輸・倉庫・通信業	233	657	2,234	4,962	365	971
金融・保険・不動産・対事業所サービス	867	809	7,176	6,513	1,020	1,022
対地域・社会・個人サービス	2,603	1,515	27,291	16,760	4,022	2,490
軍隊, その他分類不能の産業	—	—	—	—	—	—
構成比 (%)						
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農・狩猟・林・漁業	2.5	5.4	1.6	4.0	0.6	1.9
鉱業・採石業	0.4	2.0	0.1	0.8	0.1	0.6
製造業	9.6	20.0	11.3	20.8	15.9	28.3
電気・ガス・水道業	—	—	0.5	1.8	0.5	1.5
建設業	1.3	8.7	1.3	10.2	1.3	10.9
卸売・小売業, レストラン・ホテル	25.0	22.2	21.4	20.4	16.7	14.6
運輸・倉庫・通信業	3.8	8.9	3.9	7.4	4.4	9.1
金融・保険・不動産・対事業所サービス	14.2	10.9	12.5	9.7	12.2	9.6
対地域・社会・個人サービス	42.6	20.5	47.4	24.9	48.3	23.4
軍隊, その他分類不能の産業	—	—	—	—	—	—

資料出所: ILO 「Year Book of Labour Statistics 1996」

雇 用 者 数 及 び 構 成 比

ド イ ツ		イ タ リ ア		ス ウ ェ ー デ ン		イ ギ リ ス		韓 国	
1 9 9 5		1 9 9 4		1 9 9 5		1 9 9 2		1 9 9 5	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
15,109	20,939	5,331	8,915	1,925	2,061	10,784	11,690	8,224	12,153
468	695	210	363	31	93	76	202	1,206	1,335
33	229	8	66	1	7	1,546	4,247	2	25
2,533	6,419	1,259	2,707	200	560	—	—	1,756	3,017
73	286	17	179	7	26	—	—	12	57
405	2,973	65	995	18	212	—	—	182	1,715
3,306	2,882	742	1,048	284	324	—	—	2,726	2,632
567	1,464	152	734	81	180	—	—	113	956
1,710	1,744	450	610	193	261	9,142	6,971	712	923
5,889	4,228	2,427	2,213	1,108	395			1,330	1,473
125	19	—	—	2	3	20	270	185	20
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
3.1	3.3	3.9	4.1	1.6	4.5	0.7	1.7	14.7	11.0
0.2	1.1	0.2	0.7	0.1	0.3	14.3	36.3	0.0	0.2
16.8	30.7	23.6	30.4	10.4	27.2	—	—	21.4	24.8
0.5	1.4	0.3	2.0	0.4	1.3	—	—	0.1	0.5
2.7	14.2	1.2	11.2	0.9	10.3	—	—	2.2	14.1
21.9	13.8	13.9	11.8	14.8	15.7	—	—	33.1	21.7
3.8	7.0	2.9	8.2	4.2	8.7	—	—	1.4	7.9
11.3	8.3	8.4	6.8	10.0	12.7	84.8	59.6	8.7	7.6
39.0	20.2	45.5	24.8	57.6	19.2			16.2	12.1
—	—	—	—	0.1	0.1	0.2	2.3	—	—

付表119 主要国の職業別雇用者数及び構成比

		カナダ 1995		アメリカ 1995		ドイツ 1993		スウェーデン 1995	
		女	男	女	男	女	男	女	男
雇用者数 (千人)	総数	6,109	7,397	57,523	67,377	15,084	21,296	1,925	2,061
	専門職・技術的職業従事者及び関連従事者	2,258	2,190	11,602	10,439	5,036	5,298	911	509
	管理的職業従事者	—	—	7,346	9,840	561	1,629	—	—
	書記及び関連従事者	1,578	392	14,613	3,776	3,201	1,567	400	261
	販売従事者	618	721	7,485	7,634	2,774	1,460	179	198
	サービス業の従事者	1,408	797	10,155	6,774	—	—	227	147
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	128	478	726	2,916	242	573	31	97
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労務者	479	2,818	5,594	25,998	1,160	8,612	178	848
	軍隊、その他分類不能の職業の従事者	—	—	—	—	2,110	2,146	1	1
構成比 (%)	総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門職・技術的職業従事者及び関連従事者	37.0	29.6	20.2	15.5	33.4	24.9	47.3	24.7
	管理的職業従事者	—	—	12.8	14.6	3.7	7.6	—	—
	書記及び関連従事者	25.8	5.3	25.4	5.6	21.2	7.4	20.8	12.7
	販売従事者	10.1	9.7	13.0	11.3	18.4	6.9	9.3	9.6
	サービス業の従事者	17.2	10.8	17.7	10.1	—	—	11.8	7.1
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	2.1	6.5	1.3	4.3	1.6	2.7	1.6	4.7
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労務者	7.8	38.1	9.7	38.6	7.7	40.4	9.2	41.1
	軍隊、その他分類不能の職業の従事者	—	—	—	—	14.0	10.1	0.1	0.0

資料出所：ILO「Year book of Labour Statistics 1996」

注) 1 カナダ、ドイツは15歳以上。

2 アメリカは16歳以上。

3 スウェーデンは16歳～64歳。

付表120 主要国の非農林業部門における労働者の賃金の男女格差

(男子=100.0)

年	韓 国	ベルギー	デンマーク	フランス	旧西ドイツ	オランダ	イギリス	オーストラリア
1980	44.4	—	84.5	79.2	72.4	78.2	69.7	86.0
1982	45.1	—	83.9	80.1	72.7	76.9	69.1	82.9
1983	46.7	—	84.4	81.5	72.2	76.7	69.6	83.5
1984	47.6	—	84.4	80.7	72.3	76.3	69.5	85.8
1985	47.8	62.0	83.8	81.4	72.8	76.2	69.5	87.2
1986	48.9	62.4	82.3	82.2	73.1	76.4	69.1	86.6
1987	50.1	63.3	81.7	81.8	73.4	76.3	69.7	87.0
1988	51.4	64.1	82.1	81.2	73.6	76.8	69.4	87.9
1989	52.7	64.2	82.7	80.7	73.5	77.2	70.0	88.1
1990	53.5	63.8	82.6	80.8	73.2	77.5	70.6	90.8
1991	54.5	64.2	83.3	80.3	73.6	78.0	70.0	90.9
1992	55.9	64.7	—	80.4	73.9	78.0	70.7	90.9
1993	56.7	65.5	—	80.8	74.2	78.9	71.2	89.9
1994	58.4	75.2	—	—	74.2	—	79.0	84.8
1995	59.6	—	—	—	74.2	—	79.3	—

資料出所：ILO「Year book of Labour Statistics 1996」

注) 韓 国 : 1か月当たり賃金。家族手当・現物支給を含む。

ベルギー : 1か月当たり賃金。各年10月。電気・ガス・水道業、卸・小売業、レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

デンマーク : 1時間当たり賃金。製造業、建設業及び他の産業の一部分。成年者のみ。

フランス : 1時間当たり賃金。鉱業・採石業、電気・ガス・水道業、公務及び家事サービス業を除く。

旧西ドイツ : 1時間当たり賃金。家族手当を含む。

卸・小売業、レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オランダ : 1時間当たり賃金。各年10月。成年者のみ。

イギリス : 1時間当たり賃金。成人・フルタイム労働者。各年10月。鉱業、卸・小売業、レストラン・ホテル業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オーストラリア : 1時間当たり賃金。1989年まで各年11月、1990年より6月。成人・フルタイム労働者（管理職を除く）。現物支給を含む。

参 考

1 賃金、昇格 女性労働関係判例

事件名	裁判所判決等年月日	判旨	等
秋田相互銀行不当利得金返還請求事件（男女差別賃金）	秋田地裁 昭 50. 4. 10 判決	女子であることを理由として、賃金（本人給及び臨時給与）について男子と差別的取扱いをしたものであり、労働契約の賃金部分は労基法4条に違反して無効、女子は男子に支払われた金額との差額を請求できる（労働者勝訴、確定）。	
鈴鹿市賃金請求事件（昇格に伴う男女差別賃金）	津地裁 昭 55. 2. 21 判決	原告に対し、昇格を実施しなかったのは女性であることにより不当に不利な利益取扱いをしたものであり地公法13条に違反し、違法に原告の法律上の利益を侵害したものである（労働者勝訴）。	
	名古屋高裁 昭 58. 4. 28 判決	公務員の昇給昇格は、任命権者に認められた権限であり、市の昇格運用を全般的に見る限り任命権者が社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権を濫用したとは認められない。また、任命権者の裁量権の判断に公権力の違法な行使は認められない（労働者敗訴、労働者側上告後、昭 60. 3. 29 上告取り下げ）。	
静岡銀行不当利得金返還請求事件（昇格に伴う男女差別賃金）	静岡地裁 昭 55. 10. 20 和解	職能群格付の見直しを行って算出した給与差額（2年分）を支払うことを主な内容とする和解成立。	
岩手銀行賃金請求事件	盛岡地裁 昭 60. 3. 28 判決	給与規定において、家族手当の支給対象者を、「扶養親族を有する世帯主たる行員」とし、世帯主たる行員とは、「自己の収入をもって一家の生計を維持する者をいい、その配偶者が所得税法に規定されている扶養控除対象限度額を超える所得を有する場合、夫たる行員とする。」（世帯手当についてもこれを準用）としているのは、女子であることのみを理由として妻たる行員を著しく不利に取り扱う規定であり、労基法4条及び92条に反し無効（労働者勝訴）。	
	仙台高裁 平 4. 1. 10 判決	本件給与規定にいう「世帯主たる行員」とは、「主として生計の維持者である行員」を指称するものであり、被控訴人は「自己の収入をもって、	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
(社)日本鉄鋼連盟給料等請求事件	東京地裁 昭 61. 12. 4 判決	一家の生計を維持する者」と認められるので、家族手当等の支給対象となる世帯主を「夫たる行員」に限定した同銀行の給与規定を根拠にした本件取扱いは男女の性別のみによる賃金の差別取扱いと認められ、労基法4条に違反し、民法90条により無効である（労働者勝訴、確定）。被告事務局職員について、男女異なる採用方法及び処遇を行っている（男女別コース制）ことは、合理的理由を欠き憲法14条の精神には合致しないが、当時（昭和44年から49年）の雇用慣行等の状況に照らし、民法90条の公の秩序に違反してのとまではいえないとして初任給格差及び業務内容の相違による賃金格差に当たる金銭の支払義務は否定したが、基本給の上昇率及び一時金の支給係数についてまで男女の格差を設けることは合理的な理由がなく無効であり、この部分についての差額の支払を連盟に対して命じた（労働者一部勝訴、確定）。被告会社が現に採用している家族手当支給規程及び運用基準は労基法4条及び民法90条に違反するものではなく、また女子従業員を不当に差別したものでないこと等から、原告らの本訴請求はいずれも理由がなく棄却（労働者敗訴、労働者側控訴後、平 2 8 和解成立）。
日産自動車賃金等請求事件（家族手当支給請求）	東京地裁 平 元. 1. 26 判決	組合間の男子職員の昇格格差の是正にあたって、勤続年数を唯一の基準として一律の昇格措置を採る一方、男子職員と同一の採用試験で採用され、同一の業務内容を担当し、職務上の等級も等しかった女子職員については、勤続年数の基準を満たしていても、昇格措置を講じなかったことは、合理的理由のない男女差別にあたる。昇格を含む労働条件に関する合理的理由のない男女差別は憲法14条、労基法3条、4条により民法90条にいう公の秩序として確立している。また女子には組合間の格差が生じていなかったことは男女間の格差の存在に合理性を与えるものではなく、男女間の格差の段階的是正もそれ自体が男女差別である。他
社会保険診療報酬支払基金賃金等請求事件	東京地裁 平 2. 7. 4 判決	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
日ソ図書賃金請求事件 (男女差別賃金)	東京地裁 平 4. 8. 27 判決	方、昇格等の確認請求については、昇格は職務と一体になった等級を人事上の裁量権の行使によって変更するものであり、昇格決定無くして昇格したとするには明確な根拠が必要で、使用者による昇格決定がない以上、昇格したものと取り扱うことはできない(労働者一部勝訴、支払基金側控訴後、平 3. 12 和解成立)。 年齢、勤続年数が同じである男女間の賃金格差が合理的であるのは、その提供する労働の質及び量に差異がある場合に限られる。よって、原告の業務が、ほぼ同時期に入社した男性社員に劣らなかったにもかかわらず、被告会社が初任給格差を是正せずに放置してきたのは、労基法4条に違反する賃金差別である。被告に対し損害賠償を命じた(労働者勝訴、確定)。 本人給における世帯主・非世帯主の基準については、男子のみ非世帯主、又は独身の世帯主であっても一貫して実年齢に応じた本人給を支給していること等に照らせば、女子に一方的に著しい不利益となることを容認して基準を制定したものと推認でき、勤務地限定・無限定の基準については、真に広域配転の可能性があるが故に実年齢による本人給を支給する趣旨で設けられたものではなく、女子の本人給が男子のそれより一方的に低く抑えられる結果となることを容認して制定、運用されてきたものであることから、労働基準法4条に違反し無効である(労働者勝訴、会社側控訴後、平成 7. 7 和解成立)。
三陽物産労働賃金請求事件	東京地裁 平 6. 6. 16 判決	
石崎本店差額賃金支払請求事件	広島地裁 平 8. 8. 7 判決	被告は、現業部門の中途採用の従業員の初任給につき、男子従業員に対しては年齢のみを基準として初任給を決定しているのに、女子従業員には年齢を考慮せず、高卒の新入女子従業員の初任給しか支給していない。原告と年齢及び入社が一番近い男子労働者と比較しても、入社時には、同じ組立作業に従事していたこと、被告において初任給決定の際に入社

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
丸子警報機損害賠償請求事件	長野地裁上田支部 平 8. 3. 15 判決	前の経験や資格が考慮されていたという事実は認められないことから、被告における中途採用男女の初任給格差は合理的な理由が認められず、原告が女子であることのみに理由としてなされた不合理な差別であると認められる。右差別は労働基準法4条に反し、不法行為を構成する。 (労働者勝訴) 女性正社員と職種、作業の内容、勤務時間及び日数等が同様である臨時社員について、2か月ごとの雇用期間の更新を形式的に繰り返すことによって女性正社員との顕著な賃金格差を維持拡大したことは、均等待遇の理念に違反する差別であり、公序良俗違反として違法である。 しかし、均等待遇の理念も抽象的なものであって、使用者側の裁量もある程度は認められるが、本件における諸事情のもとでは原告らの賃金が同じ勤続年数の女性正社員の8割以下となる時、公序良俗に反し違法となる。(労働者一部勝訴、双方控訴係争中)
芝信用金庫差額賃金等請求事件判決概要(昇進、昇格差別)	東京地裁 平 8. 11. 27 判決	「女性であることを理由として、同期入社男性職員と比較して昇格及び昇進において著しい差別的待遇を受けた」として、原告らが「課長職」の資格及び「課長」の職位にあることの確認と、差額賃金の支払いが求められた事案」 職員の昇格・昇進は被告の専決事項に属するが、年齢による自動昇格制度のように、昇格を職員に対し制度的に保障しているような場合においては、要件に該当することとなった職員は当然に昇格したことになるということができる。このことは労働協約、労働契約、就業規則によって定められている場合はもちろん、確立した労使慣行となっている場合も同様に解することができる。本件の昇格については、男性職員は年功的要素を加味した人事政策によってほぼ全員が「課長職」に昇格しているものであって、このような人事政策は労使慣行として確立していたもの

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
		ということができる。しかし、被告はこのような男性職員に対する労使慣行の適用を女性職員に対しては適用しない人事政策をなしてきたのであるから、現行法秩序のうえからも許されないものであり、昇格について、原告らがいわずれも「課長職」の地位にあることを確認するとともに、被告に対し、差額賃金の支払いを命じた。 なお、本件の昇進については、職員をいかなる職位に就任させるかは、職員の処遇とは直接的な関連性があるものではなく、職員の適材適所の配置という組織運営上の事柄であり、職員に対する職位の付与についての制度的保障の存在や労使慣行の成立は認められず、「課長」の職位にあることは確認されなかった。(労働者一部勝訴、会社側控訴係争中)

2 退職、定年制

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
〈結婚退職〉 住友セメント雇用関係確認等請求事件	東京地裁 昭 41. 12. 20 判決	結婚退職制は労働条件につき性別による差別待遇を行うものであり、女子の結婚を制約するゆえ民法90条により無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭 43. 7 和解成立）。	
豊国産業従業員地位確認等請求事件	神戸地裁 昭 42. 9. 26 判決	女子だけを結婚を理由に解雇することは、男女の差別取扱いで公序良俗違反（労働者勝訴、確定）。	
神戸野田奨学会休職処分無効確認等請求事件	神戸地裁 昭 43. 3. 29 判決	職場結婚を理由に解雇することは結婚の自由を制限することとなり、合理的理由もなく無効（労働者勝訴）。	
大阪市役所身分確認等請求事件	大阪高裁 昭 45. 11. 18 判決	控訴棄却（労働者勝訴、確定）。	
山一証券地位保全等仮処分申請事件	千葉地裁 昭 43. 5. 20 判決	職場結婚の場合、退職するという誓約書は無効であり、それによる依頼免職処分は無効（労働者勝訴、確定）。	
三井造船仮処分申請事件	名古屋地裁 昭 45. 8. 26 判決	結婚退職の慣行を理由に任意退職を迫られ、やむなくした合意は錯誤により無効（労働者勝訴、確定）。	
〈若年定年〉 東急機関工業地位保全仮処分申請事件（定年年齢男子55歳、女子30歳）	大阪地裁 昭 46. 12. 10 判決	結婚退職制を定めた協約は、退職という労働条件について性別を理由とする差別待遇であり、民法90条に違反し無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭和48. 11 和解成立）。	
東急機関工業地位保全仮処分申請事件（定年年齢男子55歳、女子30歳） 岩手県経済農協連地位保全仮処分申請事件（定年年齢男子55歳、女子31歳）	東京地裁 昭 44. 7. 1 判決	女子を著しく不利益に差別する本件定年制は著しく不合理なもので公序良俗に反して無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭和47. 12 和解成立）。	
名古屋放送地位保全仮処分申請事件	盛岡地裁 昭 46. 3. 18 判決	定年を雇員（女子）31歳、職員（男子）55歳とする就業規則は実態からみて、女子若年定年制であり、民法90条に反し無効（労働者勝訴、確定）。	
名古屋放送地位保全仮処分申請事件	名古屋地裁 昭 47. 4. 28 判決	〔X1女 地位保全仮処分申請〕 本件定年制は合理的理由なく、公序	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
分申請事件(定年年齢男子55歳、女子30歳)	名古屋地裁 昭 47. 6. 9 判決 " 昭 48. 4. 27 判決 名古屋高裁 昭 49. 9. 30 判決 名古屋高裁 昭 48. 5. 25 決定	良俗に反し無効(労働者勝訴)。 〔X 2 女 地位を全仮処分申請〕 上記同旨(労働者勝訴)。 〔X 1、X 2 女 本訴〕 同 旨(労働者勝訴)。 女子30歳定年制は民法90条により無効(労働者勝訴、確定)。 〔X 3 女、解雇禁止仮処分申請〕 上記同旨(労働者勝訴、確定)。	
〈男女別定年〉			
日産自動車地位保全賃金支払仮処分申請事件(定年年齢男子55歳、女子50歳)	東京地裁 昭 46. 4. 8 判決 東京高裁 昭 48. 3. 12 判決	本件男女別定年制は合理的理由を有する(労働者敗訴)。 同 旨(労働者敗訴)。	
日産自動車雇用関係存続確認等請求事件(定年年齢男子55歳、女子50歳、昭和48年4月1日以降男子60歳、女子55歳)	東京地裁 昭 48. 3. 23 判決 東京高裁 昭 54. 3. 12 判決 最 高 裁 昭 56. 3. 24 判決	本件男女別定年制は合理的理由がなく民法90条により無効(労働者勝訴)。 同 旨(労働者勝訴)。 女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条により無効と解するのを相当とし、上告棄却(労働者勝訴、確定)。 合併に際し、従来の定年55歳を女子のみ45歳に切り下げた差別定年制は無効(労働者勝訴、確定)。	
鶴岡市農協地位保全仮処分申請事件(定年年齢男子55歳、女子45歳)	山形地裁 昭 47. 5. 29 決定 鶴岡支部		
伊豆シャボテン公園地位保全仮処分申請事件(定年年齢男子57歳、女子47歳)	静岡地裁 昭 48. 12. 11 判決 沼津支部 東京高裁 昭 50. 2. 26 判決 最 高 裁 昭 50. 8. 29 判決 秋田地裁 昭 52. 9. 29 判決	男女別定年制は合理的理由なく性別による差別であり、公序に違反し無効(労働者勝訴)。 同 旨(労働者勝訴)。 高裁判決を支持し、上告棄却(労働者勝訴)。 合理的理由を欠く男女の差別的取扱いを定める定年制の規定は民法90条に違反し無効(労働者勝訴、確定)。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
男子56歳、女子46歳) 河北新報社地位確認等請 求事件 (定年年齢男子55 歳、女子45歳)	仙台地裁 昭 58. 12. 28 判決	男女別定年制は専ら女子であることのみに理由とする差別であり、合理的理由なく民法90条により無効 (労働者勝訴、会社側控訴後、昭61. 4. 28和解)。	
(財)放射線影響研究所地 位確認等請求事件 (定年 年齢男子62歳、女子57歳)	広島地裁 昭 59. 1. 31 判決	女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条により無効とした最高裁判決 (昭56. 3. 24日産自動車事件) を引用、合理的理由は認められず無効 (労働者勝訴)。	
(男女別定年制の段階的 是正、定年年齢60歳)	広島高裁 昭 62. 6. 15 判決	経過措置により女子に関して60歳定年の実施時期を遷延する規定を設けたことは合理的理由がない。旧規定下 (定年年齢男子62歳、女子57歳) の女子の定年年齢が民法90条により無効であり、結果的に男子と同じ62歳となるものとするれば、その既得権が保護されるべきことは男子の場合と異なるところはないので、女子に対しても男子に関する経過措置が適用される (労働者勝訴)。	
〈退職勧奨〉	最高裁 平 2. 5. 28 判決	高裁判決を支持し、上告棄却 (労働者勝訴)。	
鳥取県教育委員会損害賠 償請求事件 (男女別退職 勧奨における退職手当優 遇措置)	鳥取地裁 昭 61. 12. 4 判決	男女年齢差のある退職勧奨年齢基準を設定し、これに基づき退職勧奨を行ない、退職手当につき優遇措置を講じなかった一連の行為は、男女差別に基づき継続的な一連の不法行為を構成する (労働者勝訴、確定)。	

3 解雇

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
〈既婚女子であること等を理由とする解雇〉			
小野田セメント地位保全等仮処分申請事件	盛岡地裁 昭 43. 4. 10 判決 一 関支部	「有夫の女子」・「30歳以上の女子」の一般的希望退職基準は、結婚している女子の差別待遇又は性別による差別待遇に該当するといえるから憲法14条、労基法3、4条の精神に違反し無効（労働者勝訴）。 退職勧告は解約の申込みたる性質を有し、退職の申し出により合意解約が成立（労働者敗訴、確定）。	
古河鉱業雇用関係存続確認等請求事件	仙台高裁 昭 46. 11. 22 判決 前橋地裁 昭 45. 11. 5 判決	人員整理は、諸条件を考慮して、最適の者として選ばれたのが既婚女子であったというのであるから合理的理由がある（労働者敗訴）。 同 旨（労働者敗訴）。 高裁判決を支持し、上告棄却（労働者敗訴）。	
日特金属工業地位保全等仮処分申請事件	東京高裁 昭 51. 8. 30 判決 最高裁 昭 52. 12. 15 判決	「有夫の女子」・「27歳以上の女子」という一般的人员整理基準は、憲法、労基法の精神に違反し、それによる解雇は無効（労働者勝訴、確定）。	
コパル地位保全仮処分申請事件	東京地裁 昭 47. 10. 18 決定 東京地裁 昭 50. 9. 12 決定	「既婚女子社員で子供が2人いる者」という一般的人员整理基準は憲法14条、労基法3、4条の精神に違反し民法90条により無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭和53.1.28和解）。	
米沢製作所地位保全等仮処分申請事件	山形地裁 昭 51. 9. 24 判決 米沢支部	「既婚の女子」・「25歳以上の女子」という希望退職募集基準と密接に関連した指名解雇は、労基法3、4条による労働法の公序に違反し無効（労働者勝訴、確定）。	
日本赤十字社雇用関係存続確認等請求事件	佐賀地裁 昭 51. 11. 8 判決 唐津支部	合理化の必要にせまられて行つた人員整理であるが男子60歳、女子55歳を超えた者に退職を求めた本件整理基準は、病院の実情に照らし合理性がある（労働者敗訴、福岡高裁に控訴後、昭58.1.2和解）。	
住友重機愛媛製造所地位保全仮処分異議申立事件	松山地裁 昭 62. 5. 6 判決 西条支部	「共稼ぎの者で配偶者の収入で生計が維持できる者及び兼業又は副業があり、もしくは、財産の保有など別途の収入があり、退職しても生計が	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
〈パートタイム労働者等 であることを理由とする 解雇〉		維持できると判断される者」という人員整理のための勇退基準は、専ら性別のみによる不合理な差別を定めた基準でなく、同基準に該当した女子労働者の整理解雇は有効（労働者敗訴、労働者側控訴後、平元.4.25控訴取り下げ）。	
春風堂地位保全等仮処分 申請事件	東京地裁 昭 42. 12. 19 判決	真にパートタイマーを整理する経営上の必要はないと認められ、本件解雇は解雇権の濫用により無効（労働者勝訴、確定）。	
東京芝浦電気労働契約関係 存在確認等請求事件	横浜地裁 昭 45. 9. 22 判決 川崎支部	〔X 1 女〕 本件臨時従業員（解雇）には正当事由がなく無効（労働者勝訴）。	
東京芝浦電気労働契約存 在確認等請求事件	東京高裁 昭 48. 9. 27 判決 横浜地裁 昭 43. 8. 19 判決	〔X 1 女〕 控訴棄却（労働者勝訴、確定）。 〔X 2 他女 6〕 臨時工契約であっても、更新を重ねて実質上期間の定めのない契約と異ならない状態にあったこと等から期間満了を理由とする更新拒絶は無効（労働者勝訴）。	
三和銀行地位保全仮処分 申請事件	東京高裁 昭 45. 9. 30 判決 最高裁 昭 49. 7. 22 判決	同 旨（労働者勝訴）。 上告棄却（労働者勝訴）。	
東洋精機地位保全等仮処分 申請事件	東京地裁 昭 47. 12. 20 判決 東京高裁 昭 54. 2. 27 判決 名古屋地裁 昭 49. 9. 30 判決	期間の定めのない臨時的雇用契約であり解雇は有効（労働者敗訴）。 同旨（労働者敗訴、昭 54. 5. 22 東京地裁に本訴提起）。 企業合理化のため人員整理をするに当たり、単にパートタイマーと呼ばれ、その取扱いを受けていたという理由で、これらの者を第 1 順位の解雇対象者とするのは合理的理由を欠く（労働者勝訴、会社側控訴後、昭 53. 2. 2 和解）。	
東芝レイ・オ・パツク地位 保全仮処分申請事件	東京地裁 昭 49. 11. 29 判決	30 歳以上の男子及び既婚の女子を有期雇用とする採用基準は、婚姻の自由を侵すものでなく本件雇止めは有効（労働者敗訴、労働者側控訴後、	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
朝日放送地位保全仮処分 申請事件	大阪地裁 昭 50. 3. 27 判決	53. 2. 2 和解)。 有期労働契約であっても、その雇止めは実質上若年定年を理由とする解雇と同様の機能を有し、著しく苛酷な解約であるから権利濫用により無効 (労働者勝訴、確定)。	
並木精密宝石解雇無効確認等請求事件	秋田地裁 昭 58. 12. 15 判決 横手支部	1ヶ月の短期契約を3年間反復更新しても、期間の定めのない契約に転化する訳ではないが本件について当然更新されることが予定されていたと解するのが相当であり、パートタイマーもこれを期待かつ信頼している関係のもとで、労働契約関係が存続、維持されてきたものであり、従って期間満了によって労働契約を終了させるためには、雇止めの意思表示が必要であるばかりでなく、雇止めするにつきても、従来の取扱いを変更してもやむを得ない事情が必要。従って特段の合理的理由のない本件雇止めは無効 (労働者勝訴、控訴係争中)。 雇用契約関係は存続 (労働者勝訴)。	
平安閣雇用契約上の地位 確認等請求事件	静岡地裁 昭 61. 7. 4 判決 東京高裁 昭 62. 3. 25 判決	有期労働契約であっても、その期間の定めが一応のものであり、当事者いづれから格別の意思表示がない限り当然更新されるべきものとの前提のもとに存続、維持されてきたものを期間満了によって終了させるためには、雇止めの意思表示及び雇用契約を終了させてもやむを得ないと認められる特段の事情の存することを要する (労働者勝訴)。 上告棄却 (労働者勝訴)。	
北陽電機地位保全等仮処分申請事件	最高裁 昭 62. 10. 16 判決 大阪地裁 昭 62. 9. 11 決定	短期パート制度の導入に合理的な理由があり、契約締結の際に雇用期間を告知して署名捺印をさせ、その厳格な運用をしてきた以上、雇用期間の満了による雇止めは適法 (労働者敗訴、確定)。	
三洋電機地位保全金員支払仮処分申請事件	大阪地裁 平 2. 2. 20 決定	契約期間一年の「定勤社員契約」(パートタイマー)も、契約の更新によりその実質において期間の定めのない労働契約と異ならない状態であり解雇法理が適用され、業績不振を理由に雇止めするに当たっては解雇	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
三洋電機地位保全金員支 払仮処分異議事件	大 阪 地 裁 平 3. 10. 22 判決	回避のための努力を尽くすべきであるので雇止めは無効（労働者勝訴）。 契約期間一年の「定勤社員契約」（パートタイマー）が、実質において 期間の定めのない労働契約と異ならない状態であったとはいえないが、 契約期間満了後も継続雇用が予定されていたとすべきであり、解雇法 理が類推適用され、業績不振を理由に雇止めするに当たっては解雇回避 のための努力を尽くすべきであるので雇止めは無効（労働者勝訴、会社 側控訴及び本訴提訴後、平3. 12. 27和解成立）。	
〈その他〉			
大日本紡績労働事件仮処 分申請事件	大 阪 地 裁 昭 47. 6. 8 判決	職制排斥のため、集团的に有給休暇、生理休暇をとることは正当な権利 行使ではなく、即時解雇もやむを得ない（労働者敗訴）。	
城右学園雇用関係存続確 認等請求事件	東 京 地 裁 昭 47. 7. 4 判決	生理休暇であると主張しても、取得した日がいずれも日曜か祭日の前後 の日である等、取得の仕方から生理休暇として認められない等、教師と して不適格な事由があり解雇有効（労働者敗訴）。	
エール・フランス地位保 全仮処分申請事件	東 京 高 裁 昭 50. 12. 16 判決 東 京 地 裁 昭 49. 8. 7 判決	同 旨（労働者敗訴、確定）。 解雇の理由とする容姿の事由はなく、更新拒絶権の濫用により無効 （労働者勝訴、確定）。	
日本鋼管解雇無効地位保 全請求事件	横 浜 地 裁 昭 57. 7. 19 判決 川 崎 支 部	合理化のための労使協定の中で「女子の通常業務への転活用は女子に恒 常的に適合する職場を確保することが交替勤務・有害業務等労働基準法 の女子保護の規定に抵触することの多い鉄鋼業の作業実態と事業所の整 員事情等から困難と判断されるので行わない。」旨の規定は業務内容に 照らし、転活用困難と判断した結果を確認したものであり単に「女子で あること」を理由とするものでない。解雇に係る協定に基づき解雇は 「女子であること」を理由とする差別扱いでない（労働者敗訴、東京高 裁に控訴後、昭61. 2. 7和解成立）。	

4 配置転換

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
東洋鋼鈹地位保全仮処分 申請事件	横 浜 地 裁 昭 47. 8. 24 判決	出産したことを理由とする不利益処分であり人事権の濫用により無効 (労働者勝訴)。	
日本テレビ放送配転命令 効力停止仮処分申請事件	東 京 高 裁 昭 49. 10. 28 判決	出産等を考慮した配転が退職を促すためのものとの判断は、憶測の域を 出ず配転有効 (労働者敗訴、本訴提起後、昭55. 2. 28和解成立)。	
宮崎放送配転無効確認請 求事件	東 京 地 裁 昭 51. 7. 23 決定	労働契約はアナウンサーとして採用するとしており配転命令は無効 (労働者勝訴、確定)。	
慈恵医大病院地位確認請 求事件	宮 崎 地 裁 昭 51. 8. 20 判決	労働契約は職種を限定していないから配転有効 (労働者敗訴、労働者側 控訴後、昭55. 9. 23和解成立)。	
ラジオ関東地位保全仮処 分申請事件	東 京 地 裁 昭 54. 4. 24 判決	産前休暇に入る看護婦を総婦長室付きへ配転するという慣行は、病院の 社会的使命や総婦長の権限等に照らし客観的合理性ある慣行であり、違 法又は不当とすべき理由はない (労働者敗訴)。	
ザ・チャエース・マンハッ タン配転命令効力停止仮 処分申請事件	東 京 高 裁 昭 56. 12. 17 判決 最 高 裁 昭 58. 3. 8 判決 東 京 地 裁 昭 55. 12. 25 判決 東 京 高 裁 昭 58. 5. 25 判決 大 阪 地 裁 平 3. 4. 12 決定	同 旨 (労働者敗訴)。 上告棄却 (労働者敗訴)。 労働契約は職種を限定、本人の同意なき配転命令は無効 (労働者勝訴)。 同 旨 (労働者勝訴、確定)。 現地採用の女子職員等につき、労働協約上、勤務地の特定がなく、また、 既婚・有子の女子職員に対する大阪から東京への転勤に伴う不利益につ き業務上の必要性を上回るまでには至っていないので本件配転命令は有 効である (労働者側請求却下)。	
ケンウッド異動命令無効 確認等請求事件	東 京 地 裁 平 5. 9. 28 判決	職場の変更を伴う異動命令を受けた既婚女子従業員が、通勤時間が長く なって幼児の保育ができなくなる等主張したものであるが、被告は、勤 務時間、保育問題及び転居問題等について十分話し合い、できる限りの 配慮をしようと考えていたが、原告は、この話し合いに積極的に応じよ うとしなかったこと、原告が転居をすれば原告の主張する保育問題等は	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
	東京高裁 平 7. 9. 28 判決	容易に解決することができたといえるものであったこと、異動対象者と して原告を選定した過程自体不合理なところはないこと、以上の理 由から、被告の従業員であるという立場からすれば、本件異動命令に協 力すべきであったといえることから、本件異動命令に従うべき旨の警告 を無視して欠勤し続けたことによる停職処分、懲戒解雇処分は有効であ る。(労働者敗訴) 本件異動命令は、控訴人に対し通常甘受すべき程度を著しく超える不利 益を負わせるものであるということはできない。控訴人を本件異動の対 象者として選定し、八王子事業所勤務を命じた本件異動命令には業務上 の必要性が優に存したものである。控訴人が第二子を出産 したことから、本件異動命令の継続を正当化する事由となるものでもない。 以上の次第であり、本件異動命令、本件停職処分及び本件懲戒解雇処分 はいずれも有効である。(労働者敗訴)

5 その他

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
帝国興信所賃金請求事件	名古屋地裁 昭 46. 2. 24 判決	本件就業規則等について「有給生理休暇1日」とは婦人労働者の生理の実態等から判断して賃金計算期を単位としているのではなく生理周期を単位としたものである（労働者勝訴）。	
エヌ・ピー・シー工業未 払賃金請求事件	名古屋高裁 昭 48. 10. 15 判決 東京地裁 昭 49. 5. 27 判決 八王子支部	同 旨（労働者勝訴、確定）。 労基法上、生休を有給とする旨の規定はなく、労働協約（又は労働契約）に定められた内容が結果として生休を取得した女子に給与の面において不利に作用することがあったとしても、直ちに協約（契約）の内容が労基法67、91条の趣旨に反し、あるいは公序良俗に反して無効であるとはいえない（労働者敗訴）。	
タケダシステム未払賃金 等支払請求事件	東京高裁 昭 55. 3. 19 判決 最高裁 昭 60. 7. 16 判決 東京地裁 昭 51. 11. 12 判決	同 旨（労働者敗訴）。 上告棄却（労働者敗訴）。 生理休暇中の賃金について、従来の年間24日は100%有給とする旨の定めを、有給は月に2日を限度とし、補償額も基本給の68%とした就業規則の改正は、生休の必要性、取得の実績からみて濫用があったと判断されること、企業負担との調整等から判断すると、合理性あり有効である（労働者敗訴）。	
	東京高裁 昭 54. 12. 20 判決	本件のように実質賃金の低下を生ずるような就業規則の一方的変更を課することは許されない。かりに、生理休暇制度の濫用があるとしても別途の方策を講ずべきものである（労働者勝訴）。	
	最高裁 昭 58. 11. 25 判決	就業規則の不利益変更については最高裁判例（最昭43. 12. 25 秋北バス事件）の示すところであり、これを変更する必要があるとした上で、本件就業規則の変更が労働者にとって不利益なものであっても合理的なものであれば、労働者がこれに同意しないことを理由にその適用を拒むことはできないとし、変更の合理的理由の判断基準を示し、原審が就業規	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
日本ソニーリソング賃金請求事件	東京 高 裁 昭 62. 2. 26 判決	則の変更が合理的なものであるか否かを検討することなく判示しているのは就業規則に関する法令の解釈適用を誤ったものである（控訴審へ差し戻す）。	
	大阪 地 裁 昭 56. 3. 30 判決	本件就業規則の変更は不利益なものではあるが十分な合理性があり、労働者がこれに同意しないことを理由としてその適用を拒むことはできないとし、労働者に対してもその効力を及ぼすものである（労働者敗訴、上告却下、確定）。	
	大阪 地 裁 昭 56. 3. 30 判決	賃金引き上げ対象者から稼働率80%以下の者を除く協約条項につき、その稼働率算定基礎の不就業時間に欠勤のほか年休、生休、産休、育児時間等を含めることは労基法、憲法等の規定ないしはその趣旨に反し、ひいては民法90条の公序良俗に反し無効（労働者勝訴）。	
キュー企画損害賠償請求事件	大阪 高 裁 昭 58. 8. 31 判決 最 高 裁 平 元. 12. 14 判決	同 旨（労働者勝訴）。 稼働率の低い者が経済的利益を得られないとする制度は一応の経済的合理性があるが、権利行使を抑制し、法が労働者に各権利を保障した趣旨を実質的に失わせる時、この制度を定めた労働協約条項は無効。条項全体を無効とはいえないが、労基法、労組法上の権利の行使による不就労を就労率算定の基礎としている点は無効。未払い賃金についての審理不十分（原審に差し戻す）。	
	福岡 地 裁 平 4. 4. 16 判決	被告上司については、原告の異性関係を中心とした私生活に関する非難等、働く女性としての評価を低下させる行為があり、これらが対立関係の解決や相手方放逐の手段ないしは方途として用いられたことに不法行為性が認められる。被告会社については、被告上司の使用人として不法行為責任を負うとともに、主として女性である原告の譲歩、犠牲において職場関係を調整しようとした点において、職場環境の調整が不十分であり不法行為性が認められる（労働者勝訴、確定）。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
大西建設損害賠償請求事 件	金 沢 地 裁 平 6. 5. 26 判決	原告の身体に触れる等の被告の性的行為は、一般の女性であれば不愉快に 感じる行為であって、原告の仕事が家政婦の仕事であり、被告の自宅で 被告と1対1の仕事であることを考えると、その労働環境を悪化させる ものであり、セクシュアルハラスメントと認められ違法といふべきであ る（労働者一部勝訴）。 男性上司が女性部下に対し性的言動を行った時は、その行為の態様、場 所、男性と被害女性の年齢、結婚歴の有無などを総合的にみて、それが 社会的見地から不当とされた場合には性的自由、性的自己決定権など の人格権を侵害し違法となる。本件における被告の強制猥褻行為を含む 性的言動についてはいずれも違法である。（一審判決取消、労働者一部 勝訴、双方上告係争中）
奈良県建設業振興会損害 賠償請求事件	奈 良 地 裁 平 7. 9. 6 判決	特急の車内で原告の身体の一部を触ったり、別荘への同行を命じ、性交 渉に及ぼうとした被告の行為が、原告の明確な拒絶の態度にあつていな いとはいえ、その意思に反するものとして不法行為を構成することは明 らかであり、勤務時間中の原告に対する言辭もその内容、振興会におけ る被告と原告との関係、性差、年齢差等に照らすと、原告に著しい不快 感を抱かせるものとして不法行為を構成する（労働者側一部勝訴確定）。 被告会社は、雇用契約に付随して、原告のプライバシーが侵害されるこ とがないように職場の環境を整える義務があるといふべきである。とし て、被告会社の女子更衣室でビデオ撮影されていることに気付いたので あるから、再び同じようなことがないようにする義務があったといふべ きであるにも関わらず、何の措置も取らなかったため、債務不履行によ り損害を賠償する責任を負う。
篠田商事損害賠償等請求 事件	京 都 地 裁 平 9. 4. 17 判決	また、被告会社は、雇用契約に付随して、原告がその意に反して退職す ることがないように職場の環境を整える義務があるといふべきである。

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
		被告会社は、被告専務の発言を撤回させるなどの措置を取るべき義務があったというべきであるにも関わらず、何の措置も取らなかったため、損害を賠償する責任を負う。

21世紀職業財団刊行図書・ビデオ一覧

改正 男女雇用機会均等法の解説 労働省女性局 編	1,260円	〒310
改訂 介護休業制度と両立支援事業の解説 労働省女性局 編	1,780円	〒310
女性の能力発揮促進のための税制のあり方研究会報告書 女性の能力発揮促進のための税制のあり方研究会 監修	1,528円	〒310
OECDレポート 産業構造変化と女性雇用 OECD（経済協力開発機構） 著	2,039円	〒310
働く女性の能力活用研究会報告書——電気・ガス供給業—— 21世紀職業財団 編	1,325円	〒310
働く女性の能力活用研究会報告書——食料品製造業—— 21世紀職業財団 編	1,325円	〒310
Japan's Working Women Today '95 21世紀職業財団 編	2,100円	〒310
女子雇用管理とコミュニケーション・ギャップに関する研究会報告書 21世紀職業財団 編	815円	〒240
啓発ビデオ「職域はあなたがひらく」 21世紀職業財団 編	5,775円	〒390
啓発ビデオ「働くわたしを見つけよう——DREAMS COME TRUE!——」 21世紀職業財団 編	5,775円	〒390
啓発ビデオ「明日を拓く——女子学生の就職を考える——」 21世紀職業財団 編	5,775円	〒390
啓発ビデオ「いきいき女性課長」 21世紀職業財団 編	5,775円	〒390

〒は実費送料

平成9年版 働く女性の実情

1998年1月26日 発行

定価 1,630円
(本体 1,553円)

編 者 労働省女性局

発行者 三浦 崇男

発行所 財団法人 21世紀職業財団

〒102 東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル2F

電話 03(5276)3691(代) 振替 00130-8-0127146

ISBN4-915811-15-8 C0036 ¥1553E

落丁・乱丁本はお取り替えます。